官報 号外 国会会議録

令和六年十二月十二日

○第二百十六回国会

衆議院会議録 第六号

令和六年十二月十二日（木曜日）

令和六年十二月十二日
午後四時三十分　本会議

○本日の会議に付した案件

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙
日本ユネスコ国内委員会委員の選挙
国土審議会委員の選挙
国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙
令和六年度一般会計補正予算（第1号）
令和六年度特別会計補正予算（特第1号）
令和六年度政府関係機関補正予算（機第1号）
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

午後四時三十二分開議

○議長（額賀福志郎君）　これより会議を開きます。

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙
日本ユネスコ国内委員会委員の選挙
国土審議会委員の選挙
国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

○議長（額賀福志郎君）　検察官適格審査会委員及び同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙を行います。

○鈴木隼人君　各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長（額賀福志郎君）　鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君）　御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、検察官適格審査会委員に

後藤　茂之君　　齋藤　健君
稲富　修二君　及び　中司　宏君

を指名いたします。

また、

津島淳君を後藤茂之君の予備委員に、
三谷英弘君を齋藤健君の予備委員に、
小山展弘君を稲富修二君の予備委員に、
池下卓君を中司宏君の予備委員に

指名いたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に

木原　稔君　　小林　茂樹君
青柳陽一郎君　及び　奥下　剛光君

を指名いたします。

次に、国土審議会委員に

佐藤　勉君　　梶山　弘志君
古川　禎久君　　小宮山泰子君
伴野　豊君　及び　市村浩一郎君

を指名いたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設会議委員に

森山　裕君　　鈴木　俊一君
小野寺五典君　　城井　崇君
谷田川　元君　及び　馬場　伸幸君

を指名いたします。

○鈴木隼人君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

令和六年度一般会計補正予算（第1号）、令和六年度特別会計補正予算（特第1号）、令和六年度政府関係機関補正予算（機第1号）、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（額賀福志郎君）　鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君）　御異議なしと認めます。

令和六年度一般会計補正予算（第1号）
令和六年度特別会計補正予算（特第1号）
令和六年度政府関係機関補正予算（機第1号）

○議長（額賀福志郎君）　令和六年度一般会計補正予算（第1号）、令和六年度特別会計補正予算（特第1号）、令和六年度政府関係機関補正予算（機第1号）、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長安住淳君。

令和六年度一般会計補正予算（第１号）及び同報告書
令和六年度特別会計補正予算（特第１号）及び同報告書
令和六年度政府関係機関補正予算（機第１号）及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔安住淳君登壇〕

○安住淳君　ただいま議題となりました令和六年度一般会計補正予算（第１号）外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算三案の概要について申し上げます。

一般会計補正予算については、十一月二十二日に閣議決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づき、「日本経済・地方経済の成長」「物価高の克服」「国民の安心・安全の確保」の各項目を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入において、租税及び印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入れや公債金の増額等を行うこととしております。

これらの結果、令和六年度一般会計予算の総額は、歳入歳出共に当初予算から十三兆九千四百三十三億円増加し、百二十六兆五千百五十億円となります。

特別会計予算については、交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計など十一特別会計において、所要の補正を行うこととしております。

政府関係機関予算については、株式会社日本政策金融公庫において、所要の補正を行うこととしております。

なお、財政投融資計画については、総合経済対策を踏まえ、一兆千二百二十二億円を追加しております。

この補正予算三案は、去る十二月九日本委員会に付託され、同日加藤財務大臣から趣旨の説明を聴取し、翌十日から質疑に入り、基本的質疑を行いました。

昨日立憲民主党・無所属から令和六年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算に対する両修正案が提出され、本日、趣旨の説明を聴取した後、補正予算三案及び両修正案を一括して集中審議、締めくくり質疑と丁寧に審査を行いました。

同日、質疑を終局いたしましたところ、日本維新の会、れいわ新選組及び日本共産党から、それぞれ、令和六年度補正予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明がありました。次いで、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案による令和六年度一般会計補正予算に対する修正案が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算三案、各動議及び各修正案について一括して討論、順次採決を行いました結果、各動議及び立憲民主党・無所属提案の両修正案は否決されました。次いで、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案による修正案並びに修正部分を除く一般会計補正予算はいずれも賛成多数をもって可決され、令和六年度一般会計補正予算は修正議決、令和六年度特別会計補正予算及び令和六年度政府関係機関補正予算はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。川内博史君。

〔川内博史君登壇〕

○川内博史君　立憲民主党・無所属の川内博史です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました令和六年度補正予算案について、立憲民主党の修正が反映をされ、一千億を積み上げることができました。能登の被災者、被災地の皆さんにお役に立てたのではないかと思います。他方で、積み過ぎである幾つもの基金の減額についてはゼロ回答であることに加え、ほかにも様々な課題を抱えていることから、反対の立場で討論をいたします。（拍手）

本補正予算の規模は一般会計歳出で約十三・九兆円、これは、昨年の十三・二兆円を上回る水準となっています。従来、政府が経済対策の規模の根拠としてきたＧＤＰギャップは額にして約三兆円程度であり、過大な規模の財政出動と言わざるを得ません。

財政法第二十九条は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出を行う場合などに限り、内閣に補正予算の編成、提出を認めています。しかし、これは今回に限ったことではありませんが、基金の積み過ぎを始め、補正予算で対応する必要のない、緊要性のない支出も多数見受けられます。原資は、政府のポケットマネーではなく、国民の税金です。ばらまきは厳に慎み、真に必要な経済対策に支出を限定すべきではなかったのでしょうか。

後ほど具体的に指摘をいたしますが、政府提出の補正予算には数多くの問題が存在しています。

立憲民主党は、現実的、合理的な修正を図る観点から、一、令和六年度当初予算で計上された一般会計予備費の残高のうち一千億円について、能登半島、能登地域の復旧復興に要する経費に使用すること、二、緊要性の観点から、積み過ぎと考えられる基金への支出、計約一兆三千六百億円を減額することとする修正案を提出し、本日の予算委員会で趣旨説明及び集中審議が行われました。そして、我が党の修正案のうち、一について与党にも御理解をいただき、一般会計予備費一千億円が能登地域の復旧復興に関する支出に充てられるよう予算総則に追加されることになりました。

国会で予算案が修正されたのは戦後五例目、補正予算では戦後初で、直近では一九九六年の住専国会で修正が行われて以降、二十八年ぶりの予算案の修正であります。これは、さきの総選挙で与野党が逆転した結果であり、与党側の御努力にも感謝を申し上げます。委員会の議論を公平、中立、公正の立場でまとめていただいた安住委員長にも敬意を表します。

本日の予算委員会で、我が会派の同僚議員が、この修正案が可決、成立した場合には、能登半島復興支援の拡充をこの補正予算で速やかに取り組むことでよいかということを石破総理にお聞きしたところ、石破総理は、被災地のニーズを踏まえ、切れ目のない支援を行うことだと私自身考えておるところ、国会の御判断というものは、私ども、謙虚に、そして重視をしていくというのは当然のことと答弁をされました。総理には、我々の提案に沿って取り組んでいただきたいと思います。

予算委員会で政府案とともに野党提出の修正案が並行審議され、それが反映されて修正議決をしたことは、与党の事前審査制に代わり、万機公論に決すべしという、熟議と公開というあるべき国会への第一歩、国民の税金の使い方を議論する場が大きく変わった瞬間でありました。これが真の国会、与党の先生方にも今後これに慣れていただかなければならないのであります。

それでは、政府提出の令和六年度補正予算の問題点について指摘をいたします。

まず、基金への支出です。

立憲民主党は、宇宙の研究開発や利用促進は推進していく立場ですが、当初予算で宇宙戦略基金に百億円計上し、補正予算で三十倍の三千億円にも積み増しするのは、エビデンスに乏しく、財政

法で定める緊要性の要件を全く満たしていないと考えます。減額すべきであります。

次に、政府は、物価高対策として、住民税非課税世帯に対する三万円の給付を打ち出しました。

政府は、経済対策としてこれまでも同様の給付を繰り返してきましたが、住民税非課税世帯に対象を限定すると、いわゆるワーキングプア層など、働いて住民税を納めていながらも生活が厳しいという層には支援が届かないのであります。一方で、多額の金融資産があり、日々の生活には余り不自由はないという方でも、所得が一定額以下であれば給付金を受け取ることができてしまう。これは不公平というものではないでしょうか。いつまでもこの給付方法でよしとはならないのであります。真に支援を必要としている方々に的確に給付を実施できる仕組みを早急に構築すべきであります。

電気・ガス補助金の再開とガソリン補助金の延長も盛り込まれました。

電気・ガス補助金は、本年十月の使用分までで一旦終了しており、今後寒さが厳しさを増す寒冷地の世帯への配慮を欠くなど、政策目的に一貫性がありません。これらの補助金は、対象が限定されていないために、支出額の多い高所得者ほど負担軽減額が大きくなるという問題と、元売事業者等を通じた支援であるため、家計がその効果を実感しづらいという難点もあります。したがって、我々が主張するように、中低所得者層、中小零細企業を対象に、直接的、集中的な給付を実施することを基本とすべきでありました。

また、エネルギー価格が高騰するたびにこのような補助金を繰り返していては、財政が逼迫してしまいます。実際に、これらの補助金の予算の累計額は十二兆円超と、巨額に上っています。いつまでもこのような対症療法を繰り返すのではなく、より根本的な対策として、再エネ、省エネへの大胆投資を実行することで、エネルギー価格の高騰に強い経済社会構造をつくり上げるべきです。

さらに、値上がりする学校給食費について、政府は重点支援地方交付金による支援をすればよいとおっしゃるが、既に約三割の自治体が独自財源で無償化を実施し、未実施の自治体からは、国の責任で全国一律に無償化することを求める声が強まっている。居住する自治体によって子供の育ちをめぐる環境に差がある現状は好ましくなく、どこに居住していようとも、子供が健やかに成長できる社会を目指すべきであります。こどもまんなか社会というのであれば、学校給食費の無償化を真っ先に、その手だてを速やかに講じることを強く求めたいと思います。

また、いわゆる年収の壁問題について、年収百三十万円を超えた途端に約三十万の減収が生じてしまう社会保険の百三十万の壁あるいは崖については、従来の年収の壁・支援強化パッケージの実行などが掲げられるにとどまっています。私たちが提案をしている、収入の減少を補塡する就労促進支援給付の方がより効果的であると確信をしています。私たちは、この就労促進支援給付について、既に議員立法を提出いたしました。委員会審議においても、具体的に提案をしています。石破総理にも内閣にも、是非前向きに向き合っていただきたいとお願いを申し上げます。

以上、指摘を申し上げた理由から、令和六年度補正予算については、残念ながら反対をするものであります。

今後も、国民の皆様の、能登半島の皆様方の負託に応えるため、政権を担い得る責任政党として、政府の問題点をただしながら、よりよい政策の実現に全力を注いでいくことをお誓い申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　牧島かれん君。

（牧島かれん君登壇）

○牧島かれん君　自由民主党・無所属の会の牧島かれんです。

私は、自由民主党・無所属の会、公明党を代表し、ただいま議題となっております令和六年度一般会計補正予算、令和六年度特別会計補正予算及び令和六年度政府関係機関補正予算、以上三案に関し、自由民主党・無所属の会、公明党提案に係る修正案及びそれを除く政府原案に対し、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

我が国は、三十年以上の間、バブル崩壊や金融危機、度重なる自然災害やコロナ禍といった難局を、国民の皆様の努力によって、幾度となく乗り越えてきました。その結果、名目ＧＤＰは六百兆円、設備投資は百兆円をそれぞれ超え、賃金も三十三年ぶりの高い賃上げ率という状況を実現することができました。

こうした前向きな動きを、国民一人一人が実際の賃金、所得の増加という形で手取りが増え、豊かさが実感できるよう、更に政策を前進させることで、長きにわたったコスト型経済から脱却し、決してデフレに後戻りすることのないよう、経済全体の成長力、供給力を強化することが必要であります。このことによって、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとしなければなりません。こうした問題意識に応えるものが、今回、政府が策定した総合経済対策、そして、その裏づけとなる補正予算であります。

以下、修正部分を除く政府原案に賛成する主な理由を申し述べます。

まず、本年一月の能登半島地震やその後の豪雨、そうした自然災害からの復旧復興を、被災者の声に寄り添いながら一層加速していく予算となっています。被災事業者のなりわいの再建支援、災害廃棄物処理の加速化などが盛り込まれたものとなっています。

その上で、今後も想定される災害への備えに万全を期すため、体育館の空調設備を含む公立学校施設の整備や、防災・減災、国土強靱化対策による強靱な国土づくりを推進するものとなっています。

成長型経済への移行の礎を築くためには、まず、国民の安心、安全の確保が必要です。誰一人取り残されない社会の実現のため、闇バイト対策や地域防犯力の強化支援といった、防犯体制の強化を実現するものになっていると考えます。

次に、本補正予算が中小企業を後押しするものになっている点を挙げます。

日本の企業の九九・七％は中小企業です。全ての世代の現在、将来の賃金、所得を増やす、日本経済、地方経済の成長に向けた国内投資を促進するため、中小企業の生産性向上のための設備投資等を支援する中小企業生産性革命推進事業の拡充や、売上高百億円規模を目指す中小企業の大規模投資への支援など、中小企業の賃上げ環境の整備を強化するものとなっています。

また、地方こそ成長の主役であるとの考え方の下、地方創生二・〇を展開するため、地域独自の取組を強力に後押しする新しい地方経済・生活環境創生交付金を創設することなどにより、賃金、所得の増加を全国津々浦々に波及させ、定着させるものとなっております。

さらに、将来の賃金、所得の増加に向けて、投資立国及び資産運用立国を実現するため、例えば、ＡＩ・半導体産業基盤強化フレームを策定し、ＡＩ、半導体分野における産業競争力の強化、経済安全保障及びエネルギー政策上の観点に立った重点的な支援を行い、宇宙戦略基金においては、民間企業、大学等への技術開発への支援を強化、加速するといったものになっていると考えます。

最後に、誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける物価高の克服のため、重点支援地方交付金を活用して、物価高の影響を受ける低所得者に対して一世帯当たり三万円の給付を迅速に行うとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな取組を支援する推奨事業メニューの拡大を行うものとなっています。加えて、家庭、住宅の省エネ、再エネといった取組を推進し、クリーンエネルギー自動車の導入を支援することで、物価高への構造的な対応を措置するとともに、エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現を目指します。

次に、自由民主党・無所属の会、公明党提案の修正案について意見を申し述べます。

同案は、当委員会における議論を踏まえ、一般会計予算の予算総則において、一般予備費の残額のうち一千億円については、令和六年能登半島地震及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による被害の被災者の生活及びなりわいの再建その他同被害からの復旧復興に要する経費に使用するとの条文を追加することとしております。賛成の意を表するものであります。

以上、修正案及びそれを除く政府原案に賛成する理由を申し述べました。

議員皆様の御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　櫛渕万里君。

〔櫛渕万里君登壇〕

○櫛渕万里君　れいわ新選組の櫛渕万里です。

私は、会派を代表し、令和六年度一般会計補正予算外二案に反対の立場から討論いたします。（拍手）

今回の補正予算は、一言で言って遅過ぎます。れいわ新選組は、能登半島地震の発災直後に現地入りし、状況をつぶさに把握した山本太郎代表を先頭に、補正予算を何度も何度も求めてきました。しかし、与野党共に裏金問題という政争に集中して放置。ほぼ一年たった今頃、ようやく出てきました。地震と豪雨の二重災害に見舞われた被災者は、いまだに救われておりません。

しかも、内容もしょぼい。能登地域の復旧復興に直接充てる項目は、元々二千六百八十四億円しかありません。これで世界有数の豪雪地帯である能登が冬を越せるのでしょうか。

れいわ新選組は、被災住民への一人三百万円の給付を含む二・三兆円の支給を求め、緊急経済対策と合わせて合計六十兆円規模の組替え動議を提出いたしました。どちらが被災地を救うか、一目瞭然です。能登の人々に、地震、豪雨に加えて政治の無策という三重苦を課すことは、断じて許されません。

そもそも、この補正予算に、特に緊急となった支出に限るとの財政法の規定に真っ向から反する巨額の違法疑い支出が目立ちます。裏金自民党による裏金補正予算と言えるのではありませんか。

例えば、米軍の再編やオスプレイ移転の費用が計上されていることです。物価高に苦しみ、スーパーで一円でも安い食料品を探す国民からすれば、米軍向け支出や墜落事故が起きた機種の整備がなぜ補正予算で手当てされるのか、理解できません。

また、ＡＩや半導体への支出に代表されるように、企業や業界中心の予算も大盤振る舞い。ここでも、企業献金の見返りに補助金を与える、こうした金権政治丸出しの構図が見て取れます。

物価高と三十年の不況にあえぐ国民が今最も求めているのは消費税廃止、少なくとも消費税減税です。消費税には逆進性があって、所得の低い世帯に不公平な税制です。これを放置して低所得者給付金を行うのは、自己矛盾の極みでしょう。

消費税廃止、減税については、財源はどうするのかという声があります。しかし、この補正予算でも六兆六千九百億円の国債が発行されており、米軍や原発、大企業のためには日本国債を発行するのに、困っている国民には財政再建を強調して増税をする。支離滅裂でしかなく、一体どこの国の政府かと与党は自問自答してください。

立憲民主党は、政府案十三・九兆円を大き過ぎるとし、独自の修正案を提出しましたが、それは少な過ぎるとする私たちとは百八十度真逆の評価に基づいたもので、とても賛成できません。一千億円の予備費をかち取ったといっても、本来は六千億円規模だったはずです。二十八年ぶりに予算案を修正させたと政治的成果のみを急いだなら、それは国民を置き去りにしていると言わざるを得ません。

また、基金を削減するのに、先ほど述べた米軍再編始め、マイナ保険証や万博、原子炉といった論外の支出がそのまま残っていました。恐らく、立憲民主党の一千億円増と国民民主党の百三万円の壁とで手柄争いをけしかけた自民党のもくろみどおりに、補正予算を成立に導くわなにはまったのではないですか。

今、国会は与党が少数になったので、本来ならこうした問題予算を大幅に見直しをさせる、それが野党の役割です。それを手練手管を使ってほとんど無傷で通すとは、さすが悪知恵自民党と感心してしまいます。政府案を修正させたと喜ぶ立憲民主党を心の中であざ笑っているのではないですか。

立憲民主党の皆さん、このままでは、もう一度言わせていただきます、与党も野党も茶番です。

しかし、諦めるのはまだ早いです。僅かに残るクモの糸、それは消費税減税法案の再提出です。この法案には、小規模事業者の九割が見直しを求めるインボイスの廃止も盛り込まれています。当時、れいわ新選組を始め、立憲民主党、社会民主党、日本共産党の四党で提出し、野田佳彦代表、小川淳也幹事長、重徳和彦政調会長を始め、現在の立憲幹部ももろ手を挙げて賛成した法案です。もう一度、この法案を再提出しようではありませんか。与野党が大逆転した今こそ、最大のチャンスです。

そして、国民民主党の皆さん、公約した消費税五％減税もしっかり、きっちりやりましょう。

今回の選挙では、立憲民主党以外全ての野党は何らかの消費税減税を掲げて、野党が多数となる国会が誕生しました。これが国民の声です。

この補正予算に賛成された皆さん、政府と手を握った悪行をざんげし、国民を救う王道、消費税減税法案で政府を追い込み、国会に風穴を空け、失われた三十年を取り戻す。そのことを呼びかけ、私の反対討論といたします。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　空本誠喜君。

〔空本誠喜君登壇〕

○空本誠喜君　日本維新の会の空本誠喜です。

私は、ただいま議題となりました令和六年度一般会計補正予算、令和六年度特別会計補正予算、令和六年度政府関係機関補正予算の各案について、会派を代表しまして、賛成の立場から討論をいたします。（拍手）

まず明確にすべきことは、この補正予算の全てに賛同するわけではないということです。

規模は明らかに過剰です。今般の補正予算は、一般会計で約十九兆円規模でありながら、足下のＧＤＰギャップは年四兆円程度で、極端な需要不足とは言えません。財務省の資料によると、我が国の令和四年の債務残高の対ＧＤＰ比は百七十八か国中百七十八位であり、二五七・二％にも上るとされています。果たして、財政健全化とどのように整合するのでしょうか。問題となっている基金の膨張に関しても、昨年度新設の三基金に本補正予算で三千三百二十六億円が積み増しされており、緊要性の観点から大変疑問です。

強烈なデフレからの脱却を目指したアベノミクスの要点は、金融緩和と財政出動で市場の痛みを和らげている間に、第三の矢たる構造改革を進めることでした。デフレに後戻りさせないのであれば構造改革に徹底的に取り組むべきですが、経済対策でライドシェア完全解禁の文言が消えていたり、地方創生二・〇をうたいながらも分権という文言すら一回も登場しなかったりと、改革に後ろ向きな姿勢も感じられます。

目玉施策である地方創生二・〇についても、過去の施策との差異が余り判然とはしません。消滅可能性自治体の定義からして女性の流出にフォーカスするのは当然であり、産官学金労言も地方版総合戦略が生まれた頃から使われ続けています。今までどおり、地方の計画を国が審査して交付金を与える中央集権的な方法では、地方の現場から遊離した計画が採択されている一方で、地方の主体性も奪われています。

そもそも、全国どこでもうまくいく都合のよい成功事例などありません。地方の活性化をする唯一の方法は、全国各地の自治体の人材を強化しつつ、自発的に創意工夫を行える環境を整えることです。国が行うべきことは、行財政改革によって無駄を排し、地方が自主財源で新規事業ができるようサポートすること、そして、地方が求める税源移譲や規制緩和に徹底的に応じることではないでしょうか。

政治改革に関しては、我々は政策活動費の完全廃止と企業・団体献金の完全禁止を最重要視しています。

政策活動費に関しては、総理は、政策活動費を廃止の上、公開方法工夫支出なる新制度を設けると述べていますが、このような制度は本当に必要でしょうか。

政治資金規正法の第一条では、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにすると して、政治活動の国民への公開を求めています。そうであれば、たとえ第三者機関での監査を受けるといえども、公開しなければ国民からの信頼を得るに足りません。実務的にも、領収書上に会合の参加者や議論の内容などは記載されません。外交上の課題に至っては、政府が対処すべき課題です。政党における不透明な金の存在意義はありません。

企業・団体献金についても、営利団体である企業が利益を考えず寄附を行うことはあり得ず、一方で、莫大な献金を配慮なく受け取ることも困難であることを我が党議員が指摘してきました。ある政治団体は、自民党やその候補に数億円に上る献金を行い、広報誌で、利益誘導のための政策変更をかち取る、かち取ったと表現していることからも、政策はゆがめられていると言わざるを得ません。同様の事象は、この団体に限ったことではなく、様々な企業や団体で見られます。

総理は、そういうような牽連性を持って政策を判断したことはなく、このような判断は決めつけであると述べていますが、本当に配慮していないのならば、企業・団体献金の存在意義はありません。現実に自民党が企業・団体献金を重視し、多くの企業、団体が競うように献金を行っている以上、我々は、政策がゆがめられていると考えています。

とはいえ、今の我が国には、能登の復興が喫緊の課題として課せられています。今般の補正予算には、本格的な能登の復旧復興に向けた予算が計上されているのみならず、与野党の協議により一千億円の上積みもなされています。これを通さないことは得策ではありません。

能登半島地震の発生から間もなく一年を迎え、北陸の厳しい冬を前にして、いまだ被災者の生活の再建はならず、道路や漁港、水道などのライフラインの本格復旧が待たれています。我が党も、身を切る改革として被災地に寄附を届け、微力ながらも貢献をしてきました。しかし、能登の活力が日に日に失われている中、今ここで、国の総力を挙げて支えなければなりません。

調査研究広報滞在費、いわゆる旧文通費問題も、一定の方向性が見えてきたと評価をしています。

我が党が問題提起してからはや三年、我々は、日割り支給、使途公開、残金の国庫返納を求めてきましたが、なかなか賛同を得られず、停滞を強いられてきました。さきの国会では、自民党との間で、残された使途の公開並びに残金の国庫返納を実現すると合意したにもかかわらず、結果的に、自民党によってほごにされ、実現しませんでした。

今回、使途公開や残金の国庫返還を義務づけた、来年八月から施行することで与野党が大筋合意でき、歳費法改正案が今国会で成立するめどが立ったことは大きな成果であると考えています。

我が党も、国民の理解を前提として、マイナンバーカードの普及、推進に賛同するところです。大量更新への窓口対応やコールセンターの体制構築など、多様な施策が盛り込まれていますが、十二月二日に健康保険証の新規発行が停止し、マイナンバーカードの緊急必要性が一層高まる中、マイナンバーカードを円滑に取得できる環境の整備や交付体制の強化は喫緊の課題であると考えます。

マイナ保険証の導入は医療ＤＸの入口でありながら、マイナンバーカードの保有者は八割弱、マイナ保険証の利用率は直近の調査で二割に届かず、医療ＤＸの実現に向けて大きな課題となっています。政府は、取得促進に努めるのみならず、マイナ保険証の明確なメリットを打ち出さなければなりません。現行、二百床以下の医療機関の約半数が紙のカルテを用いている状況も打開しなければなりません。地域医療を守りながら、電子カルテ情報を共有できる地域医療体制を、そして国民の健康維持に資する医療保険制度を総合的に構築することが不可欠です。

我々がかねてより求めてきた教育の無償化、特に高校の教育無償化に関し、政府・与党と合意し、実現に向けた協議の場が整ったことも大きな成果です。高校進学率が九九％に上る時代にあって、所得制限を設ける現行制度は教育の機会均等の理念から大きくかけ離れたものであって、まずは高校までの完全教育無償化の実現は必須です。少子化の進む我が国にとって、子供の潜在能力を開花させる教育こそ、国家百年の計です。将来世代への投資のセンターピンとして、教育の無償化の検討が各会派の御理解を得て前に進むことを期待しています。

政府には、これらの項目を速やかに、誠実に進めるべきことを申し述べ、賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　田村貴昭君。

（田村貴昭君登壇）

○田村貴昭君　私は、日本共産党を代表して、補正予算案に反対の討論を行います。（拍手）

今、国民が求めている補正予算は、能登半島災害の被災者支援であり、物価高騰対策の抜本的強化です。

ところが、本補正予算案は、軍事費を過去最大の八千二百六十八億円計上しています。

そもそも財政法第二十九条は、補正予算の編成は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費に限ると定めています。イージスシステム搭載艦、最新鋭の「もがみ」型護衛艦、哨戒ヘリ、地対艦誘導弾などを取得する経費など、軍事費の四分の三は次年度以降の歳出化経費の前倒しとなっています。まさに、財政法第二十九条に真っ向から反するものであります。

沖縄県民の民意を踏みにじる辺野古新基地建設、鹿児島県の種子島の住民の住環境を悪化させる米軍艦載機の夜間発着訓練のための馬毛島基地建設、陸上自衛隊オスプレイ移駐、配備のための佐賀駐屯地の整備などの基地強化予算は削除すべきです。

当初予算と合わせて九兆円に及ぶ軍事費によって、憲法、平和、暮らしを破壊する安保三文書に基づく大軍拡と米軍基地強化を推進することは、断じて認められません。

また、ＡＩ・半導体産業基盤強化フレームに一兆三千億円もの巨額の資金をつぎ込んでいます。半導体企業ラピダス等への支援など、特定の大企業を支援するために国民の税金を使うことは許されません。

我が党は、軍拡と大企業支援のための補正予算に断固反対するものであります。

能登半島地震からもうすぐ一年。地震と九月の記録的豪雨という二重災害によって、被災者は、物理的にも精神的にも大きなダメージを受けています。本補正予算案は、被災した公営住宅、医療、介護基盤の再建などの経費を計上していますが、極めて不十分です。

豪雨を含む災害により被災された方々に対する医療費や保険料等の全額国費による減免措置など、被災者に負担が生じない十分な支援が必要です。被災地は厳しい雪の季節を迎えます。みなし仮設からの退去や避難所の一方的な閉鎖などによって、生活の場を失う被災者を決してつくってはなりません。能登に住み続けたいという切実な願いを持ち、先の見えない生活を何とか打開しようとして苦しんでいる被災者が希望を持てるよう、国の支援を抜本的に強めることを求めます。

物価高騰から暮らしを守る支援策も極めて不十分です。

所得が低い現役世代の方々、ケア労働者などに対する思い切った支援が必要です。国立大学、私立大学や専門学校等の授業料値上げが相次いでおり、学費値上げを止めるために緊急助成を求めます。生計費非課税の原則を貫いて、全国民に物価の引下げの効果が表れる、消費税率五％への減税を求めます。

強調したいのは、経済対策の抜本的な転換です。

石破首相は、三十年にわたる日本経済の落ち込みを認めました。問われているのは、賃上げを抑制する一方で、法人税減税を進めるなどして、大企業の内部留保をこの二年間だけでも二十八兆円にまで増加させてきた歴代自民党政権の政策です。

大企業と大株主の利益を最優先する政策を根本的に転換し、内部留保に課税し、その財源で労働者全体の賃金引上げを今こそ実現すべきであります。

以上で討論を終わります。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党の浅野哲です。

私は、国民民主党を代表し、令和六年度補正予算案に対し、賛成の立場から討論いたします。（拍手）

賛成する第一の理由は、いわゆる百三万円の壁の引上げとガソリンの暫定税率廃止に向けて、与党と一定の合意に至ったからであります。

二年前の令和四年二月二十二日、この日の衆議院本会議において、国民民主党は、主要野党として、一九七八年以来、実に四十四年ぶりに本予算に賛成をいたしました。理由は、当時、コロナ禍という有事が長期化しつつあった中で、国内の賃上げ機運を何としても守り抜くという強い決意、そして、緊迫化する国際情勢の中で、原油高騰対策を早期に実現しなければ国民生活に甚大な影響が及ぶとの危機感であり、そのためにも、最重点目標であったトリガー条項の発動に向けてあらゆる手段を尽くすという不退転の決意からでありました。

その約一か月後、自由民主党、公明党、国民民主党の幹事長合意に基づき、トリガー条項の発動に向けて協議を重ねましたが、結局、それから二年にわたって与党側が慎重姿勢を崩すことはなく、本年二月に、我々はこの協議からの離脱を決断いたしました。

しかし、本年十月、国民民主党は、百三万円の壁の引上げとガソリン暫定税率の廃止を主要公約に掲げて総選挙に挑み、それぞれの地域で有権者の後押しをいただいた結果、二十一名の新しい仲間を国会に迎え、ガソリン減税を訴える機会を国民の皆様から再び与えていただいたのであります。

そして、昨日、自由民主党、公明党、国民民主党の幹事長会談が行われ、その中で、いわゆる百三万円の壁は国民民主党の主張する百七十八万円を目指して来年から引き上げること、そして、いわゆるガソリンの暫定税率は廃止することが合意されました。まさに、意志あるところに道は開けるということを感じた瞬間でありました。

第二の理由は、補正予算案の中に国民民主党の要望内容が盛り込まれたためであります。

十一月八日、国民民主党は、与党に対して令和六年度経済対策及び補正予算に関する要望を提出し、浜口政調会長の下、各党と交渉、協議を行ってまいりました。

国民民主党から要請した項目は大きく四点。①能登半島の地震、豪雨災害からの復旧復興のための予算。②防災、減災対応、特に、避難所となる体育館への空調設備導入を加速し、ランニングコスト支援を行うこと。③百三万円の壁を百七十八万円まで引き上げることや、特定扶養控除の基準額の引上げ。④冬期の電気代、ガス代に対する支援とガソリン代引下げ、航空機燃料支援であります。

とりわけ、能登の被災地の復旧は待ったなしです。

去る十一月十九日、私は、予算委員会の皆様とともに輪島市を訪問しました。お正月の地震や九月の豪雨災害から時間が経過した今もなお、現地には多数の傷痕がそのままの形で残っておりました。国会の責務は、現地にいる皆様の思いをすくい上げ、人々の暮らしを支え、人々が希望を持ち、新しい朝を迎えられる状況をつくり出すことだと考えます。

ところで、先般の被災地視察の際、御自身の選挙区内が被災した近藤和也議員、西田昭二議員を始め、多くの出席議員が、被災地の早期復旧に向けて、住民の意見を丁寧に聞き取り、与野党を超えて対応策を話し合う場に私も同席しました。まさに与野党を超えて、目の前の困っている人々のために、対決より解決の姿勢を実践する皆様の姿に深い感銘を受けた次第であります。

今般、立憲民主党が提出した修正案の一部を含む形で、自由民主党、公明党が修正案を提出し、能登半島の復旧予算が一千億円上積みされたことは、党派を超えて被災地に寄り添う思いが具現化されたものと敬意を表し、国民民主党は賛成することといたします。

また、補正予算には、国民民主党や公明党が求めてきた、避難所となる学校の体育館等への空調設備導入を加速するための予算が計上されました。近年、災害が激甚化、頻発化する中で、高齢者や障害者、子供や女性の方たちにとっても、より安心、安全な避難場所を確保するためにも重要性かつ緊急性の高い項目であり、本項目を盛り込んでいただいたことは率直に評価できるものと考えます。

他方、年少扶養控除の復活や障害児支援の所得制限撤廃など、これまで累次にわたって求めてきた施策の改善については、政府は後ろ向きな姿勢を堅持していることは残念であります。国民民主党は、引き続き、これらの制度改善を求めてまいります。

特に、年少扶養控除については、先般の代表質問でも触れたように、扶養されている成人や高齢者、障害者には各種控除が適用され、さらに、第三号被保険者制度や国民年金制度の下、事実上の現金給付が行われています。一方、子供には児童手当のみで、控除はありません。

超少子化、超高齢化社会の日本において、子供に対する支援は更に手厚くしていくべきです。報道によれば、政府・与党は高校生の扶養控除額を維持することを決めたそうですが、年少扶養控除についても考えを改め、再導入すべきであると改めて強く主張いたします。

また、報酬改定によって厳しい状況に追い込まれつつある訪問介護事業者、とりわけ、小規模かつ過疎地域等で活動する訪問介護事業者に対するきめ細やかな支援策は急務です。そして、薬価の中間年改定が続いてきたことにより、我が国の製薬産業における創薬力や供給能力が危機に瀕しています。

今般の補正予算においては、医療、介護、障害福祉現場の生産性向上、職場環境改善等の支援に二千三百四億円、創薬支援、後発医療品安定供給支援に計五百五十二億円が措置されていますが、いずれも対症療法の域を出ておりません。

国民民主党は、本質的課題である訪問介護報酬体系の見直しや薬価の中間年改定など、根本原因を解消することを引き続き求めてまいります。

二年前の補正予算討論の際にも申し上げましたが、この国を前に進めるのは政権与党だけではありません。政策本位の健全な野党がいてこそ、より深く未来を見詰めた議論ができると考えます。だからこそ、国民の皆様には、具体的な政策提案と現実的な政治交渉によって議論を前進させることのできる国民民主党を更に大きくお育ていただくことをお願い申し上げ、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（額賀福志郎君）　三案を一括して採決いたします。

三案中、令和六年度一般会計補正予算（第１号）の委員長の報告は修正、他の二案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君）　起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

○鈴木隼人君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（額賀福志郎君）　鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君）　御異議なしと認めます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（額賀福志郎君）　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長大岡敏孝君。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大岡敏孝君登壇〕

○大岡敏孝君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告します。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告を踏まえ、一般職の国家公務員について、俸給月額、期末手当及び勤勉手当を引き上げるとともに、扶養手当、地域手当、寒冷地手当の改定等を行うものです。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の給与を引き上げる等の措置を講ずるものです。その上で、国会議員から任命された内閣総理大臣及び国務大臣等の給与については、当分の間、据え置くこととしています。

次に、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院の意見の申出に鑑み、国家公務員の育児時間制度を拡充するものです。

三法律案は、去る十二月十日本委員会に付託され、翌十一日平国務大臣から趣旨の説明を聴取し、本日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、順次採決しましたところ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告します。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　これより採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○鈴木隼人君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（額賀福志郎君）　鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君）　御異議なしと認めます。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（額賀福志郎君）　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長竹内譲君。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔竹内譲君登壇〕

○竹内譲君　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、令和六年度の補正予算により増額される同年度分の地方交付税二兆七百四十八億円について、このうち一兆一千九百二十六億円を令和六年度に交付することとし、これに対応して、同年度に限り、臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費を設けることとしております。

また、公庫債権金利変動準備金二千億円の令和六年度の活用を取りやめるほか、残余の額六千八百二十二億円を令和七年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができることとしております。

本案は、昨十一日本委員会に付託され、本日、村上総務大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○鈴木隼人君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（額賀福志郎君）　鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君）　御異議なしと認めます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（額賀福志郎君）　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長西村智奈美君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔西村智奈美君登壇〕

○西村智奈美君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであります。

両案は、去る十二月十日本委員会に付託され、翌十一日鈴木法務大臣から趣旨の説明を聴取し、本日、質疑を行い、採決の結果、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　これより採決に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○鈴木隼人君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（額賀福志郎君）　鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君）　御異議なしと認めます。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（額賀福志郎君）　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長遠藤敬君。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔遠藤敬君登壇〕

○遠藤敬君　ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等の改定等を行うものであります。

本案は、去る九日本委員会に付託され、翌十日中谷防衛大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。本日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○鈴木隼人君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の三案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（額賀福志郎君）　鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君）　御異議なしと認めます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

○議長（額賀福志郎君）　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長浜田靖一君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔浜田靖一君登壇〕

○浜田靖一君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、各議院の議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合について、現行の水準に据え置く措置を講じようとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行おうとするものであります。

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の改正に準じて、国会職員について育児時間制度を拡充しようとするものであります。

各法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　これより採決に入ります。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君）　御異議なしと認めます。よって、両案とも可決いたしました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君）　起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長（額賀福志郎君）　本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣　石破　茂君
総務大臣　村上誠一郎君
法務大臣　鈴木　馨祐君
外務大臣　岩屋　毅君
財務大臣　加藤　勝信君
文部科学大臣　あべ　俊子君
厚生労働大臣　福岡　資麿君
農林水産大臣　江藤　拓君
経済産業大臣　武藤　容治君
国土交通大臣　中野　洋昌君
環境大臣　浅尾慶一郎君
防衛大臣　中谷　元君
国務大臣　赤澤　亮正君
国務大臣　伊藤　忠彦君
国務大臣　伊東　良孝君
国務大臣　城内　実君
国務大臣　坂井　学君
国務大臣　平　将明君
国務大臣　林　芳正君
国務大臣　三原じゅん子君

○議長の報告

（報告書受領）

一、去る十日、内閣から次の報告書を受領した。

国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和六年十月一日から同年十一月二十七日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

一、去る十日、内閣から次の報告書を受領した。

第二百十三回国会衆議院において採択された請願の処理経過

（理事補欠選任）

一、去る九日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　髙木　啓君（理事齋藤健君去る九日理事辞任につきその補欠）

一、去る十日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

環境委員会

理事　武村　展英君（理事中谷真一君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

理事　平口　洋君（理事堀内詔子君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

安全保障委員会

理事　池畑浩太朗君（理事岩谷良平君去る六日委員辞任につきその補欠）

一、昨十一日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

法務委員会

理事　金村　龍那君（理事うるま譲司君去る六日委員辞任につきその補欠）

外務委員会

理事　中曽根康隆君（理事深澤陽一君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

理事　星野　剛士君（理事黄川田仁志君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

理事　山田　賢司君（理事鈴木貴子君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

財務金融委員会

理事　国光あやの君（理事鬼木誠君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

理事　小林　鷹之君（理事井上貴博君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

文部科学委員会

理事　今枝宗一郎君（理事山田賢司君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

理事　小林　茂樹君（理事三谷英弘君昨十一日理事辞任につきその補欠）

厚生労働委員会

理事　上野賢一郎君（理事田所嘉徳君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

理事　古賀　篤君（理事三谷英弘君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

理事　長坂　康正君（理事大岡敏孝君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

農林水産委員会

理事　鈴木　貴子君（理事井野俊郎君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

理事　西田　昭二君（理事小寺裕雄君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

理事　葉梨　康弘君（理事山口壯君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

経済産業委員会

理事　新谷　正義君（理事小林鷹之君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

理事　小泉進次郎君（理事松本洋平君昨十一日理事辞任につきその補欠）

国土交通委員会

理事　勝俣　孝明君（理事あかま二郎君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

理事　中谷　真一君（理事小林茂樹君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る九月、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任	補欠
国光あやの君	岩田　和親君
小林　茂樹君	石橋林太郎君
深澤　陽一君	井出　庸生君
大島　敦君	杉村　慎治君
前原　誠司君	阿部　圭史君
赤羽　一嘉君	吉田　宣弘君
石橋林太郎君	小林　茂樹君
井出　庸生君	深澤　陽一君
岩田　和親君	国光あやの君
杉村　慎治君	大島　敦君
阿部　圭史君	前原　誠司君
吉田　宣弘君	赤羽　一嘉君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任	補欠
中川　康洋君	角田　秀穂君
角田　秀穂君	中川　康洋君

環境委員

辞任	補欠
島田　智明君	大西　洋平君
大西　洋平君	島田　智明君

安全保障委員

辞任	補欠
草間　剛君	森下　千里君
中曽根康隆君	若山　慎司君
新垣　邦男君	山　登志浩君
山崎　正恭君	平林　晃君
森下　千里君	草間　剛君
若山　慎司君	中曽根康隆君
山　登志浩君	新垣　邦男君
平林　晃君	山崎　正恭君

予算委員

辞任	補欠
鬼木　誠君	井野　俊郎君
国光あやの君	西田　昭二君
小林　茂樹君	田野瀬太道君
深澤　陽一君	新藤　義孝君
大西　健介君	岡田　悟君
神谷　裕君	髙松　智之君
酒井なつみ君	西川　厚志君
本庄　知史君	長妻　昭君
米山　隆一君	重徳　和彦君
空本　誠喜君	東　徹君
前原　誠司君	徳安　淳子君
長友　慎治君	石井　智恵君
赤羽　一嘉君	山口　良治君
井野　俊郎君	中谷　真一君
西田　昭二君	國場幸之助君
髙松　智之君	山　登志浩君
西川　厚志君	波多野　翼君
徳安　淳子君	林　佑美君
山口　良治君	西園　勝秀君
中谷　真一君	福田かおる君
波多野　翼君	眞野　哲君
山　登志浩君	水沼　秀幸君
西園　勝秀君	沼崎　満子君
福田かおる君	田所　嘉徳君

眞野　哲君　杉村　慎治君
水沼　秀幸君　大塚小百合君
國場幸之助君　国光あやの君
新藤　義孝君　深澤　陽一君
田所　嘉徳君　鬼木　誠君
田野瀬太道君　小林　茂樹君
大塚小百合君　神谷　裕君
岡田　悟君　大西　健介君
重徳　和彦君　米山　隆一君
杉村　慎治君　酒井なつみ君
長妻　昭君　本庄　知史君
東　徹君　空本　誠喜君
林　佑美君　前原　誠司君
石井　智恵君　長友　慎治君
沼崎　満子君　赤羽　一嘉君

一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　　補欠

栗原　渉君　福原　淳嗣君
平沼正二郎君　川崎ひでと君
山口　壮君　若山　慎司君
三木　圭恵君　中司　宏君
山崎　正恭君　中川　宏昌君
川崎ひでと君　平沼正二郎君
福原　淳嗣君　栗原　渉君
若山　慎司君　山口　壮君
中司　宏君　三木　圭恵君
中川　宏昌君　山崎　正恭君

法務委員

辞任　　補欠

井出　庸生君　中西　健治君
上田　英俊君　勝目　康君
寺田　学君　齋藤　裕喜君
勝目　康君　上田　英俊君
中西　健治君　井出　庸生君
齋藤　裕喜君　寺田　学君

外務委員

辞任　　補欠

大空　幸星君　田中　和徳君
山崎　正恭君　大森江里子君
田中　和徳君　大空　幸星君
大森江里子君　山崎　正恭君

財務金融委員

辞任　　補欠

長島　昭久君　平沼正二郎君
牧島かれん君　向山　淳君
江田　憲司君　宗野　創君
平沼正二郎君　長島　昭久君
向山　淳君　牧島かれん君
宗野　創君　江田　憲司君

文部科学委員

辞任　　補欠

遠藤　利明君　丹羽　秀樹君
鈴木　貴子君　東　国幹君
東　国幹君　鈴木　貴子君
丹羽　秀樹君　遠藤　利明君

厚生労働委員

辞任　　補欠

塩崎　彰久君　小林　鷹之君
長谷川淳二君　金子　容三君
福田かおる君　中西　健治君
山井　和則君　おおつき紅葉君
小林　鷹之君　鈴木　英敬君
金子　容三君　長谷川淳二君
鈴木　英敬君　塩崎　彰久君
中西　健治君　福田かおる君
おおつき紅葉君　山井　和則君

農林水産委員

辞任　　補欠

長谷川淳二君　深澤　陽一君
森下　千里君　土田　慎君
土田　慎君　森下　千里君
深澤　陽一君　長谷川淳二君

経済産業委員

辞任　　補欠

小池　正昭君　福原　淳嗣君
坂本竜太郎君　佐々木　紀君
大島　敦君　杉村　慎治君
佐々木　紀君　坂本竜太郎君
福原　淳嗣君　小池　正昭君
杉村　慎治君　大島　敦君

予算委員

辞任　　補欠

鬼木　誠君　田野瀬太道君
土屋　品子君　松島みどり君
寺田　稔君　古賀　篤君
平沢　勝栄君　平口　洋君
山田　賢司君　岩田　和親君
大西　健介君　辻　英之君
酒井なつみ君　岡田　克也君
本庄　知史君　鈴木　岳幸君
米山　隆一君　重徳　和彦君
西田　薫君　猪口　幸子君
前原　誠司君　阿部　司君
長友　慎治君　鳩山紀一郎君
橋本　幹彦君　岸田　光広君
赤羽　一嘉君　西園　勝秀君
大森江里子君　浮島　智子君
櫛渕　万里君　高井　崇志君
田村　貴昭君　田村　智子君
緒方林太郎君　吉良　州司君
田野瀬太道君　西田　昭二君
岡田　克也君　長友よしひろ君
阿部　司君　林　佑美君
猪口　幸子君　黒田　征樹君
岸田　光広君　石井　智恵君
西園　勝秀君　沼崎　満子君
長友よしひろ君　福田　淳太君
黒田　征樹君　徳安　淳子君
沼崎　満子君　岡本　三成君
岡本　三成君　山口　良治君
岩田　和親君　山田　賢司君
古賀　篤君　寺田　稔君
西田　昭二君　鬼木　誠君
平口　洋君　平沢　勝栄君
松島みどり君　土屋　品子君
鈴木　岳幸君　本庄　知史君
辻　英之君　大西　健介君
福田　淳太君　酒井なつみ君
徳安　淳子君　西田　薫君
林　佑美君　前原　誠司君
石井　智恵君　橋本　幹彦君
鳩山紀一郎君　長友　慎治君
浮島　智子君　大森江里子君
山口　良治君　赤羽　一嘉君
高井　崇志君　櫛渕　万里君
田村　智子君　田村　貴昭君
吉良　州司君　緒方林太郎君

（理事補欠選任）

一、去る十日、政治改革に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　小泉進次郎君（理事平口洋君去る十日理事辞任につきその補欠）

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任　　補欠

井出　庸生君　牧島かれん君
坂本竜太郎君　小池　正昭君
塩崎　彰久君　大空　幸星君
平口　洋君　石橋林太郎君
石橋林太郎君　平口　洋君
大空　幸星君　塩崎　彰久君
小池　正昭君　坂本竜太郎君
牧島かれん君　井出　庸生君

一、昨十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任　　補欠

中曽根康隆君　　井野　俊郎君
松本　剛明君　　中西　健治君
江田　憲司君　　岡田　　悟君
源馬謙太郎君　　馬場　雄基君
井野　俊郎君　　小林　鷹之君
小林　鷹之君　　中曽根康隆君
中西　健治君　　松本　剛明君
岡田　　悟君　　江田　憲司君
馬場　雄基君　　源馬謙太郎君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

辞任　　補欠

遠藤　利明君　　黄川田仁志君
大西　洋平君　　福原　淳嗣君
小池　正昭君　　栗原　　渉君
黄川田仁志君　　遠藤　利明君
栗原　　渉君　　小池　正昭君
福原　淳嗣君　　大西　洋平君

（議案提出）

一、去る九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案（木原誠二君外五名提出）
国会法の一部を改正する法律案（木原誠二君外五名提出）
政治資金委員会法案（木原誠二君外五名提出）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外七名提出）
政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外九名提出）
一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

令和六年度一般会計補正予算（第1号）
令和六年度特別会計補正予算（特第1号）
令和六年度政府関係機関補正予算（機第1号）
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律案
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案（古川元久君外三名提出）
政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（古川元久君外二名提出）
政治資金規正法等の一部を改正する法律案（大串博志君外七名提出）

（議案付託）

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）　安全保障委員会　付託
令和六年度一般会計補正予算（第1号）
令和六年度特別会計補正予算（特第1号）
令和六年度政府関係機関補正予算（機第1号）　以上三件　予算委員会　付託
政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外十名提出、衆法第二号）　政治改革に関する特別委員会　付託
一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）　以上三件　内閣委員会　付託
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）　以上二件　法務委員会　付託
政治資金規正法等の一部を改正する法律案（木原誠二君外五名提出、衆法第六号）
国会法の一部を改正する法律案（木原誠二君外五名提出、衆法第七号）
政治資金委員会法案（木原誠二君外五名提出、衆法第八号）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外七名提出、衆法第九号）
政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外九名提出、衆法第一〇号）
政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案（古川元久君外三名提出、衆法第一一号）
政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（古川元久君外二名提出、衆法第一二号）
政治資金規正法等の一部を改正する法律案（大串博志君外七名提出、衆法第一三号）
以上八件　政治改革に関する特別委員会　付託
一、昨十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五号）　総務委員会　付託

（議案送付）

一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案（田中健君外一名提出）
一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案（田中健君外一名提出）
電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案（丹野みどり君外一名提出）
一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案（木原誠二君外五名提出）
国会法の一部を改正する法律案（木原誠二君外五名提出）
政治資金委員会法案（木原誠二君外五名提出）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外七名提出）

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外九名提出）
政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案（古川元久君外三名提出）
政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（古川元久君外二名提出）
政治資金規正法等の一部を改正する法律案（大串博志君外七名提出）

（調査要求承認）

一、環境委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、環境の基本施策に関する事項
二、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する事項
三、循環型社会の形成に関する事項
四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する事項
五、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項
六、原子力の規制に関する事項
七、公害紛争の処理に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和六年十二月十日
環境委員長　近藤　昭一
衆議院議長　額賀福志郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十一日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
国際情勢に関する事項
二、調査の目的
国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和六年十二月十一日
外務委員長　堀内　詔子
衆議院議長　額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、財政に関する事項
二、税制に関する事項
三、関税に関する事項
四、外国為替に関する事項
五、国有財産に関する事項
六、たばこ事業及び塩事業に関する事項
七、印刷事業に関する事項
八、造幣事業に関する事項
九、金融に関する事項
十、証券取引に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和六年十二月十一日
財務金融委員長　井林　辰憲
衆議院議長　額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、文部科学行政の基本施策に関する事項
二、生涯学習に関する事項
三、学校教育に関する事項
四、科学技術及び学術の振興に関する事項
五、科学技術の研究開発に関する事項
六、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する事項
二、調査の目的
右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和六年十二月十一日
文部科学委員長　中村　裕之
衆議院議長　額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、厚生労働関係の基本施策に関する事項
二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和六年十二月十一日
厚生労働委員長　藤丸　敏
衆議院議長　額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、農林水産関係の基本施策に関する事項
二、食料の安定供給に関する事項
三、農林水産業の発展に関する事項
四、農林漁業者の福祉に関する事項
五、農山漁村の振興に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
令和六年十二月十一日
農林水産委員長　御法川信英
衆議院議長　額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
　一、経済産業の基本施策に関する事項
　二、資源エネルギーに関する事項
　三、特許に関する事項
　四、中小企業に関する事項
　五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
　六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する事項
二、調査の目的
　経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため
三、調査の方法
　小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
　本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和六年十二月十一日

経済産業委員長　宮崎　政久

衆議院議長　額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
　一、国土交通行政の基本施策に関する事項
　二、国土計画、土地及び水資源に関する事項
　三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項
　四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項
　五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
　六、北海道開発に関する事項
　七、気象及び海上保安に関する事項
二、調査の目的
　国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
　小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
　本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和六年十二月十一日

国土交通委員長　井上　貴博

衆議院議長　額賀福志郎殿

（質問書提出）

一、昨日十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

医薬品濫用防止対策と六年制薬学部の存立の意義に関する質問主意書（福田玄君提出）

北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する質問主意書（有田芳生君提出）

拉致問題を考える国民の集い等に関する質問主意書（有田芳生君提出）

在留資格更新申請の長期化に関する質問主意書（松原仁君提出）

拉致問題解決のための国際空港における情報発信に関する質問主意書（松原仁君提出）

国際競技ルール改定への日本の関与不足と発言力強化に関する質問主意書（吉川里奈君提出）

（答弁書受領）

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員吉川里奈君提出中国との友好都市提携を通じた影響力工作への警戒と情報共有に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出スフィア基準に沿った避難所運営等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出フラット35の不正融資問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出原口五原則とマイナンバー制度との整合性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出自民党派閥から所属議員への政治資金パーティー収入の還付に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出終戦直後から現在までの政府の外交における基本姿勢に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出新型コロナワクチンに関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出日本航空百二十三便の御巣鷹山墜落事故に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭに対する支援等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出インターネットにおける表現の自由の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出我が国産業の国際競争力の低下に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出金融・税制・財政に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出食料・農業・農村政策に係る政府の基本的認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出森林政策に対する基本姿勢に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出政府が保有する日本電信電話株式会社の株式の処分等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出日本放送協会の受信料の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出有明海再生に向けた取組に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出防衛費増額及び防衛増税に対する石破新内閣の姿勢に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出ＦＭＳ調達の急増と未納入・未精算問題の現状等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出潜水艦修理契約に係る特別防衛監察に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出イージス・アショア及びイージス・システム搭載艦に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイの配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出屋久島沖で発生した米空軍のオスプレイの墜落事故に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出鳩山元総理へ提示された「普天間移設問題に関する米側からの説明」と題する文書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出感染症予防ワクチンの非臨床試験ガイドラインの問題点に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出石破新総理が提唱したアジア版ＮＡＴＯと核共有に関する質問に対する答弁書

衆議院議員北野裕子君提出改正戸籍法に基づく振り仮名記載義務化の短期間での実施に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川里奈君提出外国で取得した運転免許証の切替制度の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出いわゆる「袴田事件」無罪判決に対する「検事総長談話」等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出いわゆる「袴田事件」における非開示証拠に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出中国のオンラインカジノ企業の元最高経営責任者訴追に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出腐敗防止の国際協力に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出いわゆる「ひのえうま」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員島田洋一君提出英利アルフィヤ外務大臣政務官の人権認識に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緑川貴士君提出過年度の補助災害復旧事業への地方債充当率等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁君提出国際刑事裁判所非加盟国の政治家等に対する逮捕状の免責対象に関する質問に対する答弁書

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　一　号

中国との友好都市提携を通じた影響力工作への警戒と情報共有に関する質問主意書

提出者　吉川　里奈

中国との友好都市提携を通じた影響力工作への警戒と情報共有に関する質問主意書

我が国の多数の自治体は、中国との友好都市提携を結んでおり、一般財団法人自治体国際化協会によれば、本年十月時点で友好都市提携千八百二十四件中三百八十二件（二十一％）が中国との提携で、米国（四百六十四件、二十五％）に次ぐ規模である。一方、欧米では中国が友好都市提携を相手国への政治的影響力拡大の手段として利用しているとの懸念が高まっている。

「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針（昭和六十二年三月自治省）」では、地域レベルでの国際交流の意義として、①住民の国際認識・理解を養成、②地域イメージを国際レベルで高揚、③地域アイデンティティを確立、④地域産業・経済の振興、⑤必要な情報を収集・提供、⑥行政主体としての国際協力を行うこと等が挙げられている。これらの取組は、国際社会での理解増進に貢献するものであり、その活性化は奨励されるべきである。

しかしながら、中国は、我が国とは異なる政治体制を持ち、また我が国とは領土問題を抱えており、その軍事力は安全保障上の深刻な脅威となっている。また、中国共産党政府指導の下、平時から情報戦や影響力工作が軍民の区別なく展開され、他国の政治に介入していることが国際的に広く認識されている。中国との提携には、より慎重な対応が必要であることは言うまでもない。

米国国家情報長官室の国家防諜安全保障センター（ＮＣＳＣ）が、二〇二二年七月に公表した「米国の州および地方レベルの政府およびビジネスリーダーを中国の影響力工作から保護する」と題した報告書によれば、中国政府は「米国の政策に影響を与え、自国の地政学的利益を促進するために、地方政府との関係を利用しようとする傾向が強まっている」「米国の国内政策を、中国にとって望ましい方向へ唱道する代弁者として、州や地方のリーダーを利用しようとする可能性がある」と警告しており、州や地域リーダーに対して、友好都市提携に際しては、「透明性、互恵性、説明責任といった原則に基づき米国の戦略的利益に反しないようにすべき」と注意喚起している。

一方、我が国の自治体は、中国との友好都市提携を一般財団法人自治体国際化協会が支援しているが、中国側では中国人民対外友好協会が推進役を担っている。

しかし、この中国人民対外友好協会について、ポンペオ米国国務長官（当時）は二〇二〇年九月二十三日の、ウィスコンシン州マディソンの州議会での演説で、「中国の外交官や中国共産党の要員が全米の州政府や議会の関係者に対し、スパイ活動や影響力拡大のための工作を展開している」と指摘し、「米国における中国との友好都市提携は、中国人民友好協会の管轄下にあり、この団体は中国統一戦線工作部の一部であり、共産党のプロパガンダ機関である」と述べ、警戒の必要性を訴えている。

さらに、二〇二三年八月九日付の産経新聞によれば、同年七月末に台湾で開催された、日米欧豪など四十カ国の議員連盟「対中政策に関する国会議員連盟（ＩＰＡＣ）」の年次総会に参加した議員に対し、訪台を取りやめるよう中国側から電話やメールでの圧力があったほか、日台交流サミットの際も、中国総領事館が宮城県や神戸市に対し「台湾は中国の一部」として開催中止を求めるなど我が国の自治体に対しても露骨に内政干渉をしている。

最近では、日本国内に中国の地方公安局の海外派出所が複数設置され、在日中国人に対する監視活動が行われていたことが報じられているが、これに関しても、国際人権ＮＧＯ「ヒューマンライツウォッチ」は、本年十月九日付のウェブサイト記事「日本：中国当局が海外にいる政権批判者に対して嫌がらせ」で、中国当局が日本で人権侵害を批判する中国出身者の口封じを試みているとし、日本政府に対し、「国境を越えた人権弾圧を許容しないと明確にするべきだ」と訴えている。

しかし、自治体関係者への聞き取りでは、こうした中国の影響力工作に関する十分な知識が自治体に共有されていないことが判明している。我が国も米国のカウンターインテリジェンス機関のように、具体的な事例や分析を自治体と共有し、工作活動に対する注意喚起を行う必要があると考える。

以下質問する。

一　政府は、米国の国家防諜安全保障センター（ＮＣＳＣ）のように、我が国自治体に対して講習や研修などを通じて、中国が友好都市提携を利用して行う工作の実例を共有し、具体的な注意喚起を行っているか。

二　政府は、中国による我が国自治体への工作と思われる事例について、自治体が認知した際に報告を義務付けるなど、体系的な情報収集を行っているか。また、その傾向や手法を分析し、自治体の首長や国際担当部門にフィードバックする体制を構築しているか。

三　警察白書は「中国の動向」「我が国における諸工作等」で、中国による情報活動について「巧妙かつ多様な手段」や「積極的な働き掛け」を記載しているが、毎年ほぼ同様の内容であり、具体例に乏しい。このような重要テーマについて、政府は、国民に具体的事例を示し、注意喚起する責任があるのではないか。特に「警察白書」においては、可能な限り我が国の事例を積極的に公開し、海外事例との比較分析や最新の傾向と手法を明らかにすることで、防諜意識の向上に役立つ内容とするべきである。「警察活動に支障がある」として一切の回答を拒否する姿勢は、責任放棄と考えるが、この点について政府の見解を求めたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第一号
令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員吉川里奈君提出中国との友好都市提携を通じた影響力工作への警戒と情報共有に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉川里奈君提出中国との友好都市提携を通じた影響力工作への警戒と情報共有に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「工作」の具体的に意味するところが

必ずしも明らかではないが、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターによる連絡調整の下、政府の各行政機関が、中国を含む外国の情報機関の我が国に対する情報収集活動の状況及び態様に関する情報並びにこれらの機関の情報収集活動による被害を防止するための方策に関する情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて地方公共団体を含む各方面への広報啓発活動に取り組んでいるところである。

三について

お尋ねの「「警察活動に支障がある」として一切の回答を拒否する姿勢は、責任放棄と考えるが、この点」の意味するところが必ずしも明らかではないが、警察においては、国民への注意喚起等の観点から、中国をはじめとする外国による情報収集活動に関する取締りの結果や捜査の過程で解明された事項について、例えば令和六年版警察白書において不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）違反の検挙事例を紹介するなど、適切な公表に努めているところであり、引き続き、適切な情報発信に努めてまいりたい。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　二　号

スフィア基準に沿った避難所運営等に関する質問主意書

提出者　原口　一博

スフィア基準に沿った避難所運営等に関する質問主意書

我が国は、従来から多くの自然災害を経験してきたが、近年、災害が激化、頻発化している。

本年一月一日に発生した能登半島地震により、多くの犠牲者と被害が生じ、いまだ避難所生活を送っている被災者がいる中、九月二十日からの大雨により、さらなる被害が発生した。ようやく自宅に戻った直後に、避難所へと逆戻りするといった事態も生じ、避難生活の長期化や災害関連死の増加が懸念される状況にある。

また、近い将来の発生が予測されている南海トラフ地震や首都直下地震が起こった場合には、避難所での生活を余儀なくされる避難者は膨大な数となることが想定されている。

このような状況下、避難所の環境整備の重要性が、これまで以上に高まっている。避難所の居住環境を懸念し、被災者が避難所に入所しないことにより、災害に遭うリスクが高くなるものと思料する。

これらを踏まえ、以下質問する。

一　「スフィアハンドブック：人道憲章と人道支援における最低基準」にまとめられている基準（以下「スフィア基準」という。）については、我が国の災害時における避難所運営にも適用すべきとの指摘が内外からなされており、自治体においても参考とする動きがみられるが、いまだ十分とは言い難く、大規模災害が生じるたびに避難所の環境問題が指摘されている。一方で、内閣府が公表している「避難所運営ガイドライン」（平成二十八年四月（令和四年四月改定））においては、参考としてスフィアプロジェクトが紹介されているものの、その内容は、「今後の我が国の「避難所の質の向上」を考えるとき、参考にすべき国際基準となる」旨の記述及びＵＲＬの記載にとどまっている。このような対応で各自治体への周知や取組促進が十分といえるのか、政府の認識を伺う。その他に政府として、各自治体に対し、同基準浸透の具体策を講じているのであれば示されたい。

二　本年六月、能登半島地震等の課題を踏まえ、防災基本計画が修正され、市町村は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の設置に努めるとともに、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めることが明記された。防災基本計画の修正を踏まえ、「避難所運営ガイドライン」も見直しを行い、自治体がより一層、避難所の質の向上に取り組み、スフィア基準を採り入れるような内容に修正すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　各自治体間の避難所格差については、可能な限り解消すべきであり、財政力の弱い自治体に対しては、政府による財政支援をもって、スフィア基準を採り入れた避難所を設置すべきものと考える。本年二月の衆議院財務金融委員会において、自治体への財政支援の必要性に関する私の質疑に対し、鈴木財務大臣（当時）から、「今回のこうした災害も踏まえながら、今後の予算編成にしっかり生かしていきたい」との答弁があった（令和六年二月十六日衆議院財務金融委員会議録五頁）。来年度予算の概算要求にどのように反映されたのか、政府の対応を示されたい。

四　本年二月の衆議院予算委員会において、自民党の石破茂議員がスフィア基準について質疑を行い、岸田内閣総理大臣（当時）から、「スフィア基準を始め国際的な取組も参考にしながら、我が国の体制についても不断の見直しを行っていきたい」との答弁があったものと承知している（令和六年二月二十六日衆議院予算委員会議録三頁）。岸田総理の答弁を受けて、政府においてどのような見直しが行われたのか。また、石破新総理は今後、避難所運営に同基準を反映する取組を実行されるのか見解を示されたい。

五　政府としてスフィア基準を周知し、自治体による自主的な取組を促すだけでは十分ではなく、避難所における生活環境の改善は市町村が行うものとの認識を改め、国が明確な基準を示し、積極的に関与することが必要と考えるが、政府の見解如何。また、政府により、最低限の基準を一律に示すことが困難あるいは不適当なのであれば、その理由を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第二号
令和六年十二月十日
内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出スフィア基準に沿った避難所運営等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出スフィア基準に沿った避難所運営等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、今後、御指摘の「スフィア基準」も十分に踏まえながら、「避難所運営ガイドライン」（平成二十八年四月内閣府（防災担当）公表、令和四年四月改定）について、食事の提供や快適なトイレの整備等に関して、更なる見直しを図るとともに、地方公共団体に対する周知を徹底してまいりたい。

また、「スフィア基準」については、例えば、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成二十八年四月内閣府（防災担当）公表、令和四年四月改定）において、地方公共団体が避難所におけるトイレの数を検討する際に参考とするよう示しているところである。

三について

御指摘の「各自治体間の避難所格差」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、内閣府の令和七年度予算概算要求において、避難所の運営に関する調査研究事業に必要

な経費を計上したところであり、避難所の開設や運営に関して、モデルとなる取組を地方公共団体に周知することで、全国の避難所の質の向上を図ってまいりたい。なお、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和六年十一月二十二日閣議決定）において、「避難所環境の抜本的改善に取り組む」こととしており、令和六年度補正予算案において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」について、必要な経費を計上したところである。

四について

政府としては、避難所の運営体制等の見直しについて今後の方向性を示すために、中央防災会議防災対策実行会議に設置された「令和六年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、「令和六年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」を取りまとめたところである。今後、当該報告書で示された方向性や御指摘の「スフィア基準」も十分に踏まえながら、「避難所運営ガイドライン」について、食事の提供や快適なトイレの整備等に関して、更なる見直しを図ってまいりたい。また、全国の避難所の質の向上を図るため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「自然災害への備えに万全を期すため、発災時に快適なトイレ、プライバシーを守るパーティション、簡易ベッド、温かい食事を速やかに提供できるよう、必要な資機材の備蓄を推進し、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー等の登録制度を創設するなど、避難所環境の抜本的改善に取り組む」こととしている。

五について

避難所に滞在する被災者の生活環境の整備の在り方については、地域の実情によって様々であること等から、政府として基準を一律に示すことは困難であるが、今後、御指摘の「スフィア基準」も十分に踏まえながら、「避難所運営ガイドライン」について、食事の提供や快適なトイレの整備等に関して、更なる見直しを図るとともに、地方公共団体に対する周知を徹底してまいりたい。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　三　号

フラット35の不正融資問題に関する質問主意書

提出者　原口　一博

フラット35の不正融資問題に関する質問主意書

令和五年十一月二十八日「衆議院議員原口一博君提出フラット35の不正融資問題に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質二一二第四八号）（以下「令和五年答弁書」という。）及び令和六年二月十三日「衆議院議員原口一博君提出フラット35の不正融資問題に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質二一三第三八号）（以下「令和六年答弁書」という。）を踏まえ、以下質問する。

一　「フラット35の不正融資問題に関する質問主意書」（令和五年十一月十五日提出質問第四八号）において、政府が住宅金融支援機構（以下、「機構」という。）、アルヒ株式会社（以下、「アルヒ」という。）に対し調査を行っているか質問したところ、令和五年答弁書において、「お尋ねについては、御指摘の「アルヒフラット35被害弁護団及び被害者同盟」の関係者から独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）に対して訴訟が提起されているところ、御指摘の「調査」の実施の有無を含めてお答えすることは、現在係属中の訴訟に対して、不測の影響を与えるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。」との答弁があった。また、「フラット35の不正融資問題に関する質問主意書」（令和六年二月一日提出質問第三八号）において、質問主意書の答弁等に対する政府の見解を求めたところ、令和六年答弁書において、「当該発言が当該訴訟に与える影響を考慮する必要がないと判断した」場合は、係属中の案件についても情報開示ができるとしている。令和六年答弁書以降、訴訟の進捗など状況の変化により、訴訟に与える影響を考慮する必要がない部分も出てきた可能性があるのではないか。このため、最新の状況を踏まえ、再度、以下について回答されたい。

1　政府は機構、アルヒに対して調査を行ったか。行ったとするならば、その結果はどのようなものであり、それに対し、どのような指導等を行っているか。

2　政府が機構、アルヒに対して調査を行っていないならば、その理由は何か。

二　令和五年答弁書において、フラット35の適切な利用に向け、機構が行っている取組が列挙されている。

1　当該答弁書において、「機構は、平成十五年のフラット35の制度創設以来、フラット35の申込人（以下「申込人」という。）が金融機関に対して提出する書類において、フラット35による借入金（以下「借入金」という。）の使途について、当該申込人が居住するための住宅の取得資金等として利用する旨を記載するよう金融機関に対して求めてきたものと承知している。」としているが、この機構による金融機関に対する求めについて、金融機関が適切に対応しているか、政府は機構がその状況把握を行っているか確認しているか。

2　また、「機構は、申込人と金融機関との間で締結される金銭消費貸借契約に係る契約証書において、当該申込人が借入金を投資用物件の取得資金として不正利用した場合には、当該契約に係る債権者が当該申込人に対して、当該借入金に係る残債務の一括返済を求めることができる旨を記載するよう金融機関に対して求めてきたものと承知している。」ともしているが、この機構による金融機関に対する求めについて、金融機関が適切に対応しているか、政府は機構がその状況把握を行っているか確認しているか。

3　さらに、「平成三十年以降、機構は、借入金を投資用物件の取得資金として利用することができないことについて、機構のホームページや新聞広告において注意喚起を行うとともに、金融機関が申込人に対して適切に個別説明を行うことができるよう、金融機関向けのマニュアルを作成する等の取組を進めているものと承知している。」としているが、このマニュアルが作成されたか、政府は機構に確認しているか。また、「マニュアルを作成する等」とされているが、この「等」には、マニュアル作成以外、どのような取組が行われているか、政府は機構に確認しているか。

4　政府は、機構が行っている前述1～3のような取組が、フラット35の不正融資対策として十分なものであると考えるか。

三　フラット35の不正融資問題の被害が拡大した背景には、政府、機構、アルヒによる癒着があったのではないか。以下について回答されたい。

1　機構には、政府のＯＢや現役職員が在籍しているか。在籍している場合には在籍人数を、また、役職に就いている場合にはその役職名と人数について、政府として把握されているところを、平成二十七年以降、年度ごとにそれぞれ回答されたい。

2　アルヒには、機構のＯＢや現役職員が在籍しているか。政府として把握されているところを回答されたい。

3　機構が行う業務において問題事案が生じた場合、機構から政府に対しどのように報告が行われるのか。また、報告を受けた政府は、迅速な対応を取るためにどのような体制を構築しているか。

右質問する。

内閣衆質二一六第三号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出フラット35の不正融資問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出フラット35の不正融資問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（令和五年十一月二十八日内閣衆質二一二第四八号）一及び二の前段についてでお答えしたとおりである。

二の1及び2について

お尋ねについては、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が金融機関に対するモニタリングを実施することで状況把握を行っていることを政府として確認している。

二の3について

前段のお尋ねについては、御指摘の「マニュアルが作成されたか」について、政府は機構に確認している。

後段のお尋ねについては、機構が金融機関向けの説明会を実施していることを政府として確認している。

二の4について

お尋ねについては、機構は、フラット35の適切な利用を促すために御指摘の「取組」を含め様々な取組を行っており、政府としては、今後とも、機構においてこうした取組を着実に進めていく必要があるものと考えている。

三の1について

お尋ねについては、国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人の情報であり、一般に政府が把握すべき立場にないことから、お尋ねの全てにお答えすることは困難であるが、平成二十七年から令和六年までの各年四月一日現在における機構の役員のうち国家公務員を退職した者（休職して、又は退職手当を受給せず退職して機構の職員となった、いわゆる現役出向者（以下単に「現役出向者」という。）を除く。）の役職及び人数は、各年とも理事長一名である。また、各年同日現在における現役出向者の人数は平成二十七年が十一名、平成二十八年が十二名、平成二十九年が十一名、平成三十年から令和六年までが十二名であり、このうち役員の役職及び人数は、平成二十七年が理事一名及び監事一名、平成二十八年から令和三年までが理事二名及び監事一名、令和四年から令和六年までが理事二名及び監事二名である。

三の2について

お尋ねの「アルヒには、機構のＯＢや現役職員が在籍しているか」については、政府としては承知していない。

三の3について

お尋ねについては、機構は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条の二の規定に基づき、法令違反の事実等があると認められるときは、遅滞なく、主務大臣に報告することとされており、政府としては、機構の行う業務に関する事務を担当する部署を設置している。

令和六年十一月二十八日提出

質　問　第　四　号

原口五原則とマイナンバー制度との整合性に関する質問主意書

提出者　原口　一博

原口五原則とマイナンバー制度との整合性に関する質問主意書

平成二十二年三月十五日に開催された「第三回社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」において、当時、総務大臣だった私は、「番号に関する原口五原則（以下「原口五原則」という。）」を提示した。原口五原則は、①「権利保障の原則」（国民の権利を守るための番号であること）、②「自己情報コントロールの原則」（自らの情報を不正に利用・ストックされず、また、自らこれにアクセスし確認・修正が可能な、自己情報をコントロールできる仕組みであること）、③「プライバシー保護の原則」（利用される範囲が明確な番号で、プライバシー保護が徹底された仕組みであること）、④「最大効率化の原則」（費用が最小で、確実かつ効率的な仕組みであること）、⑤「国・地方協力の原則」（国と地方が協力しながら進めること）の五つである。

平成二十三年には、原口五原則を踏まえた「社会保障・税番号大綱」が取りまとめられた。同大綱に基づき、平成二十五年にいわゆるマイナンバー関連四法が成立し、社会保障、税及び災害対策の各分野においてマイナンバーを利用することにより、行政運営の効率化や国民の利便性の向上等を図るためのマイナンバー制度が導入された。

これらを踏まえ、以下、政府に対し質問する。

一　番号に関する原口五原則

原口五原則において示された考え方は、現在のマイナンバー制度においてどのように反映されているのか、端的に伺う。

二　原口五原則とマイナンバー制度との整合性

1　権利保障の原則

マイナンバーは社会保障給付や種々の行政サービスの提供を適切に受ける国民の権利を守るための番号である。当該提供を受けるに当たり、マイナンバーカードが必要となる場面が増えてきているが、マイナンバーカードの交付には時間を要している。

令和五年のマイナンバー法の改正（以下「令和五年改正法」という。）により、マイナンバーカードを申請から一週間以内（最短五日）で交付できる仕組みが創設されたが、交付までの期間を最短五日から更に短縮することは可能か。また、現行の運転免許証の紛失時において、運転免許試験場で即日再交付できる仕組みを参考に、マイナンバーカードの紛失時においても、市区町村の窓口で即日再交付できる仕組みを創設することは可能か。

2　自己情報コントロールの原則

憲法第十三条で保障されるプライバシーの権利には、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し、本人が関与できる権利（以下「いわゆる自己情報コントロール権」という。）が含まれるとする憲法上の学説が多くある。これに対し、政府は、いわゆる自己情報コントロール権については、その内容、範囲及び法的性格に関し、様々な見解があり、明確な概念として確立しているものではないと答弁している。

ア　現行の個人情報保護制度又はマイナンバー制度において、いわゆる自己情報コントロール権に関連する仕組みはあるのか。

イ　マイナポータルでは、行政機関等が保有する利用者の個人情報の検索・確認や、行

政機関等同士が利用者の個人情報をやりとりした履歴の確認等を行うことができる。これらは、いわゆる自己情報コントロール権の担保に資する仕組みではないか。

ウ　マイナンバーカードを取得していない者が、マイナポータルで提供されている自己情報を確認するには、書面による開示請求を行うしかないが、多大な時間と手数料の負担を伴う。マイナンバーカードを取得していない者が、いわゆる自己情報コントロール権の行使に際して差別的な取扱いを受けることになるのではないか。

3　プライバシー保護の原則

マイナンバーは、従前、社会保障制度、税制、災害対策の三分野において利用を促進することとし、マイナンバーの利用及び提供ができる事務は法律又は条例において限定列挙されており、立法府による民主的な統制が機能していた。

ア　令和五年改正法により、法律でマイナンバーの利用が認められている事務に「準ずる事務」においてもマイナンバーの利用を可能とするとともに、同法でマイナンバーの利用が認められている事務の範囲内において主務省令で定めることで情報連携が可能とされた。これに対し、利用範囲及び情報連携の拡大に際して立法府の関与の度合いが低下することを懸念する声があるが、当該改正の趣旨を伺う。また、「準ずる事務」か否かを判断する主体は誰か。

イ　政府において、利用範囲及び情報連携の拡大について協議する会議体はあるのか。ある場合、当該会議体へは国民は傍聴可能か。傍聴できない場合、国民はどのような過程で協議決定されるに至ったのかを知る権利が阻害されているのではないか。

ウ　マイナンバー制度がプライバシー権を侵害するか否かが争われた訴訟の上告審においては、マイナンバーの利用範囲は法律で限定されていること、個人情報は行政機関によって分散管理され、不正アクセス対策も採られていることなどから、情報漏えいの危険性は極めて低く、合憲とされた（最判令和五年三月九日民集七十七巻三号六百二十七頁）。マイナンバーの利用範囲を法律で限定列挙せず、「準ずる事務」へと拡大することは、自己情報の利用及び提供に関する国民の予見可能性を失う上、法律により利用範囲が限定されていることや個人情報の分散管理等を理由としたマイナンバー制度に対する最高裁判所の合憲判断に影響を及ぼすことになる可能性はないか。

4　最大効率化の原則

マイナンバー制度のシステム整備に当たっては、既存インフラを有効活用するとともに、最小の費用で確実かつ効率的な仕組みとする必要があると考える。

ア　令和六年五月に公表された会計検査院の調査報告書「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」において、約四割の事務手続で照会件数が皆無となっているなど、自治体による情報照会の利用が進んでいないことが明らかとなった。一部の事務手続で情報照会が進んでいない理由について伺う。

イ　マイナンバー情報照会の利用がより一層推進されるよう、政府としてどのような取組を進めていくのか。また、情報照会が利用されていない事務手続については、照会可能な事務から削除するなど、実情に応じて合理化する必要はないか。

ウ　クラウドコンピューティング（以下「クラウド」という。）の手法により、システム上の安全措置と制度上の保護措置を講じた上で、各分野でのシステムの共同利用を積極的に進めることは重要であると考える。現在、政府は行政機関等が共同利用するガバメントクラウドの整備を進めているが、クラウドの提供事業者として選定されている五社中四社は米国企業である。米国企業のクラウドを利用する場合、米国法に基づき連邦政府が日本国民の個人情報を閲覧することが可能な場合はあるのか。

エ　複数の自治体がガバメントクラウドを共同利用することは、情報の分散管理の原則に反し、一元的に管理する主体を作ることにならないか。物理的に情報を分散管理する安全確保措置を講ずる必要はないのか。

5　国・地方協力の原則

一連の地方分権一括改革で、国と地方自治体は「対等・協力」の関係となり、国が自治体に命令することは原則としてできない。しかし実態は、マイナンバー関係事務におけるトラブル対応や国からの相次ぐ指示に、自治体が疲弊しているとの指摘がある。

ア　マイナンバーのシステムや管理マニュアルの更改について、どのような手段で自治体に通知しているか。また、更改に当たり、自治体からの要望を受け付ける機会はあるのか。ある場合、自治体からの要望を受けて改修された主な事例について伺う。

イ　次期マイナンバーカードの導入など、今後、更に自治体の負担が増すことが想定される中、マイナンバー制度の円滑な実施に向け、人員体制の確保など、自治体の負担軽減のための財政措置や支援策の在り方について政府の見解を伺う。

三　マイナ保険証

1　政府はこれまで、マイナンバーカードと健康保険証の一体化のメリットを早期に最大限発揮するため、従来の健康保険証の発行を本年十二月二日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するとしてきた。しかし、単に従来の健康保険証を廃止するだけでは、災害時における通信障害などの際に、オンライン資格確認ができないというデメリットがあるのではないか。

2　政府はオンライン資格確認等システムの導入を全ての医療機関等に対して義務付け、導入に反対するならば保険医療機関等としての登録を取り消すという圧力をかけてきた。しかしながら、様々な事情でオンライン資格確認等システムの導入が困難な医療機関等の中には、廃業を余儀なくされたところも多い。オンライン資格確認等システムの導入を一律に強制することは、地域医療の崩壊を促すことになるのではないか。

3　政府は、マイナ保険証のメリットの一つに不正な利用のリスクの低下を挙げている。公的医療保険制度においては、医療機関等から提出されたレセプトに記載された診療行為が保険診療のルールである「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に適合しているか否かを社会保険診療報酬支払基金が審査することとされ、一定の不正な利用を防止する仕組みが備わっている。従来の審査では不十分ということか。また、従来の健康保険証を廃止することによって、不正な利用を防止できるという根拠は何か。

4　オンライン資格確認等システムにおいては、被保険者の資格取得から保険者のデータ登録までに一定程度の時間を要しており、登録完了までオンライン資格確認が行えず、紙の「資格情報のお知らせ」と併せて医療機関等へ提示する必要があるが、交付後直ちに利用

できる従来の健康保険証と比べて利便性が低下しているのではないか。

5　河野前デジタル大臣は、救急活動の迅速化・円滑化に繋がるとして、災害時にマイナンバーカードを持って避難することを呼び掛けていた。災害による通信障害等により、その場でオンライン資格確認ができない場合、マイナ保険証のみでオフラインで資格確認できる仕組みはあるのか。また、災害時にはバッテリーの不足などスマートフォンでの対応が困難となる事態も想定されるところ、今後は、災害時にマイナ保険証に加え、紙の「資格情報のお知らせ」も携帯するように国民に呼び掛けるのか。

6　平常時、災害時を問わず、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、公的医療保険の資格情報や医療情報等にいつでもどこでもアクセスできるよう、システム上の安全措置と制度上の保護措置を講じたクラウドにおいて、これらの情報を管理する仕組みが必要であると考える。こうしたクラウドシステムの整備を行う考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質二一六第四号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出原口五原則とマイナンバー制度との整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出原口五原則とマイナンバー制度との整合性に関する質問に対する答弁書

一について

現在の個人番号に係る制度（以下「個人番号制度」という。）については、御指摘の「原口五原則」も踏まえて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）において、行政運営の効率化等を目的とし、個人番号を利用することができる行政事務及び特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供をすることができる場合を限定するなどしているほか、政府として、地方公共団体と連携した個人番号カードの普及及び利活用の推進等に取り組んでいる。

二の１について

御指摘の「マイナンバーカードを申請から一週間以内（最短五日）で交付できる仕組み」については、対象者の規模に対応できる処理能力に限界があること等の課題があることから、現時点において、お尋ねの「交付までの期間を最短五日から更に短縮すること」は困難であると考えている。

また、お尋ねの「市区町村の窓口で即日再交付できる仕組み」については、仮にこれを実現するとすれば、全国の市区町村の窓口において、カード発行機等の大規模な専用の設備の設置、盗難防止等のセキュリティ対策の実施、必要な人員の確保等を図った上で、均一な品質が確保された個人番号カードを作成する必要があること等の課題があることから、現時点において、実現することは困難であると考えている。

二の２のアからウまでについて

お尋ねの「いわゆる自己情報コントロール権に関連する仕組み」、「いわゆる自己情報コントロール権の担保に資する仕組み」及び「いわゆる自己情報コントロール権の行使に際して差別的な取扱いを受けること」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

なお、番号利用法に基づきデジタル庁で設置及び管理をしている情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供ネットワークシステム」という。）を使用した自身の一定の利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。）の提供等の記録をマイナポータルを通じて確認することができる仕組みを設けているところ、当該確認の仕組みについては、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を活用することにより、受付、本人確認、情報の提供等を一貫して自動的に行うことができることとしているものであることから、利用者に手数料の負担を求めていない。

二の３のア及びウについて

お尋ねの「改正の趣旨」については、令和五年四月二十五日の衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において政府参考人が「準ずる事務とは、例えば、住民の側から見れば同じ事務であるのに、個別の法律に基づかない事務が含まれているためにその事務にだけマイナンバーの利用が許されず行政機関等の間の円滑な情報のやり取りができなかったり、住民票の写しなどの添付書類の取得、提出を求められたりする状況を解消し、国民の利便性向上や行政の効率化を図るものでございます」と答弁し、また、令和五年四月十四日の衆議院本会議において河野国務大臣（当時）が「本改正において、情報連携を速やかに開始するため、法令でマイナンバーの利用が認められている事務の範囲内で、主務省令において情報連携を可能とすることとしています」と答弁したとおりである。

また、お尋ねの「「準ずる事務」か否かを判断する主体」及び「自己情報の利用及び提供に関する国民の予見可能性を失う」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「準ずる事務」の対象となる事務は、番号利用法第九条第一項及び第四十六条においてデジタル庁の長である内閣総理大臣と総務大臣が共同で発する命令で定めることとされており、その範囲は法令において明確にされている。

なお、政府として、最高裁判所の判断への影響についてお答えすることは困難である。

二の３のイについて

お尋ねの「利用範囲及び情報連携の拡大について協議する会議体」は存在していない。

二の４のアについて

令和六年五月十五日に会計検査院から国会及び内閣に対して報告された「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」の報告書では、「マイナンバー情報照会」の未実施理由について、地方公共団体は「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」、「添付書類を提出してもらった方が効率的」等と回答したとされており、お尋ねの「一部の事務手続で情報照会が進んでいない理由」について、デジタル庁としては、情報照会の手順に関するマニュアル等の整備が進んでいないこと等があったためと考えている。

二の４のイについて

デジタル庁としては、御指摘の「マイナンバー情報照会」の活用が進んでいない地方公共団体について、各事務手続における業務の実態や情報照会の実施における課題を具体的に把握し、特に行政運営の効率化の効果が高いと見込まれる事務手続から優先順位を付けつつ、各事務手続の実態に合わせて効果的に実務上の課題の解決を図ってまいりたいと考えており、お尋ねのように「照会可能な事務から削除するなど、実情に応じて合理化する必要」があるとは考えていない。

二の４のウ及びエについて

お尋ねの「米国法に基づき連邦政府が日本国民の個人情報を閲覧する」及び「情報の分散管理の原則に反し、一元的に管理する主体を作る」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、デジタル庁が令和五年度に行った「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供」の募集に当たっては、その調達仕様書において、「環境一式に保管される業務データはユーザが所有権を持ち、ユーザが指定した場所に保管され、ユーザの許可なしに他所に移転・複写したりしないこと。ユーザ所有の暗号鍵で暗号化して保護できること」を技術要件として設けており、当該ガバメントクラウドに保管されている情報を、当該情報を管理する者以外の者が閲覧することはできないようにするための措置が講じられることとしている。

また、当該調達仕様書においては、「リソースの提供形態は、利用者毎に論理的に分離され、互いに干渉することなく、技術的に独立して提供可能なマルチテナントモデルであること」も技術要件として設けており、各利用者の情報が保管される当該ガバメントクラウド上の領域は、それぞれ論理的に分離されるものとしている。

二の５のアについて

御指摘の「マイナンバーのシステムや管理マニュアルの更改」の意味するところが必ずしも明らかではないが、情報提供ネットワークシステムについては、その更改に関する情報及び地方公共団体が利用するに当たって必要な規程類について、地方公共団体が閲覧可能なウェブサイトである「デジタルＰＭＯ」に掲載し、周知を行っている。また、情報提供ネットワークシステムの運用において寄せられた地方公共団体からの質問や意見、地方分権に関する提案等を踏まえて、更改についての検討を行ってきたところである。

二の５のイについて

市区町村における個人番号制度に関連する事務については、マイナンバーカード交付事務費補助金において個人番号カードの交付のための人件費等を補助対象とするなどの取組を進めてきたところであり、引き続き市区町村の負担軽減に努めてまいりたい。

三の１について

災害時に保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で通信障害等が起きた場合も含め、保険医療機関等において個人番号カードによるオンライン資格確認が行えない場合には、「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」（令和五年七月十日付け保発〇七一〇第一号厚生労働省保険局長通知）に基づき、患者がマイナポータルから自身の資格情報の画面を提示すること等により資格確認を行い、保険診療を受けることができる旨を示している。

三の２について

お尋ねの「オンライン資格確認等システムの導入を一律に強制すること」及び「地域医療の崩壊を促すこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省としては、保険医療機関等に対してオンライン資格確認等システムの導入を義務付ける上では、令和六年三月三十一日以前の直近に行った診療報酬の請求が書面による請求であった保険医療機関等であってレセプトコンピュータを使用していない旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たもの等についてはオンライン資格確認等システムの導入義務の対象外としたほか、廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関等であってあらかじめ地方厚生局長又は地方厚生支局長に届け出たもの等についてはオンライン資格確認等システムの導入を一定期間猶予するなど、オンライン資格確認等システムの導入に課題を抱える保険医療機関等に対する配慮措置を講じている。

三の３について

お尋ねの「従来の審査では不十分」及び「不正な利用を防止できるという根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、御指摘の「マイナ保険証のメリット」である「不正な利用のリスクの低下」については、令和五年八月八日に公表された「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の「最終とりまとめ」において、「顔写真と電子証明書といったマイナンバーカードの機能により、顔認証等の確実な本人確認を行うことができ、資格確認も一度にできる」こと等が挙げられており、「マイナ保険証」の利用は、券面に本人の顔写真がない「従来の健康保険証」の利用と比較して、なりすましによる不正利用の防止に資するものと考えている。

三の４について

御指摘の「利便性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「従来の健康保険証」についても「被保険者の資格取得」から交付までに御指摘のような「一定程度の時間」を要する場合があると考えており、また、個人番号カードによるオンライン資格確認を通じて、健康情報を把握することが困難な方を含め、患者は本人の健康や医療に関するデータに基づいたより適切な医療を受けることが可能となるなど、様々なメリットがあるものと考えている。

三の５について

お尋ねの「マイナ保険証のみでオフラインで資格確認できる仕組み」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「その場でオンライン資格確認ができない場合」の取扱いについては、三の１についてで述べたとおりである。

また、お尋ねの「災害時にマイナ保険証に加え、紙の「資格情報のお知らせ」も携帯するように国民に呼び掛ける」ことについては、現時点では想定していない。なお、御指摘の「バッテリーの不足などスマートフォンでの対応が困難となる事態」については、災害時には、「マイナ保険証」を含め、患者の資格確認ができるものが提示できない場合にも保険診療を受けることができる旨を、厚生労働省より個別の災害の発生時にお示しすることとしている。

三の６について

お尋ねの「平常時、災害時を問わず、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、公的医療保険の資格情報や医療情報等にいつでもどこでもアクセスできる」「クラウドシステム」が具体的にどのようなシステムを指しているのか明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　五　号

自民党派閥から所属議員への政治資金パーティー収入の還付に関する質問主意書

提出者　原口　一博

自民党派閥から所属議員への政治資金パーティー収入の還付に関する質問主意書

自民党のいわゆる派閥の政治資金パーティーの収入について、所属議員に課されたノルマを超えた金額を派閥が還付していたにもかかわらず、政治資金収支報告書にその旨を記載していなかった問題に関し、自民党議員が、「還流資金は記載義務のない政党からの「政策活動費」」と主張してい

ることからすると、当該還付は、派閥から当該議員が代表を務める政治団体への寄附ではなく、派閥から所属議員個人への寄附であることは明らかである。また、岸田前総理は「個人で派閥から資金を受け取っていたとしたならば、これは政治資金規正法上、これは違反であります。」（令和六年三月六日参議院予算委員会）と答弁している。

これを踏まえて、以下質問する。

一　派閥による所属議員への政治資金パーティーの収入の還付は、派閥から所属議員個人への寄附であり、政治資金規正法第二十一条の二や第二十二条の二に違反するのではないか、政府の見解を問う。

二　派閥による政治資金パーティーの収入の還付は、政治資金規正法に違反して所属議員個人が受領したものであり、所得税の課税対象となると考える。国税庁においては、今回、政治資金収支報告書の訂正を行った議員を対象に税務調査を行うなど、適正な税の徴収に向け厳格な対応を取るべきではないか、政府の見解を問う。

三　今般の事案は、自民党議員が不正な所得を得ていた上、発覚後も納税や不当に得た利得の国庫への返納に対する真摯な姿勢を示さないなど、我が国の政府に対する国民からの信頼、とりわけ租税に対する信頼を根底から揺るがす事態であり、公正な課税の実現という観点からこの問題に対応すべきと考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一六第五号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出自民党派閥から所属議員への政治資金パーティー収入の還付に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出自民党派閥から所属議員への政治資金パーティー収入の還付に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについて、個別の事案が政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の規定に違反するか否かについては、具体の事実に即して判断されるべきものと考える。

二及び三について

お尋ねは、個別の納税者の課税関係に関する事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

なお、国税当局においては、様々な機会を通じて課税上有効な各種資料情報の収集に努め、これらの資料情報と提出された申告書等を分析し、課税上問題があると認められる場合には、税務調査を行うなどして、適正かつ公平な課税の実現に努めているところであり、今後とも、このような考え方に基づき、厳正に対処していく。

令和六年十一月二十八日提出

質　問　第　六　号

終戦直後から現在までの政府の外交における基本姿勢に関する質問主意書

提出者　原口　一博

終戦直後から現在までの政府の外交における基本姿勢に関する質問主意書

現在の我が国には、様々な外交上の課題が生じている。これらの諸課題に対応するための方策を検討するには、終戦直後から現在までの外交における基本姿勢について確認する必要がある。以下、質問する。

一　自衛隊法第七条は、「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」としている。また、昭和二十七年に吉田・クラーク秘密口頭了解とよばれるいわゆる「指揮権密約」が締結され、警察予備隊が、当時、日本にあった極東軍司令部の司令官の指揮下に置かれていたとされている。この指揮権密約について、令和六年五月十六日の衆議院安全保障委員会において立憲民主党篠原豪委員の質問に対して木原防衛大臣（当時）は「米側作成のものであって、いわゆる指揮権密約については、日米間でそのような合意は成立していないというふうに承知をしております。」と答弁している。

1　いわゆる指揮権密約について、木原防衛大臣は「合意は成立していない」と答弁している。しかし、昭和二十七年七月二十三日に吉田首相とクラーク大将が指揮権密約を結んだことを示す機密文書が米国に存在していることが古関彰一獨協大学名誉教授により発見され、昭和五十六年に朝日ジャーナルにて発表されている。当該文書が存在する以上、いわゆる指揮権密約を否定することはできない。もし、政府がいわゆる指揮権密約を否定するならば、米国の認識と齟齬が生じることとなり、日米安保に重大な懸念が生じるのではないか。当該文書に記載されている吉田首相とクラーク大将の会話によればいわゆる指揮権密約が成立していることは明らかではないか。政府の見解を伺う。

2　いわゆる指揮権密約の内容とされるようなものを他国と合意する場合は、条約の国会の承認に関するいわゆる大平三原則に該当し、国会の承認が求められるべきものであると考えるが、政府の見解を伺う。

二　米国の一九九二年二月十八日付けで作成されたとされる「FY 94-99 Defense Planning Guidance Sections for Comment (U)」（以下「ディフェンス・プランニング・ガイダンス」という。）について、ＳＮＳにおいて「米国が世界を完全支配する秘密戦略であり、日本とドイツに自主防衛能力を持たせない戦略」と指摘するものがある。政府としては、ディフェンス・プランニング・ガイダンスの内容について、日本に自主防衛能力を持たせない戦略であるとの認識はあるのか。また、ディフェンス・プランニング・ガイダンスは、「冷戦後に新たな大国出現を防ぐ方針」であるとも報じられた。その内容として、ソ連崩壊後、唯一の超大国となった米国は新たに対抗する大国の出現を防ぐこと、この目的のために挑戦者を受け付けないほどの巨大な軍事力と建設的な力を保持すること等があり、さらに、核兵器や生物化学兵器など大量破壊兵器を持つ国に対しては先制攻撃もありうるとしていたこと等であったとされる。ディフェンス・プランニング・ガイダンスは、厳しい批判を受けて内容を後退させた上で公表されたものの、その後のクリントン政権には無視されたと評価されている。政府としては、ディフェンス・プランニング・ガイダンスに沿った施策を現在に至るまで実施してきたのか。同盟国である米国が「唯一の超大国」としてふるまうことができるよう、我が国が中国を封じ込める「蓋」という役割を担ってきたのか。政府の見解を伺う。

三　報道によると、本年七月四日に護衛艦「すずつき」が中国浙江省沖の中国領海を一時航行し、中国側から退去勧告を受けたとされている。中国側の抗議に対して、日本側は技術的なミスであったと釈明したとされている。この報道は、事実か。政府の見解を伺う。

四　国連憲章のいわゆる「旧敵国条項」について、政府は、「衆議院議員神津たけし君提出国連憲章におけるいわゆる「旧敵国条項」に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質二一三第一九九号）において「我が国としては、いかなる国におい

ても、御指摘の「旧敵国条項」を援用する余地はないと考えている。」と答弁している。しかし、報道によれば、ロシアのラブロフ外務大臣が北方領土に関して旧敵国条項に言及したとされる。また、中国の楊外務大臣（当時）は尖閣が「第二次世界大戦の結果、中国に返還された」との前提で日本を糾弾し、国連憲章に言及した背景には「旧敵国条項」の存在があるとする有識者の指摘も報じられている。政府は、ロシアや中国政府の高官が「旧敵国条項」へ言及した事実を承知しているか。「いかなる国においても・・・援用する余地はない」と断言できる根拠を示されたい。「旧敵国条項」は失効したということか。政府の見解を伺う。

五　政府は、「衆議院議員原口一博君提出イスラエル及びガザ情勢に対する我が国の姿勢に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質二一三第三一号）において、イスラエルがガザ地区において実施している各種の行動について、ジェノサイドに該当するのか明らかに答弁しなかった。政府は、イスラエルがジェノサイドに該当する行為を行っていないと判断するのか。米国は、「集団殺害の疑い」で国際司法裁判所に提訴されたイスラエルに対して、武器の提供等の支援を行っている。報道によると、米国政府が本年五月十日に連邦議会に提出した報告書の中でイスラエルがパレスチナ自治区ガザ地区での戦闘で、米国から供与された武器を国際人道法に違反して使用した可能性があると発表したとされている。イスラエルが武器を国際人道法に違反して使用した可能性があることを承知しながら、なお、イスラエルに対して武器を支援し続ける米国は、我が国の同盟国としてふさわしいと考えているのか。政府の見解を伺う。また、政府は、イスラエル製の無人攻撃機の購入を検討していることが報じられている。イスラエル製の武器の購入は、イスラエルによるガザ地区における行動を支援する結果となるとの指摘もある。イスラエル製の無人攻撃機の購入は、ガザ地区におけるイスラエルによる武力行使を促進するのではないか。政府の見解を伺う。

六　政府は、「衆議院議員原口一博君提出米国による広島、長崎への原爆投下及び拡大核抑止等に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質二一三第三二号）において、「「七つの非核兵器地帯（以下、「非核地帯」という。）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、北東アジアにおいては、非核地帯は設置されていないものと認識している。」と答弁している。「七つの非核兵器地帯」について「意味するところが必ずしも明らかではない」としつつ「北東アジアにおいては、非核地帯は設置されていない」としているということは、他の地域には非核地帯が設置されていると認識しているのか。政府は非核地帯が設置されている箇所について、どの地域であり、いくつあると考えているのか。政府の見解を伺う。

七　政府は、「衆議院議員原口一博君提出米国による広島、長崎への原爆投下及び「非核の傘」に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質二一二第二八号）において、「先の大戦後に、広島及び長崎に対する原子爆弾の投下について米国政府に直接抗議を行ったことは確認されていない。」と答弁している。核兵器の使用は、国際法違反であり、人道に対する犯罪に該当するのではないか。今からでも米国に対して、核兵器の使用を抗議すべきではないか。政府の見解を伺う。また、抗議をしない場合には、その理由について、政府の見解を伺う。

八　米国による昭和二十年八月六日及び九日の原子爆弾の投下について、米国による「人体実験」であったとの指摘がある。その理由としては、米国は、被爆者に対する調査を行い、医療調査の研究成果を米国に持ち帰る一方で、被爆者に対する救援はほとんどされなかったことが挙げられる。米国の救援について、椎名麻紗枝弁護士によれば、昭和二十年九月八日に六機の飛行機で広島に医薬品を運んだことが唯一の米国の救援であるとされている。また、当時、国際赤十字駐日代表を務めておられたマルセルジュノー博士が同日、国際救援を要請するため赤十字国際委員会に電報を打とうとしたが占領軍によって日本政府が救援を拒否しているとの口実で打電を妨害されたとされている。政府は、被爆者に対する米国による救援として、椎名弁護士が挙げる事例について把握しているか。また、他に被爆者に対する米国による救援の事例を把握しているか。他の事例を把握しているならば、その事例を紹介するとともに、政府の見解を示されたい。

九　政府は、日・ウクライナ経済復興推進会議等において、ウクライナに対する巨額の支援を実施することを表明している。しかし、ウクライナ支援ではなく、能登半島地震への対応等の国内問題への対応を優先すべきとの声は大きい。政府としては、ウクライナに対して巨額の支援を行う理由と支援するとされる額の積算根拠を国民に明確に説明すべきではないか。また、ウクライナに対する支援は、どこにどのくらいの額が支援として送られたのか開示すべきである。ウクライナへの支援が着服・横領されているとの報道もある。我が国の支援が確実に役立てられているのか政府は確認しているか。政府の見解を伺う。

十　岸田総理（当時）は、本年八月九日から予定されていた中央アジア訪問を直前に取りやめた。訪問国では岸田総理の訪問に備えて様々な準備をしていたはずであり、突然のキャンセルは相手国との関係を著しく損なうのではないか。岸田政権において、岸田総理の訪問が予定されていながら、直前にキャンセルとなった事例は、いくつあるのか。キャンセルの回数と訪問の何日前にキャンセルとなったのか、示されたい。また、今回の岸田総理の中央アジア訪問の中止は、ＳＮＳでは、日本の中央アジアとの経済的協力と連携は好ましいものではないと考えた米国の意向を受けたエマニュエル駐日米国大使の要請に従ったものであるとの趣旨の風説がある。このような風説が指摘するような事実はあったのか。政府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二一六第六号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出終戦直後から現在までの政府の外交における基本姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出終戦直後から現在までの政府の外交における基本姿勢に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「蓋」という役割」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、御指摘の「昭和二十七年七月二十三日に吉田首相とクラーク大将が指揮権密約を結んだことを示す機密文書」及び「ディフェンス・プランニング・ガイダンス」は、米国政府が作成したとされる文書であり、その内容及びそれを前提としたお尋ねについて、我が国政府としてお答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、我が国の外交・安全保障政策については、例えば、令和六

年四月十九日の参議院本会議において、岸田内閣総理大臣（当時）が「我が国の憲法や法律にのっとり、かつ、我が国の国益に基づき判断するものである」と答弁しているとおりである。

三について

お尋ねについては、自衛隊の運用に影響を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘の「ロシアや中国政府の高官が「旧敵国条項」へ言及した事実」の意味するところが明らかではないため、「承知しているか」とのお尋ねについてお答えすることは困難である。また、「失効したということか」とのお尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「断言できる根拠」については、例えば、令和四年四月十九日の参議院外交防衛委員会において、林外務大臣（当時）が、「九五年の総会で、この国連総会決議として既に死文化しているという認識を示す決議、百五十五か国、全ての常任理事国を含んで賛成を入れて採択をされております。二〇〇五年の国連首脳会合でも、国連憲章から敵国への言及を削除するという全加盟国首脳の決意を示す成果文書がコンセンサスで採択をされております。したがって、いかなる国も旧敵国条項を援用する余地はもはやないと考えております。」と答弁しているとおりである。

五について

今般のイスラエルによる行動については、事実関係の十分な把握が困難であり、我が国として、前段のお尋ねについて、確定的に評価することは困難であるが、いずれにせよ、我が国としては、当事者による全ての行動は、いかなる場合でも、国際人道法を含む国際法に従って行われなければならないものと考えており、イスラエルがハマス等のテロ攻撃に対し、自国及び自国民を守る権利を行使するに当たって、国際人道法を含む国際法を遵守するよう同国に求めてきているところである。

中段のお尋ねについては、お尋ねの「我が国の同盟国としてふさわしい」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、個別の報道の内容を前提とするものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

六について

お尋ねについては、政府として、現時点では、中南米、大洋州、東南アジア、アフリカ及び中央アジアにおいて、御指摘の「非核地帯」の設置に関する条約が締結されており、また、モンゴルが自国の領域を御指摘の「非核地帯」とすることを宣言していると承知している。

七について

お尋ねについては、先の答弁書（令和五年十一月二十日内閣衆質二一二第二八号）一の１の㈠について及び一の１の㈡についてでお答えしたとおりである。

八について

お尋ねの「被爆者に対する米国による救援」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点で確認できる範囲では、当時の具体的な状況を確認できる資料が存在しないため、お尋ねの「椎名弁護士が挙げる事例」の存否及び「他の事例」について確定的に述べることは困難である。

九について

御指摘の「支援を行う理由」については、例えば、令和五年三月二十四日の衆議院本会議において、岸田内閣総理大臣（当時）が「ロシアのウクライナ侵略は、国際社会が長きにわたる懸命な努力と多くの犠牲の上に築き上げてきた国際秩序の根幹を脅かす暴挙です。国連憲章を始めとする国際法の諸原則の違反であるとともに、法の支配に基づく国際秩序に対する明白な挑戦でもあります。（中略）一刻も早くロシアの侵略を止めるため、Ｇ７議長国として、国際社会と緊密に連携しつつ、引き続き、対ロ制裁とウクライナ支援を強力に推進してまいりたいと考えております」と答弁するなど明確に説明してきており、また、御指摘の「積算根拠」及び「どこにどのくらいの額が支援として送られたのか」についても、外務省報道発表の発出、外務省のウェブサイトによる情報発信、国会の議論等を通じて、国民に分かりやすい形での情報提供に努めているところである。

御指摘の「我が国の支援が確実に役立てられているのか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「政府は確認しているか」については、我が国からウクライナに対して実施する支援が所期の目的を達成するように、引き続き同国政府を始めとした関係機関と密接に連携してまいりたい。

十について

御指摘の「キャンセル」及び「相手国との関係を著しく損なう」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、岸田内閣総理大臣（当時）は、令和六年八月九日から十二日までの日程で、「中央アジア＋日本」対話・首脳会合への出席並びにカザフスタン、ウズベキスタン及びモンゴルへの訪問を予定していたところ、同月八日に宮崎県沖で発生した地震を受けた危機管理及び災害対応のために当該出席及び訪問を延期したものであるが、同月九日から十三日までにかけて行われた中央アジア五箇国及びモンゴルとの首脳電話会談において、当該危機管理及び災害対応のために当該出席及び訪問を延期するとの判断を行ったことを説明し、各国首脳から、この判断について理解を得たものである。

また、同内閣総理大臣の海外出張のうち、出張についての閣議了解を行った後に取りやめ又は延期した事例は、出席及び訪問の当日に延期を発表した上述の一件である。

御指摘の「風説」を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　七　号

新型コロナワクチンに関する質問主意書

提出者　原口　一博

新型コロナワクチンに関する質問主意書

本年九月十二日、厚生労働省の薬事審議会医薬品第二部会において、ＭｅｉｊｉＳｅｉｋａファルマ株式会社のレプリコンワクチンであるコスタイベ筋注用が薬事承認について了承されたことを踏まえ、同月十三日に薬事承認された。

しかしながら、レプリコンワクチンの安全性をめぐっては、「メッセンジャーＲＮＡ等が無限に増える」といった懸念も示されている。

こうしたことも踏まえ、次の事項について質問する。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十七条第一項は、「公務員が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。」と規定している。

一方、厚生労働省の「薬事審議会審議参加規程」第十三条は、「委員等本人又はその家族が、申告対象期間中に審議品目の製造販売業者又は競合企業から寄附金・契約金等の受取の実績があり、それぞれの企業からの受取額が、申告対

象期間中のいずれの年度も五百万円以下である場合は、当該委員等は、審議会等へ出席し、意見を述べることができるが、当該審議品目についての議決には加わらない。」とした上で、「ただし、寄附金・契約金等が、申告対象期間中のいずれの年度も五十万円以下の場合は、議決にも加わることができる。」と規定している。

この点に関し、薬事審議会の委員等は非常勤の国家公務員とされているが、薬事審議会審議参加規程にあるように、委員が製造販売業者等から寄附金を受領していた場合には、刑法第百九十七条第一項の規定に抵触しないのか。政府の見解を示されたい。

二　令和四年五月二十日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十七号）が施行され、新たに緊急承認制度が創設された。同制度の対象となる医薬品の要件としては、「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品であり、かつ、当該医薬品の使用以外に適当な方法がないこと」とされている。

この点に関し、同日発出された「緊急承認制度における承認審査の考え方について」（令和四年五月二十日付け薬生薬審発〇五二〇第一号）においては、感染症に用いる治療薬及びワクチンについては、有効性及び安全性の評価に係る考え方が示されている。この「ワクチン」の定義を示されたい。

三　厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード」（以下「ＡＤＢ」という。）に対し、「ワクチン接種歴別の新規陽性者数」に関する資料を提出していた経緯があると承知している。同資料は、ＨＥＲ―ＳＹＳに登録されている新規陽性者を、不明を含むワクチン接種歴の有無で分けて集計したものとなっている。

一方、厚生労働省は、同資料の作成に当たり、ワクチン接種歴が未記入の場合、令和四年四月二十日までのＡＤＢ提出データでは未接種に分類していたが、同年五月十一日以降のＡＤＢ提出データでは接種歴不明に分類している。このため、四月二十日までのＡＤＢ提出データでは、未接種の新規陽性者数が実際よりも多くなっていたと指摘されている。

この点に関し、厚生労働省は、未接種の新規陽性者数を多く見せようとしていたのではないか。政府の見解を示されたい。

四　メッセンジャーＲＮＡワクチンを接種し、メッセンジャーＲＮＡがヒトの細胞内に取り込まれると、このメッセンジャーＲＮＡをもとに、細胞内でスパイクタンパク質が産生される。また、ウイルスベクターワクチンを接種し、遺伝子がヒトの細胞内に取り込まれると、この遺伝子をもとに細胞内でスパイクタンパク質が産生される。これらのスパイクタンパク質が疾病の原因とならないことをどのように証明したのか。治験の具体的内容及び政府の見解を示されたい。

五　「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和六年七月二日閣議決定）は、情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関する項目を設けている。

また、「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」（令和六年八月三十日内閣感染症危機管理監決裁）は、偽・誤情報への対応に関し、国はＳＮＳのトレンドなどを確認し、例えば、事実関係として明らかに誤っている情報が拡散され、国民等への影響等に鑑み必要がある場合には、表現の自由に配慮しつつ、関係機関と連携しながら、その時点で把握している科学的知見等に基づく正確かつ分かりやすい情報の周知や注意喚起を行うとしている。これらの項目に係るこれまでの国の予算の支出先及び支出額を示されたい。

さらに、「新型コロナウイルス感染症のワクチンの情報提供に資するための国民の認識や意向に関する調査及び情報提供資材制作一式」及び「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」業務一式」に係るこれまでの国の予算の支出先及び支出額並びに偽・誤情報への対応状況を具体的に示されたい。

六　本年九月十三日、コスタイベ筋注用を承認した理由を示されたい。

また、同月十二日、コスタイベ筋注用の承認について了承した厚生労働省薬事審議会医薬品第二部会におけるコスタイベ筋注用の非臨床試験に係る議論の内容を具体的に示されたい。

七　日本赤十字社の献血ルーム等の献血場所のうち、新型コロナワクチンを接種した者の献血を拒否している献血場所は存在しているのか。政府の見解を示されたい。

八　ワクチンの被接種者から当該ワクチンの接種により産生された物質等が拡散されて他の者に影響を与える事象（以下「シェディング」という。）に対する政府の認識を示されたい。

また、政府がシェディングは存在しないと認識している場合、その根拠を示されたい。さらに、蚊等の吸血によるシェディングの危険性に対する政府の認識を示されたい。

加えて、シェディングの可能性が指摘されているレプリコンワクチンを承認したことにより、今後、邦人の海外渡航に支障が生ずる可能性もあると考える。我が国のワクチン政策について、今後、諸外国に対し、どのように説明していくのか。政府の見解を示されたい。

九　日本国憲法第七十三条第三号は条約の承認について規定している。このうち、国会の承認を必要とする国会承認条約については、①法律事項を含む国際約束、②財政事項を含む国際約束及び③我が国と相手国との間、あるいは国家間一般の基本的な関係を法的に規定するという意味において政治的に重要な国際約束であって、それゆえに、発効のために批准が要件とされているものとされている（いわゆる「大平三原則」）。

一方、世界保健機関（以下「ＷＨＯ」という。）総会は、本年六月一日、疾病の国際的伝播を最大限防止することを目的とした国際保健規則（以下「ＩＨＲ」という。）（二〇〇五）の改正案を採択した。本改正は、「パンデミック緊急事態」の定義を新たに規定すること等としており、拒否又は留保を表明した国を除く全ての加盟国に対して、改正の採択に関するＷＨＯ事務局長による通報の日から一年後に効力が生じることとなっている。

これらの点に関し、本年六月一日のＩＨＲ改正は、財政事項を含む国際約束であり、国会の承認を必要とする国会承認条約に該当するのではないか。政府の見解を示されたい。

また、同改正に基づき、「パンデミック緊急事態」に該当する場合に発出される勧告は、従来と同様、法的拘束力はないのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

―――――――――――――――

内閣衆質二一六第七号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出新型コロナワクチンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出新型コロナワクチンに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「委員が製造販売業者等から寄附金を受領していた場合には、刑法第百九十七条第一項の規定に抵触」するかについて、同項に規定する「その職務に関し、賄賂を収受し」たといえるか否かを含め、犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であり、一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「薬事審議会審議参加規程」に関しては、令和六年三月二十二日の参議院財政金融委員会において、政府参考人が「審議会への参加規程は、弁護士等の外部委員から構成される審議参加に関する遵守事項の検証・検討委員会というのがございますが、ここにおいて、従来の遵守事項の運用状況や我が国や海外状況、特に米国ＦＤＡにおける規程状況等を踏まえて検討されたものでございます。審議会の都度、ルールに沿って企業と委員の利益相反を確認し、公表しており、議論の公平性や透明性は確保されているものと考えられることから、少額であっても企業から金銭を受け取っていることをもって直ちに不適当であるとは言えないと考えております。審議会への参加に当たっては、企業等との間で審議の公平性に疑念を生じさせる特別の利害関係を有していないことを確認することを参加規程に定めており、委員就任時にもこの参加規程に基づき同様の確認をしております。このため、委員就任時及び参加時とも利害関係に疑義がないことを確認しており、引き続きこうした運用を適切に行い、審議会における議論の公平性、また透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。」と答弁しているとおりである。

二について

感染症の予防に用いられるワクチンについては、「感染症予防ワクチンの臨床試験ガイドライン」（令和六年三月二十七日付け医薬薬審発〇三二七第四号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知別添）において、例えば、「特定の抗原を標的として免疫を賦活化して薬効を発揮する医薬品」、「感染性病原体に対する特異的な免疫を誘導する」もの、「免疫を賦活化して薬効を発揮し、主に健康な人における感染症の予防を目的として接種される」もの等とされているところ、御指摘の「緊急承認制度における承認審査の考え方について」における「ワクチン」は、このような意味で用いている。

三について

御指摘の「「ワクチン接種歴別の新規陽性者数」に関する資料」における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）に使用するワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の接種歴が未記入の場合における分類については、令和四年六月七日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「ＨＥＲ―ＳＹＳにおける発生届の入力画面におきましては、ワクチン接種歴を入力する欄は、当初、ワクチン接種者が非常に少なかったことから、医療機関や保健所などの現場の入力負担を少しでも軽減する観点から、接種歴を特に選択しない場合には未接種としておりました。このような形で入力されたデータに基づき、これまで、単純集計ではありますけれども、ワクチン接種歴別の新規陽性者数に関する資料を作成してきたことから、昨年十二月、ＨＥＲ―ＳＹＳの入力画面のデフォルトを未記入に変更した後も、従来どおりの取扱いにのっとり、入力データを機械的に集計してアドバイザリーボードに毎回公表してきたものでございます。一方で、国立感染症研究所におきましては、昨年十二月以降、ワクチン接種歴が未記入の方を一律に接種歴不明であるとした上で資料を作成し、やはり同じアドバイザリーボードで公表してきた経緯がございます。厚生労働省の資料、数字と感染研の数字との乖離が大きくなってきたこと、また、このことについては本委員会でも四月に御指摘をいただきまして、五月十一日のアドバイザリーボード提出資料以降は、感染研における取扱いとの整合性を確保する観点から、厚生労働省の資料におきましても、接種歴が未記入の方は感染研と同様に接種歴不明として扱うこととしたものでございます。」と答弁しているとおりであり、令和四年四月二十日までの間の「「ワクチン接種歴別の新規陽性者数」に関する資料」において、御指摘のように「未接種の新規陽性者数を多く見せようとしていた」わけではない。

四について

お尋ねの「スパイクタンパク質が疾病の原因とならないことをどのように証明したのか」の趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「メッセンジャーＲＮＡワクチン」の接種により発現されるスパイクタンパク質の身体への影響も含めて治験において有効性及び安全性に係るデータを収集しており、例えば、ファイザー社の新型コロナワクチンでは、十六歳以上の四万三千四百四十八例を対象とする治験等が行われ、また、当該新型コロナワクチンに係る独立行政法人医薬品医療機器総合機構の特例承認に係る報告書において、「本剤を筋肉内投与した場合、本剤は主に投与部位に分布し、一部は全身（主に肝臓）へ一時的に分布し、それぞれでタンパク質を発現するが、いずれの部位でも時間の経過とともに本剤及び発現したタンパク質は消失すると推察された。」とされており、当該報告書等を踏まえ、令和三年二月十二日に開催した薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において審議が行われ、その結果を踏まえて承認を行ったものである。

なお、これらの承認後においても、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第六十八条の十第一項及び第二項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百二十八条の二十第一項の規定により、医薬品の製造販売業者や医師等は、当該医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生、それらの使用によるものと疑われる感染症の発生等に関する事項を知ったときは、その旨を、特に医薬品の製造販売業者は、同項第二号ロの規定により、当該医薬品の副作用若しくはそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあること、当該医薬品の副作用による症例等若しくはそれらの使用による感染症の発生傾向が著しく変化したこと又は当該医薬品が承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告を知ったときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならないとされ、また、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項及び予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第五条の規定により、医師等は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる特定の症状を呈していることを知ったときは、その旨を同大臣に報告しなければならないとされているところ、政府としては、引き続きこうした報告に基づく評価を行い、新型コロナ予防接種の安全性を確認することとしている。

五について

前段のお尋ねについて、御指摘の「国はＳＮＳのトレンドなどを確認し、例えば、事実関係として明らかに誤っている情報が拡散され、国民等への影響等に鑑み必要がある場合には、表現の自由に配慮しつつ、関係機関と連携しながら、その時点で把握している科学的知見等に基づく正確かつ分かりやすい情報の周知や注意喚起を行う」に関しては、令和六年八月三十日に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」（平成二十五年六月二十六日新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定（令和四年六月三十日一部改定））が全面改定され、策定された「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン（内閣感染症危機管理監決裁）」において新たに記載されたものであり、令和六年十二月六日現在、これに基づく国の予算の支出実績はない。

後段のお尋ねについて、御指摘の「新型コロナウイルス感染症のワクチンの情報提供に資するための国民の認識や意向に関する調査及び情報提供資材制作一式」及び「「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」業務一式」に係るこれまでの国の予算の支出先及び支出額」は、前者はターギス株式会社に令和三年一月から同年三月までで九百七十七万五千四百二十五円であり、後者は株式会社プラップジャパンに同年二月から令和四年三月までで一億七千百四十七万九千六百円、株式会社電通ＰＲコンサルティングに同年四月から令和六年三月までで二億三十九万六千五百十六円である。また、御指摘の「偽・誤情報への対応状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これらの業務においては、新型コロナワクチンについて、迅速かつ丁寧な情報発信を行い、正しい情報に基づいて、国民が接種を受けるかどうかの冷静な判断を行い得る環境を醸成すること等を目的として、厚生労働省が保有及び運営している各種広報手段の活用の支援等に取り組んできたところである。

六について

お尋ねについては、令和六年五月二十九日に開催した令和六年度第二回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの製造株について検討する小委員会において、令和六年度の新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種（予防接種法第五条第一項の規定による定期の予防接種をいう。）において「二〇二四／二五シーズンの定期接種において使用するワクチンの抗原構成について、ＷＨＯの推奨と同様に「ＪＮ．一系統及びその下位系統へのより高い中和抗体を誘導する抗原を含むこととし、その一例としては一価のＪＮ．一系統が考えられる。」と決定した。」とされ、「一価のＪＮ．一系統」に対応するワクチンが用いられることとなったことを踏まえ、御指摘の「コスタイベ筋注用」について、同年五月三十一日にＭｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ株式会社から法第十四条第十五項の規定による承認事項の一部変更承認の申請が行われたことから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査報告書において、御指摘の「非臨床試験」について、「本剤の効力を裏付ける試験の結果から、本剤の変異株対応ワクチンが、対応するそれぞれの変異株に対して免疫原性を示すことを確認した。また、本剤の一価（ＪＮ．一）ワクチンが、ＪＮ．一系統をはじめ、現在の流行株を含むオミクロン株の様々な亜系統（ＫＰ．三系統を含む）に対する中和抗体を誘導した。」とされており、また、「ＪＮ．一系統」のコロナウイルスに類似するウイルスに対するワクチン株を用いて実施した臨床試験において、ファイザー社の新型コロナワクチンとの「非劣性が検証された」とされていることを踏まえ、同年九月十二日に開催した薬事審議会医薬品第二部会において議論が行われ、その結果を踏まえて承認を行ったものである。

七について

お尋ねの「新型コロナワクチンを接種した者の献血を拒否している献血場所」の「存在」は承知していない。なお、日本赤十字社が行う献血者の採血については、令和三年四月二十七日に開催した令和三年度第一回薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会安全技術調査会等での議論を踏まえ、血液製剤の安全性、献血者の安全確保、血液製剤の安定供給等を総合的に勘案し、ワクチンの特性や副反応の発現頻度等の観点から、新型コロナワクチンの接種後にワクチンの種類に応じて一定の期間における採血を見合わせることとしており、「「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第二十五条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第二の一（一）及び二（一）に規定する問診等について」の一部改正について」（令和四年十月三十一日付け薬生発一〇三一第四号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）において、当該期間を設けているところである。

八の前段及び中段について

お尋ねの「ワクチンの被接種者から当該ワクチンの接種により産生された物質等が拡散されて他の者に影響を与える事象」について、政府としては、ワクチンのうち、感染性を有する病原体そのものを接種する生ワクチンについて、飛沫又は接触によりワクチンに用いた病原体が伝播する可能性があるものが存在すると承知している。また、お尋ねの「蚊等の吸血によるシェディング」により健康被害が生じたとの事例は承知していない。

八の後段について

御指摘の「シェディングの可能性が指摘されているレプリコンワクチン」の具体的に意味するところが明らかではないが、いわゆる「レプリコンワクチン」であるコスタイベ筋注用については、現時点で、「ワクチンの被接種者から当該ワクチンの接種により産生された物質等が拡散されて他の者に影響を与える事象」が生ずるとの科学的知見はないものと承知している。そのため、コスタイベ筋注用が我が国で承認されていることを理由として、御指摘のような「邦人の海外渡航に支障が生ずる可能性もある」とは考えていない。また、御指摘の「我が国のワクチン政策」については、ワクチンの安全性に係る情報を含めホームページ等で周知を図っているところであり、仮に外国政府から安全性に関する懸念が寄せられた場合には、適切に説明していく考えである。

九について

御指摘の「本年六月一日のＩＨＲ改正は、財政事項を含む国際約束であり」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、参議院議員須藤元気君提出パンデミック条約及び国際保健規則改正案に関する質問に対する答弁書（令和六年二月九日内閣参質二一三第一一号）一について及び三についてでお答えしたとおり、国際保健規則は世界保健機関憲章（昭和二十六年条約第一号）上の規則に該当するものであり、同規則そのものは条約ではなく、同規則の改正については、「国会の承認」を要するものではないことから、御指摘の「本年六月一日のＩＨＲ改正」は、御指摘のように「国会の承認を必要とする国会承認条約に該当する」ものではないと考えている。

また、「同改正に基づき、「パンデミック緊急

事態」に該当する場合に発出される勧告は、従来と同様、法的拘束力はないのか」とのお尋ねについては、同規則第一条において、勧告とは、世界保健機関が発出する拘束力を有しない助言とされており、御指摘のとおりである。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　八　号

日本航空百二十三便の御巣鷹山墜落事故に関する質問主意書

提出者　原口　一博

日本航空百二十三便の御巣鷹山墜落事故に関する質問主意書

昭和六十年八月十二日に、群馬県多野郡上野村の山中において日本航空百二十三便が墜落し、搭乗していた乗客・乗員五百二十四名のうち、五百二十名が亡くなり、四名が重傷を負う事故（以下「墜落事故」という。）が発生した。事故当日、当時の運輸省航空事故調査委員会（現国土交通省運輸安全委員会）は、運輸大臣からの事故発生の通報を受け、事故調査を開始し、昭和六十二年六月十九日に航空事故調査報告書（以下「報告書」という。）を公表、また、亡くなられた方（以下「犠牲者」という。）のご遺族の疑問点にわかりやすく説明するために、平成二十三年七月二十九日に報告書の解説書（以下「解説書」という。）を公表した。報告書における事故原因の結論として、ボーイング社による不適切な修理ミスによる後部圧力隔壁の破損等により操縦機能等を喪失したため、と推測されているが、例えば、圧力障壁が破損すれば急減圧により搭乗者は目や耳を痛めてしまうが、生存者にはそのような外傷はないこと、墜落現場についての情報が二転三転し、翌日の朝までわからなかったこと等、不可解な点が多数存在することから、事故原因は他にあるのではないかと疑念が生じている。運輸安全委員会設置法において、事故等調査の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等調査に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供することが明記されていることから、政府は、このような疑念を払拭する責務がある。事故原因を問い質すことは、公共交通機関の信頼性及び国土交通省と航空業界が一体となって安全対策に取り組んでいく上で必要不可欠であることから、政府は、多くの犠牲者を出した当該事故原因の再調査等を含め、真相を明らかにする必要がある。

このような状況を踏まえ、以下質問する。

一　国土交通省ホームページに掲載されているトピックスにおいて、令和二年八月十二日及び令和三年八月十二日に、それぞれ「日航機事故ご遭難者三十五周年追悼慰霊式に参列」、「日航機事故ご遭難者三十六周年追悼慰霊式に参列」に関する内容が掲載されており、遭難者との記載がある。国土交通省では、墜落事故で亡くなられた方を犠牲者ではなく、遭難者として扱っているのか明らかにされたい。また、遭難者として扱っているのであれば、その理由も明らかにされたい。

二　犠牲者の遺族が日本航空株式会社（以下「ＪＡＬ」という。）に対し、墜落事故を起こした日本航空百二十三便のボイスレコーダー（音声記録装置）とフライトレコーダー（飛行記録装置）の生データの開示を求めるため、令和三年三月二十六日に東京地方裁判所へ訴状を提出した「令和三年（ワ）第七六〇九号ボイスレコーダー等開示請求事件」について、令和四年十月十三日に棄却との判決が言い渡され、その後の控訴審において棄却、最高裁判所においても上告棄却とされた。しかし、事故原因については、報告書と矛盾する目撃証言が多数報告されていることから、ボイスレコーダーやフライトレコーダーの生データを開示すれば、真の事故原因の解明に繋がり、犠牲者の遺族の疑念や矛盾点の解消を明らかにすることができるのではないかと考える。ＪＡＬが所有しているボイスレコーダーやフライトレコーダーを開示しない理由を明らかにされたい。また、政府は、ＪＡＬに対して、生データの開示を促すべきであると考えるが、政府の見解を伺いたい。

三　報告書では、事故は、後部圧力隔壁の不適切な修理に起因し隔壁が損壊したことにより、胴体後部・垂直尾翼・操縦系統が損壊し、飛行性能の低下と主操縦機能を喪失したために生じたと推定され、解説書では、ミサイルや自衛隊の標的機が衝突したとの外的要因はないとされている。それに対し、圧力隔壁が損壊した場合には、客室内に猛烈な風が吹き抜け、室温も低下するのに、生存者はそのようなことはなかったと証言しており、また、急減圧があった場合には、操縦士は酸素マスクを着けるように訓練されているはずだが、着けていなかったのはなぜか、という疑問が生じている。つまり、圧力隔壁損壊による急減圧はなかったと推定されることから、事故原因は圧力隔壁の損壊障壁の破損によるものではないと考えられる。さらに、解説書に記載されているミサイル等の外的要因の検証結果は、犠牲者の遺族等が納得する説明となっていないため、再調査を行う等、改めて事故原因の調査を行う必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。

四　報告書によると、東京航空局東京空港事務所内に設置された救難調整本部は、日本航空百二十三便の緊急状態発生通報を墜落事故当日の十八時二十六分に、機体がレーダーから消えた旨の通報を十八時五十九分にそれぞれ受領し、直ちに、その情報を警察庁、航空自衛隊入間救難調整所及び海上保安庁に通報したとされる。また、当時の防衛庁（現防衛省）は、機体がレーダーから消えた旨の通報により緊急事態と認識し航空機を発進させ、十九時二十一分に事故現場と思われる場所に炎を確認、より正確な位置確認をするためヘリコプターを発進させ、二十時四十二分に現場上空に到着、翌日の八月十三日四時十九分に墜落現場を特定したとされている。しかし、墜落事故発生の十八時五十六分頃から墜落現場の特定までに九時間以上という相当な時間を要していることは不自然であると考える。墜落現場の発見から特定までに相当な時間を費やした理由を明らかにされたい。

五　墜落現場が判明した後、警察や自衛隊等による捜索・救難活動が行われ、生存者の発見や遺体の収容等が行われ、遺体の検死を警察官や医師等が行ったことは承知している。なお、検死に際し、一部の遺体をひとまとめにしたとされるが、それは、死因を解明させないための措置ではないかと疑念が生じているが、それが事実であるか明らかにされたい。また、遺体の中に、多数の完全に炭化した状態の遺体があったとされるが、飛行機の燃料に使用されるジェット燃料は灯油に似た性質をもっており、通常では、炭化するような状態になり得ないため、他に燃焼力の強い物質等によって炭化したのではないかと疑念が生じている。炭化した遺体が見つかった要因について明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第八号
令和六年十二月十日
内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出日本航空百二十三便の御巣鷹山墜落事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出日本航空百二十三便の御巣鷹山墜落事故に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「遭難者として扱っている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省においては、御指摘の「墜落事故で亡くなられた方」を指して「遭難者」と呼ぶことはしていない。なお、御指摘の「日航機事故ご遭難者三十五周年追悼慰霊式」及び「日航機事故ご遭難者三十六周年追悼慰霊式」は公益財団法人慰霊の園が主催する式典の名称である。

二について

お尋ねの「理由」については、政府として承知する立場にない。また、御指摘の「生データの開示」については、日本航空株式会社において適切に判断すべきものと認識している。

三について

御指摘の「事故」の原因究明については、運輸省航空事故調査委員会（現在の国土交通省運輸安全委員会）において、航空機の機体の損傷状況等に関する調査について専門委員を任命するなどにより、事故原因について様々な角度から調査・解析を行った上で、航空機の運航、航空力学等を専門分野とする委員長及び委員による審議を経て、調査結果を昭和六十二年六月十九日に航空事故調査報告書として公表しており、当該事故に関して、その後新たに重大な情報を把握していないことから、現時点では再調査を行う必要があるとは考えていない。

四について

お尋ねについては、御指摘の「日本航空百二十三便」の機体の発見及び墜落地点の確認までに時間を要した理由については、御指摘の「報告書」において「墜落地点は登山道がなく、落石の危険が多い山岳地域であり、夜間の捜索ということもあったため、機体の発見及び墜落地点の確認までに時間を要したことはやむを得なかったものと考えられる」としている。

五について

御指摘の「検死に際し、一部の遺体をひとまとめにした」の意味するところが必ずしも明らかではないが、警察官等が御指摘の「死因を解明させないための措置」を講じたという事実は承知していない。

また、お尋ねの「炭化した遺体が見つかった要因」については、御指摘の「報告書」において「機体の損壊による強度の衝撃と火災発生による火熱を受けたため、・・・遺体には離断・焼損・炭化による損傷が著しかった」としている。

令和六年十一月二十八日提出

質　問　第　九　号

ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭに対する支援等に関する質問主意書

提出者　原口　一博

ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭに対する支援等に関する質問主意書

デジタル化が急速に進展する中、半導体は、パソコンやスマートフォンといった情報端末のみならず、自動車や医療機器等のあらゆる分野に使われており、デジタル社会を支える重要な基幹部品であり、経済安全保障上も重要な戦略物資である。政府は、二〇二一年十二月に特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）（以下「５Ｇ法」という。）等を改正し、半導体の国内生産基盤を強化するための特定半導体基金事業を開始した。

同事業では、台湾積体電路製造（以下「ＴＳＭＣ」という。）及びＪａｐａｎＡｄｖａｎｃｅｄＳｅｍｉｃｏｎｄｕｃｔｏｒＭａｎｕｆａｃｔｕｒｉｎｇ株式会社（以下「ＪＡＳＭ」という。）に対し、二〇二二年六月に熊本第一工場建設のために最大助成額四千七百六十億円、二〇二四年二月に熊本第二工場建設のために最大助成額七千三百二十億円、合わせて一兆二千八十億円もの巨額な支援が決定された。

以下、ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭに対する支援等について質問する。

一　これまでの半導体産業政策の反省を踏まえた今後の対策

１　我が国の半導体産業は、一九九〇年頃には日本企業の半導体売上高が世界シェアの約五割を占めるなど、高い競争力を有していたが、その後、凋落を続け、二〇二二年時点で世界市場の一割弱に落ち込むなど低迷している。

本年二月二十日の衆議院財務金融委員会において、政府は、我が国の半導体産業が競争力を落としてきた原因として、日米半導体協定に代表される貿易摩擦といった政策面の課題、設計と製造が水平分離していく世界の半導体ビジネスの潮流の変化に乗り遅れたこと、日の丸自前主義というべき国内企業の再編に注力をして、有力な海外企業との国際連携を推進できなかったことといったビジネスモデルの問題など、様々な要因があったとし、この点について真摯に反省をしなければならないと答弁している。

この答弁を踏まえると、これまでの政府の半導体産業政策の失敗が、我が国の半導体産業の衰退を招き、我が国の強みであった半導体製造技術を海外企業に流出させ、国内で半導体の製造をすることができない状況に至らしめたと言っても過言ではないのではないかと考える。

この答弁にあるとおり、政府がこれまでの半導体政策を真摯に反省するのであれば、我が国の半導体産業の復活を遂げるためには、ＴＳＭＣをはじめとする外国企業に過度に依存するのではなく、高い国際競争力を有する国内の半導体産業の育成及び強化が重要であると考えるが、政府の見解を伺いたい。

２　また、国内の半導体企業の育成及び強化に向けた具体的な支援策及び支援スケジュールについても明らかにされたい。

二　ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭに対する支援の我が国の半導体産業振興への効果等

１　支援対象となる半導体

ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭの熊本第一工場で製造する半導体は十二～二十八ナノメートル、第二工場で製造する半導体は六～十二ナノメートルであるが、米国が補助金等により支援するＴＳＭＣアリゾナ第一工場～第三工場で生産される半導体は二～四ナノメートルであり、ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭの熊本第一工場、第二工場で生産される半導体は最先端とは言い難い。

最先端でない半導体を製造するために巨額な助成金を投入してＴＳＭＣを誘致することは我が国の半導体産業の振興に寄与するのか、政府の見解を明らかにされたい。

２　我が国への半導体供給の実効性の担保

ア　５Ｇ法においては、認定を受けた事業者に対して国内向けに優先的に供給する義務を課していないが、同法第十一条第三項第四号において、特定半導体等の需給がひっ迫した場合における増産を含む国内における安定的な生産に資する取組が行われると見込まれること等を認定要件としている。

ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭが認定を受けた認定特定半導体生産施設整備等計画（二〇二二半経第〇〇一号―一及び二〇二三半経第〇〇三号―一）において、①ＪＡＳＭは、需給がひっ迫した場合には、緊急時対応として稼働率を向上させ、増産に取り組むこと、②ＴＳＭＣは、日本政府からの要請に応じ、日本の顧客向けの供給拡大について誠実に協議に応じること、③ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭは、関係法規及び契約の規定を常に遵守するとされている。上記①②を根拠に我が国への半導体供給の実効性が担保され、実質的に供給義務を課していると理解して良いか、政府の見解を求める。

イ　さらに、③に契約とあるが、これはどのようなものであるのか、契約の趣旨、当事者等を明らかにされたい。仮に当該契約が、国とＴＳＭＣ及びＪＡＳＭとの契約である場合、我が国への供給義務に関する条項が含まれているのか、明らかにされたい。

ウ　また、ＪＡＳＭと他の民間企業との契約である場合、国が関与できない民間事業者間の契約に対し我が国への優先的供給義務の担保を求めることは適切でないと考えるが、政府の見解を求める。

3　外国企業に半導体製造を依存する経済安全保障上のリスク

半導体戦略の重要性が増す中、外国企業であるＴＳＭＣに半導体の製造を依存することは、我が国の経済安全保障上のリスクが高まることが懸念される。ＴＳＭＣは、我が国固有の領土である尖閣諸島について領有権を主張する台湾の企業であるため、台湾有事や尖閣諸島を巡る状況次第では、ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭによる我が国への半導体の供給が確実に担保されるのかといった懸念があるが、政府の考えを明らかにされたい。

三　環境保全対策等

1　環境アセスメント

ア　熊本県は二〇二三年八月に台湾を訪問し、ＴＳＭＣをはじめとする半導体関連企業が集積するエリアの水質等を調査し、同年十月に結果をまとめた報告書を公表しているが、二〇二四年末に本格稼働予定のＴＳＭＣ及びＪＡＳＭの第一工場について、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に基づく環境影響評価（環境アセスメント）は実施されたのか。実施されていない場合、その理由について政府が把握しているところを具体的に明らかに示されたい。

イ　また、今後、建設が行われる第二工場についても環境アセスメントの実施予定はあるのか、政府が把握しているところを明らかにされたい。

2　水質や大気等環境への影響及び環境保全対策

ア　半導体製造では大量の水が使用されるとともに、排水のほか多種多様な化学物質やガスが排出される。「火の国」とともに「水の国」とも呼ばれる熊本県は、豊富な地下水を有し、水道水源の約八割を地下水に依存するなど、熊本県民にとって地下水は大変重要な生活用水である。

他方、ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭの第一工場の本格稼働を二〇二四年末に控え、熊本県内では、同工場による地下水のくみ上げによる水の枯渇や排水等に伴う水質の悪化、大気汚染など環境への影響を心配する声があがっている。

これらを踏まえ、ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭの半導体製造工場の稼働に伴う地下水の枯渇や水質等の周辺環境への影響について、政府はどのように把握しているのか、明らかにされたい。

イ　また、ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭは、第二工場に係る特定半導体生産施設整備等計画（二〇二三半経第〇〇三号―一）において、環境対策に関し、法規制対象の項目については、法規制と同等以上の基準を設けて排水を監視するとともに、法規制対象外の項目についても、サンプリングによる自主管理などを行い、操業に伴う大気や河川への影響を最小限に抑える取組を行っていくとしている。政府は、同工場の周辺環境の保全に向け、同社が実施する環境対策の実効性確保のため、どのような対策を講じていくのか、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第九号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭに対する支援等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭに対する支援等に関する質問に対する答弁書

一の１について

御指摘の「外国企業に過度に依存する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「高い国際競争力を有する国内の半導体産業の育成及び強化」については、政府として、我が国産業にとって極めて重要であると考えており、御指摘の「半導体産業の復活」に向けて、例えば、半導体・デジタル産業戦略（令和五年六月六日経済産業省改定）において、まず足下の生産基盤の確保に取り組むこととしている。半導体の中でも、とりわけ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する特定半導体（以下「特定半導体」という。）については、国際的にもその生産能力が限られているため、「外国企業」であるか否かにかかわらず、国内における安定的な生産体制を確保することが重要であると考えており、Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited（以下「ＴＳＭＣ」という。）及びJapan Advanced Semiconductor Manufacturing株式会社（以下「ＪＡＳＭ」という。）から提出された法第十一条第一項に規定する特定半導体生産施設整備等計画（以下「特定半導体生産施設整備等計画」という。）について、令和四年六月及び令和六年二月に、同条第三項の規定に基づく認定（以下「認定」という。）をしたものである。こうした取組に加え、御指摘の「半導体産業の復活」に向けて引き続き不断の努力を行ってまいりたい。

一の２について

政府としては、我が国において、令和十二年までに半導体を生産する企業の合計売上高が十五兆円超となり、半導体の安定的な供給が確保されることを目標として掲げているところ、このためには、足下の半導体の製造基盤の確保、次世代技術の確立及び将来技術の研究開発に取り組むことが必要であると考えており、例えば、令和十二年度まで特定半導体基金事業及び安定供給確保支援事業を、令和十一年度までポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業を、それぞれ実施するなど、引き続き必要な支援を行っていく考えである。

二の１について

御指摘の「十二～二十八ナノメートル」及び「六～十二ナノメートル」の演算を行う半導体については、令和六年十二月四日時点で、我が国で量産された実績がなく、御指摘の「ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭの熊本第一工場」及び「第二工場」において当該半導体の生産が行われることは、特定半導体の国内安定供給確保に資するものであることに加え、半導体製造装置や半導体材料等の関連産業の集積、人材育成等を通じて、御指摘の「我が国の半導体産業の振興に」大いに「寄与」するものであると考えている。

二の２のア及び３について

認定の要件としては、法第十一条第三項第四号において、同項第二号に規定する特定半導体等（以下「特定半導体等」という。）の需給がひっ迫した場合において増産すること等や、同号及び経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年経済産業省令第六十八号。以下「省令」という。）第十条において、特定半導体生産施設整備等計画に基づく特定半導体等の生産が十年以上継続的に行われると見込まれることを求めているところ、ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭから提出された特定半導体生産施設整備等計画に、「十年以上の継続生産を予定」、「ＪＡＳＭは、需給がひっ迫した場合には、緊急時対応として稼働率を向上させ、増産に取り組む」、「製品の納入先」は「日本の顧客が中心」、「ＴＳＭＣは、日本政府からの要請に応じ、日本の顧客向けの供給拡大について誠実に協議に応じる」等といった旨の記載がなされていることも踏まえ、法第十一条第三項各号に掲げる要件を満たすものと判断し、令和四年六月及び令和六年二月に認定を行ったものである。また、認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が認定に係る特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を実施していない、又は同項各号のいずれかに適合しないものとなったと認められるときは、経済産業大臣は、法第十二条第二項及び第三項の規定に基づき、当該特定半導体生産施設整備等計画の変更を指示し、又は当該認定を取り消すことができるとされており、これを踏まえ、助成金の交付を受けた認定事業者に対して当該認定に基づく助成金の返還を請求することが必要な場合においては、当該助成金の交付に係る業務を行う国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「ＮＥＤＯ」という。）において、特定半導体基金事業費助成金交付規程（令和四年四月三十日付けＮＥＤＯ作成。以下「交付規程」という。）に基づき、請求する返還額については経済産業省からの指示に従い、適切に対応していくものと承知している。

二の２のイ及びウについて

二の２のアでお尋ねの「ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭが認定を受けた認定特定半導体生産施設整備等計画（二〇二二半経第〇〇一号―一及び二〇二三半経第〇〇三号―一）」の「③ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭは、関係法規及び契約の規定を常に遵守するとされている」における「契約」とは、ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭが、それぞれが自社で雇用する従業員との間で交わす労働契約を指しているものと認識している。

三の１のアについて

お尋ねの「ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭの第一工場」の設置の事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に定める環境影響評価の対象事業に該当しないため、当該事業を行う事業者による同法に基づく環境影響評価は行われていないものと承知している。

三の１のイについて

お尋ねの「第二工場」の設置の事業は、環境影響評価法に定める環境影響評価の対象事業に該当しないため、当該事業を行う事業者による同法の規定に基づく環境影響評価は行われる予定はないものと承知している。

三の２のアについて

お尋ねの「ＴＳＭＣ及びＪＡＳＭの半導体製造工場の稼働に伴う」「周辺環境への影響」については、政府として、地元自治体や事業者等との意見交換等を通じて把握に努めており、地下水については、例えば、ＪＡＳＭが、公益財団法人くまもと地下水財団等が実施する地下水涵（かん）養事業に参画し、地下水保全に向けて必要な取組を講じていると承知しており、また、排水対策については、例えば、熊本県が、令和五年八月から令和六年十一月までにかけて、ＪＡＳＭの半導体工場周辺等の約十箇所において水質調査を実施しており、同様の調査を御指摘の「ＪＡＳＭの第一工場の本格稼働」の後にも実施する予定であると承知している。引き続き、地元自治体や事業者等と連携し、お尋ねの「周辺環境への影響」の適切な把握に努めてまいりたい。

三の２のイについて

認定事業者においては、省令第十五条第二項の規定により、法第十二条第二項に規定する認定特定半導体生産施設整備等計画（以下「認定特定半導体生産施設整備等計画」という。）の各事業年度における実施状況を原則として当該事業年度終了後三月以内に経済産業大臣に報告することとされており、政府としては、当該報告の内容に基づき、当該認定特定半導体生産施設整備等計画に記載された御指摘の「環境対策」が講じられていることを確認することとしている。また、当該報告の内容に疑義がある場合には、法第三十二条第二項の規定に基づき、同大臣は、認定事業者に対し、認定特定半導体生産施設整備等計画の実施状況について報告を求めることができるものとされている。これに加えて、二の２のア及び３についてでお答えしたとおり、これらの報告の内容を踏まえ、認定事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を実施していないと認められるときは、同大臣は、法第十二条第二項及び第三項の規定に基づき、当該認定特定半導体生産施設整備等計画の変更を指示し、又は認定を取り消すことができるとされており、これを踏まえ、助成金の交付を受けた認定事業者に対して当該認定に基づく助成金の返還を請求することが必要な場合においては、当該助成金の交付に係る業務を行うＮＥＤＯにおいて、交付規程に基づき、請求する返還額については経済産業省からの指示に従い、適切に対応していくものと承知している。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　一　〇　号

インターネットにおける表現の自由の確保に関する質問主意書

提出者　原口　一博

インターネットにおける表現の自由の確保に関する質問主意書

ＳＮＳをはじめとするインターネット上での投稿等において、日本国憲法で保障される表現の自由や通信の秘密を確保するため、政府の考えについて確認する。

一　表現の自由や通信の秘密を保障した日本国憲法第二十一条の趣旨を踏まえ、電気通信事業法には、第四条において電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密が定められており、また、同法にはこれを犯した者を二年以下の懲役又は百

万円以下の罰金に処する罰則規定も設けられている。そこで、閲覧することのできる対象者を限定し、一般には非公開とする機能を用いた投稿に対し、ＳＮＳ事業者等が、自ら定める削除基準に該当するとして当該投稿を削除する行為は、同法第四条に抵触するのではないか。そうでないとすればその理由は何か、政府に問う。

二　全世界に普及するＳＮＳ等を提供する大規模なプラットフォーム事業者は、そのユーザーに関する多くの個人情報や個人関連情報を保有し、その情報を用いて自らのマーケティング活動等の役務を提供し、莫大な利益を上げているとされる。また、それだけでなく、例えば前述のとおり、事業者による通信の秘密を侵す行為、言わば検閲を行う事案が現に起きるなど、言論の自由を奪う活動も見られる。こうした横暴な行為は、我が国の安全保障や国民生活の保護、加えて表現の自由の観点から決して看過できることではない。政府は、大規模なプラットフォーム事業者に対して、電気通信事業法第四条やいわゆる独占禁止法を厳正に執行し、その行為やあるいは事業そのものを正すべきだと考えるが、どうか。政府の認識を問う。

三　総務省の有識者検討会「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」が令和六年九月十日に公表したとりまとめにおいて、偽・誤情報対策の一つとして、情報の真偽を検証するファクトチェックの普及を提言した。この提言は、ファクトチェック団体に国が関与することにより、いわば官製ファクトチェック団体となって偽・誤情報対策の名を借りた検閲・言論統制を招くものである。政府に対しては、ファクトチェックに乗じて政府に都合の悪い言論を封じないよう求めるが、見解を問う。また、Ｘにあるコミュニティーノートの機能について、政府がこれを作成した事実はあるのか、答えられたい。加えて、このコミュニティーノートは他者からはその作成者を確認することはできないところ、政府が行う場合はその所属等を明確にした上で作成すべきと考えるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質二一六第一〇号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出インターネットにおける表現の自由の確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出インターネットにおける表現の自由の確保に関する質問に対する答弁書

一について

個別の行為が電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四条の規定に違反するか否かについては、個別の事案ごとに判断されるべきものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、電気通信事業法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適切な運用を図っており、これらの法律に違反する事案が認められた場合には、これらの法律に基づき厳正に対処していく。

三について

前段のお尋ねについては、御指摘の「とりまとめ」において、「政府・公的機関などからのファクトチェック組織の独立性が確保されるべきである」とされており、政府としても、当該「とりまとめ」を踏まえ、適切に検討していくこととなると考えている。

また、中段のお尋ねについては、現時点で把握している範囲では、各府省本府省及び外局の内部部局において、御指摘の「コミュニティーノート」を作成した事実はない。

さらに、後段のお尋ねについては、お尋ねの「政府が行う場合はその所属等を明確にした上で作成すべき」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「コミュニティーノート」の表示に関しては、個別の民間事業者が提供するサービスの仕様の詳細に関するものであり、政府としてお答えすることは困難である。

令和六年十一月二十八日提出

質　問　第　一　一　号

我が国産業の国際競争力の低下に関する質問主意書

提出者　原口　一博

我が国産業の国際競争力の低下に関する質問主意書

近年、我が国産業の国際競争力の低下が国内外で広く指摘されており、特にハイテク分野において顕著である。文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標二〇二四」によれば、日本のハイテクノロジー産業の貿易収支比は、一九九〇年初めは諸外国の中でも特に輸出超過が目立っていたが、長期的に低下傾向で推移し、二〇一一年以降は輸入超過となっている。

このような状況となったのは、新興国の成長といった外部的要因にとどまらず、我が国の産業構造の変化のほか、知的財産の軽視や緊縮財政・増税路線の継続といった政府の政策が背景にあると考えられる。また、日本企業の技術革新が十分でなかったことのみならず、政府による産業政策が他国に比べて不十分であったのではないか。

これらを踏まえ、我が国産業の国際競争力の低下について、以下、質問する。

一　我が国産業の国際競争力の低下の原因分析

政府がこれまでに実施してきた産業政策が十分機能しなかったことが、現在の我が国産業の国際競争力の低下を招いたと考えるが、我が国の産業の国際競争力が低下している要因についてどのように分析しているか、政府の見解を問う。

二　現行のハイテク分野への支援策の実効性

特にハイテク産業については、これまで政府において様々な支援策が講じられてきたものと承知しているが、それにもかかわらず国際競争力の低下を招くに至った具体的要因を、政府としてどのように分析しているか。また、現在取り組まれている支援策は、我が国のハイテク産業が国際競争力を回復するために、諸外国の支援策と比較して十分実効性があるものと認識しているか。実効性ありとするのであれば、その具体的根拠について伺いたい。

三　今後の産業政策の在り方

ハイテク分野への支援の強化も含め、今後、我が国産業の国際競争力を再び高めるために、政府はどのような施策を講じていくつもりか。政府が考える有効な対策を明示していただきたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第一一号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出我が国産業の国際競争力の低下に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出我が国産業の国際競争力の低下に関する質問に対する答弁書

一及び二の前段について

御指摘の「ハイテクノロジー産業」を含め、お尋ねの「我が国の産業の国際競争力が低下している要因」については、産業分野に応じて様々であり、一概にお答えすることは困難であるが、その上で、多くの産業分野に共通すると考えられる要因を申し上げれば、国際競争の激化、急速な技術革新の進展、産業構造の変化等の我が国の産業を取り巻く情勢の変化の中で、官民による、新規の投資を含む、付加価値の向上や新たな市場の創出に向けた取組が不十分であったことなどが原因であると考えている。

二の後段について

お尋ねの「諸外国の支援策と比較して十分」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、例えば、令和五年度の我が国における民間企業による設備投資額が過去最高水準となるなど、政府として取り組んでいる、設備投資に係る予算措置、税制措置、規制・制度改革等の支援策が、お尋ねの「我が国のハイテク産業が国際競争力を回復するために」「実効性がある」ものであると考えている。

三について

お尋ねの「我が国産業の国際競争力を再び高める」ための「有効な対策」については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」（令和六年六月二十一日閣議決定）や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画二〇二四改訂版」（令和六年六月二十一日閣議決定）などに盛り込んでいる我が国の産業の国際競争力の強化に必要な施策を講じているところであり、引き続き、我が国の産業を取り巻く情勢を踏まえながら、必要な支援策を不断に検討し、実施していく考えである。

令和六年十一月二十八日提出

質　問　第　一　二　号

金融・税制・財政に関する質問主意書

提出者　原口　一博

金融・税制・財政に関する質問主意書

一　持続的な経済成長を支えるためには、会社は株主だけのものではなく、従業員、顧客、取引先のほか、地域社会、国全体までもが利害関係者であって、会社の利益をこれらの幅広いステークホルダーに対して分配することで社会への貢献を果たすという、公益資本主義の考え方が重要であると考える。公益資本主義は、会社は株主のものとする株主資本主義と対立概念にあり、前岸田政権の掲げた新しい資本主義は、株主資本主義の修正を図ったものの不十分であったと考えている。

短期的利益を志向する投資家により、株主が会社の利益を貪るという弊害に対処し、中長期的な課題に取り組むための投資を促進する必要がある。企業は中長期的に安定した資本の確保があってこそ、中長期的な課題に取り組むことが可能となる。資本確保の不確実性の存在は、企業の中長期的な投資を抑制することにつながる。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画二〇二四年改訂版」（新しい資本主義実現本部）では、一定のメニューが並んでいるものの、保有期間による税率の差を設けるといった企業に対する中長期的な投資を促すインセンティブ付与がなされていない点で不十分であると考える。

そこで、例えば、国内居住者における国内企業の発行する有価証券の短期譲渡所得に係る課税を強化する等の施策を講ずる必要があると考えられるが、新内閣の見解を問う。

二　米国連邦準備制度理事会（以下「ＦＲＢ」という。）では、金融政策の決定においては、政策審議の有効性及び情報伝達の明確さが損なわれてはならないとの趣旨から、米国連邦公開市場委員会（ＦＯＭＣ）参加者に公での発信を控えさせる「ブラック・アウト」期間を約二週間設けている。日本銀行の金融政策決定会合においては、「金融政策に関する対外発言についての申し合わせ」（平成二十三年四月二十二日）（以下「申し合わせ」という。）により、「各金融政策決定会合の二営業日前（会合が二営業日以上にわたる場合には会合開始日の二営業日前）から会合終了当日の総裁記者会見終了時刻までの期間は、国会において発言する場合等を除き、金融政策及び金融経済情勢に関し、外部に対して発言しない。」と定められている。

申し合わせの実効性を高めるため、申し合わせと同趣旨の内容をＦＲＢ並みの二週間ほどにした上で、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）に規定することを検討すべきであると考えるが、新内閣の認識を問う。

三　金融機関と、そこから融資を受ける中小企業や個人事業主をはじめとした借り手（以下「金融債務者」という。）の間には、金融、経済、法律等に関する知識や実務能力などに大きな隔たりがある。それを踏まえ、銀行等については、制度上、優越的地位の濫用が禁止されており、金融債務者の利益保護への配慮がなされているが、不十分な面もある。さらに、銀行等が貸付債権を債権回収会社に売却すると、債権者はある程度長期的な利益確保を目的とする銀行から短期的な債権回収を目的とする債権回収会社に代わることとなる。現行制度上、債権回収会社に対しても債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）により、金融債務者保護のための規制が設けられているものの、効率的に債権回収を行うことが、金融債務者にとって事業の継続を脅かすものとなる場合がある。

そこで、このような弱い立場にある金融債務者の立場に寄り添って、金融債務者をめぐる課題への対策を総合的に推進し、その保護を確保するため、新たに金融債務者の保護に係る包括的な法制度の整備を行う必要があると考えるが、新内閣の認識を問う。

四　令和五年十月のインボイス制度導入に伴い、一部の国民に新たな税負担が生じている。政府は令和六年四月十二日の衆議院財務金融委員会における答弁で、令和六年度税収見積りにおける国、地方の消費税収のうち、インボイス制度の導入による増収額については、国、地方合わせて「千七百三十億円」との見込みを示している。内訳は明らかでないものの、この「千七百三十億円」の多くは、インボイス制度の導入に伴いインボイス登録を行った免税事業者に新たに生じる税負担を意味すると推察される。

また、国税庁が令和六年五月に公表した「令和五年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について（報道発表資料）」によると、令和五年中に免税事業者からインボイス発行事業者になった者は百四万八千人であり、そのうち期限内申告者数は八十七万五千人であったとされる。そのうち二割特例（インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者について、三年間、納付税額を売上げに係る消費税額の二割とすることができる特例）の適用者の割合は八十三・九％であるとされており、当該特例の適用期間終了後には更なる税負担の増加が予想される。

これらに関連して、以下質問する。

1　政府は過去の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）（以下「価格転嫁特措法」という。）で私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（以下「独占禁止法」という。）の規定を適用しないとする措置を講じてきたが、現在、価格転嫁特措法は失効している状態である。

この点、鈴木俊一財務大臣（当時）は、令和五年五月十五日の衆議院決算行政監視委員会で、「インボイス制度の導入に当たっては、免税事業者から課税事業者になった際に共同して行う価格の転嫁を一律に独占禁止法適用除外とするのではなく、個別の状況に応じて、免税事業者が課税事業者になった際、価格の転嫁ができる環境をきめ細かく整備すること」が重要である旨答弁している。

しかしながら、インボイス制度の導入に伴いインボイス登録を選択せざるを得ない免税事業者には、アニメーター等の様々な業種の個人事業主が含まれ、それらの個人事業主は取引先に対する立場が弱く、個別には価格交渉がしづらいため、団体、組合等を結成して連携せざるを得ない。これらの団体を結成し、やむを得ず共同して消費税分の価格転嫁を行った場合、価格転嫁特措法が措置されていないとカルテルに該当し独占禁止法違反になるおそれが生じかねない。立場の弱い事業者の対抗措置を担保するため、独占禁止法違反を阻却するための措置は最低限必要であると考えられる。

インボイス制度導入に際して、新たな税負担を国民に課すにもかかわらず、当該税負担を適切に価格へ転嫁するために必要な価格転嫁特措法を含めた措置を講じていない理由を示されたい。

2　インボイス制度は、事業規模が小さい個人事業主等の免税事業者に対し、課税事業者への転嫁による新たな税負担を課すものであり、税の応能負担に反すること、また、多大な事務負担を課すものであることから速やかに廃止すべきと考えるが、新内閣の認識を伺いたい。

五　鈴木俊一財務大臣（当時）は消費税に関し、令和六年二月十六日の衆議院財務金融委員会において、「間接税とは、税負担の転嫁が行われ、納税義務者と税を負担する者が一致しないことを予定している税」であり、消費税は、「事業者が納税義務者である一方、価格への転嫁を通じて最終的には消費者が負担することを予定しているものであることから、間接税に該当する」旨答弁している。この答弁は、価格に消費税が確実に転嫁されていることを前提としている。しかし、令和五年五月十五日の衆議院決算行政監視委員会において、里見隆治経済産業大臣政務官（当時）が「消費税に限らず、コストが上昇する際に、交渉力の強い事業者と弱い事業者の間では、構造的にその上昇分を転嫁することが難しいという問題があるという認識」がある旨の答弁をしている。

これらに関連して、以下質問する。

1　政府の答弁にあるように、交渉力の弱い事業者が仕入れに係る消費税分を販売価格に転嫁するのが難しく、当該事業者が税負担することとなるという実態があるのであれば、消費税は直接税であるともいえるのではないか。

さらに、国税庁「令和四年度分会社標本調査」によれば、我が国においては九十九・三％が資本金一億円以下の法人であり、六十一・一％が欠損法人である。消費税は、欠損法人も負担しなければならず、これが日本経済の弱体化につながっていると認識しているが、新内閣の見解を伺う。

また、これを踏まえれば、消費税の減税を行うことにより、中小・零細事業者の税負担を軽減し、賃上げの原資に充当してもらうことが、国民の所得向上につながり、それが日本経済の成長に資すると考えるが、新内閣の見解を伺う。

2　現行、消費税の納付税額を計算する際、正社員をはじめとする直接雇用されている社員への給与支払いは仕入税額控除できないが、派遣労働者等の非正規雇用労働者の労働者派遣契約に基づく支払いは仕入税額控除できる仕組みとなっている。この仕組みにより、派遣労働者の受入先事業者においては、派遣労働者を受け入れるほど、当該事業者の仕入税額控除額が増加し、支払う消費税額が少なくて済むことになるため、派遣労働者を多く受け入れようとするインセンティブが働くことになる。派遣労働者の受入先事業者が負担する消費税額が少なくなる仕組みについて、新内閣の認識を伺う。

一方で、先の政府答弁にあるように、交渉力の強い事業者と弱い事業者の間では、構造的に消費税率の上昇分を転嫁することが難しいという問題がある。この問題は、派遣労働者の受入先事業者と人材派遣会社との間でも同様に生ずる可能性もあり、人材派遣会社においては、消費税率上昇分を派遣料に転嫁することが困難になることも考えられる。それにもかかわらず、受入先事業者においては上昇後の税率を適用した消費税額の仕入税額控除が可能となるため、より一層、低い賃金で調達可能な派遣労働に対する需要を強めることとなり、非正規雇用労働者の増加につながっていくと考えられる。

このような消費税の仕組みは、非正規雇用労働者を増やすことにつながり、雇用の不安定化を招くこととなるほか、雇用者側における税務上の取扱いに差が生ずることについて、新内閣の認識を伺う。

六　歴代内閣においては、令和二年度以降、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢への対応等のため、巨額の特定目的予備費が各年度に計上されてきた。そして、これらの予備費は多額の使い残しが生じており、例えば、令和五年度は、当初予算で計上された四兆円の原油価格・物価高騰対策関係の予備費が、補正予算で二兆円に減額されたにもかかわらず、八千六百八十九億円の残額となり、過度な予算計上であったと言わざるを得ない。

また、予備費とは予見し難い予算の不足に充てるために設けるものであり、本来、特定の目的に使用するものであれば、見込額を予算として計上すべきであり、巨額の特定目的予備費を計上することは、予算査定を形骸化させ得るもので控えるべきと考える。

今後の予算策定における特定目的予備費の計上に関する方針について、新内閣の見解を伺いたい。

七　歴代内閣においては、令和二年度以降、補正予算から基金への予算措置が急増してきた。基金は、一度予算が計上されるとその執行管理が不透明であることや、政策効果が上がっていない事業も見られるとの指摘がある。

現状では、物価高が継続しており、負担感が重くなる低所得者層や子育て世帯に対して手を差し伸べることが先決であり、基金に積み立てるよりも、国民に対し減税や給付を実施するな

ど負担の軽減に一層努める予算編成を行うべきと考える。

国民生活の負担軽減を優先する政策の実施について、新内閣の見解を伺いたい。

八　我が国の外貨準備高は、一兆二千三百五十七億ドル（令和六年八月末時点）となっており、そのほとんどが外国為替特別会計において管理されていると承知している。

しかし、その内訳については、外貨証券や金地金といった分類での評価額が公表されているのみで、外国通貨別内訳や国債以外の外国証券の保有銘柄などは公表されていない。

歴代内閣はその理由を「金融・為替市場に不測の影響を与えるおそれがあるため」として公表を差し控えてきていると承知しているが、外国市場で巨額な資金を運用している年金積立金管理運用独立行政法人では、運用に関する透明性の向上のため保有銘柄を開示している。

今般の為替介入等により外国為替特別会計に対する国民の関心が高まる中で、新内閣においては、外貨建資産の外国通貨別内訳などを公表する考えはあるか。また、公表しないとすれば、その理由をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第一二号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出金融・税制・財政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出金融・税制・財政に関する質問に対する答弁書

一について

令和六年四月二十六日の衆議院財務金融委員会において、鈴木財務大臣（当時）が「例えば、金融商品の保有期間の長さに応じまして課税の在り方を変えること、これは、金融取引におけます課税の中立性を損ない、売買時期の判断や商品の選択に税制がゆがみを与えてしまうおそれがある、そのように考えます。」と答弁しているとおり、お尋ねの「国内居住者における国内企業の発行する有価証券の短期譲渡所得に係る課税を強化する等の施策」については、慎重な検討が必要である。

二について

お尋ねの「金融政策に関する対外発言についての申し合わせ」については、日本銀行の業務運営に関する事項であり、同行において、同行の政策委員会議事規則（平成十年四月一日日本銀行制定）第二十三条の規定に基づき政策委員会が定めたものであると承知しており、その変更に関するお尋ねについては、同行の自主性を尊重する観点から、政府としてお答えすることは差し控えたい。また、政府として、当該申し合わせの内容について、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）に規定することは考えていない。

三について

御指摘の「銀行等」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、銀行については、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）において、顧客に対し、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為等が禁止されているほか、顧客の利益が不当に害されることのないよう体制の整備等の措置を講じることが義務づけられており、関連規定の遵守の状況について問題が認められた場合には、同法に基づき改善を求めることとなる。

債権回収会社については、債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）及び債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成十一年法務省令第四号）において、債権の管理又は回収の業務を行うに当たり、偽りその他不正の手段を用いることを禁止するなど、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るための規定が設けられており、これらの規定の遵守の状況について問題が認められた場合には、同法に基づき改善を求めることとなる。

お尋ねの「金融債務者の保護に係る包括的な法制度の整備」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「金融債務者」については、このような法制度に基づき、その保護を図っているところであり、政府としては、更なる法整備については、その必要性等を慎重に検討する必要があるものと考える。

四の１について

お尋ねのインボイス制度の導入においては、制度の導入後も免税事業者から課税事業者となる事業者は一部であると想定される上に、個々の免税事業者によって、課税事業者になった際に必要な消費税の価格への転嫁の程度も異なるなど、その影響は、個々の事業者によって様々であると考えられるため、事業者が共同して行う消費税の価格への転嫁について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定を適用しないとする措置は講じないこととしたものである。

四の２について

お尋ねの「事業規模が小さい個人事業主等の免税事業者に対し、課税事業者への転嫁による新たな税負担を課すものであり、税の応能負担に反すること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねのインボイス制度については、複数税率の下で適正な課税を行うために必要なものであり、同制度を廃止することは考えていない。

五の１について

前段のお尋ねについては、令和六年二月二十日の衆議院財務金融委員会において、鈴木財務大臣（当時）が「一般的に、直接税とは、納税義務者と税を負担する者が一致することを予定している税であり、一方、間接税とは、税負担の転嫁が行われ、納税義務者と税を負担する者が一致しないことを予定している税であるとされていると承知をいたしております。消費税につきましては、消費税法やその創設時の税制改革の基本理念等を示した税制改革法の規定を踏まえますと、事業者が納税義務者である一方、価格への転嫁を通じて、最終的には消費者が負担することを予定しているものであることから、間接税に該当すると考えているところであります。」と答弁したとおり、消費税が直接税と間接税のいずれであるかは、全ての事業者が消費税負担を転嫁できているか否かで判断するものではないことから、お尋ねのように「事業者が税負担することとなるという実態があるのであれば、消費税は直接税であるともいえる」とは考えていない。

中段のお尋ねについては、消費税については、納税義務者である事業者が国等に納付するが、価格への転嫁を通じて最終的には消費者が負担することを予定しているものであり、お尋ねの「欠損法人」を含む事業者は転嫁前の価格を引き下げることもあることから、「消費税は、欠損法人も負担しなければならず、これが日本経済の弱体化につながっている」とは考えていない。

後段のお尋ねについては、消費税については、急速な高齢化を背景に社会保障給付費が大きく増大する中で、国民が広く受益する社会保

障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、社会保障の財源として位置付けられており、消費税率を引き下げることは考えていない。このため、消費税率の引下げを前提とした検討を行っておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、御指摘の「国民の所得向上」については、石破内閣総理大臣が、令和六年十月四日の所信表明演説において、石破内閣の経済政策について「賃上げと人手不足緩和の好循環に向けて、一人一人の生産性を上げ、付加価値を上げ、所得を上げ、物価上昇を上回る賃金の増加を実現してまいります。」と述べているところである。

五の2について

前段のお尋ね及び後段のお尋ねのうち「非正規雇用労働者を増やすことにつながり、雇用の不安定化を招くこととなる」については、非正規労働者のうちパートタイム労働者のように直接雇用される者に対して支払う給与に関しては、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）上、正社員に対して支払う給与と同様の取扱いとなり、また、非正規労働者のうち派遣労働者のように直接雇用されない者に関して支払う派遣料に関しても、平成二十五年三月六日の参議院本会議において、安倍内閣総理大臣（当時）が「派遣労働者の受入れ企業は、派遣料に係る消費税額を控除できることになりますが、一方で、人材派遣会社に対しては派遣料に上乗せして消費税を支払うことになるため、直接雇用の場合と比べて損得は生じないことになります。したがって、消費税が非正規雇用を拡大してきたということにはならないと考えております。」と答弁したとおりであり、消費税について、「派遣労働者の受入先事業者が負担する消費税額が少なくなる」及び「非正規雇用労働者を増やすことにつながり、雇用の不安定化を招くこととなる」との御指摘は当たらないと考えている。

また、後段のお尋ねのうち「雇用者側における税務上の取扱いに差が生ずること」については、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に人材派遣会社が消費税率の引上げ分に相当する額を派遣料に転嫁できていなくても派遣労働者を受け入れる事業者においては引上げ後の消費税率を適用して納税額を計算することを指すとすれば、ある労働者に係る報酬を、給与として労働者に直接支払うか、労働者派遣の対価に消費税相当額を上乗せして人材派遣会社に支払うかの選択について消費税は中立的であり、人材派遣会社に支払う金額が、給与として労働者に直接支払う場合の金額に消費税相当額を上乗せした金額を下回るときは、労働者派遣の対価そのものが引き下げられたと考えられる。

六について

令和七年度予算におけるお尋ねの「特定目的予備費」の在り方については、経済社会情勢の変化等を踏まえた検討を行っているところである。

七について

御指摘の「基金」に係る事業や「国民に対し減税や給付を実施するなど」の施策については、各年度の予算編成過程において、個々の事業や施策の必要性、有効性等を踏まえ、検討していくべきものと考えている。

八について

外国為替資金特別会計が保有する外貨資産については、本邦通貨の外国為替相場の安定を実現するために必要となる外国為替等の売買等を円滑に行うため、安全性及び流動性に最大限留意した運用を行うこととしており、米国債を中心とする外貨証券等を保有しているが、通貨別の保有残高等については、金融・為替市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、公表することは考えていない。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　一　三　号

食料・農業・農村政策に係る政府の基本的認識に関する質問主意書

提出者　原口　一博

食料・農業・農村政策に係る政府の基本的認識に関する質問主意書

食料・農業・農村政策に係る政府の基本的認識について、以下、質問する。

一　農地の相続については、登記の申請と農業委員会への届出が義務とされている。しかし、登記の申請と農業委員会への届出が行われた農地であっても、当該農地の地理的条件や相続人の状況等によっては、相続後に耕作放棄地となる懸念がある。

1　相続に伴う農地の課題についての基本的認識とその解決策を始め農地面積の減少を食い止めるための施策を明らかにされたい。

2　相続に伴う農地の課題等の実態を正確に把握するために、令和三年度に実施した相続未登記農地等の実態調査を毎年度行うとともに、相続土地国庫帰属制度の利用や相続人の不在等により国庫に帰属した農地に係る実態調査を行い、また、平成二十七年まで行われていた耕作放棄地の調査を再開する必要があると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

二　個人経営体で主に農業に従事する基幹的農業従事者数は平成十二年の二百四十万人から約四半世紀で半減し、高齢化も進行しており、今後二十年間で現在の約四分の一まで減少することが見込まれている。政府は、離農する個人経営体の農地の受け皿として法人経営体が農業生産を支えていく体制や、スマート農業技術の活用・開発・普及により少ない人数でも安定的に食料を供給できる体制の確立を図るとしているが、こうした対策だけで我が国の農業が維持できるのか懸念がある。我が国農業の五年後、二十年後及びその後の状況について、政府の認識を明らかにされたい。

三　農業・農村は食料の生産以外にも、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、癒しや安らぎをもたらす等の多面的機能を有している。政府は、多面的機能の効果は国民の大切な財産であるとし、これを維持・発揮させるために、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、日本型直接支払制度を実施しているが、それにもかかわらず、農村人口の減少、集落の縮小により農業を支える力が衰退し続けている。農業・農村の衰退は、日本の文化そのものの衰退に等しいが、農業に関連する文化や農村における文化を守るために十分な施策を講じてきたのか、政府の認識を明らかにされたい。あわせて、農業・農村の多面的機能を維持するための施策の効果及び実績について、政府の認識を明らかにされたい。

四　今夏、米の販売価格が高騰し、スーパーの棚から米がなくなるなどの事態が発生したが、稲作農家の経営は、昨今の農業資材価格の高騰もあり大変厳しい状況にある。水田活用の直接支払交付金による支援は、飼料用米や米粉用米等の主食用米以外の米を対象としている。米は日本人の健康を維持するためにも重要であり、主食用米の再生産を確保するためにも、民主党政権時に実施した農家への戸別所得補償制度を復活させる必要があると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

五　主要農作物種子法は、民間事業者が行う種子の生産や供給を促進する観点も踏まえ平成三十年四月に廃止され、種苗法は国内の優良品種の海外流失を防止する等のため令和二年十二月に改正されたところである。主要農作物種子法の廃止や種苗法の改正は、現場の声を汲んだものではなく、種子代の高騰、許諾料の支払いや手続の複雑化により、農家経営が圧迫されるのではないかという不安の声が上がっていた。廃止された主要農作物種子法を復活させる等により、主要農作物の種子の安定供給の確保に努める必要があると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

六　遺伝子組換え食品の表示に関し、従来のものと組成、栄養価等が同等の遺伝子組換え農産物を原料とする加工食品であっても、組み換えられたＤＮＡ及びこれによって生じたタンパク質が、加工後に最新の検出技術によっても検出できない加工食品の原料について「遺伝子組換えでない」との表示を認めている。このような食品表示制度は、国民による安全・安心な食品の選択を不可能とするものであり、国民の健康の観点から見直しが必要であると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

七　農林水産省は、みどりの食料システム戦略において昆虫食の研究開発の産学官連携による推進を位置付けている。国内には、食用コオロギの生産に取り組む企業やコオロギを原材料に使用した食品を製造・販売する企業が存在し、また、コオロギを利用したメニューが給食で提供された事例もある。一方で、コオロギの食品利用への忌避感や安全性に対する懸念の声があることから、みどりの食料システム戦略の見直しが必要と考えるが、政府の認識を明らかにされたい。また、コオロギが含まれる食品についてその旨の明確な表示やアレルギー表示を求める声もあり、表示制度の整備について、政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。

―――――――――――――――

内閣衆質二一六第一三号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出食料・農業・農村政策に係る政府の基本的認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出食料・農業・農村政策に係る政府の基本的認識に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「相続に伴う農地の課題」については、相続登記がなされないことにより農地の所有者等を確知することができなくなり、当該農地を有効活用するための利用調整が困難となるおそれがあることから、相続登記がなされない農地の発生を防ぐことが重要と認識しており、その「解決策」として、令和六年四月から義務化された相続登記の申請について、その周知及び適正な運用の確保を行うとともに、地域の農業の将来の在り方を定める地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定を推進し、当該地域において農業を担う者ごとに利用する農地を明確化した上で、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十七条第二項の規定に基づき、地域計画の区域において農地中間管理事業（同法第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）を重点的に行い、農業の担い手への農地の集積・集約化を図ることにより、御指摘の「農地面積の減少」を抑制していく考えである。

一の2について

御指摘の「令和三年度に実施した相続未登記農地等の実態調査」と同様の調査については、調査を行う農業委員会等の負担も考慮し、必ずしも毎年ではなく、必要に応じて行うこととしており、また、相続土地国庫帰属制度（相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）第一条に規定する制度をいう。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十九条に基づき国庫に帰属した農地については、その申請手続等により当該農地の所在等を把握しているところである。

さらに、平成二十年から毎年、農林水産省において荒廃農地（現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。）の調査を行っていることから、平成二十七年までで終了した御指摘の「耕作放棄地の調査を再開する」ことは考えていない。

二について

御指摘の「我が国農業の五年後、二十年後及びその後の状況」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「食料・農業・農村基本計画」（令和二年三月三十一日閣議決定）の参考資料である「食料・農業・農村基本計画に係る目標・展望等」において、農業構造の展望等を示しているところであり、これについては、令和六年の食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の改正を踏まえ行う食料・農業・農村基本計画の策定過程の中で同時に見直すことを検討している。

三について

お尋ねの「十分な施策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府においては、例えば、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）において、農村の景観を含む「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」を文化財の一つである「文化的景観」として位置付け、その保存が適切に図られるよう努めるなど、お尋ねの「農業に関連する文化や農村における文化」を守るための施策を講じているところである。

御指摘の「農業・農村の多面的機能を維持するための施策」については、政府においては、例えば、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金を措置しているところであり、多面的機能支払交付金については、農業用用排水施設等の管理による当該施設の機能の保持等の効果があり、令和五年度において約二百三十万ヘクタールの農用地の保全又は利用上必要な施設において活用され、中山間地域等直接支払交付金については、中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施の推進による農用地の面積の減少防止等の効果があり、令和五年度において約六十五万九千ヘクタールの農用地において活用され、環境保全型農業直接支払交付金については、有機農業等の自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施の推進による地球温暖化の防止等の効果があり、令和五年度において約八万七千ヘクタールの農地において活用されたところである。

四について

一般論としては、農業者の所得を補償する施策については、農業経営の改善に向けた取組を妨げる懸念があること等から、御指摘のように

「民主党政権時に実施した農家への戸別所得補償制度を復活させる」ことは考えていない。

五について

御指摘の「主要農作物の種子の安定供給」については、稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆の種子の供給に関する都道府県への一律の義務付けを廃止し、多様な需要に応じたこれらの種子の供給体制を構築することで、良質かつ低廉な種子の供給を図ることを目的とした主要農作物種子法を廃止する法律（平成二十九年法律第二十号）の趣旨を踏まえて行われている都道府県及び民間事業者によるこれらの種子の供給及び種苗法（平成十年法律第八十三号）に規定された優良な品質の種子等の流通を確保するための措置に基づき、適切に確保していると承知しており、御指摘のように「廃止された主要農作物種子法を復活させる」必要があるとは考えていない。

六について

御指摘の「従来のものと組成、栄養価等が同様の遺伝子組換え農産物を原料とする加工食品」の意味するところが必ずしも明らかではないが、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定により定められた食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第三条第二項の表の別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品の項の１の三において、「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を表示するか、又は、当該原材料名の次に括弧を付して、若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させて、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示する。遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示しようとする場合において、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする場合に限り、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を表示することができる。」と規定されており、同項の１の三に規定する「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたこと」が確認されていない原材料を使用した加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示することはできない。そのため、御指摘の「遺伝子組換え農産物を原料とする加工食品であっても、組み換えられたＤＮＡ及びこれによって生じたタンパク質が、加工後に最新の検出技術によっても検出できない加工食品の原料について「遺伝子組換えでない」との表示を認めている。」という事実はなく、当該事実が存在することを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

七について

農林水産省においては、「みどりの食料システム戦略本部決定）において、「革新的な技術・・・の実用化に際しては、食や環境への安全の確保はもとより、科学的な知見に基づく合意が形成されることが重要であることから、国民への情報発信、双方向のコミュニケーションを丁寧に行うなど不断の取組を進める」こととしており、御指摘の「見直し」が必要であるとは考えていない。

御指摘の「明確な表示」の意味するところが必ずしも明らかではないが、食品表示基準第三条第一項の表の原材料名の項の１の一において、「使用した原材料」を「原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する」こととされており、御指摘の「コオロギ」が原材料として含まれる場合には、その一般的な名称を表示することが必要である。

また、御指摘の「アレルギー表示」に関し、特定原材料（食品表示基準第三条第二項に規定する同基準別表第十四に掲げる食品をいう。以下同じ。）又はこれに準ずるものとして「食品表示基準について」（平成二十七年三月三十日付け消食表第百三十九号消費者庁次長通知）により表示を推奨する食品（以下「特定原材料に準ずるもの」という。）については、おおむね三年ごとに全国のアレルギーを専門とする医師を対象として実施している「即時型食物アレルギーによる健康被害の全国実態調査」において報告される食物アレルギーの原因となる食品ごとの症例数やこれに占める割合、症状の重篤度や症例数の増加の継続性等を踏まえて、特定原材料又は特定原材料に準ずるものに該当するかどうかを判断しているところ、コオロギは、現時点において、特定原材料又は特定原材料に準ずるものとはしていない。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　一　四　号

森林政策に対する基本姿勢に関する質問主意書

提出者　原口　一博

森林政策に対する基本姿勢に関する質問主意書

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。それらの機能を適切に発揮させていくためには、将来にわたり、森林を適切に整備及び保全していかなければならない。

しかしながら、我が国の林業は、木材の輸入自由化等の影響により、長期にわたる木材価格の下落等の厳しい状況が続いており、森林所有者の手元にほとんど利益が残らないため、森林所有者の林業経営への関心は低下し、適切な経営管理がされず、森林の荒廃が進んでいる。

こうした状況の中、不動産登記法の改正により、令和六年四月から相続登記が義務化された。これまで未登記であった森林の登記が進むと、森林の売買が増加する可能性がある。他方、森林の所有については、外国資本により森林が取得され、将来にわたる水源確保が懸念されるとの報道がある。これらを踏まえ、以下、質問する。

一　森林所有者の林業経営への関心を高めるためには森林所有者の利益を適切に確保していくことが重要であり、そのためには、グローバリズムに基づく輸入に依存した木材産業の構造を是正し、国産木材の利用を中心とした産業振興に注力すべきであるが、政府の見解を示されたい。

二　林野庁が本年七月に公表した「外国資本による森林取得に関する調査の結果について」によれば、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者によって、平成十八年から令和五年までの累計で三百五十八件、二千八百六十八ヘクタールもの森林が取得されている。森林が外国資本に取得されている現状について、政府はどのように分析しているのか明らかにされたい。また、今後、どのような対策を講じるつもりがあるのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第一四号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出森林政策に対する基本姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出森林政策に対する基本姿勢に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「国産木材の利用を中心とした産業振興」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十五条第一項の規定に基づき国又は地方公共団体及び事業者等が締結する建築物木材利用促進協定等により、建築物等における木材の利用を促進することとしており、これに当たっては、国産材の利用の拡大と安定的な供給の確保が重要であることから、「建築用木材供給・利用強化対策」により、国産材を利用した住宅の建築や需要に応じた新商品の開発に必要な経費を支援するとともに、「林業・木材産業循環成長対策」により、国産材の利用の拡大に取り組む製材工場等の木材加工流通施設の整備への支援等を行っている。

二について

農林水産省が行った「外国資本による森林取得に関する調査」によれば、外国資本による森林取得は、平成十八年から令和五年までに二十五道府県で三百五十八件が確認されており、取得が確認された森林の所在地としては北海道虻田郡ニセコ町及び倶知安町が百八十六件と多くを占めている。また、同調査によれば、これらの森林取得に係る森林の土地の利用の目的としては、「資産保有」及び「別荘地開発」その他これに類するものが半数以上を占めている。

森林所有者が外国資本であるか否かにかかわらず、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）における保安林制度や民有林における開発行為に対する許可制度等により、水源の涵養を始めとする森林の有する公益的機能の維持が図られており、また、新たに森林の土地の所有者となった者の届出制度により、森林取得の状況を把握し、同法に基づく規制措置等の適切な運用を図ることができることから、政府としては、今後とも、これらの制度の運用を通じて、森林の保全に努めていく考えである。

令和六年十一月二十八日提出

質　問　第　一　五　号

政府が保有する日本電信電話株式会社の株式の処分等に関する質問主意書

提出者　原口　一博

政府が保有する日本電信電話株式会社の株式の処分等に関する質問主意書

日本電信電話株式会社（ＮＴＴ）及びその子会社が保有する様々な設備や研究所などの施設は、電話の設置という目的のために国民の負担により整備された我が国の国民固有の「特別な資産」であり、ＮＴＴだけでなく他の情報通信事業者にとっても事業活動の基礎的インフラである。現在、政府では、ＮＴＴの株式に係る政府の株式保有義務の撤廃及び外国人等の株式取得に対する規制の緩和又は撤廃が検討されていると承知している。

ついては、本件に関し、以下、政府の見解又は把握するところを答えられたい。

一　令和六年八月末現在、ＮＴＴ株式の時価総額は約十四兆千億円であるが、これはＮＴＴが保有する、暗渠等のインフラ、研究所、知的財産、技術力、それらの源となる人的資源等の資産価値に比べ過小に評価されている。これらの義務の撤廃等の検討の前に、会社の資産価値等を調査して評価するいわゆるデューデリジェンスが必要であるが、政府は、ＮＴＴやその子会社に対してこれを行ったのか。行っていないのであれば、適切なプロセスを経ずに無責任な検討が継続されていることとなり由々しき事態であるが、その理由を答えられたい。

また、ＮＴＴが保有する資産の数々は、国民の負担を基に築き上げたものであり、我が国民の資産であると言えるが、政府にそのような認識はあるのか。

二　これらの義務の撤廃等が行われると、東京証券取引所における売買株式数の約七割が外国人投資家である現状を鑑みれば、ＮＴＴの経営に対する外資の影響力の増大は必至である。これは、同社の「特別な資産」の上に構築された我が国の情報通信産業、ひいては我が国の産業全体が、外資の影響力に対して脆弱になることを意味する。そのような状況は、我が国の経済安全保障上大きな懸念を生じさせ、また、災害等の非常時において極めて重要な情報通信インフラの安定性を損ね、国民の安全を脅かすものとなる。すなわち、こうした義務の撤廃等は日本を売り飛ばす暴挙であると言っても過言ではない。政府は当然にこのことによるリスクを承知しているものと思うが、政府の見解を伺いたい。その上で、なぜこのような検討を継続しているのか、その理由を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第一五号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出政府が保有する日本電信電話株式会社の株式の処分等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出政府が保有する日本電信電話株式会社の株式の処分等に関する質問に対する答弁書

一について

前段及び中段のお尋ねについては、御指摘の「政府の株式保有義務」及び「外国人等の株式取得に対する規制」の在り方については、情報通信審議会において、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「日本電信電話株式会社等」という。）が保有する、二で御指摘の「情報通信インフラ」等の重要性及び公共性を踏まえて検討することとしており、お尋ねの「デューデリジェンス」は、現時点では、必要とは考えておらず、行っていない。

また、後段のお尋ねについては、御指摘の「ＮＴＴが保有する資産の数々」の具体的な範囲が必ずしも明らかではなく、また、御指摘の「国民の負担を基に築き上げたものであり、我が国民の資産である」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、日本電信電話株式会社等が日本電信電話公社から承継した線路敷設基盤は、他の通信事業者にとっても必要不可欠な公共的な基盤であると考えている。

二について

お尋ねについては、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十号）附則第四条の規定に基づき、情報通信審議会において、日本電信電話株式会社等に係る制度の在り方について検討しているところであり、お尋ねの「見解」について、現時点

で予断をもってお答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、通信サービスは国民生活及び経済活動の基盤であり、日本電信電話株式会社等が保有する、御指摘の「情報通信インフラ」等の重要性及び公共性に鑑みると、御指摘の「重要な情報通信インフラの安定性」の維持やこれを通じた「我が国の経済安全保障」の確保を図ることは重要であると考えている。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　一　六　号

日本放送協会の受信料の在り方に関する質問主意書

提出者　原口　一博

日本放送協会の受信料の在り方に関する質問主意書

日本放送協会においては、番組における虚偽字幕など、様々な問題が噴出しており、公共放送としての基礎と国民の信頼が損なわれる事態が続いている。

また、物価上昇のペースに賃金上昇が追い付いておらず実質賃金が二十六ケ月連続で下がり続けている現在の状況にあっては、令和五年十月に受信料の値下げがなされたとはいえ、受信料の負担は決して軽くはない。

令和六年通常国会の放送法改正で、インターネットを用いた放送番組等の配信も協会の必須業務となり、放送番組等の配信実施に係る費用を確保するために協会が受信料を値上げすることが強く懸念されるところである。また、改正後も協会の主たる必須業務が放送であることに何ら変わりなく、インターネット配信にまで業務を拡げることによって公共放送としての信頼を損ないかねない。

そこで、協会の受信料等の在り方に関し、以下質問する。

一　現行の受信料制度は行き詰まっていると考えるが、テレビ等の受信設備を設置した者が負担する受信料をもって公共放送である協会の主たる財源とする根拠は何であるか、政府に問う。

二　協会の公共放送としての基礎及び国民の信頼がことごとく失われ、また、実質賃金も下がり続けるなど厳しい国民生活が続いている中、受信料の引下げを含めその制度の在り方について政府の考えを具体的に回答されたい。

三　インターネット配信費用の増大により、その費用を確保するためにパソコンやスマートフォンを所持することをもって協会との受信契約の締結義務が生じることは今後もないという理解でよろしいか、政府に問う。

右質問する。

内閣衆質二一六第一六号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出日本放送協会の受信料の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出日本放送協会の受信料の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「主たる財源とする根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年十二月六日最高裁判所大法廷判決において示されているように、日本放送協会（以下「協会」という。）が「事業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしている」ことについては、「特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が」協会「に及ぶことのないようにし、現実に」協会「の放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより」協会「の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、」協会「が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきこと」によるものであると考えており、また、受信料収入の予算額を含む協会の毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第七十条第二項の規定において、国会の承認を受けることとされている。

二について

お尋ねの「受信料の引下げを含めその制度の在り方」の意味するところが必ずしも明らかではないが、協会の受信料の額については、法第二十条第一項に規定する業務を実施するために必要な収入を確保する等の観点から、法第七十条の規定に基づき、協会が収支予算を自ら作成し、国会が当該収支予算を承認することにより定められるものであると考えている。

三について

お尋ねの「パソコンやスマートフォンを所持することをもって協会との受信契約の締結義務が生じる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）による改正後の法（以下「新法」という。）第六十四条第一項において、「パソコンやスマートフォン」等の公衆によって日常的に使用されている通信端末機器を用いて新法第二十条の三第九項に規定する特定必要的配信（以下「特定必要的配信」という。）の受信を開始した者を含め、特定必要的配信の受信を開始した者は、協会と受信契約を締結しなければならないと規定されており、新法第六十四条第一項の規定の見直しについては、現時点では検討していない。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　一　七　号

有明海再生に向けた取組に関する質問主意書

提出者　原口　一博

有明海再生に向けた取組に関する質問主意書

有明海の再生に向けて、政府は、「有明海の再生を願う皆様へ」（令和五年三月二日農林水産大臣談話）（以下、「令和五年大臣談話」という。）を示している。これに関連して、令和七年度予算概算要求において、農林水産省は、「諫早湾干拓潮受堤防排水門の非開門を前提とした有明海の再生の加速化に係る経費については、予算編成過程で検討」するとの事項要求をしている。また、令和六年一月二十六日に提出した第二百十三回国会の質問主意書第一一号（以下、「前回質問主意書」という。）において、有明海における水産資源の回復の進捗状況等について質問を行ったところ、同年二月六日、政府はこれに対する答弁書を回答した。これらを踏まえ、以下、質問する。

一　令和五年大臣談話では、「国は、平成二十九年の農林水産大臣談話の趣旨を踏まえつつ」、「必要な支援を講じてまいります」と述べている。また、平成二十九年の農林水産大臣談話（以下、「平成二十九年大臣談話」という。）では、「国としては」、「基金による和解を目指すことが本件の問題解決の最良の方策」と述べており、当時、政府は総額百億円規模の基金を提案していた。

本年八月三十一日付の佐賀新聞の記事には、「佐賀を含む沿岸各県の漁業団体は二月、百億円の基金創設を前提に開門せず有明海再生を図るとした政府方針に賛同した」と記されているが、この記述について、政府も同じ認識を有しているか否かを明らかにされたい。政府の認識が異なる場合は、どの部分がどのように異なる

のか具体的に示した上で、政府の認識を明らかにされたい。

二　令和七年度予算概算要求において事項要求としている有明海の再生の加速化に係る経費に関連して、本年八月三十日、佐賀県は、「有明海再生の加速化に係る「必要な支援」については、全額国の費用負担により実施されるものであり、県や市町及び漁業関係者等に費用負担が生じないこと」について、農林水産省へ確認を申し入れている。これに対して、農林水産大臣は、本年九月三日の大臣記者会見において、「佐賀県からの問合せに対する回答については、事務方に検討を指示しています」と述べている。また、必要な支援の具体化に向けて、「有明沿岸四県や関係漁業団体などの御意見も踏まえながら、引き続き、調整を進めてまいります」と述べている。

1　佐賀県からの申入れに対する具体的な回答内容について、明らかにされたい。現時点において回答内容について検討中である場合は、検討状況について示されたい。

2　農林水産大臣は、必要な支援の具体化に向けて「有明沿岸四県や関係漁業団体など」の意見を踏まえるとしているが、その意見を踏まえる対象として有明沿岸四県の漁業者、これまでの関係する裁判における原告漁民等が含まれているか否かについて、明らかにされたい。

3　予算概算要求から一月が経過した現時点において、有明沿岸四県や関係漁業団体などの意見を踏まえるための意見交換会などの具体的な実績及び事項要求の検討・調整状況について明らかにされたい。あわせて、年末までの予算編成過程における関係者との意見交換会を始めとした事項要求の検討・調整に係る具体的な予定・スケジュールについて明らかにされたい。

三　平成二十九年大臣談話では、「国として開門しないとの方針を明確にして臨む」と述べている。一方、令和五年大臣談話では、「平穏な環境の下で、積み重ねられた司法判断と最新の科学的知見に基づき、有明海の未来を見据えた「話し合い」を行い、「合意」した有明海再生の方策を、「協働」して実施していくべき」と述べている。

ここで述べているように「最新の科学的知見に基づく」ためには、国として開門しないとの方針にかかわらず、平穏な環境の下で、政府と関係者による話し合い・合意を受けて、中長期間の開門調査を行うことが必要不可欠であると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。また、そのような開門調査を行うことができないという場合は、その理由を科学的根拠とともに明らかにされたい。

四　前回質問主意書において、有明海・八代海等総合調査評価委員会の平成二十九年三月の報告における「有明海・八代海等の海域全体に係る再生目標」（以下、「再生目標」という。）に係る目標の内容、水産資源の回復の進捗状況について質問を行ったところ、これに対する政府の答弁書において、再生目標には「幼生や稚貝が成貝に育つことまで」含まれるとの認識等が示された。一方、水産資源の回復の進捗状況については、アサリの浮遊幼生の調査結果により浮遊幼生が増えていることを示すにとどまっている。アサリ、タイラギ等で漁業者の経営が成り立つためには、幼生や稚貝が成貝に育ち、一定の漁獲、販売ができるようになる必要があり、幼生や稚貝の増加を一定の成果としている政府の基本認識には大きな問題がある。

前回質問主意書に対する答弁書にあった「幼生や稚貝が成貝に育つこと」の再生目標については、成貝に育つ実績が確認されていないことから、現時点での達成状況はゼロであると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。また、仮にこの目標について進捗があると考えている場合は、定量的な実績とともに明確な説明を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第一七号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出有明海再生に向けた取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出有明海再生に向けた取組に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「佐賀新聞の記事」の「記述」のうち「百億円の基金創設」については、「国として開門しないとの方針」を示した平成二十九年四月二十五日付け農林水産大臣談話を踏襲した令和五年三月二日付け農林水産大臣談話における「有明海再生の加速化を図るため」の「必要な支援」に関する、福岡有明海漁業協同組合連合会、佐賀県有明海漁業協同組合及び熊本県漁業協同組合連合会で構成する諫早湾干拓事業対策委員会の要望であると承知している。

二の1について

御指摘の佐賀県副知事から農林水産省農村振興局長に宛てた令和六年八月三十日付け照会文書に対しては、同局長から同副知事に宛てた同年九月三十日付け文書において、「令和五年三月二日付け農林水産大臣談話「有明海の再生を願う皆様へ」において、裁判ではなく、話し合いにより開門によらない有明海再生を図っていくという方向性に御賛同が得られれば、国は、関係者が、有明海再生の加速化を図るため合意し、協働して実施する各種方策を後押しするため、可能な範囲で、関係者の御意見を踏まえつつ、必要な支援を講じるとしています。」、「この「必要な支援」の具体的な内容については、関係する県、漁業団体の御意見を聴取しつつ、検討を継続していますので、令和七年度予算概算要求においては、事項要求の形で予算要求を行いました。」及び「引き続き、「必要な支援」の具体的な内容については、関係者の御意見を踏まえつつ、今後の予算編成過程において検討します。」と回答しているところである。

二の2及び3について

御指摘の「関係する裁判における原告漁民等」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、諫早湾干拓事業に係る訴訟当事者及び訴訟当事者であった者を含む漁業者で組織される福岡有明海漁業協同組合連合会、佐賀県有明海漁業協同組合、長崎県漁業協同組合連合会及び熊本県漁業協同組合連合会の意見を令和六年九月四日の有明海漁場環境改善連絡協議会（以下「協議会」という。）で聴取するとともに、同日以降において関係する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の意見を個別の面会等の機会を通じて聴取しながら、予算編成過程において御指摘の「必要な支援」の具体的内容を検討している。また、御指摘の「事項要求の検討・調整に係る具体的な予定・スケジュール」については、予算編成過程において検討することとしており、現時点において具体的な見通しをお示しすることは困難である。

三について

一についてで述べたとおり、御指摘の「令和五年大臣談話」は、御指摘の「国として開門しな

いとの方針」を示した平成二十九年四月二十五日付け農林水産大臣談話を踏襲したものである。政府としては、引き続き、開門によらない有明海再生の取組を進める方針の下、御指摘の「中長期間の開門調査」は実施せず、「令和五年大臣談話」を踏まえ、「積み重ねられた司法判断」とこれまでの有明海再生に向けた対策における水産資源の回復に向けた取組により得られた「最新の科学的知見に基づき、有明海の未来を見据えた「話し合い」を行い、「合意」した有明海再生の方策を、「協働」して実施していくべき」との考えである。

四について

御指摘の「幼生や稚貝が成貝に育つこと」に関しては、例えば、アサリの稚貝及び成貝から成る資源量について、その内訳は必ずしも明らかではないが、有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等、有明海沿岸各県が協調した取組について意見交換等を行うために令和六年三月二十六日に開催した協議会において、福岡県から「取組の成果もありまして、令和五年十月のアサリの資源量は約四千四百トンに増加」している旨の報告があったところである。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　一　八　号

防衛費増額及び防衛増税に対する石破新内閣の姿勢に関する質問主意書

提出者　原口　一博

防衛費増額及び防衛増税に対する石破新内閣の姿勢に関する質問主意書

岸田前内閣は、令和四年十二月に策定した防衛力整備計画において、令和五年度から令和九年度までの五年間に必要な防衛力整備の水準に係る金額を四十三兆円程度とした。同計画の下、防衛費は膨張の一途をたどっており、令和五年度当初予算では六・六兆円、令和六年度当初予算では七・七兆円、令和七年度概算要求では八・五兆円に上り、過去最大を更新し続けている。

これを踏まえ、次のとおり質問する。

一　岸田前政権下での防衛費の著しい膨張について、石破新内閣としては、どのように評価しているか。また、石破新内閣も、岸田前内閣の方針を引き継ぎ、防衛費を増額し続ける考えなのか、見解を伺いたい。

二　増額した防衛費の使途について、ＦＭＳ調達等による高額な装備品の購入が目立っており、自衛隊員の処遇改善や福利厚生にはあまり予算が充てられていないのではないかという懸念がある。装備品の購入のための経費と自衛隊員の処遇改善や福利厚生に関する経費について、過去五年間の予算額及び対前年度伸び率の比較を示した上で、こうした懸念に対する政府の見解を伺いたい。

三　岸田前内閣は、防衛費増額に伴う財源確保策の一つとして増税を行うこととした。令和五年度決算において、予算計上したが結果として使わなかった防衛費の不用額が千三百億円程度に上ることも報じられている。石破新内閣においても、防衛費増額を賄うための増税が必要という認識に変更はないか伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第一八号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出防衛費増額及び防衛増税に対する石破新内閣の姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出防衛費増額及び防衛増税に対する石破新内閣の姿勢に関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねについては、「防衛力整備計画」（令和四年十二月十六日閣議決定）の実施に必要な防衛力整備の水準に係る四十三兆円程度という金額は、防衛力の抜本的強化を実現し、防衛省・自衛隊として役割を十全に果たすことができる水準として閣議決定した金額であると考えている。

後段のお尋ねについては、同計画に基づき、令和九年度の防衛関係費は八・九兆円程度とするとともに、それ以降の防衛力整備については、同計画において、「本計画期間中、二千二十三年度から二千二十七年度までの五年間において、装備品の取得・維持整備、施設整備、研究開発、システム整備等を集中的に実施するため、その後の整備計画においては、これを適正に勘案した内容とし、二千二十七年度の水準を基に安定的かつ持続可能な防衛力整備を進めるものとする。」としており、この方針について石破内閣においても変わりはない。

二について

お尋ねの「装備品の購入のための経費と自衛隊員の処遇改善や福利厚生に関する経費」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、①戦車・火砲、航空機、艦船等の装備品の取得に係る物件費（契約ベース）並びに②隊舎の整備や制服等の需品の調達などの自衛隊員の生活及び勤務環境の改善に係る物件費（契約ベース）について、令和二年度から令和六年度までの各年度における当初予算額及び対前年度伸び率をお示しすると、それぞれ以下のとおりである。なお、②自衛隊員の生活及び勤務環境の改善に係る物件費（契約ベース）については、集計を開始したのが令和三年度予算以降であることから、令和二年度の当初予算額及び令和三年度予算における対前年度伸び率についてお答えすることは困難である。

令和二年度予算　①約一兆千三百七十三億円　マイナス約七パーセント

令和三年度予算　①約九千七十六億円　マイナス約二十パーセント　②約八百七十九億円

令和四年度予算　①約八千八百七十一億円　マイナス約二パーセント　②約九百八十六億円　約十二パーセント

令和五年度予算　①約三兆四千八百四億円　約二百九十二パーセント　②約二千六百九十三億円　約百七十三パーセント

令和六年度予算　①約三兆八千三百九十二億円　約十パーセント　②約三千八百七十三億円　約四十四パーセント

いずれにせよ、「防衛力整備計画」の策定に当たっては、自衛隊員の処遇の向上といった人的基盤の強化にも十分に配意している。

三について

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第七十四条の規定に定められた方針等に沿って、今後検討を進めることとしている。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　一　九　号

ＦＭＳ調達の急増と未納入・未精算問題の現状等に関する質問主意書

提出者　原口　一博

ＦＭＳ調達の急増と未納入・未精算問題の現状等に関する質問主意書

ＦＭＳによる装備品等の取得に係る経費は、第二次安倍政権時には最大でも令和元年度予算の七

千十三億円であったが、岸田内閣発足後の令和五年度予算では一兆四千七百六十八億円にまで達している。

これを踏まえ、次のとおり質問する。

一　第二次安倍内閣から岸田前内閣までのＦＭＳによる装備品等の取得に係る経費の推移を示した上で、岸田前政権下でＦＭＳ調達が急増した理由について政府の見解を伺いたい。また、石破新内閣としても、ＦＭＳによる装備品等の取得を積極的に続けていく方針か伺いたい。

二　ＦＭＳ調達をめぐっては、未納入・未精算の問題が繰り返し指摘されており、政府は、その改善のために様々な取組を行っていると説明している。過去十年間のＦＭＳ調達の未納入・未精算の件数及び金額の推移を示した上で、実際にそれらの改善策が功を奏してきているのか、政府の見解を伺いたい。

三　ＦＭＳ調達の未納入・未精算が改善していないとすれば、そのような状態が長期間にわたって続いている原因は何であると考えるか、政府の見解を伺いたい。

四　政府がＦＭＳ調達で取得したグローバルホークは旧型のブロック三〇であり、ＦＭＳ調達で取得予定のトマホークの一部も旧型のブロックⅣであるとされる。この点に関し、米国から型落ちの兵器を言い値で押し付けられているといった趣旨の批判も見受けられるが、政府の見解を伺いたい。

五　ウクライナやイスラエルに対する近年の膨大な軍事支援の結果、米軍の兵器の備蓄は減少しているといわれており、これを補うために令和六年七月には航空自衛隊が保有するペトリオット・ミサイルの一部を米国に売却する契約まで締結されている。こうした状況を踏まえると、ＦＭＳ調達における米国からの納入の遅延や納入される装備品等のグレードダウンも懸念されるが、政府の認識を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第一九号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出ＦＭＳ調達の急増と未納入・未精算問題の現状等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出ＦＭＳ調達の急増と未納入・未精算問題の現状等に関する質問に対する答弁書

一について

第二次安倍内閣発足以降の、米国の有償援助による調達（以下「ＦＭＳ調達」という。）に係る各年度ごとの当初予算額（契約ベース）は、次のとおりである。

平成二十五年度　約千百七十九億円
平成二十六年度　約千九百六億円
平成二十七年度　約四千七百五億円
平成二十八年度　約四千八百五十八億円
平成二十九年度　約三千五百九十六億円
平成三十年度　約四千百二億円
令和元年度　約七千十三億円
令和二年度　約四千七百十三億円
令和三年度　約二千五百四十三億円
令和四年度　約三千七百九十七億円
令和五年度　約一兆四千七百六十八億円
令和六年度　約九千三百十六億円

お尋ねの「岸田前政権下でＦＭＳ調達が急増した理由」については、一般に、装備品の調達には複数年度を要するところ、「防衛力整備計画」（令和四年十二月十六日閣議決定）に基づき、令和九年度までの防衛力の抜本的強化の実現に向け、可能な限り早い段階で契約を行ったことから、令和五年度以降、ＦＭＳ調達に係る当初予算額が増加しているものである。

「石破新内閣としても、ＦＭＳによる装備品等の取得を積極的に続けていく方針か伺いたい」とのお尋ねについては、ＦＭＳ調達は、米国からのみ調達が可能な高性能な装備品に係るものであることから、今後も必要に応じて活用していく考えである。

二及び三について

お尋ねについて、過去十年間の各年度における①お尋ねの「未納入」の件数及び金額並びに②お尋ねの「未精算」の件数及び金額をお示しすると、次のとおりである。

平成二十六年度　①九十二件、約二百二十七億円　②百九十七件、約三百二十一億円
平成二十七年度　①七十三件、約百六十七億円　②二百五十七件、約五百二十二億円
平成二十八年度　①八十九件、約百八十九億円　②二百七十七件、約六百二十三億円
平成二十九年度　①八十六件、約三百五十一億円　②二百八十件、約五百二十億円
平成三十年度　①百三十二件、約三百二十六億円　②二百六十三件、約四百九十三億円
令和元年度　①八十四件、約百六十六億円　②二百二十九件、約三百三十二億円
令和二年度　①五十五件、約百四十四億円　②二百五十件、約三百三十七億円
令和三年度　①六十二件、約百二十三億円　②三百十三件、約四百億円
令和四年度　①五十件、約百十七億円　②三百十八件、約三百六十六億円
令和五年度　①五十件、約百十三億円　②二百九十六件、約三百六十五億円

「未納入」及び「未精算」の金額は、全体として減少の傾向にあるが、防衛省としては、令和六年五月二十日の参議院決算委員会において、森防衛装備庁調達管理部長（当時）が「まず、防衛装備庁において、履行管理体制強化のために、令和二年度に、米国現地に米国政府との調整を行う有償援助調達調整班を新設いたしました。これ、在米のスタッフがおるんですけれども、それを四名から十名に増強しているところでございます。一方で、国内でも令和三年度に、防衛装備庁本庁の調達実施部署にＦＭＳ調達の履行状況を管理する四名から成る履行管理・促進班を新設して業務に当たっているところでございます。それと、毎年度、ＦＭＳ調達の諸課題について米側と協議をするＳＣＣＭ本会議という会議がございます。そこにおきまして、全ての未納入、未精算のケースの個々の品目ごとの履行状況の管理を継続、強化することとしておりまして、米側に個別具体的に働きかけを行っている状況でございます。」と答弁しているとおり、各種取組を進めてきた結果、一定の改善が得られたものと考えている。

四について

お尋ねの「批判」について、その背景や根拠等を必ずしも承知しているわけではないが、御指摘の「グローバルホーク」及び「トマホークの一部」は、いずれも、我が国防衛を全うする観点からその必要性を勘案し、取得した装備品である。

五について

御指摘の「ＦＭＳ調達における米国からの納入の遅延や納入される装備品等のグレードダウン」を含め、ＦＭＳ調達について課題が生じた場合には、米国政府との交渉・協議等を通じて適切に対応しつつ、我が国として必要となる装備品等を調達していくこととしている。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　二　〇　号

潜水艦修理契約に係る特別防衛監察に関する質問主意書

提出者　原口　一博

潜水艦修理契約に係る特別防衛監察に関する質問主意書

令和六年四月、川崎重工業株式会社から防衛省への通報により、両者間の潜水艦修理契約に関し、同社と取引先企業との間に架空取引があったことや、架空取引で捻出した資金によって海上自衛隊員への金品・飲食の提供が行われていたこと等が判明した。これに対し、同年七月、木原防衛大臣（当時）の指示により、海上自衛官と契約の相手方との関係及び契約の適正性に関する特別防衛監察の実施が決定された。

これを踏まえ、次のとおり質問する。

一　現在も特別防衛監察は実施中であると承知しているが、その結果の公表はいつ頃を見込んでいるか示されたい。

二　木原防衛大臣は、令和六年七月三十日の衆議院安全保障委員会で「中間的な報告については、監察の進捗状況等を踏まえて、今後その御提案については検討するものと思っております。」と述べた。その検討状況はどうなっているのか、中間報告を公表する予定はあるか伺いたい。

三　現在調査が進められているとはいえ、潜水艦修理契約における不適切な行為及び隊員の規律違反の疑いが生じていることについて、石破新内閣としてはどのように認識しているか伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第二〇号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出潜水艦修理契約に係る特別防衛監察に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出潜水艦修理契約に係る特別防衛監察に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「潜水艦修理契約」に関する特別防衛監察（以下「監察」という。）の結果の公表については、調査を要する事項が多岐にわたること、また、監察の適正な実施を確保する観点から、一定の時間を要するため、現時点でその具体的な時期をお示しすることは困難である。

二について

お尋ねの「中間報告を公表する予定」については、監察の進捗状況等を踏まえ、現在検討中である。

三について

御指摘の「潜水艦修理契約における不適切な行為及び隊員の規律違反の疑い」については、現在、防衛省において、監察等を実施しているところであるが、国民の疑念を招く行いがあるならば、極めて遺憾である。今後、監察等の結果を踏まえ、厳正に対処していく考えである。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　二　一　号

イージス・アショア及びイージス・システム搭載艦に関する質問主意書

提出者　原口　一博

イージス・アショア及びイージス・システム搭載艦に関する質問主意書

令和二年六月、当時計画されていた陸上配備型イージス・システム（以下、イージス・アショアという。）の配備を断念することが、河野防衛大臣（当時）により公表された。現在、イージス・アショアの代替として、イージス・システム搭載艦の整備が進められている。

これを踏まえ、次のとおり質問する。

一　政府がイージス・アショアの配備のために米国に支払った設計費や構成品の購入費等の経費について、年度ごとの金額と総額を可能な限り明らかにされたい。

二　政府がイージス・アショアの配備のために購入した構成品のうち、イージス・システム搭載艦に流用されるものは何か明らかにされたい。また、流用できなかったものがあれば、その理由と併せて明らかにされたい。

三　報道等では、イージス・システム搭載艦は大きすぎて機動性に欠けるといった指摘もなされてきた。既存のイージス艦の増勢ではなく、新たにイージス・システム搭載艦を建造することとした理由について、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第二一号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出イージス・アショア及びイージス・システム搭載艦に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出イージス・アショア及びイージス・システム搭載艦に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「イージス・アショアの配備のために米国に支払った設計費や構成品の購入費等の経費」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、政府が陸上配備型イージス・システム（以下「イージス・アショア」という。）の整備のために米国に支出した主な経費は、平成二十九年度のイージス・アショアに関する各種情報の取得のための約二十七億円及び令和元年度のＳＰＹ―７を除くイージス・アショア本体の取得経費の一部としての約九十七億円の総額約百二十四億円である。

二について

イージス・アショアのために取得した構成品は、ＳＰＹ―７及びイージス・システムであり、これらは、いずれもイージス・システム搭載艦の整備に用いる計画である。

三について

政府としては、厳しさを増す我が国を取り巻く安全保障環境に鑑み、情勢に応じて我が国全域を常時・持続的に防護し得る体制を構築する必要があることから、既存のイージス艦に比べて、より優れた弾道ミサイルを迎撃する能力を有し、我が国を弾道ミサイルの脅威から防護することを主眼とする、イージス・システム搭載艦を整備することとしたものである。

なお、イージス・システム搭載艦については、既存のイージス艦と速力等が大きく異なるものではなく、「機動性に欠ける」との御指摘は当たらない。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　二　一　号

佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイの配備に関する質問主意書

提出者　原口　一博

佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイの配備に関する質問主意書

平成二十五年十二月に策定された中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）において、政府は陸上自衛隊のオスプレイの導入を決定し、十七機のオスプレイを佐賀空港に配備することとした。現在、佐賀駐屯地開設へ向けた施設整備が進められている。

これを踏まえ、次のとおり質問する。

一　報道等ではドローンを始めとする新技術の台頭が指摘されており、オスプレイによって対抗できるのかという懸念がある。こうした軍事科学技術の発展を踏まえた、オスプレイ導入の防衛戦略上の合理性について、政府の見解を伺いたい。

二　佐賀駐屯地の整備に要する費用の総額及び当初の二十年間で見込まれる同駐屯地の維持管理費の総額を示されたい。

三　佐賀駐屯地開設へ向けた施設整備の過程で造成工事に使用されている石灰が有明海へ流出した場合、ノリの養殖業などへの悪影響が強く懸念される。その点について政府は事前に調査を行ったのか、また、石灰の流出や漁業者への被害は現時点で確認されているか伺いたい。

四　令和四年十一月十六日付の佐賀新聞によれば、令和三年十月二十三日に岸田総理（当時）が、武雄市内で佐賀県有明海漁業協同組合の会長と秘密裏に会談したことが報じられている。これが事実であれば、その目的を示すとともに、会談の際に何かしらの金品の授受が行われたのかどうか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第二二号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイの配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイの配備に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「オスプレイによって対抗できるのかという懸念」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、輸送ティルト・ローター機V―二二は、固定翼機のように速い巡航速度と長い航続距離に加え、高高度を飛行可能であるといった高い性能を持つ、我が国の島嶼（しょ）防衛能力を強化する上で不可欠の装備品であると考えている。

二について

お尋ねの「佐賀駐屯地の整備に要する費用の総額」については、各年度の予算編成過程を経て決まることから、現時点でお示しすることは困難であるが、整備に着手した令和三年度以降の用地取得や排水施設を含めた予算額は、令和六年度予算までの間に、契約ベースで合計約二千百五十七億円を計上している。

また、お尋ねの「当初の二十年間で見込まれる同駐屯地の維持管理費の総額」については、「同駐屯地の維持管理費」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、一般的に施設に係る修繕等の維持管理に要する経費は、運用開始後に、施設の劣化状況に応じた修繕等の計画を踏まえ算定していくこととなるところ、佐賀駐屯地（仮称）が完成していない現時点においては、お答えすることは困難である。

三について

御指摘の「造成工事」に当たっては、工事区域からの排水について、水素イオン濃度等の監視を行い、必要に応じ処理する等の対策を講じており、石灰の使用が有明海のノリ養殖に影響を与えることはないと考えていることから、御指摘のように「事前に調査」は行っていない。

また、「造成工事」における「石灰の流出や漁業者への被害」は確認されていない。

四について

個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　二　三　号

屋久島沖で発生した米空軍のオスプレイの墜落事故に関する質問主意書

提出者　原口　一博

屋久島沖で発生した米空軍のオスプレイの墜落事故に関する質問主意書

令和五年十一月二十九日に屋久島沖で発生した米空軍所属のオスプレイの墜落事故の調査報告書が、令和六年八月二日に米空軍事故調査委員会から公表された。

同報告書は、墜落事故の原因として、左側のプロップローター・ギアボックス（以下、ＰＲＧＢという。）の破損による機体の不具合と、警告灯が表示されたにもかかわらず適切な対応をとらなかった操縦者の不十分なリスク管理を指摘している。しかし、木原防衛大臣（当時）は令和六年八月二日の記者会見において、ＰＲＧＢの破損の原因であるハイスピード・ピニオンギアの破断について、二次的な損傷により初期破損の痕跡が不明瞭になったことから、正確な根本的原因は特定できていないことを明らかにした。

これを踏まえ、次のとおり質問する。

一　米空軍事故調査委員会による調査を経ても墜落事故の根本的原因は依然として不明のままであるが、木原防衛大臣は、前述の記者会見で「原因に対応した安全対策の措置を講じることによって、安全に運用を行うことが可能」と述べている。「根本的原因」が特定できていない中で、「原因に対応した安全対策の措置」を講じることは困難だと思われるが、政府の見解を伺いたい。

二　オスプレイの安全性をめぐっては米議会でも懸念の声が上がり、調査が行われており、複数の有力議員が令和六年七月に、墜落事故の原因が解決されるまでオスプレイの飛行を停止するよう求める書簡をオースティン国防長官に送ったことも報じられている。こうした米議会の動きについて、政府はどのように認識しているか伺いたい。また、米議会においても墜落事故の調査が行われている中で、政府が安全性に問題ないと断言する根拠を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第二三号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出屋久島沖で発生した米空軍のオスプレイの墜落事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出屋久島沖で発生した米空軍のオスプレイの墜落事故に関する質問に対する答弁書

一について

令和五年十一月二十九日に屋久島沖で発生したティルト・ローター機ＣＶ―二二の墜落事故（以下「本件事故」という。）については、令和六年八月二日（日本時間）、米側から、本件事故の状況及び原因に関する事故調査報告書が公表され、本件事故の原因は、「プロップローター・ギアボックスの突発的故障」及び「操縦士の意思決定」とされていると承知している。

御指摘の「根本的原因」については、当該報告書において、「初期不具合の証拠を不明確にした二次的な損壊により特定することはできない」と結論付けられているが、政府としては、本件事故を受け、米側との間で技術情報に関する前例のない極めて詳細なやり取りを行っており、本件事故の原因に対応した安全対策の一つとして、「屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のＣＶ―二二オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書」（令和六年八月防衛省作成）に記載のとおり、「チップ探知機を用いて、全機を対象に運用再開前の予防的点検を行うとともに、維持整備の頻度を増やすことで、ＰＲＧＢの不具合の予兆を早期に把握」し、「必要に応じＰＲＧＢを交換」することとしており、このことにより、安全な運用を行うことができると考えている。

二について

御指摘の「米議会の動き」の逐一について、政府としてコメントすることは差し控えたい。

その上で、ティルト・ローター機ＭＶ―二二については、平成十七年に米国政府がその安全性及び信頼性を確認した上で、量産が開始されたものであり、また、平成二十六年に我が国も輸送ティルト・ローター機Ｖ―二二（以下「Ｖ―二二」という。）を導入することを決定したが、その検討過程のみならず、導入が決定された後においても、各種技術情報を収集・分析するとともに、陸上自衛隊員が、実際に機体の操縦及び整備を行い、Ｖ―二二が安全な機体であることを改めて確認している。

また、本件事故を踏まえた上での安全性については、令和六年三月二十一日の参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会において、安藤防衛省防衛政策局次長が「今般の部品の不具合について、機体自体の設計を変更するなどの必要性はなく、機体自体の安全性にも問題はなく、また、飛行の安全に関わる構造上の欠陥がないことにも変わりはない旨の説明を受けております」と答弁していることに加え、一についてで述べたとおり、特定された本件事故の原因に対応した安全対策を行うことで、安全な運用を行うことができると考えている。

これらのことから、政府としては、御指摘の「安全性」に問題はないと考えている。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　二　四　号

鳩山元総理へ提示された「普天間移設問題に関する米側からの説明」と題する文書に関する質問主意書

提出者　原口　一博

鳩山元総理へ提示された「普天間移設問題に関する米側からの説明」と題する文書に関する質問主意書

令和元年十二月二十七日付の毎日新聞は、鳩山由紀夫元総理が在任中に普天間飛行場の県外移設を断念した理由について、外務省から「普天間移設問題に関する米側からの説明」との題名の文書（以下「同文書」という。）を提示されたためであったとしている。

同文書は平成二十二年四月十九日付で、鳩山元総理が普天間飛行場の移設先の最有力地と考えていた鹿児島県徳之島へ移設することが困難な理由について、米軍に「ヘリ部隊の拠点と、陸上自衛隊と恒常的に訓練を行う訓練場との距離を六十五カイリ（約百二十キロ）以内」とする基準があり、徳之島は訓練場のある沖縄本島から約二百キロ離れているためふさわしくない、という趣旨の記載があったとされる。

他方、平成二十八年二月二十三日付の朝日新聞は、同紙の取材に対し、在日米軍司令部が「米海兵隊の基準や規則に、そのような公式な基準はない」と文書で回答したことを報じている。

これを踏まえ、次のとおり質問する。

一　政府は「衆議院議員初鹿明博君提出普天間移設問題に関して鳩山元総理への説明のため作成された文書に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質一九〇第一五七号）において、同文書の存在は確認できなかったとしている。存在は確認できなかったと政府が結論付けた理由は何か、調査の経緯及び内容について具体的に示されたい。

二　同文書の公文書としての存在の有無については、石破新内閣として改めて調査を行うべきであると考えるが、政府の見解を伺いたい。

三　普天間飛行場の県外移転を断念した結果、鳩山元総理は別の候補地を見つけることができず、辺野古案に回帰した。しかし、防衛省が行った海底ボーリング調査で広範囲にわたる軟弱地盤が見つかっており、辺野古の新基地は完成の見込みがない「デッドロック」であるとも評されている。それにもかかわらず、石破新内閣においても、辺野古の新基地建設を続ける方針に変わりはないか伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第二四号
令和六年十二月十日
内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出鳩山元総理へ提示された「普天間移設問題に関する米側からの説明」と題する文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出鳩山元総理へ提示された「普天間移設問題に関する米側からの説明」と題する文書に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「理由」及び「調査の経緯及び内容」については、平成三十年三月二十三日の参議院外交防衛委員会において、河野外務大臣（当時）が「外務省にある関係文書を確認、あるいは廃棄簿の記載の確認、当時の関係者への照会を行った結果として、当該文書を作成したこと又は取得したことを含め存在は確認できず、また当該文書を破棄したことも確認できなかった」と答弁したとおりであり、御指摘の「同文書の公文書としての存在の有無」を改めて確認する必要はないと考えている。

三について

お尋ねについては、令和六年十月八日の参議院本会議において、石破内閣総理大臣が「普天間飛行場代替施設建設事業の地盤改良工事につきましては、有識者の助言を得つつ検討を行いました結果、十分に安定した護岸等の施工が可能であることが確認されていると承知をいたし

ております。・・・政府といたしましては、辺野古移設が普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現し、その危険性を除去するための唯一の解決策と考えております。」と答弁したとおりである。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　二　五　号

感染症予防ワクチンの非臨床試験ガイドラインの問題点に関する質問主意書

提出者　原口　一博

感染症予防ワクチンの非臨床試験ガイドラインの問題点に関する質問主意書

医薬品の承認申請の目的で実施される感染症予防ワクチンの非臨床試験については、「「感染症予防ワクチンの非臨床試験ガイドライン」について」（平成二十二年五月二十七日付け薬食審査発〇五二七第一号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）により、「感染症予防ワクチンの非臨床試験ガイドライン」（以下「旧ガイドライン」という。）が示されてきた。

また、本年三月二十七日、「「感染症予防ワクチンの非臨床試験ガイドライン」について（改訂）」（令和六年三月二十七日付け医薬薬審発〇三二七第一号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）により、「感染症予防ワクチンの非臨床試験ガイドライン」（令和六年三月二十七日改訂）（以下「新ガイドライン」という。）が示された。

新型コロナウイルス感染症に対するメッセンジャーＲＮＡワクチンは、遺伝子治療用製品であるにもかかわらず、新ガイドラインに基づき、感染症の発症予防又は感染予防を目的とするワクチンと位置付けることにより、本来必要な非臨床試験を必要としないと整理することも可能になっていると考える。

こうしたことも踏まえ、次の事項について質問する。

一　新ガイドラインは、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知により示されているが、新ガイドラインの起案から最終決裁に至る各決裁権者の役職、氏名及び決裁年月日について、時系列で具体的に示されたい。

二　メッセンジャーＲＮＡワクチンは、遺伝子治療用製品に該当しないのか。政府の見解を示されたい。

また、メッセンジャーＲＮＡワクチンが遺伝子治療用製品に該当する場合、新ガイドラインにおいて必要としないと整理されている一部の臨床試験が、同ワクチンについて必要とならない根拠を示されたい。

三　旧ガイドラインにおいては、薬力学試験に関し、「新規のアジュバント又は添加物等が含まれる場合は、その新規物質について薬物動態試験が必要になることがある」とされていた。

一方、新ガイドラインにおいては、「新規アジュバント及び新規添加剤が含まれる場合には、これらの添加物質の安全性についても評価が必要である」とした上で、アジュバントに関し、「ワクチン製剤に新規アジュバントが含まれる場合は、新規アジュバントに関する生体内分布試験が必要になることがある」とするとともに、添加剤（アジュバントを除く）に関し、「使用前例がない新添加剤（安定剤、溶解補助剤、防腐剤、ｐＨ調節剤等）が含まれる場合は、ワクチン製剤を用いた試験等の中で、添加剤の安全性を評価する必要がある」としている。

これらの点に関し、ワクチン開発において、新規のアジュバント又は添加物等が含まれる場合、その新規物質についての薬物動態試験の要否について、旧ガイドラインと新ガイドラインとを対比しながら、具体的な根拠を示されたい。

四　旧ガイドラインにおいては、動物種／モデルの選択に関し、「選択した動物種の適切性を説明する必要がある」としていたが、新ガイドラインにおいて、当該記載を削除した根拠を示されたい。

五　旧ガイドラインにおいては、がん原性試験に関し、「通常、ワクチンでは投与回数が限定されているためがん原性試験を必要としない」としていたが、新ガイドラインにおいて、「通常、ワクチンではがん原性試験を必要としない」とした根拠を示されたい。

六　感染症予防ワクチンの非臨床試験は、薬害の発生を防止するために必要不可欠なものであり、根拠を示すことなく一部の非臨床試験を必要としない旨を厚生労働省の課長通知であるガイドラインで示すことはあってはならないと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第二五号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出感染症予防ワクチンの非臨床試験ガイドラインの問題点に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出感染症予防ワクチンの非臨床試験ガイドラインの問題点に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知」は、令和六年三月二十二日に厚生労働省医薬局医薬品審査管理課において起案し、同課においてしかるべく決裁を経た上で、同月二十七日付けで通知したものである。

二について

御指摘の「メッセンジャーＲＮＡワクチン」は、疾病の治療に使用されることが目的とされているものではなく、御指摘の「遺伝子治療用製品」には該当しないものと考えている。

三について

お尋ねの「新規のアジュバント又は添加物等が含まれる場合」の「その新規物質についての薬物動態試験の要否」については、「旧ガイドライン」においては「新規のアジュバント又は添加物等が含まれる場合は、その新規物質について薬物動態試験が必要になることがある。」としていたところ、「アジュバント」については、科学技術の進歩を踏まえ、生体内の分布が有効性及び安全性に影響を与える可能性があることが明らかとなり、薬物動態試験のうち生体内の分布の試験が必要となる場合があることから、「新ガイドライン」においては、「新規アジュバントに関する生体内分布試験が必要になることがある。」としており、「添加物等」については、安全性の評価の標準的な方法を明らかにするため、「使用前例がない新添加剤（安定剤、溶解補助剤、防腐剤、ｐＨ調節剤等）が含まれる場合は、ワクチン製剤を用いた試験等の中で、添加剤の安全性を評価する必要がある。」としているところであり、当該安全性の評価のための「試験等」を行う中で、「薬物動態試験が必要になることがある」との認識に変更はない。

四について

お尋ねの「当該記載を削除した根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「新ガイドライン」では「各ワクチンの特性を踏まえ、非臨床試験の必要性、試験の種類、動物種の選択及び試験デザインを科学的根拠に基づいて考

える必要がある。」としたところであり、引き続き、医薬品の承認の申請時に、「旧ガイドライン」の「選択した動物種の適切性を説明する必要がある」との認識に変更はない。

五について

お尋ねの「根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「新ガイドライン」における御指摘の記載は、他の記載事項に表現を合わせたものであり、「旧ガイドライン」の「ワクチンでは投与回数が限定されているためがん原性試験を必要としない」との趣旨を変更するものではない。

六について

御指摘の「一部の非臨床試験を必要としない旨を厚生労働省の課長通知であるガイドラインで示す」の意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「ガイドライン」は、医薬品の承認の申請の目的で実施される「ワクチンの非臨床試験の計画立案のための一般的な原則を提供する」ことを目的として、「現時点の科学的水準に基づき、非臨床評価の項目と内容を決定する必要がある」ことを踏まえ、ワクチンの「試験デザイン」に当たり「各ワクチンの特性を踏まえ、非臨床試験の必要性、試験の種類、動物種の選択及び試験デザインを科学的根拠に基づいて考える必要がある」等の一般的な考え方を示したものであり、非臨床試験の要否や適切性等については、当該考え方を踏まえ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の二の三第一項の規定に基づく審査において医薬品ごとに個別に判断されるべきものと考えている。

令和六年十一月二十八日提出

質　問　第　二　六　号

石破新総理が提唱したアジア版ＮＡＴＯと核共有に関する質問主意書

提出者　原口　一博

石破新総理が提唱したアジア版ＮＡＴＯと核共有に関する質問主意書

石破新総理は、米ハドソン研究所に寄稿した「日本の外交政策の将来」と題する論文（以下「同論文」という。）において、「アジア版ＮＡＴＯの創設が不可欠である」とした上で、「アジア版ＮＡＴＯにおいても米国の核シェアや核の持ち込みも具体的に検討せねばならない。」と述べている。

これを踏まえ、次のとおり質問する。

一　アジア版ＮＡＴＯ

1　石破新総理が同論文で提唱した「アジア版ＮＡＴＯ」について、政府は具体的にどのようなものであると捉えているか、その目的、任務、地理的範囲、想定される加盟国などを示されたい。

2　上川前外務大臣は令和六年五月九日の参議院外交防衛委員会において、アジア太平洋地域は「欧州と比較をして、域内各国の同質性が低く、ＮＡＴＯのような集団的安全保障体制が成立しづらいといった分析などもあると承知をしており」、「現時点におきましては、日米同盟を基軸としつつ様々な対話の枠組みを重層的に活用していくことが現実的と考えている」と述べている。石破新内閣としては、「アジア版ＮＡＴＯ」の必要性及び実現可能性についてどのように認識しているか伺いたい。

3　ＮＡＴＯのような相互に防衛義務を負う機構に我が国が加盟することは憲法上許容されるか、政府の見解を伺いたい。

二　核共有

1　石破新総理が同論文で言及した「米国の核シェアや核の持ち込み」について、政府は具体的にどのようなものであると認識しているか伺いたい。

2　政府は、核兵器の持ち込みのみならず、核共有についても、非核三原則を堅持していくこととの関係から認められない旨、累次にわたり国会で答弁している。石破新内閣としてもその方針に変わりはなく、「米国の核シェアや核の持ち込み」は非核三原則上認められないという見解か伺いたい。

三　石破新総理は、第二百十四回国会の所信表明演説において、持論である「アジア版ＮＡＴＯ」や核共有について言及しなかった。それはなぜか理由を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第二六号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出石破新総理が提唱したアジア版ＮＡＴＯと核共有に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出石破新総理が提唱したアジア版ＮＡＴＯと核共有に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

御指摘の「米ハドソン研究所に寄稿した「日本の外交政策の将来」と題する論文」（以下「論文」という。）については、石破茂衆議院議員の政治家個人としての見解であると承知しており、お尋ねについては、政府としてお答えする立場にないが、いずれにせよ、石破内閣としては、令和六年十月八日の参議院本会議において、石破内閣総理大臣が「アジア版ＮＡＴＯを含む日本の安全保障の在り方については、これまで私自身、一国会議員としての考え方を累次述べてまいりました。一朝一夕で実現するとは思っておりませんが、一国の総理大臣として、まずは喫緊の外交・安全保障の課題に取り組んでいく必要があると考えております。この地域における多国間の安全保障枠組みの構築は、大きな構想であります以上、当然のことながら、最終的にどのような枠組み、組織になるかは今後の議論次第であります。いずれか特定の国を念頭に置いたものではございません。」と答弁しているとおりである。

一の3について

仮定の御質問にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、憲法第九条の下で許容される「武力の行使」は、あくまでも、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）でお示しした「武力の行使」の三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られており、集団的自衛権の行使一般を認めるものではなく、他国を防衛すること自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められない。

二について

御指摘の論文については、一の1及び2についてで述べたとおり、石破茂衆議院議員の政治家個人としての見解であると承知しており、お尋ねについては、政府としてお答えする立場にはなく、また、御指摘の「米国の核シェアや核の持ち込み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、石破内閣としては、令和六年十二月三日の参議院本会議において、石破内閣総理大臣が「政府といたし

まして、一般に、いわゆる核共有は、平素から自国の領土に米国の核兵器を置き、有事には自国の戦闘機等に核兵器を搭載、運用可能な態勢を保持することによって自国等の防衛のために米国の核抑止を共有するといった枠組みと考えられていると承知をいたしております。一般論として、国の安全保障の在り方については、それぞれの時代状況、国際情勢等を踏まえた様々な国民的議論があり得ると考えておりますが、核共有につきましては、仮に先ほど申し上げたような枠組みを指すのでありますれば、政府としては、非核三原則や原子力基本法を始めとする法体系との関係から認められないものと考えております。その上で申し上げれば、私が従来核共有の文脈で申し上げてまいりましたのは、非核三原則を堅持した上で、米国の拡大抑止に係る意思決定のプロセスについて米国との意思疎通を行うことの重要性を申し上げたものでございます。これは、先ほど申し上げた核共有には当たらないものの、現下の厳しい安全保障上の喫緊の課題に現実的に対応していく観点から、我が国の安全保障を強化する上でも重要な取組であると考えており、米国の拡大抑止の信頼性をこれまで以上に強化させるよう事務方に指示をいたしておるところでございます。政府としては、今後とも、我が国自身の防衛力を強化していくとともに、日米安保体制の下、核抑止力を含む米国の拡大抑止の信頼性をこれまで以上に強化していくための方策を不断に検討いたしてまいります。」と答弁しているとおりである。

三について

御指摘の所信表明演説の内容については、内外の諸情勢等を勘案し、閣議で検討を行った上で、最終的に内閣として決定したものである。

―――――――――――――

令和六年十一月二十八日提出

質　問　第　二　七　号

改正戸籍法に基づく振り仮名記載義務化の短期間での実施に関する質問主意書

提出者　北野　裕子

改正戸籍法に基づく振り仮名記載義務化の短期間での実施に関する質問主意書

二千二十五年五月二十六日の改正戸籍法施行により、戸籍に氏名の振り仮名を記載することが義務化される。この取組は、行政のデジタル化を推進する一環として行われているが、効率的なデータ管理や本人確認の精度向上、不正行為の防止といった目的が掲げられているものの、その性急な進め方には大きな懸念が残る。

本年十一月十七日の時事通信社の報道によれば、施行を目前に控えた現時点で自治体から「間に合わない」という声が相次いでいるとのことである。全国民に振り仮名を通知し、修正が必要な場合には届け出る仕組みとなっているが、大量の通知発送や住民からの修正対応、問合せ対応など膨大な業務が発生する一方で、国からの具体的な支援や詳細な業務フローが十分に示されていないとされている。また、住民への周知不足が指摘されており、これにより自治体窓口への負担が大幅に増加する懸念もある。

こうした状況は、国が掲げる施策を円滑に進めるために必要な十分な時間的猶予を確保せず、性急に制度を進めようとしていることに原因があると考えられる。拙速な運用開始が自治体や住民に混乱をもたらさないよう、計画全体を見直し、現場に即した対応方法を慎重に検討する必要があるのではないかと考える。

以下これらの点を踏まえて質問する。

一　自治体から業務が「間に合わない」との声が相次いでいる中、施行後一年以内に振り仮名の届出を完了する計画が現実的であると判断した根拠は何か。また、政府は、そのスケジュールの妥当性をどのように検証したのかを明らかにされたい。

二　報道によれば、国から自治体への具体的な支援や業務フローが十分に示されていないとされるが、この点について、政府の見解と対応策を示されたい。

三　振り仮名登録業務に必要な経費に関し、国が自治体に負担を強いている現状について、政府はどのように認識しているのか。また、自治体の負担を軽減する具体的な策を明らかにされたい。

四　通知する振り仮名の正確性について、地域によって異なる読み方がある名字（例えば、「小野」の読み方が「おの」「おのう」など複数存在する場合）、特殊な漢字や代用漢字を使用している場合、誤ったデータ入力や住民の申請ミスが起こった場合には、正確性が担保できない可能性があると考えられる。このような場合に正確性をどのように保証するのか、政府における具体的な対策を示されたい。また、誤りが発生した場合、その責任を国と自治体のどちらが負うのか、どのように役割分担がなされるのかも明確にされたい。

五　オンライン手続に不慣れな高齢者やアクセスが難しい人々が修正手続で負担を負うことを防ぐため、政府はどのような支援策を講じる予定か。

六　住民への周知が不足しているとの指摘があるが、この問題を解決するため、政府はどのように情報提供と手続への支援を行う予定か。

七　改正戸籍法の施行に伴い、戸籍制度の管理やデジタル化が進む中、戸籍制度とマイナンバー制度の役割や関係性についても議論が求められると考えられる。両制度はそれぞれ異なる目的や役割を持つとされるが、政府はこれらを将来的にどのように位置づける方針なのか。また、両制度を統合する可能性について、現時点での見解を示されたい。

右質問する。

―――――――――――――

内閣衆質二一六第二七号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員北野裕子君提出改正戸籍法に基づく振り仮名記載義務化の短期間での実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員北野裕子君提出改正戸籍法に基づく振り仮名記載義務化の短期間での実施に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「施行後一年以内に振り仮名の届出を完了する計画」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号。以下「改正法」という。）附則第六条第一項から第三項まで、第七条第一項から第三項まで並びに第八条第一項及び第二項は、改正法による戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部改正の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年以内に限り、氏又は名の振り仮名等の届出をすることができる旨規定しているところ、これらの規定は、氏又は名の振り仮名等の届出を義務付けるものではなく、適切な内容であると考えている。

二、三、五及び六について

改正法による戸籍法の一部改正の施行に向け

ては、市区町村の負担にも配慮しながら対応に努めてきたところであるが、今後とも、市区町村等の意見を聴きながら、国民や市区町村の負担軽減の観点も踏まえ、必要な準備を進めてまいりたい。

四について

前段のお尋ねについては、「通知する振り仮名の正確性」及び「正確性が担保できない可能性」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、改正法附則第九条第四項の規定に基づき通知された振り仮名等が当該通知を受けた者の認識と一致していない場合には、施行日から一年以内に届出をすることにより、当該届出をした者の認識と一致した振り仮名等が戸籍に記載されることになる。

後段のお尋ねについては、仮定の質問であり、また、その趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「戸籍制度の管理やデジタル化」及び「両制度を統合」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、戸籍制度及び個人番号に係る制度については、各制度の趣旨を踏まえ、引き続き適切な運用に努めてまいりたい。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　二　八　号

外国で取得した運転免許証の切替制度の見直しに関する質問主意書

提出者　吉川　里奈

外国で取得した運転免許証の切替制度の見直しに関する質問主意書

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替える制度（以下「外免切替制度」という。）を利用して我が国の運転免許証を取得した外国人が、交通事故を起こす事例が発生している。これらの中には、我が国の言語や交通法規を十分に理解せず、安全に運転する能力を持っているか疑わしい事例も見受けられる。

令和六年八月、山梨県富士河口湖町において、観光で訪れた中国籍の二十七歳の女性がレンタカーを運転中、赤信号を無視して交差点に進入し、横断歩道を渡っていた六十代の中国籍の男女二人をはね、死亡させる事故が発生した。また、同年九月には、埼玉県川口市の交差点で、中国籍の十八歳の男性が飲酒のうえ一方通行を時速百キロ以上で逆走し、別の車に衝突した。この事故では、五十一歳の日本人男性が死亡するという悲惨な結果となった。

さらに、富士山周辺や観光地でも、外国人が運転するレンタカーによる事故が相次いでいるとされる。これらの事故の背景には、観光地特有の複雑な交通事情や、日本の交通ルールへ不慣れであることが要因として挙げられる。このような状況は、外国人ドライバーの交通安全に関する啓発や外免切替制度の仕組みの見直しが必要であることを示している。

現状では、外免切替制度により、外国の運転免許証を持つ外国人が比較的簡単な手続で日本の運転免許を取得できる状況にある。「十問の〇×式の知識確認試験を受けるだけで運転免許が取得できる」という情報が広まる中、外国人からの免許切替え申請が増えていると報じられている。

外免切替制度の根拠法令は、道路交通法第九十七条の二第三項及び道路交通法施行令第三十四条の四に基づいている。これによれば、「公安委員会は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することができる。」と規定されている。また、確認方法として「道路の交通の方法その他の自動車等の運転について必要な知識若しくはその者の自動車等の運転に関する経歴に関する質問」または「その者に自動車等の運転に関する実技をさせること」によるとされている。

警視庁ウェブサイトによれば、外免切替制度の知識確認試験は二十四言語に対応しており、日本語以外の言語でも受験可能である。しかし、この知識確認試験は十問の〇×式問題であり、一部の国や地域では知識確認及び技能試験が免除されるなど、運転免許取得の基準が緩やかであることが課題である。

こうした状況下において、交通法規や道路標識を十分に理解しないまま日本の免許を取得した外国人ドライバーが、我が国の道路交通事情に適応できず、安全に運転する能力を欠く可能性が懸念される。特に、外免切替制度の対象となる国の中には、運転免許取得の難易度が日本よりも低い地域もあり、その結果、交通事故の発生リスクが高まるおそれがある。

これにより、安全運転能力を持たない外国人ドライバーの増加が、外国人による交通事故の多発を招くのではないかとの懸念が広がっている。

以上をふまえ、質問する。

一　政府は、外免切替制度の運用状況をどのように評価しているのか、また現行の基準が日本の交通事情や安全確保の観点から適切であると判断しているのか、その理由を具体的に説明されたい。

二　外免切替制度について、我が国の道路交通事情や言語に即した知識確認試験を実施すること、または実技試験を必須とするなど、基準を厳格化することで、外国人ドライバーによる交通事故の防止を図るべきと考える。これに対する国の見解とその理由を明らかにされたい。

三　日本国内の道路標識や案内、緊急車両の音声等がすべて日本語で行われている現状において、日本語の理解能力が十分でない外国人が安全に運転することは難しいと考える。したがって、日本語能力を外免切替制度の要件とする法改正の必要性について、国の見解を明らかにされたい。

四　外国人ドライバーが任意保険に加入していない場合、交通事故や違反発生時に母国への帰国によって責任追及が困難になる懸念がある。住居所の確認の厳格化や任意保険加入の義務付け等の措置を講ずるべきと考えるが、国の見解を明らかにされたい。また、これらを導入することで想定される効果及び課題についても説明されたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第二八号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員吉川里奈君提出外国で取得した運転免許証の切替制度の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉川里奈君提出外国で取得した運転免許証の切替制度の見直しに関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「外免切替制度」については、都道府県公安委員会が、本邦の域外にある国又は地域の運転免許を有する者について、当該国又は地域の運転免許制度等を踏まえ、必要に応じて自動車等の運転について必要な知識に関する質問をし、自動車等の運転に関する実技をさせるなど、その者が自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部

を免除しているものであり、道路交通の安全確保のために必要な確認を行っているものと認識している。

また、御指摘の「基準を厳格化すること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該国又は地域の運転免許制度等が我が国と同等の水準にあると認められる国又は地域以外の運転免許を有する者については、原則として、自動車等の運転について、質問による必要な知識の確認及び実技をさせることによる技能の確認を行っている。いずれにせよ、交通事故の発生状況等を注視しつつ、引き続き、運転免許制度の適切な運用に努めてまいりたい。

三について

一及び二についてはお答えしたとおり、御指摘の「外免切替制度」については、都道府県公安委員会が、道路交通の安全確保のために必要な確認を行っているものと認識しており、現時点において、お尋ねのような「日本語能力を外免切替制度の要件とする法改正」をする必要はないと考えているが、いずれにせよ、道路交通の安全確保のため、引き続き、外国人運転者等への道路交通法令の周知に努めてまいりたい。

四について

御指摘の「外国人ドライバーが任意保険に加入していない場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本国内において道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第一項の規定による国土交通大臣の許可を受けて業として自家用自動車の有償貸渡しを行う者により、有償で貸し渡された自動車（以下「レンタカー」という。）については、自動車損害賠償責任保険及び自動車保険への加入が義務付けられている。また、当該者に対しては、レンタカーの利用者の住所等を記録し、保存することが義務付けられている。さらに、レンタカー以外の自動車についても、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下「自賠法」という。）第五条により、自動車損害賠償責任保険の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならないこととされており、保険会社に対しては、自賠法第七条第一項及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）第一条に基づき、自動車損害賠償責任保険証明書に保険契約者の住所等を記載することが義務付けられている。これらにより、自動車事故が発生した際に、自動車事故被害者の保護が図られていると考えている。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　二　九　号

いわゆる「袴田事件」無罪判決に対する「検事総長談話」等に関する質問主意書

提出者　櫻井　周

いわゆる「袴田事件」無罪判決に対する「検事総長談話」等に関する質問主意書

本年九月二十六日、静岡地方裁判所は袴田巌さんに無罪判決を言い渡した。これを受けて、検察庁は上訴権を放棄し、同年十月九日にいわゆる「袴田事件」の無罪判決が確定したところである。この無罪確定の前日である十月八日、畝本直美検事総長は「検事総長談話」を発表した。この「検事総長談話」において畝本検事総長は、再審請求審で開示された「五点の衣類」についての静岡地裁の証拠評価に対して「大きな疑念を抱かざるを得ません」「何ら具体的な証拠や根拠が示されていません」とし、「本判決は、その理由中に多くの問題を含む到底承服できないものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容である」と述べている。「袴田事件」の再審請求審、再審公判では、捜査当局による証拠の捏造が裁判所によって厳しく指弾されたわけであるが、畝本検事総長がいまだに袴田巌さんを犯人視していることは、袴田巌さんの名誉を棄損するばかりか、歴史的な冤罪事件となった「袴田事件」における捜査の誤りへの反省がまったく見られないと言わざるをえない。「袴田事件」が日本の刑事司法のあり方に与えた影響の大きさに鑑み、以下質問する。

一　一般論として、「検事総長談話」で示される内容は、検事総長個人の見解か、検察庁の見解か。

二　本年十月八日に公表された「検事総長談話」で示された内容は、検事総長個人の見解か、検察庁の見解か。

三　本年十一月二十七日、静岡地方検察庁の山田英夫検事正は、袴田巌さん、袴田ひで子さんと面会し、「この事件の犯人が袴田さんであるというようなことは申し上げるつもりはございませんし、犯人視することもない」と述べ謝罪した。この発言は、山田検事正個人の見解か、検察庁の見解か。

四　畝本検事総長の「検事総長談話」と山田検事正の発言は、その内容上、齟齬があると考えるが、検察官同一体の原則に照らし、山田検事正の発言は、畝本検事総長の「検事総長談話」の内容に矛盾しないのか、政府の見解を明らかにされたい。

五　畝本検事総長は、検事総長就任にあたり、「検察が国民の信頼という基盤に支えられていることを心に刻み、全国の検察職員が、その職責を深く自覚し、熱意をもって職務に取り組むよう、力を尽くしたい」と述べている。十月八日に公表された「検事総長談話」は、「国民の信頼という基盤」に支えられ得るものと政府は考えるか。

右質問する。

内閣衆質二一六第二九号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出いわゆる「袴田事件」無罪判決に対する「検事総長談話」等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出いわゆる「袴田事件」無罪判決に対する「検事総長談話」等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「検事総長談話」という用語について確立した定義はないため、お尋ねについて一般論としてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「本年十月八日に公表された「検事総長談話」で示された内容」については、検察当局において、組織として決定した内容である旨を対外的に説明しているものと承知している。

三について

お尋ねの「発言」については、検察当局において、組織としての見解である旨を対外的に説明しているものと承知している。

四について

御指摘の「袴田事件」について、検察当局においては、無罪判決を受け入れ、これを確定させる以上、今後、袴田巌氏が同事件の犯人であるなどと申し上げることはないという考え方は御指摘の「畝本検事総長の「検事総長談話」」を発表した当初から変わっておらず、御指摘の「山田検事正の発言」はその内容と矛盾するものではない旨を対外的に説明しているものと承知している。

五について

お尋ねの「十月八日に公表された「検事総長談

話」は、「国民の信頼という基盤」に支えられ得る」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　三　〇　号

いわゆる「袴田事件」における非開示証拠に関する質問主意書

提出者　櫻井　周

いわゆる「袴田事件」における非開示証拠に関する質問主意書

本年十月九日に無罪判決が確定したいわゆる「袴田事件」では、長らく非開示とされていた証拠が再審請求審の段階で開示されたことが、同事件の再審開始決定、再審無罪確定判決につながったといえる。刑事訴訟、とりわけ再審において証拠開示が重要であることに鑑み、以下、政府の把握することについて質問する。

一　いわゆる「袴田事件」の再審請求審において検察官から開示された証拠は何件か。開示したことの根拠法令は何か。

二　いわゆる「袴田事件」の再審公判において検察官から開示された証拠は何件か。開示したことの根拠法令は何か。

三　いわゆる「袴田事件」において、開示されなかった証拠は何件か。

四　いわゆる「袴田事件」において、開示されなかった証拠の保管者は誰か。保管場所はどこか。また、保管に関する根拠法令は何か。

五　非開示証拠の開示が再審無罪判決確定につながったことについて、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第三〇号
令和六年十二月十日
内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出いわゆる「袴田事件」における非開示証拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出いわゆる「袴田事件」における非開示証拠に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねは、公開を前提としない再審請求に係る手続又は刑事被告事件の当事者間で行われる公開を前提としない証拠開示手続に関する事柄であって、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わるものであるため、お答えすることは差し控えたい。

五について

お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容及び裁判所の判断に関わる事柄であるため、お答えすることは差し控えたい。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　三　一　号

中国のオンラインカジノ企業の元最高経営責任者訴追に関する質問主意書

提出者　櫻井　周

中国のオンラインカジノ企業の元最高経営責任者訴追に関する質問主意書

本年十一月十八日、米国司法省は、中国のオンラインカジノ企業「五〇〇ドットコム」（現・ビットマイニング）の潘正明元最高経営責任者を連邦海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act; FCPA）違反等の被疑事実で訴追したことを発表した。この米国司法省の発表では、本件に日本の当局者も協力したことが言及されている。そこで以下政府に対し質問する。

一　日本政府が潘正明元最高経営責任者に対する米国連邦捜査局の捜査に協力したことは事実か。

二　潘正明元最高経営責任者に対する米国司法省の起訴状中四ページにある「Japanese Official 1」とは誰か。元衆議院議員のことと考えるか。

三　潘正明元最高経営責任者に対する米国司法省の起訴状中五ページにある「Japanese Official 2」とは誰か。元衆議院議員の政策担当秘書であった者のことと考えるか。

四　潘正明元最高経営責任者に対する米国司法省の起訴状中八ページおよび十三ページにある「other members of Japanese National Diet」とはそれぞれ誰を指すと考えるか。

五　潘正明元最高経営責任者に対する米国司法省の起訴状中十四ページにある「other Japanese lawmakers」とは誰を指すと考えるか。

六　潘正明元最高経営責任者に対する米国司法省の起訴状中十五ページにある「other Japanese officials」とは誰を指すと考えるか。

七　潘正明元最高経営責任者に対する米国司法省の起訴状中十九ページにある「various Japanese officials」とは誰を指すと考えるか。

八　潘正明元最高経営責任者に対する米国司法省の起訴状中二十ページにある「a Japanese government official」とは誰を指すと考えるか。

九　前記を踏まえ、日本の当局者が協力したのであれば、本件に対する政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第三一号
令和六年十二月十日
内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出中国のオンラインカジノ企業の元最高経営責任者訴追に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出中国のオンラインカジノ企業の元最高経営責任者訴追に関する質問に対する答弁書

一及び九について

「本件に対する政府の見解を明らかにされたい」とのお尋ねの趣旨が明らかではないが、「協力」に関するお尋ねについては、米国の捜査当局による個別の刑事事件の捜査に関することであり、お答えすることは差し控えたい。

二から八までについて

御指摘の事件が米国における個別の刑事事件であることから、御指摘の「米国司法省の起訴状」における個別の記載の意味について政府としてお答えする立場にない。

令和六年十一月二十八日提出
質　問　第　三　一　号

腐敗防止の国際協力に関する質問主意書

提出者　櫻井　周

腐敗防止の国際協力に関する質問主意書

グローバル化の進展に伴い、公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等腐敗に関する問題は、持続的な発展や法の支配を危うくする要因として、もはや地域的な問題ではなく、すべての社会および経済に影響を及ぼす国際的な現象となっている。また、腐敗行為と組織的犯罪等その他の形態の犯罪との結び付きも指摘がなされるように

なり、効果的に腐敗行為を防止するためには国際協力を含め包括的かつ総合的な取組が必要であるとの認識が共有されるようになっている。このような状況の下、国際連合において腐敗問題に対処するための包括的な国際文書の作成が検討され、二〇〇三年十月の国連総会において「腐敗の防止に関する国際連合条約」（国連腐敗防止条約）が採択され、同年十二月、わが国も署名を行った。その後、この条約は二〇〇五年十二月に発効したところ、わが国は二〇一七年六月の国内法の整備を待って、同年七月十一日に同条約を締結、同年八月十日にわが国について効力が発生したところである。腐敗防止の国際協力を推進することの重要性に鑑み、以下質問する。

一　国連腐敗防止条約の締約国であるわが国が負っている条約上の義務は何か。

二　外務省ウェブサイトの「腐敗防止」のページでは「国際社会の主要メンバーである我が国としての貢献が期待されています」との記載があるが、わが国に期待されている具体的な「貢献」とは何か。

三　腐敗防止の国際協力は、多国間の枠組みに加え、二国間の協力関係も重要であると考えるが、腐敗防止に関しわが国と二国間で具体的に協力を行っている国はあるのか、あるとすればその国名は何か。

四　国連腐敗防止条約の相互審査の仕組みに基づき、二〇二三年九月に対日審査報告書が採択されているが、そこで示された条約実施上の課題はどのようなものであり、今後日本政府はどのように対処していくのか。

五　腐敗防止の国際協力を推進することについて、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第三二号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出腐敗防止の国際協力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出腐敗防止の国際協力に関する質問に対する答弁書

一について

我が国は、腐敗の防止に関する国際連合条約（平成二十九年条約第二十四号。以下「国連腐敗防止条約」という。）に基づき、公務員に係る贈収賄、犯罪収益の洗浄、司法妨害等を犯罪として定め、これらの犯罪について自国の裁判権を設定すること、犯罪人引渡し、犯罪収益の没収、財産の返還等について国際協力を促進すること等の義務を負っている。

二について

お尋ねについては、我が国は、一についてで述べた国連腐敗防止条約上の義務の履行に加えて、腐敗対策の分野における開発途上国に対する技術援助等が期待されていると考えている。

三について

お尋ねについては、例えば、腐敗対策に関し、米国等と二国間の意見交換を随時実施しているところである。

四について

御指摘の「対日審査報告書」においては、国連腐敗防止条約第三章及び第四章の規定に関し、我が国として当該規定に基づく義務の履行を怠っている旨の指摘はなかったが、当該規定の実施上の課題として、外国公務員等に係る収賄を犯罪として定めることを考慮することや国際協力の要請に関するデータ収集のシステムを強化すること等の腐敗行為の防止に関する我が国における既存の措置を更に強化し得る事項や我が国に対して実施を考慮することを奨励し又は勧告する事項が指摘されている。政府としては、これらの指摘を踏まえつつ、関係省庁が連携し、引き続き、国連腐敗防止条約の着実な実施に努めてまいりたい。

五について

お尋ねについては、国連腐敗防止条約前文において、「この条約の締約国は、腐敗が社会の安定及び安全に対してもたらす問題及び脅威が、民主主義の制度及び価値、倫理上の価値並びに正義を害すること並びに持続的な発展及び法の支配を危うくすることの重大性を憂慮し」、「腐敗がもはや地域的な問題ではなく、すべての社会及び経済に影響を及ぼす国際的な現象であり、腐敗行為を防止し、及び規制するための国際協力が不可欠であることを確信し」とされているところ、我が国としては、かかる認識の下、国際的な取組を積極的に推進してまいりたい。

令和六年十一月二十八日提出

質　問　第　三　三　号

いわゆる「ひのえうま」に関する質問主意書

提出者　櫻井　周

いわゆる「ひのえうま」に関する質問主意書

二〇二六年は十干十二支でいうところの「ひのえうま（丙午）」の年である。江戸時代には「ひのえうまの年に生まれた女性は気性が激しく夫を殺す」といった迷信が生まれ、「産み控え」の風潮が生まれたとされる。この迷信は、明治維新後の近代日本のみならず、第二次世界大戦後の日本社会にも受け継がれたとされている。統計上、一九六五年の出生数が百八十二万三千六百九十七人であったところ、直近の「ひのえうま」の年に当たる一九六六年は百三十六万九百七十四人であり、前年比四十六万人以上の減少となった。翌年の一九六七年の出生数は百九十三万五千六百四十七人、翌々年の一九六八年の出生数は百八十七万千八百三十九人であり、一九六六年のみ出生数が少ないのは「ひのえうま」の迷信が、国民の妊娠、出産の動向に何らかの形で影響したからであると巷間考えられている。二〇二四年の出生数について統計開始以来過去最低の七十万人割れとなることが確実視され、少子化対策は全社会的な課題となっていることに鑑み、以下質問する。

一　政府による二〇二六年の出生数の推計はどれほどか。

二　二〇二六年の出生数の推計には「ひのえうま」の影響を加味しているか。

三　二〇二六年に新生児が産まれる場合、その多くはその母親が二〇二五年中に妊娠をすることとなる。すなわち、二〇二六年の出生数への対策は二〇二五年に行わなければならないことを意味する。政府は二〇二五年中に「ひのえうま」に関する対策を講じる用意はあるか。あるとすればそれはどのようなものか。

四　一九六六年の出生数は大きく落ち込んだものの、一九六七年の出生数は一九六五年の出生数を上回り、いわゆる「Ｖ字回復」を見せたことから、一九六六年の「ひのえうま」の影響は一時的なものであったと考えられる。他方、この時期は高度経済成長期であったことが出生数の回復に大きく寄与したと考えられる。ひるがえって、低成長、人口減少にある現代、二〇二六年に「ひのえうま」の影響があり出生数が減少した場合、二〇二七年の出生数は「Ｖ字回復」をすることができると政府は考えるか。

五　少子化対策は全社会的な課題となっていることについて政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一六第三三号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出いわゆる「ひのえうま」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出いわゆる「ひのえうま」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「政府による二〇二六年の出生数の推計」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、国立社会保障・人口問題研究所が令和五年四月に公表した「日本の将来推計人口（令和五年推計）」の「日本人参考推計表二　出生、死亡及び自然増加の実数ならびに率（日本人人口）：出生中位（死亡中位）推計」によると、お尋ねの「二〇二六年の出生数の推計」は七十四万四千人となっている。

また、当該推計では、お尋ねの「「ひのえうま」の影響」は織り込んでいない。

三について

少子化対策については、「こども未来戦略」（令和五年十二月二十二日閣議決定）において、「一、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「二、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「三、共働き・共育ての推進」及び「四、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を「具体的な施策」とする「加速化プラン」として、御指摘の「二〇二五年中」を含む「今後三年間の集中取組期間において、できる限り前倒しして実施する」としているところ、現時点で、お尋ねの「「ひのえうま」に関する対策」であることを明示しているものはないが、今後とも少子化対策として必要な対策を検討してまいりたい。

四について

お尋ねについては仮定の御質問であることから、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、三についてで述べたとおり、少子化対策に着実に取り組んでまいりたい。

五について

御指摘の「全社会的な課題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、少子化対策については、「こども未来戦略」において、「急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第三位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。（中略）（一）構造的賃上げ等と併せて経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと、（二）社会全体の構造や意識を変えること、（三）全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること、の三つを基本理念として抜本的に政策を強化する」としているところである。

令和六年十一月二十八日提出

質　問　第　三　四　号

英利アルフィヤ外務大臣政務官の人権認識に関する質問主意書

提出者　島田　洋一

英利アルフィヤ外務大臣政務官の人権認識に関する質問主意書

英利アルフィヤ外務大臣政務官が十一月十日、世界中の人権団体に対し、国政政党である日本保守党との「全ての関係を断て（Cut all ties）」とする英語発信をX（旧ツイッター）上で行った。同政務官は、発信は政務官就任前のものであり問題なしとの趣旨の投稿をしているが、十一月二十八日現在も、「英利アルフィヤ（外務大臣政務官／衆議院議員）Arfiya Eri, MP」というアカウント名、肩書の下で、同発信が掲出され続けられている。

私、島田洋一は議員当選前、「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」と一体となって活動する「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」副会長として、拉致問題を含む北朝鮮の人権侵害について米国をはじめとする外国の人権団体と関係を築いてきた。今後は日本保守党の国会議員として、この連帯をさらに深め、深刻な人権問題の解決に向け活動していく所存であるが、それを阻止するような発信を日本の外務大臣政務官が行うことは極めて遺憾であり、拉致問題解決を妨害する行為とも言わざるを得ない。

同政務官が発信を撤回、削除し、その旨を英語および日本語で発信するのが適当と考えるが、この対処方に関し、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一六第三四号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出英利アルフィヤ外務大臣政務官の人権認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員島田洋一君提出英利アルフィヤ外務大臣政務官の人権認識に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、政治家個人としての見解に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

令和六年十一月二十九日提出

質　問　第　三　五　号

過年度の補助災害復旧事業への地方債充当率等に関する質問主意書

提出者　緑川　貴士

過年度の補助災害復旧事業への地方債充当率等に関する質問主意書

近年、梅雨前線や台風等による大雨は記録的な雨量となり、広範囲にわたる甚大な被害が毎年のように発生している。立て続けに被災している自治体では、補助災害復旧事業としての工事発注を災害発生年度（以下、現年度）中に完結できず、翌年度に発注がずれ込む事例が増えている。

一　当該自治体のうち、秋田県は令和六年七月、令和五年七月、令和四年八月と、度重なる大雨災害に見舞われた。政府は、補助災害復旧事業に対する令和六年度の地方債充当率を、「公共土木施設等」は現年度で百％、過年度で九十％、「農地・農林漁業施設」は現年度で九十％、過年度で八十％と定めているが、同県では一連の災害に対する復旧工事の量が膨大となっていることから、現年度中の工事発注では完結できず、翌年度も工事の発注が必要になってきている。やむを得ず工事発注がずれ込む場合、翌年度の発注であっても過年度として扱わず、現年度の災害復旧事業に相当する地方債充当率を適用する等、同等の措置を考慮するべきであると考えるが、政府の見解を求める。

二　一連の大雨災害の発生により、復旧事業に係る費用負担だけでなく、抜本的な治水対策等、防災・減災に要する費用負担も増大している。災害を受けて実施する治水対策を進めるためには一定の年数を要することから、時限措置と

なっている「緊急浚渫推進事業債」と「緊急自然災害防止対策事業債」の事業期間の延長が不可欠と考えるが、政府の見解を求める。

右質問する。

内閣衆質二一六第三五号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員緑川貴士君提出過年度の補助災害復旧事業への地方債充当率等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緑川貴士君提出過年度の補助災害復旧事業への地方債充当率等に関する質問に対する答弁書

一について

「やむを得ず工事発注がずれ込む場合、翌年度の発注であっても過年度として扱わず、現年度の災害復旧事業に相当する地方債充当率を適用する等、同等の措置を考慮するべき」とのお尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、災害が発生した日の属する年度（当該災害が一月一日から三月三十一日までの間に発生したものである場合には、当該災害が発生した日の属する年度の翌年度を含む。以下「災害発生年度」という。）においては、被災した地方公共団体において、財源措置を講ずる時間的余裕がないことを考慮し、御指摘の「補助災害復旧事業」に対する「地方債充当率」を高く設定する一方、災害発生年度の翌年度以降の年度においては、当該年度の予算編成において、災害復旧事業費の見通しが立ち、一定の財源措置を講じられると考えられることから、「補助災害復旧事業」に対する「地方債充当率」を比較的低く設定している。また、令和六年度地方債充当率（令和六年総務省告示第百三十六号）等において、「著しく異常かつ激甚な非常災害等により、財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして別に定める地方公共団体における当該災害に係る補助・直轄災害復旧事業の過年の充当率は、現年と同率とする」とし、「令和六年度地方債同意等基準運用要綱について」（令和六年四月一日付け総財地第四十六号、総財公第二十二号及び総財務第五十一号総務副大臣通知）等において、「過年の充当率を現年と同率とする著しく異常かつ激甚な非常災害等とは、既存の災害復旧制度の適用に加えて、特別の立法措置又は特別の予算措置等が広範に講じられるものであり、かつ、災害発生年の翌年度予算の編成時点において、災害復旧事業費の多くが確定できない状況にある災害をいうものである」としている。

二について

御指摘の「緊急浚渫推進事業債」の令和七年度以降の在り方及び「緊急自然災害防止対策事業債」の令和八年度以降の在り方については、地方公共団体のニーズ等を踏まえ、検討してまいりたい。

令和六年十一月二十九日提出

質　問　第　三　六　号

国際刑事裁判所非加盟国の政治家等に対する逮捕状の免責対象に関する質問主意書

提出者　松原　仁

国際刑事裁判所非加盟国の政治家等に対する逮捕状の免責対象に関する質問主意書

国際刑事裁判所（ＩＣＣ）は、本年十一月二十一日、イスラエル国のビンヤミン・ネタニヤフ首相及びヨアヴ・ガラント前国防大臣に対して、ガザ地区での戦闘に関連して、逮捕状を発付した。フランス共和国外務省は、同月二十七日の声明で、イスラエル国がＩＣＣに非加盟であることを理由に、ネタニヤフ首相及びガラント前国防大臣は免責の対象であるとする見解を発表した。また、昨年三月、ＩＣＣは、非加盟国であるロシア連邦のウラジーミル・プーチン大統領に対して、ウクライナにおける子どもの不法な連れ去りに関連して、逮捕状を発付している。

一　ＩＣＣ非加盟国の政治家に対するＩＣＣ発付の逮捕状について、一般的に容疑者は免責の対象か。日本政府の見解如何。

二　一に関連して、前述のネタニヤフ首相に対する逮捕状が失効していない時点で、ネタニヤフ首相が日本国に入国した場合、当該逮捕状を根拠として日本政府により身柄が拘束される可能性はあるか。また、イスラエル国がＩＣＣ非加盟国であることを理由に逮捕状の免責の対象となりうるか。日本政府の見解如何。

三　一に関連して、前述のプーチン大統領に対する逮捕状が失効していない時点で、プーチン大統領が日本国に入国した場合、当該逮捕状を根拠として日本政府により身柄が拘束される可能性はあるか。また、ロシア連邦がＩＣＣ非加盟国であることを理由に逮捕状の免責の対象となりうるか。日本政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一六第三六号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出国際刑事裁判所非加盟国の政治家等に対する逮捕状の免責対象に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出国際刑事裁判所非加盟国の政治家等に対する逮捕状の免責対象に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国際刑事裁判所に関するローマ規程（平成十九年条約第六号）第二十七条１では、「この規程は、公的資格に基づくいかなる区別もなく、すべての者についてひとしく適用する。特に、元首、政府の長、政府若しくは議会の一員、選出された代表又は政府職員としての公的資格は、いかなる場合にも個人をこの規程に基づく刑事責任から免れさせるものではなく、また、それ自体が減刑のための理由を構成するものでもない。」と規定されている。

二及び三について

お尋ねの「逮捕状の免責の対象」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮定の質問であり、お答えは差し控える。

令和六年度一般会計補正予算（第１号）

右

国会に提出する。

令和六年十二月九日

内閣総理大臣　石破　茂

令和７年５月13日　火曜日　発行　　官　報（号外国会会議録）

令和６年度一般会計補正予算

予算総則補正

第１条　既定の令和６年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	令和６年度成立予算額（千円）	補正額			改令和６年度予算額（千円）
		追加額（千円）	修正減少額（千円）	差引額（千円）	
歳入	112,571,688,422	13,943,643,452	△　358,148	13,943,285,304	126,514,973,726
歳出	112,571,688,422	15,573,555,727	△　1,630,270,423	13,943,285,304	126,514,973,726

第２条　「財政法」第14条の２の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定は、「乙号継続費補正」に掲げるとおりとする。

第３条　「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第４条　「財政法」第15条第１項の規定により令和６年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第５条　「財政法」第28条の規定により、「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「継続費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添付する。

第６条　令和６年度一般会計予算総則第６条第１項に定める「財政法」第４条第１項ただし書の規定により令和６年度において公債を発行することができる限度額「6,579,000,000千円」を「9,659,000,000千円」に改める。

２　令和６年度一般会計予算総則第６条第２項に定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第３条第１項の規定により令和６年度において公債を発行することができる限度額「28,870,000,000千円」を「32,480,000,000千円」に改める。

第７条　令和６年度一般会計予算総則第７条の公共事業費の範囲の表中、所管裁判所、組織裁判所及びそれに係る項の欄の後にそれぞれ「会計検査院」、「会計検査院」、「会計検査院施設費」の欄を加え、所管内閣の組織内閣官房及びそれに係る項の下段にそれぞれ「人事院」、「人事院（施設整備費に限る。）」を加え、所管内閣府、組織内閣本府に係る項の「内閣本府施設費」の次に「、独立行政法人国立公文書館施設整備費、地方創生地域産業基盤整備事業推進費」を加え、組織沖縄総合事務局及びそれに係る項の下段にそれぞれ「公正取引委員会」、「公正取引委員会施設費」を加え、組織警察庁に係る項の「交通警察費（都道府県警察施設整備費補助金」の次に「及び都道府県警察施設災害復旧費補助金」を、「警察活動基盤整備費（都道府県警察施設整備費補助金」の次に「及び都道府県警察施設災害復旧費補助金」を加え、組織警察庁の下段に「個人情報保護委員会」、「金融庁」を、組織警察庁に係る項の下段に「個人情報保護委員会施設費」、「金融庁施設費」を順次加え、組織こども家庭庁に係る項の「国立児童自立支援施設整備費」の前に「子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入（地域子ども・子育て支援施設整備事業年金特別会計へ繰入に限る。）、」を加え、所管財務省、組織国税庁に係る項の「国税庁施設費」の次に「、独立行政法人酒類総合研究所施設整備費」を加え、所管文部科学省、組織文部科学本省に係る項の「独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費」の前に「文部科学本省施設費、教育政策推進費（放送大学学園施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人教職員支援機構施設整備費、独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費、独立行政法人国立女性教育会館施設整備費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費、独立行政法人大学入試センター施設整備費、独立行政法人国立高等専門学校機構船舶建造費、」を、「私立学校振興費（」の次に「私立学校建物其他災害復旧費補助金及び」を、「国立大学法人施設整備費」の次に「、国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費」を、「国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費」の次に「、国立研究開発法人理化学研究所施設整備費」を、「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費」の次に「、国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費」を、「国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費」の次に「、国立研究開発法人海洋研究開発機構施設整備費」を、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費」の次に「、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費」を、「公立文教施設整備費」の次に「、独立行政法人日本学生支援機構施設整備費」を加え、組織スポーツ庁に係る項の「私立学校振興費」の次に「、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費」を加え、組織文化庁に係る項の「文化財保存事業費（国宝重要文化財等防災施設整備費補助金及び史跡等購入費補助金に限る。）」の前に「文化庁施設費、」を、「文化財保存施設整備費」の次に「、独立行政法人国立科学博物館施設整備費」を、「独立行政法人国立美術館施設整備費」の次に「、独立行政法人国立文化財機構施設整備費、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費」を加え、所管厚生労働省、組織厚生労働本省に係る項の「厚生労働本省施設費」の次に「、独立行政法人国立病院機構施設整備費、国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費」を、「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費」の次に「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費」を、「医療提供体制基盤整備費（医療施設等施設整備費補助金」の次に「、医療施設等災害復旧費補助金」を、「保健衛生施設整備費」の次に「、昭和館施設費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費」を、「介護保険制度運営推進費（」の次に「社会福祉施設等災害復旧費補助金及び」を加え、所管農林水産省、組織農林水産本省に係る項の「農林水産本省施設費」の次に「、新市場創出対策費（新市場創出対策整備費補助金に限る。）」を、「国産農産物生産基盤強化等対策費（」の次に「国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金、国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金、新基本計画実装・農業構造転換支援地方公共団体整備費補助金及び」を加え、組織水産庁に係る項の「船舶建造費」の前に「国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費、」を、「船舶建造費」の次に「、水産業振興対策費（水産業振興対策地方公共団体整備費補助金に限る。）」を、「漁港施設災害復旧事業費」の次に「、漁港施設災害復旧事業工事諸費」を加え、所管経済産業省、組織経済産業本省に係る項の「経済産業本省施設費」の次に「、独立行政法人日本貿易振興機構施設整備費、国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費、独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費」を加え、組織経済産業局及びそれに係る項の下段にそれぞれ「中小企業庁」、「中小企業政策推進費（中小企業特定施設等災害復旧費補助金に限る。）」を加え、所管国土交通省、組織国土交通本省に係る項の「海岸事業費」の次に「、独立行政法人航空大学校施設整備費」を、「社会資本整備円滑化地籍整備事業費」の次に「、独立行政法人海技教育機構施設整備費、独立行政法人海技教育機構船舶建造費」を、「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費」の次に「、独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費」を、「河川等災害復旧事業費」の次に「、水

資源開発施設災害復旧事業費」を加え、組織気象庁に係る項の「気象官署施設費」の次に「、海洋気象観測船建造費」を加え、組織海上保安庁に係る項の「船舶交通安全基盤整備事業工事諸費」の次に「、船舶交通安全基盤災害復旧事業費、船舶交通安全基盤災害復旧事業工事諸費」を加え、所管環境省、組織環境本省に係る項の「環境保健対策推進費（水俣病総合対策施設整備費補助金に限る。）」の次に「、環境調査研修所施設費」を、「廃棄物処理施設災害復旧事業費」の次に「、自然公園等施設災害復旧事業費」を加える。

第８条　令和６年度一般会計予算総則第10条第１項の復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲の表中

「

財　務　省	政府資産整理収入	国有財産処分収入	東日本大震災復興国有財産売払収入

」

を

「

財　務　省	政府資産整理収入 前年度剰余金受入	国有財産処分収入 前年度剰余金受入	東日本大震災復興国有財産売払収入 東日本大震災復興前年度剰余金受入 （「財政法」第６条の純剰余金の受入に限る。）

」

に、

「

農林水産省	雑　収　入	諸　収　入	東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金

」

を

「

農林水産省	雑　収　入	納　付　金 諸　収　入	東日本大震災復興雑納付金 東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金

」

に改める。

第９条　令和６年度一般会計予算総則第11条の見出し中「防衛力整備計画対象経費の財源」の次に「又は防衛力強化資金への繰入れの財源」を加え、同条中「防衛力整備計画対象経費の財源」の次に「又は防衛力強化資金への繰入れの財源」を加え、同条の表中

「

財　務　省	雑　収　入	諸　収　入	防衛力強化特別会計受入金

」

を

「

財　務　省	雑　収　入 前年度剰余金受入	諸　収　入 前年度剰余金受入	防衛力強化特別会計受入金 防衛力強化前年度剰余金受入

」

に、

「

厚生労働省	雑　収　入	諸　収　入	防衛力強化特別会計受入金

」

を

「

厚生労働省	雑　収　入	諸　収　入	防衛力強化特別会計受入金 防衛力強化弁償及返納金

」

に改める。

第10条　令和６年度一般会計予算総則第13条第１項の債務保証契約の限度額の表中

「

5　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構エネルギー・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額1,993,900,000千円並びにその利息に相当する金額

」

を

「

5　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構エネルギー・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額2,061,400,000千円並びにその利息に相当する金額

」

に、

「

26　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第３条第１項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「都市再生特別措置法」第125条第２項	額面総額及び元本金額の合計額60,000,000千円並びにその利息に相当する金額

」

を

「

26　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第３条第１項の規定により指定された民間都市開発推進機構		

民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「都市再生特別措置法」第125条第２項	額面総額及び元本金額の合計額80,000,000千円並びにその利息に相当する金額

」

に、

「

27　「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第４条第１項の規定により指定された法人社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第８条第１項	額面総額23,500,000千円及びその利息に相当する金額

」

を

「

27　「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第４条第１項の規定により指定された法人社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第８条第１項	額面総額29,200,000千円及びその利息に相当する金額

」

に改める。

第11条　令和６年度一般会計予算総則第15条の予算の移替えの表中、所管内閣府、組織内閣本府に係る項の「沖縄振興交付金事業推進費」の前に「物価高騰対応地方創生推進費、地方創生地域産業基盤整備事業推進費、」を加える。

甲号　歳入歳出予算補正

歳　　入

主管	部	款	項	補正額 追加額（千円）	補正額 修正減少額（千円）	補正額 差引額（千円）
内閣府	雑収入			31,668,043	0	31,668,043
		納付金		16,915	0	16,915
			雑納付金	16,915	0	16,915
		諸収入		31,651,128	0	31,651,128
			弁償及返納金	31,651,128	0	31,651,128
総務省	雑収入			566,514	△ 145,183	421,331
		納付金		566,514	△ 145,183	421,331
			雑納付金	566,514	△ 145,183	421,331
財務省	租税及印紙収入			3,827,000,000	0	3,827,000,000
		租税		3,827,000,000	0	3,827,000,000
			所得税	2,204,000,000	0	2,204,000,000
			法人税	1,008,000,000	0	1,008,000,000
			相続税	95,000,000	0	95,000,000
			消費税	520,000,000	0	520,000,000
	政府資産整理収入			18,287,596	0	18,287,596
		国有財産処分収入		500,839	0	500,839

			東日本大震災復興国有財産売払収入	500,839	0	500,839
		回収金等収入		17,786,757	0	17,786,757
			政府出資回収金収入	17,786,757	0	17,786,757
	雑収入			5,527,441	△ 36,502	5,490,939
		国有財産利用収入		4,081,690	0	4,081,690
			配当金収入	4,081,690	0	4,081,690
		納付金		1,445,751	△ 36,502	1,409,249
			雑納付金	1,445,751	△ 36,502	1,409,249
	公債金			6,690,000,000	0	6,690,000,000
		公債金		6,690,000,000	0	6,690,000,000
			公債金	3,080,000,000	0	3,080,000,000
			特例公債金	3,610,000,000	0	3,610,000,000
	前年度剰余金受入			1,559,490,450	0	1,559,490,450
		前年度剰余金受入		1,559,490,450	0	1,559,490,450
			前年度剰余金受入	1,093,761,763	0	1,093,761,763
			東日本大震災復興前年度剰余金受入	10,409,630	0	10,409,630
			防衛力強化前年度剰余金受入	422,314,357	0	422,314,357
			脱炭素成長型経済構造移行推進前年度剰余金受入	33,004,700	0	33,004,700
			計	12,100,305,487	△ 36,502	12,100,268,985
文部科学省	雑収入			6,124,203	△ 64,687	6,059,516
		納付金		3,252,247	△ 64,687	3,187,560
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	2,288,473	0	2,288,473
			雑納付金	963,774	△ 64,687	899,087
		諸収入		2,871,956	0	2,871,956
			弁償及返納金	2,871,956	0	2,871,956
厚生労働省	雑収入			238,740,430	0	238,740,430
		納付金		20,909,020	0	20,909,020
			雑納付金	20,909,020	0	20,909,020
		諸収入		217,831,410	0	217,831,410
			防衛力強化特別会計受入金	20,086,732	0	20,086,732
			弁償及返納金	34,469,675	0	34,469,675

			防衛力強化弁償及返納金	163,275,003	0	163,275,003
農林水産省	雑収入			19,820,135	△ 92,799	19,727,336
		納付金		3,864,951	△ 92,799	3,772,152
			雑納付金	3,864,894	△ 92,799	3,772,095
			東日本大震災復興雑納付金	57	0	57
		諸収入		15,955,184	0	15,955,184
			公共事業費負担金	14,363,267	0	14,363,267
			弁償及返納金	1,591,917	0	1,591,917
経済産業省	雑収入			1,307,243,171	0	1,307,243,171
		納付金		96,709,171	0	96,709,171
			雑納付金	96,709,171	0	96,709,171
		諸収入		1,210,534,000	0	1,210,534,000
			弁償及返納金	1,210,336,255	0	1,210,336,255
			脱炭素成長型経済構造移行推進弁償及返納金	197,745	0	197,745
国土交通省	雑収入			236,570,014	△ 18,977	236,551,037
		納付金		22,804,774	0	22,804,774
			雑納付金	22,804,774	0	22,804,774
		諸収入		213,765,240	△ 18,977	213,746,263
			公共事業費負担金	200,212,240	△ 18,977	200,193,263
			受託調査試験及役務収入	4,230,129	0	4,230,129
			弁償及返納金	7,660,000	0	7,660,000
			附帯工事費負担金	1,662,871	0	1,662,871
環境省	雑収入			2,531,638	0	2,531,638
		納付金		2,531,522	0	2,531,522
			雑納付金	2,531,522	0	2,531,522
		諸収入		116	0	116
			脱炭素成長型経済構造移行推進弁償及返納金	116	0	116
防衛省	雑収入			73,817	0	73,817
		納付金		73,817	0	73,817
			雑納付金	73,817	0	73,817
歳入補正額総計				13,943,643,452	△ 358,148	13,943,285,304

歳　　出

所管	組織	項	補正額 追加額(千円)	補正額 修正減少額(千円)	補正額 差引額(千円)
皇室費		宮廷費	254,004	0	254,004
国会	衆議院	衆議院	408,331	△ 10,044	398,287
		衆議院施設費	438,072	0	438,072
		計	846,403	△ 10,044	836,359
	参議院	参議院	468,849	△ 214,338	254,511
		参議院施設費	176,220	0	176,220
		計	645,069	△ 214,338	430,731
	国立国会図書館	国立国会図書館	3,163,171	△ 104,875	3,058,296
		国立国会図書館施設費	482,511	0	482,511
		計	3,645,682	△ 104,875	3,540,807
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	895	△ 2,542	△ 1,647
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	0	△ 5,765	△ 5,765
	国会所管補正額合計		5,138,049	△ 337,564	4,800,485
裁判所	裁判所	最高裁判所	3,025,305	△ 392,927	2,632,378
		下級裁判所	6,404,786	△ 61,632	6,343,154
		検察審査費	804	0	804
		裁判費	12,968,651	0	12,968,651
		裁判所施設費	1,525,382	0	1,525,382
		計	23,924,928	△ 454,559	23,470,369
会計検査院	会計検査院	会計検査院	97,572	△ 343,552	△ 245,980
		会計検査院施設費	314,468	0	314,468
		計	412,040	△ 343,552	68,488
内閣	内閣官房	内閣官房共通費	36,456,275	△ 339,415	36,116,860
		内閣官房施設費	722,354	0	722,354
		情報収集衛星業務費	32,500,000	△ 1,464	32,498,536
		計	69,678,629	△ 340,879	69,337,750
	内閣法制局	内閣法制局	0	△ 18,060	△ 18,060
	人事院	人事院	1,885,815	△ 56,900	1,828,915
	内閣所管補正額合計		71,564,444	△ 415,839	71,148,605
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	172,587	△ 96,985	75,602
		内閣本府施設費	883,447	0	883,447
		公文書等管理政策費	661,162	0	661,162

		独立行政法人国立公文書館施設整備費	181,528		0	181,528
		政府広報費	3,255,312	△	3,692	3,251,620
		アイヌ政策推進費	250,000		0	250,000
		経済財政政策費	349,412	△	1,087	348,325
		地方創生支援費	45,720,894	△	9,851	45,711,043
		物価高騰対応地方創生推進費	1,735,142,370		0	1,735,142,370
		地方創生地域産業基盤整備事業推進費	9,000,000		0	9,000,000
		地域経済活性化支援費	3,100,000		0	3,100,000
		防災政策費	32,365,437	△	120	32,365,317
		原子力災害対策費	2,684,227		0	2,684,227
		電源開発促進税財源原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	1,399,499		0	1,399,499
		沖縄政策費	4,005,745	△	1,819	4,003,926
		沖縄振興交付金事業推進費	6,238,869		0	6,238,869
		沖縄教育振興事業費	1,320,625		0	1,320,625
		沖縄開発事業費	15,453,495		0	15,453,495
		共生社会政策費	108,937		0	108,937
		孤独・孤立対策推進費	3,050,000		0	3,050,000
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	17,212,105	△	2,281	17,209,824
		重要土地等調査費	526,455		0	526,455
		経済安全保障確保推進費	1,242,834	△	4,592	1,238,242
		工業所有権事務費特許特別会計へ繰入	10,000		0	10,000
		男女共同参画社会形成促進費	1,515,428		0	1,515,428
		食品安全政策費	39,933	△	18	39,915
		公益法人制度適正運営推進費	42,189		0	42,189
		経済社会総合研究所	8,229	△	38,397	△ 30,168
		計	1,885,940,719	△	158,842	1,885,781,877
	地方創生推進事務局	地方創生推進事務局	870,560	△	12,704	857,856
		地方創生推進費	51,200,000		0	51,200,000
		計	52,070,560	△	12,704	52,057,856
	知的財産戦略推進事務局	知的財産戦略推進事務局	437,544	△	1,124	436,420
	科学技術・イノベーション推進事務局	科学技術・イノベーション推進事務局	1,101,587	△	3,535	1,098,052
		科学技術イノベーション創造推進費	21,743,878		0	21,743,878
		計	22,845,465	△	3,535	22,841,930

	健康・医療戦略推進事務局	健康・医療戦略推進事務局	3,550	△	7,652	△	4,102
	宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発戦略推進事務局	13,693,395	△	19,753		13,673,642
		宇宙開発利用推進費	4,999,500		0		4,999,500
		計	18,692,895	△	19,753		18,673,142
	北方対策本部	北方対策本部	3,754	△	5,562	△	1,808
	総合海洋政策推進事務局	総合海洋政策推進事務局	303	△	7,852	△	7,549
		海洋開発等重点戦略推進費	678,914		0		678,914
		有人国境離島政策推進費	535,697		0		535,697
		計	1,214,914	△	7,852		1,207,062
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	79,745	△	11,018		68,727
	日本学術会議	日本学術会議	15,151	△	10,773		4,378
	官民人材交流センター	官民人材交流センター	235	△	9,495	△	9,260
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	33,025	△	16,433		16,592
		沖縄治水事業工事諸費	750	△	12,476	△	11,726
		沖縄道路整備事業工事諸費	12,352	△	21,737	△	9,385
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	11,534	△	53,849	△	42,315
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	476	△	338		138
		沖縄国営公園事業工事諸費	22,580	△	3,337		19,243
		沖縄農業農村整備事業工事諸費	2,046	△	9,662	△	7,616
		沖縄水産基盤整備事業調査諸費	0	△	7	△	7
		沖縄災害復旧事業工事諸費	1,688		0		1,688
		計	84,451	△	117,839	△	33,388
	宮内庁	宮内庁	268,646	△	71,162		197,484
	公正取引委員会	公正取引委員会	294,450	△	389,332	△	94,882
		公正取引委員会施設費	1,310,408		0		1,310,408
		計	1,604,858	△	389,332		1,215,526
	警察庁	警察庁共通費	2,750,752	△	109,124		2,641,628
		警察庁施設費	4,119,381	△	1,809		4,117,572
		生活安全警察費	95,062		0		95,062
		刑事警察費	24,988		0		24,988
		交通警察費	267,074		0		267,074
		警備警察費	363,244		0		363,244
		皇宮警察本部	449,632	△	22,338		427,294
		サイバー警察費	226,004		0		226,004
		警察情報通信基盤費	4,717,734	△	21,413		4,696,321

		科学警察研究所	190,201	△ 2,902		187,299
		警察活動基盤整備費	22,367,606	0		22,367,606
		計	35,571,678	△ 157,586		35,414,092
	個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	73,094	△ 35,129		37,965
		個人情報保護委員会施設費	151,668	0		151,668
		計	224,762	△ 35,129		189,633
	カジノ管理委員会	カジノ管理委員会	2,676	△ 183,524	△	180,848
	金融庁	金融庁共通費	385,546	△ 177,311		208,235
		金融庁施設費	932,666	0		932,666
		金融政策費	1,390,198	0		1,390,198
		計	2,708,410	△ 177,311		2,531,099
	消費者庁	消費者庁共通費	0	△ 63,381	△	63,381
		消費者政策費	2,078,104	△ 176		2,077,928
		独立行政法人国民生活センター運営費	396,515	0		396,515
		計	2,474,619	△ 63,557		2,411,062
	こども家庭庁	こども家庭庁共通費	187,238	△ 28,742		158,496
		母子保健衛生対策費	92,908,198	0		92,908,198
		保育対策費	9,270,042	0		9,270,042
		子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	94,258,156	△ 53,681,339		40,576,817
		児童虐待防止等対策費	19,549,200	0		19,549,200
		国立児童自立支援施設	1,534	△ 72,925	△	71,391
		国立児童自立支援施設整備費	67,128	0		67,128
		母子家庭等対策費	2,369,000	0		2,369,000
		障害児支援等対策費	596,099	0		596,099
		こども政策推進費	13,141,286	0		13,141,286
		児童福祉施設等整備費	100,340,154	0		100,340,154
		計	332,688,035	△ 53,783,006		278,905,029
	内閣府所管補正額合計		2,356,932,667	△ 55,226,756		2,301,705,911
デジタル庁	デジタル庁	デジタル庁共通費	359,003	△ 407,875	△	48,872
		デジタル社会形成推進費	3,993,231	0		3,993,231
		情報通信技術調達等適正・効率化推進費	207,553,378	△ 2,141,074		205,412,304
		計	211,905,612	△ 2,548,949		209,356,663
総務省	総務本省	総務本省共通費	1,036,691	△ 570,345		466,346
		行政管理実施費	40,350	0		40,350
		行政評価等実施費	134,270	0		134,270

		地方行政制度整備費	1,343,667		0	1,343,667
		地域振興費	2,900,537		0	2,900,537
		地方交付税交付金	1,832,442,702		0	1,832,442,702
		地方特例交付金	1,234,252		0	1,234,252
		選挙制度等整備費	26,773		0	26,773
		電子政府・電子自治体推進費	143,590,358		0	143,590,358
		情報通信技術研究開発推進費	86,125,215		0	86,125,215
		国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	11,899,514		0	11,899,514
		情報通信技術高度利活用推進費	15,294,099		0	15,294,099
		情報通信技術利用環境整備費	16,684,949		0	16,684,949
		電波利用料財源電波監視等実施費	9,764,499	△	15,857	9,748,642
		情報通信国際戦略推進費	6,300,000		0	6,300,000
		郵政行政推進費	60,341	△	29,787	30,554
		一般戦災死没者追悼等事業費	73,067		0	73,067
		恩給費	0	△	80,570	△ 80,570
		統計調査費	30,441,445	△	1,613	30,439,832
		独立行政法人統計センター運営費	100,701		0	100,701
		計	2,159,493,430	△	698,172	2,158,795,258
	管区行政評価局	管区行政評価局共通費	108,753	△	115,612	△ 6,859
	総合通信局	総合通信局共通費	75,246	△	945	74,301
		電波利用料財源電波監視等実施費	1,210	△	7,575	△ 6,365
		計	76,456	△	8,520	67,936
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	618	△	7,556	△ 6,938
	消防庁	消防庁共通費	24,979	△	61,013	△ 36,034
		消防庁施設費	23,762		0	23,762
		消防防災体制等整備費	9,394,971		0	9,394,971
		計	9,443,712	△	61,013	9,382,699
	総務省所管補正額合計		2,169,122,969	△	890,873	2,168,232,096
法務省	法務本省	法務本省共通費	1,911,990	△	1,293,062	618,928
		基本法制整備費	31,574		0	31,574
		司法制度改革推進費	2,361,357		0	2,361,357
		日本司法支援センター運営費	1,005,748		0	1,005,748
		矯正企画調整費	0	△	997	△ 997
		更生保護企画調整推進費	474,530		0	474,530

		法務省施設費	19,256,292	0	19,256,292	
		法務行政情報化推進費	53,682	0	53,682	
		計	25,095,173	△ 1,294,059	23,801,114	
	法務総合研究所	法務総合研究所共通費	153,423	0	153,423	
	検察庁	検察官署共通費	683,157	△ 382,126	301,031	
		検察費	635,721	0	635,721	
		検察運営費	235,648	0	235,648	
		計	1,554,526	△ 382,126	1,172,400	
	矯正官署	矯正官署共通費	4,265,818	△ 199,984	4,065,834	
		矯正管理業務費	2,120,056	0	2,120,056	
		矯正収容費	4,016,034	0	4,016,034	
		矯正施設民間開放推進費	0	△ 206,546	△ 206,546	
		計	10,401,908	△ 406,530	9,995,378	
	更生保護官署	更生保護官署共通費	136,596	0	136,596	
		更生保護活動費	330,607	△ 2,658	327,949	
		計	467,203	△ 2,658	464,545	
	法務局	法務局共通費	1,496,887	0	1,496,887	
		登記事務処理費	955,483	0	955,483	
		国籍等事務処理費	21,334,588	0	21,334,588	
		人権擁護活動費	54,056	0	54,056	
		計	23,841,014	0	23,841,014	
	出入国在留管理庁	出入国在留管理庁共通費	3,067,881	0	3,067,881	
		出入国管理企画調整推進費	1,588,297	△ 23,540	1,564,757	
		出入国管理業務費	1,963,499	△ 3,133	1,960,366	
		計	6,619,677	△ 26,673	6,593,004	
	公安審査委員会	公安審査委員会	707	△ 2,610	△ 1,903	
	公安調査庁	公安調査庁共通費	528,744	△ 5,272	523,472	
		破壊的団体等調査費	610,395	0	610,395	
		計	1,139,139	△ 5,272	1,133,867	
	法務省所管	補正額合計	69,272,770	△ 2,119,928	67,152,842	
外務省	外務本省	外務本省共通費	5,858,317	△ 153,404	5,704,913	
		外務本省施設費	679,268	0	679,268	
		地域別外交費	12,439,825	0	12,439,825	
		分野別外交費	37,284,997	0	37,284,997	
		広報文化交流及報道対策費	1,456,415	0	1,456,415	
		独立行政法人国際交流基金運営費	1,342,450	0	1,342,450	
		領事政策費	3,114,224	0	3,114,224	

		経済協力費	115,571,955	0	115,571,955	
		独立行政法人国際協力機構運営費	19,728,323	0	19,728,323	
		独立行政法人国際協力機構施設整備費	1,121,988	0	1,121,988	
		計	198,597,762	△ 153,404	198,444,358	
	在外公館	在外公館共通費	638,358	△ 858,345	△ 219,987	
		在外公館施設費	8,442,403	0	8,442,403	
		地域別外交費	30,024	0	30,024	
		分野別外交費	86,466	0	86,466	
		領事政策費	256,925	0	256,925	
		計	9,454,176	△ 858,345	8,595,831	
	外務省所管補正額合計		208,051,938	△ 1,011,749	207,040,189	
財務省	財務本省	財務本省共通費	27,165,532	△ 785,323	26,380,209	
		財務本省施設費	158,263	0	158,263	
		財政健全化推進費	0	△ 35	△ 35	
		税制企画立案費	0	△ 1,646	△ 1,646	
		資産債務管理費	0	△ 4,166	△ 4,166	
		国債費	425,891,061	△ 1,526,767,428	△ 1,100,876,367	
		貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	593,842	0	593,842	
		貨幣回収準備資金へ繰入	78,602,661	0	78,602,661	
		関税制度等企画立案費	266,639	△ 2,042	264,597	
		経済協力費	56,605,100	△ 80,682	56,524,418	
		政策金融費	0	△ 2,731	△ 2,731	
		国家公務員共済組合連合会等助成費	0	△ 34,781	△ 34,781	
		復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	10,910,526	0	10,910,526	
		防衛力強化資金へ繰入	109,609,560	0	109,609,560	
		計	709,803,184	△ 1,527,678,834	△ 817,875,650	
	財務局	財務局共通費	633,099	△ 97,170	535,929	
		財務局業務費	1,358,910	△ 10,550	1,348,360	
		計	1,992,009	△ 107,720	1,884,289	
	税関	税関共通費	2,533,043	△ 74,703	2,458,340	
		税関施設費	1,035,766	0	1,035,766	
		税関業務費	3,163,885	△ 20,056	3,143,829	
		船舶建造費	179,110	0	179,110	
		計	6,911,804	△ 94,759	6,817,045	

	国税庁	国税庁共通費	28,300,558	0	28,300,558	
		国税庁施設費	1,174,937	0	1,174,937	
		税務業務費	5,415,301	0	5,415,301	
		国税不服審判所	180,260	0	180,260	
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	54,687	0	54,687	
		独立行政法人酒類総合研究所施設整備費	133,397	0	133,397	
		計	35,259,140	0	35,259,140	
	財務省所管補正額合計		753,966,137	△ 1,527,881,313	△ 773,915,176	
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費	739,755	△ 33,692	706,063	
		文部科学本省施設費	895,490	0	895,490	
		教育政策推進費	4,010,063	0	4,010,063	
		独立行政法人教職員支援機構施設整備費	156,790	0	156,790	
		独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費	1,266,761	0	1,266,761	
		独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	100,724	0	100,724	
		初等中等教育振興費	37,944,669	0	37,944,669	
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費	45,980	0	45,980	
		義務教育費国庫負担金	63,325,771	0	63,325,771	
		高等教育振興費	23,789,727	0	23,789,727	
		独立行政法人大学入試センター施設整備費	209,567	0	209,567	
		独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	21,412	0	21,412	
		独立行政法人国立高等専門学校機構船舶建造費	5,524,768	0	5,524,768	
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	8,154,005	0	8,154,005	
		育英事業費	2,516,600	△ 4,070	2,512,530	
		私立学校振興費	15,820,397	0	15,820,397	
		科学技術・学術政策推進費	338,281	△ 1,637	336,644	
		研究振興費	41,364,906	0	41,364,906	
		国立大学法人施設整備費	65,839,263	0	65,839,263	
		国立大学法人運営費	9,265,769	0	9,265,769	
		研究開発推進費	250,816,190	△ 30,835	250,785,355	
		国立研究開発法人物質・材料研究機構運営費	232,500	0	232,500	

		国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費	2,199,000		0		2,199,000	
		国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費	1,620,324		0		1,620,324	
		国立研究開発法人理化学研究所運営費	970,000		0		970,000	
		国立研究開発法人理化学研究所施設整備費	11,090,000		0		11,090,000	
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	409,300		0		409,300	
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	7,326,499		0		7,326,499	
		国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費	3,652,802		0		3,652,802	
		南極地域観測事業費	0	△	1,653	△	1,653	
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	26,238,976		0		26,238,976	
		国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	534,000		0		534,000	
		国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	5,229,691		0		5,229,691	
		国立研究開発法人海洋研究開発機構施設整備費	237,000		0		237,000	
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	10,954,571		0		10,954,571	
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	2,753,597		0		2,753,597	
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	987,563		0		987,563	
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	750,851		0		750,851	
		公立文教施設整備費	227,752,603		0		227,752,603	
		文化振興費	0	△	10,500	△	10,500	
		国際交流・協力推進費	386,721	△	100,610		286,111	
		独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	508,457		0		508,457	
		計	835,981,343	△	182,997		835,798,346	
	文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	1,014,998	△	6,758		1,008,240	
		科学技術・学術政策研究所	5,001	△	19,470	△	14,469	
		日本学士院	0	△	34,559	△	34,559	
		計	1,019,999	△	60,787		959,212	

	スポーツ庁	スポーツ庁共通費	16	△	20,261	△	20,245
		スポーツ振興費	4,024,461		0		4,024,461
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	1,971,303		0		1,971,303
		計	5,995,780	△	20,261		5,975,519
	文化庁	文化庁共通費	0	△	53,676	△	53,676
		文化庁施設費	96,349		0		96,349
		文化振興費	10,517,687		0		10,517,687
		文化財保存事業費	23,703,135	△	22,000		23,681,135
		文化振興基盤整備費	6,283	△	271		6,012
		日本芸術院	2,323	△	24,043	△	21,720
		独立行政法人国立科学博物館施設整備費	583,742		0		583,742
		独立行政法人国立美術館施設整備費	506,643		0		506,643
		独立行政法人国立文化財機構施設整備費	529,540		0		529,540
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	503,285		0		503,285
		独立行政法人日本芸術文化振興会出資	20,000,000		0		20,000,000
		計	56,448,987	△	99,990		56,348,997
	文部科学省所管補正額合計		899,446,109	△	364,035		899,082,074
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	2,311,259	△	875,252		1,436,007
		医療提供体制確保対策費	142,575,759		0		142,575,759
		医療従事者等確保対策費	69,595		0		69,595
		医療情報化等推進費	67,790,154		0		67,790,154
		医療安全確保推進費	109,584		0		109,584
		独立行政法人国立病院機構施設整備費	6,475,812		0		6,475,812
		国立研究開発法人国立がん研究センター運営費	500,000		0		500,000
		国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費	284,181		0		284,181
		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費	133,900		0		133,900
		国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費	3,738,761		0		3,738,761
		国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	588,520		0		588,520
		感染症対策費	72,072,186		0		72,072,186

		特定疾患等対策費	149,350	△	965		148,385	
		ハンセン病資料館施設費	474,591		0		474,591	
		移植医療推進費	984,444		0		984,444	
		医薬品承認審査等推進費	174,895		0		174,895	
		医薬品安全対策等推進費	79,528		0		79,528	
		医薬品適正使用推進費	426,044		0		426,044	
		血液製剤対策費	1,324,200		0		1,324,200	
		医療技術実用化等推進費	20,488,803		0		20,488,803	
		医療提供体制基盤整備費	41,174,598		0		41,174,598	
		医療保険給付諸費	43,790,128	△	5,355,443		38,434,685	
		健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	3,498,992		0		3,498,992	
		医療費適正化推進費	40,000		0		40,000	
		地域保健対策費	38,285		0		38,285	
		健康増進対策費	5,073,274	△	155		5,073,119	
		健康危機管理推進費	11,725	△	4,758		6,967	
		食品等安全確保対策費	314,531		0		314,531	
		生活衛生対策費	617,581		0		617,581	
		中小企業最低賃金引上げ支援対策費	29,738,972		0		29,738,972	
		特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給諸費	34,402,844	△	4,296		34,398,548	
		男女均等雇用対策費	92,816		0		92,816	
		高齢者等雇用安定・促進費	948,442		0		948,442	
		若年者等職業能力開発支援費	41,320		0		41,320	
		生活保護等対策費	32,011,362	△	4,432,782		27,578,580	
		自殺対策費	2,033,628		0		2,033,628	
		社会福祉諸費	7,399,970		0		7,399,970	
		遺族及留守家族等援護費	28,908	△	71,371	△	42,463	
		戦没者慰霊事業費	234,047		0		234,047	
		中国残留邦人等支援事業費	11,765		0		11,765	
		昭和館施設費	557,367		0		557,367	
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	112,796		0		112,796	
		社会福祉施設整備費	12,308,894		0		12,308,894	
		独立行政法人福祉医療機構運営費	1,660,779		0		1,660,779	
		障害保健福祉費	73,956,238		0		73,956,238	

		公的年金制度等運営諸費	3,048		0	3,048
		介護保険制度運営推進費	138,577,484	△	4,027,527	134,549,957
		業務取扱費年金特別会計へ繰入	421,124		0	421,124
		国際機関活動推進費	36,619,476		0	36,619,476
		厚生労働調査研究等推進費	11,431,595	△	100	11,431,495
		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費	1,292,251		0	1,292,251
		社会保障・税番号活用推進費	4,497,074		0	4,497,074
		計	803,692,880	△	14,772,649	788,920,231
	検疫所	検疫所共通費	130,806	△	336,179	△ 205,373
		検疫所施設費	92,919		0	92,919
		検疫業務等実施費	622,136		0	622,136
		輸入食品検査業務実施費	774,326		0	774,326
		計	1,620,187	△	336,179	1,284,008
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	606,358	△	353,731	252,627
		国立ハンセン病療養所施設費	1,798,399		0	1,798,399
		国立ハンセン病療養所運営費	261,300		0	261,300
		計	2,666,057	△	353,731	2,312,326
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	996,058	△	573,855	422,203
		厚生労働本省試験研究所施設費	260,619		0	260,619
		厚生労働本省試験研究所試験研究費	0	△	4,748	△ 4,748
		計	1,256,677	△	578,603	678,074
	国立障害者リハビリテーションセンター	国立障害者リハビリテーションセンター共通費	67,281	△	32,757	34,524
		国立障害者リハビリテーションセンター施設費	283,125		0	283,125
		国立障害者リハビリテーションセンター運営費	194,694	△	4,311	190,383
		計	545,100	△	37,068	508,032
	地方厚生局	地方厚生局共通費	280,835	△	71,691	209,144
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	2,938,170	△	432,593	2,505,577
		都道府県労働局施設費	51,940		0	51,940
		労働条件確保・改善対策費	0	△	14	△ 14
		若年者等職業能力開発支援費	201,175		0	201,175
		計	3,191,285	△	432,607	2,758,678

	中央労働委員会	中央労働委員会共通費	41,376	△	30,281		11,095
	厚生労働省所管補正額合計		813,294,397	△	16,612,809		796,681,588
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	2,625,772	△	519,308		2,106,464
		農林水産本省施設費	242,000		0		242,000
		新市場創出対策費	8,803,509		0		8,803,509
		農林水産物・食品輸出促進対策費	17,156,450		0		17,156,450
		消費者・食農連携深化対策費	593,269		0		593,269
		食品の安全・消費者の信頼確保対策費	19,844		0		19,844
		食料安全保障確立対策費	10,723,430	△	847,693		9,875,737
		食料安全保障確立対策費食料安定供給特別会計へ繰入	20,000,000		0		20,000,000
		担い手育成・確保等対策費	29,065,463	△	1,820		29,063,643
		共済掛金国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	0	△	15,323	△	15,323
		農地集積・集約化等対策費	8,080,000		0		8,080,000
		海岸事業費	1,399,575		0		1,399,575
		国産農産物生産基盤強化等対策費	238,342,809		0		238,342,809
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費	1,266,629		0		1,266,629
		農業・食品産業強化対策費	5,729,000		0		5,729,000
		農林水産政策研究所	0	△	55,491	△	55,491
		農林水産業環境政策推進費	3,827,673		0		3,827,673
		農業農村整備事業費	146,265,000		0		146,265,000
		農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	0	△	42,604	△	42,604
		農山漁村活性化対策費	6,625,000		0		6,625,000
		農林水産統計調査費	152,130		0		152,130
		風水害等対策費	1,145,010		0		1,145,010
		農業農村整備事業調査諸費	0	△	3,156	△	3,156
		農業施設災害復旧事業費	27,254,496		0		27,254,496
		農業施設災害関連事業費	1,096,188		0		1,096,188
		計	530,413,247	△	1,485,395		528,927,852
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	652,345	△	57,746		594,599
		農林水産本省検査指導所施設費	316,403		0		316,403
		計	968,748	△	57,746		911,002

	農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	9,517	△	8,991		526
		農林水産業イノベーション創出・技術開発推進費	2,000,000		0		2,000,000
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	4,545,764		0		4,545,764
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	1,813,329		0		1,813,329
		計	8,368,610	△	8,991		8,359,619
	地方農政局	地方農政局	0	△	1,275,218	△	1,275,218
		海岸事業工事諸費	0	△	15,769	△	15,769
		農業農村整備事業工事諸費	39,219	△	214,591	△	175,372
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	31,316		0		31,316
		計	70,535	△	1,505,578	△	1,435,043
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	62,221	△	37,892		24,329
	林野庁	林野庁共通費	441,245	△	232,157		209,088
		国立研究開発法人森林研究・整備機構運営費	391,000		0		391,000
		国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費	1,069,000		0		1,069,000
		森林整備・保全費	822,900		0		822,900
		治山事業費	26,752,000		0		26,752,000
		森林整備事業費	44,813,946		0		44,813,946
		借入金利子国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	0	△	574,594	△	574,594
		林業振興対策費	552,000		0		552,000
		森林整備・林業等振興対策費	20,775,058		0		20,775,058
		治山事業工事諸費	31,974		0		31,974
		森林整備事業工事諸費	48,835	△	44,832		4,003
		山林施設災害復旧事業費	21,365,723		0		21,365,723
		山林施設災害関連事業費	14,922,583		0		14,922,583
		山林施設災害復旧事業等工事諸費	48,694		0		48,694
		計	132,034,958	△	851,583		131,183,375
	水産庁	水産庁共通費	293,982	△	15,662		278,320
		食料安全保障確立対策費	120,000		0		120,000
		国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	100,000		0		100,000
		国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費	512,025		0		512,025

		水産資源管理対策費	1,372,316		0	1,372,316
		船舶建造費	2,035,456		0	2,035,456
		水産業振興対策費	83,581,917	△	126,661	83,455,256
		保険料国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	0	△	3,090	△ 3,090
		漁村活性化対策費	3,659,545		0	3,659,545
		海岸事業費	1,105,650		0	1,105,650
		水産業強化対策費	400,000		0	400,000
		水産基盤整備費	13,285,000		0	13,285,000
		漁港施設災害復旧事業費	6,142,827		0	6,142,827
		漁港施設災害復旧事業工事諸費	173		0	173
		漁港施設災害関連事業費	757,000		0	757,000
		計	113,365,891	△	145,413	113,220,478
	農林水産省所管補正額合計		785,284,210	△	4,092,598	781,191,612
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	453,991	△	426,238	27,753
		経済構造改革推進費	139,955,999	△	45,101	139,910,898
		対外経済政策推進費	90,734,830	△	20,297	90,714,533
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	13,748,921		0	13,748,921
		独立行政法人日本貿易振興機構施設整備費	158,637		0	158,637
		産業技術・環境・産業標準政策推進費	76,586,381		0	76,586,381
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構出資	3,400,000		0	3,400,000
		国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費	11,201,444		0	11,201,444
		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	12,800,782		0	12,800,782
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	999,710		0	999,710
		情報処理・サービス・製造産業振興費	188,420,424	△	26,009	188,394,415
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	2,940,000		0	2,940,000
		産業保安確保費	1,200,000		0	1,200,000
		半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費	1,305,353,732		0	1,305,353,732
		地域経済政策推進費	25,300,695		0	25,300,695

		工業用水道事業費	2,153,000		0	2,153,000
		計	1,875,408,546	△	517,645	1,874,890,901
	経済産業局	経済産業局	153,781	△	134,157	19,624
		経済産業局施設費	0	△	50,463	△ 50,463
		計	153,781	△	184,620	△ 30,839
	産業保安監督官署	産業保安監督官署	2,709	△	120,972	△ 118,263
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	77,080	△	24,851	52,229
		エネルギー需給構造高度化対策費	1,351,781,262		0	1,351,781,262
		鉱物資源安定供給確保費	901,052		0	901,052
		石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	131,078,062		0	131,078,062
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	0	△	11,145,311	△ 11,145,311
		電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	11,145,311		0	11,145,311
		脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー対策特別会計へ繰入	32,935,362		0	32,935,362
		独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	24,365,500		0	24,365,500
		独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	67,500,000		0	67,500,000
		計	1,619,783,629	△	11,170,162	1,608,613,467
	中小企業庁	中小企業庁共通費	93,649	△	23,347	70,302
		中小企業政策推進費	40,476,411	△	5,430	40,470,981
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	339,986,201		0	339,986,201
		独立行政法人中小企業基盤整備機構出資	3,000,000		0	3,000,000
		計	383,556,261	△	28,777	383,527,484
	経済産業省所管補正額合計		3,878,904,926	△	12,022,176	3,866,882,750
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	3,190,146	△	161,257	3,028,889
		国土交通本省施設費	30,055		0	30,055
		住宅対策事業費	20,809,000		0	20,809,000
		住宅対策諸費	2,863,000		0	2,863,000
		住宅市場整備推進費	40,239,960	△	83	40,239,877
		総合的バリアフリー推進費	7,529		0	7,529
		海洋環境対策費	11,000		0	11,000

		港湾環境整備事業費	308,400		0		308,400	
		道路環境改善事業費	12,802,000		0		12,802,000	
		水資源開発事業費	1,689,000		0		1,689,000	
		国営公園等事業費	2,839,472		0		2,839,472	
		都市水環境整備事業費	11,433,793		0		11,433,793	
		上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費	1,339,000		0		1,339,000	
		下水道事業費	3,742,500		0		3,742,500	
		地球温暖化防止等対策費	4,675,025		0		4,675,025	
		市街地防災事業費	111,990		0		111,990	
		住宅防災事業費	135,500,000		0		135,500,000	
		下水道防災事業費	6,371,035		0		6,371,035	
		水害・土砂災害対策費	24,263		0		24,263	
		河川整備事業費	220,621,539		0		220,621,539	
		多目的ダム建設事業費	16,343,967		0		16,343,967	
		総合流域防災事業費	4,200,198		0		4,200,198	
		砂防事業費	44,150,989		0		44,150,989	
		海岸事業費	16,493,304		0		16,493,304	
		公共交通等安全対策費	423,198		0		423,198	
		独立行政法人航空大学校運営費	401,497		0		401,497	
		独立行政法人航空大学校施設整備費	97,227		0		97,227	
		鉄道安全対策事業費	6,863,000		0		6,863,000	
		道路交通安全対策事業費	143,513,489		0		143,513,489	
		総合的物流体系整備推進費	3,768,438	△	9		3,768,429	
		港湾事業費	83,472,896		0		83,472,896	
		景観形成推進費	50,000		0		50,000	
		地域連携道路事業費	172,374,300		0		172,374,300	
		整備新幹線建設推進高度化等事業費	133,400		0		133,400	
		都市・地域づくり推進費	1,400,291		0		1,400,291	
		都市再生・地域再生整備事業費	14,498,473		0		14,498,473	
		鉄道網整備推進費	0	△	7,007	△	7,007	
		鉄道網整備事業費	2,157,000		0		2,157,000	
		地域公共交通維持・活性化推進費	33,239,522		0		33,239,522	
		都市・地域交通整備事業費	100,000		0		100,000	

令和７年５月13日　火曜日　発行　官　報（号外国会会議録）

道路交通円滑化推進費	7,757,100		0	7,757,100		
道路交通円滑化事業費	60,759,000		0	60,759,000		
社会資本整備・管理効率化推進費	509,374	△	1,897	507,477		
不動産市場整備等推進費	375,077		0	375,077		
建設市場整備推進費	909,550		0	909,550		
国土調査費	1,250,046		0	1,250,046		
社会資本整備円滑化地籍整備事業費	346,940		0	346,940		
自動車運送業市場環境整備推進費	364,320		0	364,320		
海事産業市場整備等推進費	524,087	△	284	523,803		
独立行政法人海技教育機構運営費	696,931		0	696,931		
独立行政法人海技教育機構施設整備費	150,000		0	150,000		
独立行政法人海技教育機構船舶建造費	55,000		0	55,000		
国土形成推進費	504,142		0	504,142		
社会資本総合整備事業費	391,056,197		0	391,056,197		
地理空間情報整備・活用推進費	118,084		0	118,084		
離島振興費	1,280,000		0	1,280,000		
離島振興事業費	16,607,240		0	16,607,240		
北海道総合開発推進費	1,029,317		0	1,029,317		
北海道開発事業費	173,390,456		0	173,390,456		
技術研究開発推進費	2,550,739		0	2,550,739		
国立研究開発法人土木研究所施設整備費	1,265,775		0	1,265,775		
国立研究開発法人建築研究所施設整備費	398,966		0	398,966		
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所運営費	259,883		0	259,883		
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費	1,277,814		0	1,277,814		
独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	165,000		0	165,000		
情報化推進費	2,859,338	△	15,083	2,844,255		
国際協力費	3,640,000		0	3,640,000		
官庁営繕費	5,194,476		0	5,194,476		
附帯・受託工事費	5,893,000		0	5,893,000		

		治水海岸事業調査諸費	3,521		0		3,521
		港湾事業調査諸費	0	△	592	△	592
		都市水環境整備事業調査諸費	0	△	497	△	497
		住宅建設事業調査諸費	125		0		125
		国営公園等事業調査諸費	9		0		9
		下水道事業調査諸費	0	△	570	△	570
		河川等災害復旧事業費	237,498,286		0		237,498,286
		水資源開発施設災害復旧事業費	33,000		0		33,000
		住宅施設災害復旧事業費	22,000		0		22,000
		河川等災害関連事業費	125,466,171		0		125,466,171
		自動車安全特別会計へ繰入	3,500,000		0		3,500,000
		自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	3,587		0		3,587
		計	2,060,004,447	△	187,279		2,059,817,168
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	6,081	△	17,565	△	11,484
		国土技術政策総合研究所施設費	1,147,804		0		1,147,804
		技術研究開発推進費	604,841		0		604,841
		治水海岸事業工事諸費	6,542	△	14,786	△	8,244
		道路整備事業工事諸費	7,605	△	9,447	△	1,842
		港湾空港整備事業工事諸費	220	△	3,033	△	2,813
		計	1,773,093	△	44,831		1,728,262
	国土地理院	国土地理院共通費	149,156	△	7,637		141,519
		国土地理院施設費	101,640		0		101,640
		災害情報整備推進費	2,362,412		0		2,362,412
		地理空間情報整備・活用等推進費	2,316,712		0		2,316,712
		技術研究開発推進費	26,598		0		26,598
		計	4,956,518	△	7,637		4,948,881
	海難審判所	海難審判所共通費	10,010	△	19,435	△	9,425
	地方整備局	地方整備局共通費	854,804	△	69,750		785,054
		地方整備局施設費	45,568		0		45,568
		地方整備推進費	11,977	△	1,464		10,513
		治水海岸事業工事諸費	2,027,113	△	203,363		1,823,750
		道路整備事業工事諸費	1,821,813	△	208,932		1,612,881
		港湾空港整備事業工事諸費	496,033	△	91,765		404,268
		都市環境整備事業工事諸費	294,948	△	69,807		225,141

		国営公園等事業工事諸費	28,091	△	42,138	△	14,047
		河川等災害復旧事業等工事諸費	2,852,814		0		2,852,814
		計	8,433,161	△	687,219		7,745,942
	北海道開発局	北海道開発局共通費	291,703	△	22,891		268,812
		北海道開発局施設費	134,107		0		134,107
		北海道治水海岸事業工事諸費	311,600	△	74,167		237,433
		北海道道路整備事業工事諸費	353,091	△	132,098		220,993
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	11,915	△	101,590	△	89,675
		北海道都市環境整備事業工事諸費	16,150	△	14,001		2,149
		北海道国営公園等事業工事諸費	209	△	219	△	10
		北海道農業農村整備事業等工事諸費	336,405	△	99,812		236,593
		北海道災害復旧事業等工事諸費	3,041		0		3,041
		計	1,458,221	△	444,778		1,013,443
	地方運輸局	地方運輸局共通費	1,169,970	△	174,233		995,737
	地方航空局	地方航空局共通費	69,083	△	5,497		63,586
	観光庁	観光庁共通費	121,408	△	28,106		93,302
		観光振興費	54,320,000		0		54,320,000
		計	54,441,408	△	28,106		54,413,302
	気象庁	気象官署共通費	439,437	△	409,956		29,481
		気象官署施設費	6,011,607	△	6,068		6,005,539
		観測予報等業務費	25,351,741		0		25,351,741
		海洋気象観測船建造費	7,137,595		0		7,137,595
		気象研究所	33,196	△	9,052		24,144
		計	38,973,576	△	425,076		38,548,500
	運輸安全委員会	運輸安全委員会	59,118	△	68,632	△	9,514
	海上保安庁	海上保安官署共通費	3,534,532	△	126,705		3,407,827
		海上保安官署施設費	869,143		0		869,143
		船舶交通安全及海上治安対策費	48,784,277	△	10,269		48,774,008
		船舶建造費	35,876,947		0		35,876,947
		船舶交通安全基盤整備事業費	4,037,000		0		4,037,000
		船舶交通安全基盤整備事業工事諸費	0	△	8,050	△	8,050

		船舶交通安全基盤災害復旧事業費	940,876		0	940,876
		船舶交通安全基盤災害復旧事業工事諸費	17,124		0	17,124
		計	94,059,899	△	145,024	93,914,875
	国土交通省所管補正額合計		2,265,408,504	△	2,237,747	2,263,170,757
環境省	環境本省	環境本省共通費	288,405	△	74,389	214,016
		地球温暖化対策推進費	385,000	△	278	384,722
		石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	65,883,000		0	65,883,000
		脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー対策特別会計へ繰入	267,199		0	267,199
		地球環境保全費	180,000		0	180,000
		大気・水・土壌環境等保全費	3,525,000	△	912	3,524,088
		資源循環政策推進費	72,713,198	△	410	72,712,788
		廃棄物処理施設整備費	65,921,000		0	65,921,000
		生物多様性保全等推進費	3,534,834	△	1,500	3,533,334
		環境保全施設整備費	935,720		0	935,720
		自然公園等事業費	3,998,140		0	3,998,140
		化学物質対策推進費	0	△	7,505	△ 7,505
		環境保健対策推進費	559,015	△	9,239	549,776
		環境・経済・社会の統合的向上費	50,178		0	50,178
		環境政策基盤整備費	974,136	△	515	973,621
		環境調査研修所	542,361	△	10,901	531,460
		環境調査研修所施設費	25,653		0	25,653
		国立研究開発法人国立環境研究所運営費	735,000		0	735,000
		国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	599,580		0	599,580
		地域脱炭素推進費	0	△	528	△ 528
		自然公園等事業工事諸費	1,860	△	25,927	△ 24,067
		廃棄物処理施設災害復旧事業費	4,742,000		0	4,742,000
		自然公園等施設災害復旧事業費	526,000		0	526,000
		計	226,387,279	△	132,104	226,255,175
	地方環境事務所	地方環境事務所共通費	119,642	△	19,955	99,687
	原子力規制委員会	原子力規制委員会共通費	106,979	△	9,334	97,645

		原子力安全確保費	661,412	△ 615	660,797	
		放射能調査研究費	206,466	0	206,466	
		電源開発促進税財源電源利用対策及原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	6,404,718	0	6,404,718	
		計	7,379,575	△ 9,949	7,369,626	
	環境省所管補正額合計		233,886,496	△ 162,008	233,724,488	
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	66,697	△ 2,003,528	△ 1,936,831	
		防衛本省施設費	883,280	0	883,280	
		自衛官給与費	32,560,327	0	32,560,327	
		防衛力基盤強化推進費	4,257,688	△ 829,360	3,428,328	
		防衛力基盤強化施設整備費	113,137,386	△ 20,613	113,116,773	
		武器車両等整備費	71,538,739	0	71,538,739	
		艦船整備費	436,863	0	436,863	
		艦船建造費	16,784,000	0	16,784,000	
		航空機整備費	152,640,892	0	152,640,892	
		令和２年度潜水艦建造費	0	△ 272,542	△ 272,542	
		令和３年度潜水艦建造費	5,679,000	0	5,679,000	
		令和４年度甲Ⅴ型警備艦建造費	10,851,040	0	10,851,040	
		令和４年度潜水艦建造費	9,291,621	0	9,291,621	
		令和５年度甲Ⅴ型警備艦建造費	11,329,256	0	11,329,256	
		令和５年度潜水艦建造費	8,303,494	0	8,303,494	
		令和６年度甲Ⅵ型警備艦建造費	52,005,665	0	52,005,665	
		在日米軍等駐留関連諸費	336,101,180	0	336,101,180	
		安全保障協力推進費	0	△ 27,573	△ 27,573	
		計	825,867,128	△ 3,153,616	822,713,512	
	地方防衛局	地方防衛局	0	△ 121,769	△ 121,769	
	防衛装備庁	防衛装備庁共通費	0	△ 255,623	△ 255,623	
		防衛力基盤強化推進費	0	△ 16,960	△ 16,960	
		防衛力基盤強化施設整備費	918,399	0	918,399	
		計	918,399	△ 272,583	645,816	
	防衛省所管補正額合計		826,785,527	△ 3,547,968	823,237,559	
歳出補正額総計			15,573,555,727	△ 1,630,270,423	13,943,285,304	

乙号　継　続　費　補　正

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 令和２年度（千円）	令和３年度（千円）	令和４年度（千円）	令和５年度（千円）	令和６年度（千円）	令和７年度（千円）	事由
防衛省	防衛本省	令和２年度潜水艦建造費								
		既定	71,269,567	914,704	7,537,872	17,192,432	29,252,087	16,372,472	—	
		修正減少	△ 272,542	0	0	0	0	△ 272,542	—	令和２年度潜水艦建造費については、契約価格が予定を下回ったことに伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		改定	70,997,025	914,704	7,537,872	17,192,432	29,252,087	16,099,930	—	
		令和３年度潜水艦建造費								
		既定	69,337,911	—	214,323	1,909,350	33,118,606	13,833,372	20,262,260	
		変更増減	△ 700	—	0	0	0	5,679,000	△ 5,679,700	令和３年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		改定	69,337,211	—	214,323	1,909,350	33,118,606	19,512,372	14,582,560	
		令和４年度甲Ｖ型警備艦建造費								
		既定	107,626,086	—	—	2,209,486	16,550,869	43,548,489	45,317,242	
		変更増減	122,923	—	—	0	0	10,851,040	△ 10,728,117	令和４年度甲Ｖ型警備艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		改定	107,749,009	—	—	2,209,486	16,550,869	54,399,529	34,589,125	

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 令和４年度（千円）	令和５年度（千円）	令和６年度（千円）	令和７年度（千円）	令和８年度（千円）	令和９年度（千円）	事由
		令和４年度潜水艦建造費								
		既定	74,400,943	184,549	10,425,758	16,765,318	25,282,388	21,742,930	—	
		変更増減	710,521	0	0	9,291,621	△ 8,580,000	△ 1,100	—	令和４年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		改定	75,111,464	184,549	10,425,758	26,056,939	16,702,388	21,741,830	—	

		令和５年度甲Ⅴ型警備艦建造費								
		既　定	118,738,016	—	3,021,908	17,027,835	56,681,448	42,006,825	—	
		変更増減	△ 8,100	—	0	11,329,256	△ 11,331,956	△ 5,400	—	令和５年度甲Ⅴ型警備艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		改　定	118,729,916	—	3,021,908	28,357,091	45,349,492	42,001,425	—	
		令和５年度潜水艦建造費								
		既　定	81,515,017	—	5,267,356	6,593,130	25,714,681	12,505,071	31,434,779	
		変更増減	△ 11,400	—	0	8,303,494	△ 8,305,494	△ 7,000	△ 2,400	令和５年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		改　定	81,503,617	—	5,267,356	14,896,624	17,409,187	12,498,071	31,432,379	

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 令和６年度（千円）	令和７年度（千円）	令和８年度（千円）	令和９年度（千円）	令和10年度（千円）	事由
		令和６年度甲Ⅵ型警備艦建造費							
		既　定	320,030,555	584,724	79,680,073	68,024,659	87,665,314	84,075,785	
		変更増減	△ 29,000	52,005,665	△ 52,005,665	0	0	△ 29,000	令和６年度甲Ⅵ型警備艦建造費については、建造工程の効率化を推進すること等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		改　定	320,001,555	52,590,389	27,674,408	68,024,659	87,665,314	84,046,785	

丙号　繰越明許費補正

所管	組織	事項	所管	組織	事項
国会	衆議院	（項）衆議院のうち 情報処理業務庁費（衆議院ネットワークシステム緊急改修費に限る。）		国立国会図書館	（項）国立国会図書館のうち 国立国会図書館業務庁費（国立国会図書館所蔵資料デジタルアーカイブ整備費に限る。）
	参議院	（項）参議院のうち 情報処理業務庁費（参議院情報ネットワークシステム等緊急改修費に限る。）	裁判所	裁判所	（項）最高裁判所のうち 庁費（災害対策用物資購入費に限る。）

				情報処理業務庁費（裁判支援機器緊急整備費、司法情報システム緊急整備費及び災害対策用通信機器整備費に限る。）			情報処理業務庁費（情報通信システム等緊急整備費、危機管理センター機能強化事業費、政府情報通信システム先行開発費、官邸情報集約システム整備費、オシント機能高度化推進事業費、情報収集用電子計算機整備費及びサイバーセキュリティ対策強化事業費に限る。）
				国有財産管理処分庁費			重要政策基礎調査委託費（2025年国際博覧会機運醸成事業費に限る。）
				下級裁判所のうち			サイバーセキュリティ推進調整事務委託費
				庁費（災害対策用物資購入費に限る。）		人事院	（項）人事院のうち
				情報処理業務庁費（裁判支援機器緊急整備費に限る。）			諸謝金（勤務間インターバル制度等緊急調査研究費に限る。）
				国有財産管理処分庁費			職員旅費（勤務間インターバル制度等緊急調査研究費に限る。）
				法廷等器具整備費（裁判支援機器緊急整備費に限る。）			講師等旅費（勤務間インターバル制度等緊急調査研究費に限る。）
				検察審査費のうち			庁費（働き方改革推進環境整備費及び給与制度調査研究費に限る。）
				庁費（裁判支援機器緊急整備費に限る。）			任用試験費（ＡＩ活用人事管理導入調査研究費、勤務間インターバル制度等緊急調査研究費、ハラスメント相談体制強化経費、学び・学び直し環境構築事業費及びオンライン試験導入事業費に限る。）
				裁判費のうち	内閣府	内閣本府	（項）独立行政法人国立公文書館施設整備費
				裁判庁費（裁判支援機器緊急整備費、司法情報システム整備費及び家庭裁判所紛争解決機能強化費に限る。）			政府広報費のうち
会計検査院	会計検査院		（項）会計検査院のうち				啓発広報費（戦略的広報費に限る。）
			研修所庁費（研修設備整備費に限る。）				経済財政政策費のうち
			会計検査院施設費				経済新生政策調査費（幸福度・満足度新経済指標調査費、健康医療等未来志向型モデルプロジェクト事業費及び規制・制度改革推進実態調査費に限る。）
内閣	内閣官房		（項）内閣官房共通費のうち				
			諸謝金（グローバルヘルス推進調査事業費、創薬力フォローアップ検討経費、地方創生2.0普及啓発事業費及び魅力的地域づくり推進調査研究費に限る。）				
			職員旅費（ギャンブル等依存症対策調査費及びサイバーセキュリティ対策強化事業費に限る。）				
			安全保障業務旅費				
			庁費（日本企業海外展開環境整備費、領土・主権展示館機能強化事業費及びギャンブル等依存症対策調査費に限る。）				

沖縄政策費のうち

沖縄振興関係調査費（対馬丸事件教訓継承支援事業費に限る。）

沖縄安全対策事業費補助金

共生社会政策費のうち

諸謝金（多世代参画地域活力プラットフォーム構築調査事業費、共生社会実現推進支援事業費及び手話普及啓発事業費に限る。）

孤独・孤立対策推進費のうち

諸謝金（地域孤独・孤立対策調査費に限る。）

庁費（孤独・孤立対策支援環境整備費に限る。）

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金

重要土地等調査費のうち

重要土地等調査委託費（重要施設周辺等公簿情報調査事業費に限る。）

経済安全保障確保推進費のうち

情報処理業務庁費（基幹インフラ制度審査能力強化経費及び適性評価調査システム整備費に限る。）

特定重要技術研究推進事業費補助金

男女共同参画社会形成促進費のうち

諸謝金（性暴力・配偶者暴力被害者等相談支援体制強化事業費及び男女共同参画センターデジタル化調査費に限る。）

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者緊急支援事業費に限る。）

食品安全政策費のうち

食品安全関係調査費（樹脂原料等有害物質調査費に限る。）

経済財政政策効果分析調査費

民間資金等活用事業調査費補助金

地方創生支援費のうち

職員旅費（地域産品海外展開潜在需要調査等事業費に限る。）

委員等旅費（地域産品海外展開潜在需要調査等事業費に限る。）

地方創生支援委託費（地方創生臨時交付金効果促進事業費、デジタル実装伴走支援事業費、デジタル実装フォローアップ調査事業費、公共サービス向上支援事業費、2025年国際博覧会政府出展事業費、地域産品海外展開潜在需要調査等事業費、国民信頼確保対話事業費及び地域企業女性副業・兼業人材活用促進事業費に限る。）

地方創生支援事業費補助金（先導的人材マッチング事業費及び地域デジタル化支援促進事業費に限る。）

新しい地方経済・生活環境創生交付金

物価高騰対応地方創生推進費

地方創生地域産業基盤整備事業推進費

防災政策費のうち

災害関係調査費（災害対応力緊急強化事業費に限る。）

無線通信機器等整備費（中央防災無線網設備緊急整備費に限る。）

特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金

災害救助費等負担金

原子力災害対策費

		公益法人制度適正運営推進費のうち			審査活動費（フリーランス・事業者間取引適正化推進費に限る。）
		諸謝金			競争政策推進委託費（中小事業者等取引適正化広報事業費に限る。）
	地方創生推進事務局	（項）地方創生推進事務局のうち			公正取引委員会施設費
		職員旅費（地方創生応援体制強化事業費に限る。）	警察庁	（項）警察庁共通費のうち	
		委員等旅費（地方創生応援体制強化事業費に限る。）			庁費（警察用車両緊急整備費に限る。）
		庁費（地方創生応援体制強化事業費に限る。）			自動車重量税（警察用車両緊急整備費に限る。）
		地方創生推進委託費（地域再生制度支援周知広報事業費に限る。）			刑事警察費のうち
	知的財産戦略推進事務局	（項）知的財産戦略推進事務局のうち			警察装備費（捜査情報分析資機材緊急整備費及び犯罪鑑識資機材緊急整備費に限る。）
		諸謝金（国際標準化戦略策定調査費及び訪日外国人行動変容調査費に限る。）			交通警察費のうち
	科学技術・イノベーション推進事務局	（項）科学技術・イノベーション推進事務局のうち			都道府県警察施設災害復旧費補助金
		科学技術振興調査等委託費（経済安全保障重要技術流出防止策調査等事業費及び安全・安心シンクタンク機能構築調査等事業費に限る。）			警備警察費のうち
		科学技術基礎調査等委託費（重要科学技術領域調査分析事業費及び放射性同位元素製造・利用調査事業費に限る。）			警察装備費（テロ等対策資機材緊急整備費及び災害警備用資機材緊急整備費に限る。）
	総合海洋政策推進事務局	（項）海洋開発等重点戦略推進費			サイバー警察費のうち
	公正取引委員会	（項）公正取引委員会のうち			警察装備費（サイバーセキュリティ対策資機材緊急整備費に限る。）
		委員等旅費（デジタル市場規制調査費に限る。）			警察情報通信基盤費のうち
		庁費（人事管理業務効率化調査費に限る。）			警察通信機器整備費（犯罪捜査通信機器緊急整備費及び危機管理対策通信機器緊急整備費に限る。）
		経済実態等調査費（違反行為防止調査費、デジタル市場規制調査費、クリエイター取引適正化調査費及び中小事業者等取引適正化調査費に限る。）			科学警察研究所のうち
					試験研究費（鑑定資機材緊急整備費に限る。）
					警察活動基盤整備費のうち
					警察装備費（警察用車両緊急整備費、テロ等対策資機材緊急整備費、犯罪鑑識資機材緊急整備費、災害警備用資機材緊急整備費及びサイバーセキュリティ対策資機材緊急整備費に限る。）

令和７年５月13日　火曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

職員旅費（機能性表示食品制度信頼性確保等調査事業費に限る。）

委員等旅費（機能性表示食品制度信頼性確保等調査事業費に限る。）

消費者政策調査費（送料無料表示見直し検討調査費、食品ロス削減推進事業費、製造物責任海外動向調査費、消費者取引適正化調査研究費、消費者被害防止デジタル化推進事業費、食物アレルギー表示関連検証推進事業費及び機能性表示食品制度信頼性確保等調査事業費に限る。）

こども家庭庁　（項）母子保健衛生対策費のうち

旧優生保護補償金等支給等業務庁費

母子保健衛生対策推進事業委託費（母子保健デジタル化等実証事業費、プレコンセプションケア情報発信等事業費及びドナーミルク安全確保等調査研究事業費に限る。）

母子保健衛生費補助金（新生児マススクリーニング検査実証事業費、乳幼児健康診査支援事業費、産後ケア事業実施施設整備支援事業費、入院付添い等環境改善事業費、プレコンセプションケア相談体制強化事業費及び遠隔地妊婦健康診査支援事業費に限る。）

旧優生保護補償金等支給等業務都道府県事務取扱交付金

保育対策費のうち

保育対策事業費補助金（保育士修学資金貸付等事業費、保育所等業務効率化推進事業費及び過疎地域保育機能確保・強化モデル事業費に限る。）

警察電話専用料（警察基幹通信網緊急整備費に限る。）

船舶購入費

航空機購入費（警察用航空機緊急整備費に限る。）

都道府県警察施設災害復旧費補助金（令和６年能登半島地震災害復旧事業費に限る。）

個人情報保護委員会　（項）個人情報保護委員会のうち

個人情報保護業務庁費（個人情報保護対処訓練費に限る。）

個人情報保護委員会施設費

金融庁　（項）金融庁施設費

金融政策費のうち

金融政策業務旅費（海外金融事業者参入促進事業費及び金融経済教育地方展開事業費に限る。）

金融政策業務庁費（海外金融事業者参入促進事業費、金融経済教育地方展開事業費、サステナブルファイナンス推進事業費、フィンテック推進事業費、高粒度データ利活用推進事業費、金融機関サードパーティサイバーリスク対策調査費、金融犯罪等対策強化費、スタートアップ・非上場株式市場等調査費、監査品質向上推進調査費、自然災害被災者債務整理支援広報事業費及び地域金融機関事業者支援調査費に限る。）

金融経済教育推進事業費補助金

地域金融機関取引事業者支援高度化事業費補助金

消費者庁　（項）消費者政策費のうち

諸謝金（機能性表示食品制度信頼性確保等調査事業費に限る。）

		児童虐待防止等対策費のうち 児童福祉事業対策費等補助金（児童相談所システム情報連携基盤構築事業費、ヤングケアラー支援体制強化事業費、虐待防止情報共有システム整備事業費、自立支援資金貸付事業費、児童養護施設等業務効率化推進事業費、児童養護施設等環境改善事業費、共働き里親等支援強化モデル事業費、障害児支援事業所等業務効率化推進事業費、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費、障害児安全安心対策事業費及びＩＣＴ活用障害児発達支援推進モデル事業費に限る。） 母子家庭等対策費のうち 母子家庭等対策費補助金（ひとり親家庭等食事等支援事業費、ひとり親家庭等相談体制強化事業費及びひとり親家庭就業・定着一体的支援強化事業費に限る。） こども政策推進費のうち こども政策推進事業委託費（こども政策情報発信・調査研究事業費、こども支援データ連携実証事業費、若者ライフデザイン支援等事業費、育ちビジョン取組推進事業費、児童対象性暴力等防止ガイドライン等整備事業費、自治体いじめ防止対策体制構築事業費、地域連携不登校こども支援事業費、こども相談窓口等実態把握・広報事業費、こども家庭センター整備推進・機能強化事業費、こども・若者貧困対策意見反映推進事業費及びひとり親家庭等支援広報事業費に限る。）	デジタル庁	デジタル庁	（項）デジタル庁共通費のうち 情報処理業務庁費（デジタル政策広報事業費、デジタル人材採用広報事業費及びデジタル政策動向等調査費に限る。） デジタル社会形成推進費　　のうち 職員旅費（地方公共団体アナログ規制点検・見直し支援事業費に限る。） 情報処理業務庁費（マイナンバーカード普及促進事業費、電子署名普及検討経費、国・地方ネットワーク検討経費、健康・医療・介護分野デジタル化推進事業費、マイナンバーカード利活用促進事業費、情報システム連携データ標準整備事業費、国・地方デジタル共通基盤調査研究事業費、産業データ連携推進事業費、地方公共団体アナログ規制点検・見直し支援事業費、テクノロジーマップ技術検証事業費、政府ＡＩ調達・利活用等調査費、行政手続等状況調査・共通機能活用推進事業費、地方公共団体デジタル実装調査研究費及び登記情報連携推進経費に限る。） 情報通信技術調達等適正・効率化推進費　　のうち 情報処理業務庁費（政府情報システム緊急整備費に限る。）	こども政策推進事業費補助金（こども居場所づくり支援体制強化事業費、こどもホスピス支援モデル事業費、放課後児童クラブ待機児童対策支援実証等事業費、性犯罪防止対策事業費及び放課後児童クラブデジタルトランスフォーメーション推進事業費に限る。） 児童福祉施設等設備災害復旧費補助金

令和７年５月13日　火曜日　発行　官　報（号外国会会議録）

総務省	総務本省	（項）総務本省共通費のうち 庁費（災害対策用移動通信機器整備費に限る。） 校費（自治大学校設備整備費に限る。） 行政管理実施費のうち 情報処理業務庁費（独立行政法人等デジタル技術活用業務分析調査研究費に限る。） 行政評価等実施費のうち 情報処理業務庁費（人工知能活用行政相談調査研究費に限る。） 行政評価等政策効果調査費（矯正教育関係政策評価調査研究費及び人工知能活用政策評価調査研究費に限る。） 地方行政制度整備費のうち 諸謝金（広域連携市町村事務共同実施モデル構築事業費及び自治体窓口業務改革支援事業費に限る。） 職員旅費（広域連携市町村事務共同実施モデル構築事業費及び自治体窓口業務改革支援事業費に限る。） 委員等旅費（広域連携市町村事務共同実施モデル構築事業費に限る。） 地方行政体制整備業務庁費（地方公共団体情報システム標準化・共通化支援事業費、広域連携市町村事務共同実施モデル構築事業費及び自治体窓口業務改革支援事業費に限る。） 地域振興費のうち 諸謝金（指定地域共同活動団体連携・協働推進事業費及び地域経済循環創造緊急事業費に限る。） 職員旅費（指定地域共同活動団体連携・協働推進事業費及び地域経済循環創造緊急事業費に限る。）			委員等旅費（指定地域共同活動団体連携・協働推進事業費及び地域経済循環創造緊急事業費に限る。） 地方振興対策調査費（指定地域共同活動団体連携・協働推進事業費、地域経済循環創造緊急事業費、地域活性化起業人制度推進調査費、大学等連携地域課題解決プロジェクト経費、デジタル人材確保プロジェクト経費、地域おこし協力隊推進調査費及び買物サービス確保地域民間連携事例調査研究費に限る。） 選挙制度等整備費のうち 諸謝金（諸外国選挙制度等調査研究費に限る。） 職員旅費（政治資金・政党助成関係事務説明会経費に限る。） 委員等旅費（諸外国選挙制度等調査研究費に限る。） 庁費（諸外国選挙制度等調査研究費及び政治資金・政党助成関係事務説明会経費に限る。） 電子政府・電子自治体推進費のうち 情報処理業務庁費（地方公共団体ペネトレーションテスト実証事業費及び地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費に限る。） 社会保障・税番号制度システム開発等委託費 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金 情報通信技術研究開発推進費のうち

情報通信技術研究開発委託費

情報通信利用促進支援事業費補助金（デジタル活用支援推進事業費、情報バリアフリー環境実現用技術開発等普及緊急推進事業費及び高品質コンテンツ製作促進事業費に限る。）

情報通信技術利用環境整備費　のうち

諸謝金（非地上系ネットワーク国内活用調査事業費に限る。）

委員等旅費（非地上系ネットワーク国内活用調査事業費に限る。）

庁費（移動電源車整備費に限る。）

情報通信技術研究開発調査費（放送コンテンツ製作取引適正化緊急調査費、大規模災害発生時通信復旧体制調査費、通信ケーブル地中化促進事業費、新たな周波数割当方式導入環境整備事業費、激甚災害時等地域対応体制整備支援事業費、災害時携帯電話基地局強靭化対策事業費及び非地上系ネットワーク国内活用調査事業費に限る。）

情報通信拠点機能強化支援事業費補助金

情報通信国際戦略推進費　のうち

職員旅費（デジタルインフラ安全性・信頼性確保海外展開緊急支援事業費に限る。）

郵政行政推進費のうち

郵政行政推進調査費（郵便料金制度検討調査費に限る。）

情報通信技術研究開発推進業務庁費（スタートアップ創出型萌芽的研究開発緊急支援事業費、データ連携最適化人工知能技術研究開発事業費、量子暗号通信網研究開発事業費、サイバーセキュリティ緊急調査事業費及び生成人工知能等活用サイバーセキュリティ対策強化事業費に限る。）

情報通信技術研究開発調査費（オール光ネットワーク技術開発促進事業費及び航空機搭載合成開口レーダ測定技術実証事業費に限る。）

情報通信技術研究開発推進委託費（データ連携最適化人工知能技術研究開発事業費及び量子暗号通信網研究開発事業費に限る。）

情報通信技術研究開発推進事業費補助金（スタートアップ創出型萌芽的研究開発緊急支援事業費、量子暗号通信網研究開発事業費及び生成人工知能等活用サイバーセキュリティ対策強化事業費に限る。）

情報通信技術高度利活用推進費　のうち

情報通信技術研究開発調査費（デジタル活用支援推進事業費、パーソナルデータストア利活用実証事業費、偽・誤情報対策推進事業費、放送コンテンツ等インターネット配信効率化緊急促進事業費、配信プラットフォーム海外展開推進実証事業費、高品質コンテンツ製作促進事業費、地域社会デジタルトランスフォーメーション推進パッケージ支援事業費、情報信託機能認定指針フォローアップ事業費、衛星放送帯域再編技術検証等事業費、没入型技術利用環境調査事業費及びアプリセキュリティ・プライバシー確保調査事業費に限る。）

			一般戦災死没者追悼等事業費のうち			社会保障・税番号制度システム整備費補助金
			旧日本赤十字社救護看護婦処遇費等補助金（太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔整備事業費に限る。）			消防団設備整備費補助金
			統計調査費のうち	法務省	法務本省	（項）法務本省共通費のうち
			統計調査費（統計基盤デジタル化推進事業費、統計整備緊急調査研究費、統計データ利活用支援事業費、統計人材育成事業費、調査票情報二次的利用推進事業費及びビッグデータ活用推進事業費に限る。）			庁費（法務本省設備緊急整備費及び災害時物資緊急更新経費に限る。）
			統計調査地方公共団体委託費（国勢調査環境整備費に限る。）			基本法制整備費のうち
	消防庁	（項）消防防災体制等整備費のうち	職員旅費（災害情報伝達手段整備促進事業費に限る。）			庁費（基本法制調査研究経費及び改正民法広報費に限る。）
			校費（訓練設備緊急整備費に限る。）			司法制度改革推進費のうち
			消防防災等業務庁費（マイナンバーカード活用救急業務実証事業費、危険物規制調査検討経費、緊急消防援助隊災害対応力強化車両等配備経費、航空機火災対応マニュアル改定事業費、国民保護事態発生時避難行動等周知促進事業費、消防団装備・訓練充実強化事業費、消防団災害対応高度化推進事業費、緊急消防援助隊全国合同訓練設備整備費、災害情報伝達手段整備促進事業費及び消防大学校・消防研究センター設備等緊急整備費に限る。）			司法試験業務庁費（司法試験・司法試験予備試験デジタル化推進事業費に限る。）
			消防防災技術研究開発業務庁費（研究機器緊急整備費に限る。）			法務行政情報化推進費のうち
			情報処理業務庁費（災害等情報最適化調査検討経費及び消防指令・業務システム高度化検討経費に限る。）			情報処理業務庁費（矯正施設等設備緊急整備費に限る。）
					法務総合研究所	（項）法務総合研究所共通費のうち
						研修所庁費（研修設備緊急整備費に限る。）
					検察庁	（項）検察官署共通費のうち
						庁費（検察官署設備緊急整備費及び防災体制強化経費に限る。）
						情報処理業務庁費（検察官署設備緊急整備費に限る。）
						庁舎等撤去費
						検察費のうち
						検察業務庁費（捜査公判支援機器等整備費に限る。）
						検察運営費のうち
						検察業務庁費（捜査公判支援設備整備費に限る。）
					矯正官署	（項）矯正官署共通費のうち
						庁費（防災体制強化経費及び矯正官署設備緊急整備費に限る。）
						庁舎等撤去費

		矯正管理業務費のうち			中長期在留者住居地届出等事務委託費（マイナンバーカード在留カード等一体化情報機器整備費に限る。）
		矯正管理業務庁費（矯正施設警備システム緊急整備費及び矯正官署設備緊急整備費に限る。）			出入国管理業務費のうち
		矯正収容費のうち			諸謝金（出入国審査体制緊急強化費に限る。）
		収容諸費（矯正官署設備緊急整備費に限る。）			護送旅費（送還体制緊急強化費に限る。）
		作業諸費（矯正官署設備緊急整備費に限る。）			被収容者旅費（送還体制緊急強化費に限る。）
	更生保護官署	（項）更生保護活動費のうち			出入国管理業務庁費（立川法務総合庁舎吸収冷温水設備緊急整備費、出入国審査体制緊急強化費、特定在留カード購入費及び在留カード緊急購入費に限る。）
		更生保護業務庁費（オンライン環境整備費に限る。）			収容諸費（送還体制緊急強化費に限る。）
	法務局	（項）法務局共通費のうち		公安調査庁	（項）公安調査庁共通費のうち
		庁舎等撤去費（工作物解体撤去費に限る。）			庁費（公安調査局設備緊急整備費に限る。）
		登記事務処理費のうち			破壊的団体等調査費のうち
		登記業務庁費（相続登記申請義務化等広報費に限る。）			団体等調査業務庁費（情報収集・分析機器緊急整備費に限る。）
		国籍等事務処理費のうち	外務省	外務本省	（項）外務本省共通費のうち
		民事業務庁費（改正戸籍法等広報費に限る。）			情報処理業務庁費（統合情報管理システム整備費、情報セキュリティ機能強化費、外務省情報ネットワーク整備費及び統合情報通信システム整備費に限る。）
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金			地域別外交費のうち
		人権擁護活動費のうち			諸謝金（日本企業海外展開支援調査費に限る。）
		人権擁護業務庁費（人権擁護活動用ウェブ会議設備整備費に限る。）			分野別外交費のうち
	出入国在留管理庁	（項）出入国在留管理庁共通費のうち			情報処理業務庁費（人工知能活用情報収集システム整備費に限る。）
		庁費（入国者収容所等施設設備緊急整備費に限る。）			
		情報処理業務庁費（特定在留カード等発行体制整備費に限る。）			
		出入国管理企画調整推進費のうち			
		出入国管理業務庁費（マイナンバーカード在留カード等一体化広報費に限る。）			

			領事政策費のうち			酒類業振興支援事業費補助金（日本産酒類輸出促進等緊急支援事業費に限る。）
			渡航事務庁費（旅券緊急作成費に限る。）			独立行政法人酒類総合研究所施設整備費
	在外公館	（項）	在外公館共通費のうち			
			庁費（防弾用装備緊急整備費に限る。）	文部科学省	文部科学本省	（項） 文部科学本省共通費のうち
			政府開発援助庁費（防弾用装備緊急整備費に限る。）			庁費（文部科学本省設備緊急整備費に限る。）
			在外公館連絡庁費（防弾車緊急整備費及び防弾用装備緊急整備費に限る。）			文部科学本省施設費
			政府開発援助在外公館連絡庁費（防弾車緊急整備費及び防弾用装備緊急整備費に限る。）			教育政策推進費のうち
			車両購入費（防弾車緊急整備費に限る。）			教育政策推進事業委託費（在外教育活動支援実証事業費、外国人生徒キャリア支援調査研究事業費、リカレント教育推進等事業費、読書活動総合推進調査事業費、通学時安全確保等事業費、認定日本語教育機関体制整備事業費及び教育データ利活用推進事業費に限る。）
			政府開発援助車両購入費（防弾車緊急整備費に限る。）			
			地域別外交費のうち			教員講習開設事業費等補助金（教員研修高度化推進支援事業費及び教職員研修拠点等強化事業費に限る。）
			諸謝金（日米間友好関係強化事業費に限る。）			国際文化交流促進費補助金（教育環境整備事業費に限る。）
財務省	財務本省	（項）	関税制度等企画立案費のうち			放送大学学園施設整備費補助金
			輸出入貨物分析機器整備費（分析機器緊急整備費に限る。）			人材育成推進事業費補助金
	税関	（項）	税関業務費のうち			男女共同参画推進事業費補助金
			税関業務特別庁費（監視取締用機器緊急整備費に限る。）			公立社会教育施設災害復旧都道府県事務費交付金
			自動車重量税（不正薬物・爆発物探知装置搭載車及びエックス線検査装置搭載車に限る。）			独立行政法人教職員支援機構施設整備費
	国税庁	（項）	税務業務費のうち			独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費
			税務特別庁費（日本産酒類認知度向上・販路拡大、高付加価値化事業費に限る。）			独立行政法人国立女性教育会館施設整備費
			清酒製造業近代化事業費等補助金（日本産酒類輸出促進等緊急支援事業費に限る。）			初等中等教育振興費のうち

		初等中等教育振興事業委託費（災害時学校支援体制構築事業費、公立学校教員メンタルヘルス対策強化事業費、学校問題解決支援体制構築事業費、学校適正規模・適正配置調査研究事業費、人工知能活用英語教育強化事業費、いじめ対策体制構築事業費、不登校・いじめ対策調査研究事業費、いじめ未然防止教育モデル構築事業費、学校ＩＣＴ活用推進事業費及び学校健康診断脊柱検査等理解増進事業費に限る。） 先端技術活用教育推進事業委託費（人工知能活用教育課題解決実証研究事業費に限る。） 教育支援体制整備事業費補助金（不登校相談支援体制構築事業費に限る。） 公立学校情報機器整備事業費補助金 高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金 教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育質向上環境整備事業費に限る。） 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費 高等教育振興費のうち 研究拠点形成費等補助金（半導体人材育成拠点形成事業費に限る。） 大学改革推進等補助金（高度医療人材養成事業費に限る。） 独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金 国立大学法人設備整備費補助金 国立大学法人情報機器整備費補助金			独立行政法人大学入試センター施設整備費 独立行政法人国立高等専門学校機構船舶建造費 育英事業費のうち 奨学金業務システム開発費補助金 私立学校振興費のうち 私立学校建物其他災害復旧費補助金 私立学校施設災害復旧都道府県事務費交付金 科学技術・学術政策推進費のうち 国立研究開発法人科学技術振興機構設備整備費補助金 研究振興費のうち 国立研究開発法人科学技術振興機構設備整備費補助金 特定先端大型研究施設運営費等補助金（特定高速電子計算機施設運用継続対策費及び次世代超高速電子計算機システム研究開発費に限る。） 研究開発推進費のうち 国立研究開発法人理化学研究所設備整備費補助金 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構設備整備費補助金 国立研究開発法人物質・材料研究機構設備整備費補助金 月面探査システム開発費補助金 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構設備整備費補助金 原子力施設廃止措置促進事業費補助金

			国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費 国立研究開発法人理化学研究所施設整備費 国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費 国立研究開発法人海洋研究開発機構施設整備費 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費 公立文教施設整備費のうち 公立社会教育施設災害復旧費補助金 空調設備整備臨時特例交付金 国際交流・協力推進費のうち 留学生交流支援事業費補助金（海外留学継続支援事業費及び留学生給与等給付システム改修事業費に限る。） 独立行政法人日本学生支援機構施設整備費			スポーツ医・科学研究支援等委託費（ハイパフォーマンス・サポート事業費に限る。） 民間スポーツ振興費等補助金（パラスポーツイベント開催支援事業費及び競技者保護法務支援体制構築事業費に限る。） 独立行政法人日本スポーツ振興センター研究設備整備費補助金 独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費
	文部科学本省所轄機関	（項）	国立教育政策研究所のうち 試験研究費（学習指導要領実施状況調査経費及び全国学力・学習状況調査電子化準備経費に限る。） 教育政策調査研究委託費（学習指導要領実施状況調査事業費及び全国学力・学習状況調査電子化準備事業費に限る。）	文化庁	（項）	文化庁施設費 文化振興費のうち 文化芸術振興委託費（文化芸術デジタル基盤強化等促進事業費、地域文化クラブ活動体制整備事業費、マンガ・アニメ等中間生成物保存等調査研究事業費及び2025年国際博覧会食文化振興事業費に限る。） 文化芸術振興費補助金（博物館収蔵品デジタルアーカイブ推進事業費及び舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業費に限る。） 文化財保存事業費のうち 文化芸術振興委託費（アイヌ文化発信事業費、被災文化財救援等事業費及び地域伝統行事等支援事業費に限る。） 文化芸術振興費補助金（地域伝統行事等支援事業費及び地域文化遺産活用支援事業費に限る。） 文化振興基盤整備費のうち 庁費（宗教統計調査オンライン化推進事業費に限る。） 独立行政法人国立科学博物館施設整備費
	スポーツ庁	（項）	スポーツ振興費のうち スポーツ振興事業委託費（2025年国際博覧会スポーツ参加促進等情報発信事業費及び地域スポーツクラブ活動体制整備事業費に限る。）			

厚生労働省	厚生労働本省	（項）医療提供体制確保対策費のうち 社会保障関係情報化業務庁費（医療インバウンド調査・実証事業費に限る。） 医療提供体制確保対策等委託費（地域在宅医療連携支援事業費、重症患者診療体制整備事業費、病院救急車機能向上推進事業費、船舶活用災害医療活動体制整備事業費、在宅医療効率化等実態調査事業費、救急救命士国家資格等情報連携・活用システム事業費、適切受診等広報・実態調査等事業費、長時間労働診療科等人材確保勤務環境改善調査等事業費、医師働き方改革普及啓発事業費、ＩＣＴ機器活用勤務環境改善モデル事業費、医師働き方改革地域医療影響等調査事業費、歯科衛生士人材確保対策検討事業費、全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業費、歯科技工所体制評価検討事業費、歯科技工士人材確保対策検討事業費、歯科専門職業務普及啓発事業費、歯科オンライン診療研修・調査事業費、看護現場デジタルトランスフォーメーション促進事業費、地域強化型看護基礎教育カリキュラム調査検証事業費、医療機関サイバーセキュリティ確保事業費、薬局機能高度化推進事業費及び医薬品提供・販売制度等調査研究事業費に限る。） 独立行政法人国立美術館施設整備費のうち 独立行政法人国立美術館施設整備費補助金（国立映画アーカイブ施設整備費、国立西洋美術館施設整備費及び国立新美術館施設整備費に限る。） 独立行政法人国立文化財機構施設整備費 独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費			医療施設運営費等補助金（へき地医療拠点病院支援モデル事業費、産科医療機関確保事業費、地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業費、新興感染症対応力強化事業費、医療施設等経営強化緊急支援事業費、重点医師偏在対策支援区域（仮称）診療所承継・開業支援事業費、医師偏在是正広域マッチング事業費、客観的臨床能力試験模擬患者・評価者養成調査・実証事業費、共用試験公的化体制整備事業費、ＩＣＴ機器活用勤務環境改善モデル事業費、恒久定員内地域枠設置促進事業費、総合診療医養成推進事業費、歯科客観的臨床能力試験模擬患者・評価者養成調査・実証事業費、歯科共用試験公的化体制整備事業費、看護職員就業支援充実強化事業費、看護現場デジタルトランスフォーメーション促進事業費、特定行為研修受講等支援事業費、中堅期看護職員等就業継続支援事業費、地域標準手順書普及等事業費、特定行為研修修了者活用推進事業費、医療情報データベース機能強化事業費及び医薬品品質関連情報システム整備事業費に限る。） 臨床研修費等補助金（基幹型臨床研修病院支援事業費に限る。） 医療従事者等確保対策費のうち 医師等国家試験業務庁費（医師等国家資格受験手数料等キャッシュレス化推進事業費及び新規免許登録事務支援事業費に限る。） 医療情報化等推進費のうち

		社会保障関係情報化業務庁費（化学災害関係資料デジタルアーカイブ整備費、厚生労働行政デジタル化支援事業費及び医療デジタルトランスフォーメーション促進支援事業費に限る。） 医療情報化基盤整備等委託費（電子カルテ情報共有環境整備事業費、保健医療情報拡充システム開発事業費、保健医療分野電子署名基盤整備事業費及び地域医療情報連携ネットワーク調査事業費に限る。） 地域診療情報連携推進費補助金（公費負担医療制度等オンライン資格確認導入支援事業費、保健医療情報拡充システム開発事業費、全国医療情報プラットフォーム開発事業費、予防接種事務デジタル化等事業費、電子処方箋機能拡充促進事業費、電子処方箋有効活用環境整備事業費、医療扶助オンライン資格確認導入支援事業費、被保護者保健指導情報データ連携システム改修事業費、介護関連データ利活用基盤構築事業費、共通算定モジュール開発等事業費、医療保険者等向け中間サーバーインターフェイスシステム更改事業費、オンライン資格確認等システム改修事業費及びマイナンバーカード健康保険証利用促進支援事業費に限る。） 医療安全確保推進費のうち 医療施設運営費等補助金（医療事故調査報告書分析・実践研修事業費、医療安全院内研修ツール開発事業費及び歯科医療安全情報収集等事業費に限る。） 独立行政法人国立病院機構施設整備費			国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費 国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費 感染症対策費のうち 職員旅費（ワクチン等情報収集分析体制構築事業費に限る。） 健康対策関係業務庁費（医療用物資備蓄等経費、ワクチン等情報収集分析体制構築事業費、感染症発生届出情報連携調査研究事業費、動物由来感染症対策事業費及び予防接種後健康被害救済制度支援事業費に限る。） 医薬品製剤化等業務庁費（感染症危機管理医薬品等備蓄事業費に限る。） ワクチン等購入費（医薬品専用針緊急購入費に限る。） 医薬品等保管料（医薬品専用針緊急配送等経費に限る。） 健康対策事業委託費（新興・再興感染症臨床研究ネットワーク事業費、国際感染症危機管理対応人材育成・派遣事業費、抗菌薬確保支援事業費及び感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業費に限る。） 疾病予防対策事業費等補助金（マイナンバー情報連携体制整備事業費、予防接種事務デジタル化等事業費及び新型コロナウイルスワクチン副反応相談体制構築事業費に限る。） 感染症予防事業費等負担金（新型コロナウイルス感染症発生動向調査事業費に限る。）

		新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金（新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費に限る。） 特定疾患等対策費のうち 健康対策関係業務庁費（糖尿病調査・普及啓発経費に限る。） 衛生関係指導者養成等委託費（心臓リハビリテーション調査・普及啓発事業費に限る。） 疾病予防対策事業費等補助金（脳卒中・心臓病等緊急総合支援事業費に限る。） 移植医療推進費のうち 移植対策事業費補助金（移植医療体制強化事業費に限る。） 原爆被爆者等援護対策費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 医薬品承認審査等推進費のうち 医薬品審査等業務庁費（輸出証明書等電子化推進事業費、バイオ後続品品質・臨床的同等性情報提供等推進事業費及び医療機器サイバーセキュリティ対応推進事業費に限る。） 医薬品等審査迅速化事業費補助金（国手数料徴収オンライン化事業費に限る。） 医薬品安全対策等推進費のうち 医薬品副作用等被害救済事務費等補助金（独立行政法人医薬品医療機器総合機構ウェブサイトシステム改修事業費に限る。）		医薬品適正使用推進費のうち 諸謝金（医薬品提供・販売制度等調査研究事業費に限る。） 職員旅費（医薬品提供・販売制度等調査研究事業費に限る。） 委員等旅費（医薬品提供・販売制度等調査研究事業費に限る。） 医薬品審査等業務庁費（電子処方箋利活用促進事業費及び医薬品提供・販売制度等調査研究事業費に限る。） 保健福祉調査委託費 血液製剤対策費のうち 血液確保事業等補助金（血しょう分画製剤国内自給等体制整備事業費に限る。） 医療技術実用化等推進費のうち 職員旅費（医療機器基本計画調査研究事業費に限る。） 薬事経済調査委託費（医療機器等サプライチェーンリスク評価等事業費及び医薬品・医療機器等製品データベース構築事業費に限る。） 医薬品等開発支援事業委託費（医薬品供給リスク等調査分析事業費、創薬エコシステム発展支援事業費、後発医薬品産業構造改革支援事業費、創薬クラスターキャンパス整備事業費、医療機器基本計画調査研究事業費、がん・難病全ゲノム解析等推進事業費、未承認薬等迅速解消促進調査事業費及び臨床研究法推進事業費に限る。） 医薬品等試験調査委託費（重点感染症ワクチン等開発体制整備事業費に限る。）

令和７年５月13日　火曜日　発行　官　報（号外国会議録）

		医薬品安定供給支援補助金 医療施設運営費等補助金（小児医薬品開発ネットワーク支援事業費、新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業費及び国際共同治験ワンストップ相談窓口事業費に限る。） 医療提供体制基盤整備費　のうち 医療提供体制推進事業費補助金（医療コンテナ活用促進事業費、医療施設等耐災害性強化事業費、災害・感染症医療業務従事者派遣医療機関設備整備事業費及び電子処方箋活用・普及促進事業費に限る。） 医療施設等設備整備費補助金（新興感染症対応力強化事業費、重点医師偏在対策支援区域（仮称）診療所承継・開業支援事業費、遠隔集中治療体制整備促進事業費、地域連携型周産期支援事業費、災害時歯科保健医療提供体制整備事業費及び被災地域病院歯科整備事業費に限る。） 医療施設等災害復旧費補助金 医療介護提供体制改革推進交付金 医療保険給付諸費のうち 医療保険制度関係業務庁費（共通算定モジュール開発等事業費、出産費用情報提供推進等経費、マイナンバーカード健康保険証利用促進事業費、後期高齢者医療制度周知広報費、データヘルス標準化検証経費及び療養費制度見直し等経費に限る。）			高齢者医療運営円滑化等補助金（レセプト情報等活用データヘルス推進事業費及び医療デジタルトランスフォーメーション活用保健事業費に限る。） 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金（国保総合システム等改修事業費、後期高齢者医療広域連合電算処理システム等改修事業費、国保総合システム最適化等改修事業費及び共通算定モジュール開発等事業費に限る。） 国民健康保険団体連合会等補助金（国保総合システム等改修事業費及び国保総合システム最適化等改修事業費に限る。） 国民健康保険制度関係業務事業費補助金（国民健康保険保険者標準事務処理システム改修等事業費に限る。） 医療費適正化推進費のうち 医療費適正化対策推進業務庁費（レセプト情報等活用データヘルス推進事業費に限る。） 地域保健対策費のうち 社会保障関係情報化業務庁費（自治体保健師能力向上推進事業費及び小規模自治体等保健師確保等モデル事業費に限る。） 健康増進対策費のうち 健康対策関係業務庁費（自治体検診情報連携モデル事業費、女性健康相談支援体制構築費及び国民健康・栄養調査オンラインシステム仕様検討経費に限る。） 衛生関係指導者養成等委託費（がん登録推進事業費に限る。）

		疾病予防対策事業費等補助金（がんゲノム情報レポジトリーシステム改修事業費及び健康管理システム改修事業費に限る。） 食品等安全確保対策費のうち 諸謝金（機能性表示食品等健康被害対策強化事業費に限る。） 職員旅費（機能性表示食品等健康被害対策強化事業費に限る。） 委員等旅費（機能性表示食品等健康被害対策強化事業費に限る。） 社会保障関係情報化業務庁費（機能性表示食品等健康被害対策強化事業費に限る。） 食品等試験検査費（機能性表示食品等健康被害対策強化事業費に限る。） 生活衛生対策費のうち 生活衛生関係営業対策調査委託費（火葬等許可事務システム標準化事業費に限る。） 生活衛生関係営業対策事業費補助金（経営支援等事業費に限る。） 中小企業最低賃金引上げ支援対策費のうち 諸謝金（中小企業・小規模事業者支援事業費に限る。） 庁費（中小企業・小規模事業者支援事業費に限る。） 労働条件研究調査等委託費（中小企業・小規模事業者支援事業費に限る。） 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（中小企業・小規模事業者支援事業費に限る。）			男女均等雇用対策費のうち 諸謝金（特定受託業務従事者就業環境整備事業費に限る。） 委員等旅費（特定受託業務従事者就業環境整備事業費に限る。） 労働条件研究調査等委託費（特定受託業務従事者就業環境整備事業費に限る。） 高齢者等雇用安定・促進費のうち 厚生労働統計調査費（毎月勤労統計調査改善事業費に限る。） 高齢者等雇用安定促進事業委託費（シルバー会員就業環境整備支援モデル事業費に限る。） 高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー会員契約適正化事業費に限る。） 若年者等職業能力開発支援費のうち 職業能力開発支援事業委託費（若者自立支援中央センター相談支援体制等強化事業費に限る。） 生活保護等対策費のうち 保健福祉調査委託費（生活保護業務デジタル化調査研究事業費及び地域共生社会人材養成等調査研究事業費に限る。） 自立相談支援事業従事者養成研修等委託費（医療扶助等デジタルトランスフォーメーション推進調査研究事業費、生活福祉資金貸付事務オンライン化調査研究事業費及び生活困窮者総合型就労支援モデル構築調査研究事業費に限る。）

社会事業学校等経営委託費（遠隔教育環境整備事業費に限る。）

社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金（退職手当共済緊急事業費に限る。）

社会福祉振興助成費補助金（生活困窮者等支援民間団体活動助成事業費に限る。）

遺族及留守家族等援護費　のうち

遺族及留守家族等援護事務委託費（昭和館機能強化事業費に限る。）

戦没者慰霊事業費のうち

遺骨収集等委託費（戦没者慰霊碑調査事業費に限る。）

遺骨収集等派遣費補助金（慰霊友好親善強化事業費に限る。）

中国残留邦人等支援事業費　のうち

引揚者援護費（旧中国帰国者定着促進センター工作物解体撤去費に限る。）

昭和館施設費

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費

障害保健福祉費のうち

保健福祉調査委託費（障害福祉システム標準仕様書改定事業費、障害福祉関係手続共通化事業費、障害者希望生活実現周知広報事業費、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費、就労選択支援実施体制整備事業費及び相談支援体制等強化事業費に限る。）

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（官民協働等女性支援加速化事業費、生活保護事務処理システム改修事業費、被保護者金銭管理支援モデル事業費、被保護者就労準備支援等加速化事業費、被保護者健康管理支援モデル事業費、貧困ビジネス対策事業費、重層的支援体制整備都道府県後方支援事業費、生活困窮者自立支援機能強化事業費、権利擁護支援モデル事業費、生活困窮者支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業費、被災者見守り・相談支援等緊急事業費、貸付審査生活福祉資金業務システム改修事業費、就労準備支援等導入事業費、介護福祉士修学資金等貸付事業費、外国人介護人材獲得強化・定着促進加速化事業費、社会福祉法人連携・協働支援事業費、介護未経験者マッチング機能強化モデル事業費、山脈型キャリアモデル普及促進モデル事業費、潜在介護福祉士等就職支援モデル事業費、外国人介護人材定着支援システム改修事業費及び支援給付システム改修事業費に限る。）

重層的支援体制整備事業交付金（多機関協働居住継続支援体制整備促進事業費に限る。）

地域福祉推進支援臨時特例交付金

自殺対策費のうち

地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業費に限る。）

社会福祉諸費のうち

衛生関係指導者養成等委託費（外国人介護人材定着支援システム改修事業費に限る。）

障害保健関係人材養成研修等委託費（自立支援医療等手続オンライン化調査研究事業費に限る。）

障害者総合支援事業費補助金（障害者自立支援給付審査支払等システム改修事業費、障害者自立支援機器効果実証・普及支援モデル事業費、障害者支援施設等先行的生産性向上推進事業費、障害福祉サービス事業所等サポート体制整備事業費、就労系障害福祉サービスＩＣＴ等導入支援事業費、農福連携推進モデル事業費、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費、障害者就労施設経営改善支援事業費、相談支援体制等強化事業費、生活介護生涯学習実施モデル事業費、障害福祉サービス事業所等環境改善事業費及び強度行動障害者支援中核的人材養成研修事業費に限る。）

社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

精神保健対策費補助金（依存症対策緊急総合支援事業費及び被災地心のケア緊急事業費に限る。）

介護保険制度運営推進費　　のうち

社会保障関係情報化業務庁費（介護人材確保・職場環境改善等支援事業費に限る。）

要介護認定調査委託費（介護保険システム基盤標準化推進事業費、介護テクノロジー開発等加速化事業費、訪問介護員魅力発信事業費及び2025年国際博覧会認知症情報発信準備事業費に限る。）

介護保険事業費補助金（介護保険制度見直し等システム改修事業費、ケアプランデータ連携システム構築事業費、介護テクノロジー導入・協働化等支援事業費、介護施設等環境改善事業費、認知症施策推進計画策定支援事業費、地域包括支援センターＩＣＴ等導入支援事業費、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費、介護人材確保福祉・労働施策連携体制強化事業費、介護関連データ利活用基盤構築事業費、科学的介護質向上支援等事業費、介護人材確保・職場環境改善等事業費、介護人材確保・職場環境改善等支援事業費及び介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業費に限る。）

社会福祉施設等災害復旧費補助金

社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

医療介護提供体制改革推進交付金

国際機関活動推進費のうち

経済協力開発機構等拠出金（東アジア・アセアン経済研究センター拠出金に限る。）

厚生労働調査研究等推進費　　のうち

国立研究開発法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金

社会保障・税番号活用推進費　　のうち

情報処理業務庁費

社会保障・税番号制度活用推進委託費

		社会保障・税番号制度システム整備費等補助金（マイナンバーカード健康保険証利用促進事業費及びマイナンバーカード健康保険証一体化システム改修事業費に限る。）	農林水産省	農林水産本省	（項）新市場創出対策費のうち 新市場創出対策調査等委託費（適正取引推進・消費者理解醸成対策事業費及び外食産業課題対応緊急対策事業費に限る。） 新市場創出対策事業費補助金（持続的食料システム確立緊急対策事業費、適正取引推進・消費者理解醸成対策事業費、フードテック支援事業費、持続可能な食品等流通緊急対策事業費及び食品ロス削減緊急対策事業費に限る。） 新市場創出対策整備費補助金 農林水産物・食品輸出促進対策費のうち 庁費（輸出促進緊急対策事業費に限る。） 農林水産物・食品輸出促進対策調査等委託費（輸出促進緊急対策事業費に限る。） 農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（輸出促進緊急対策事業費に限る。） 消費者・食農連携深化対策費のうち 消費者・食農連携深化対策調査等委託費（2025年国際博覧会政府出展事業費に限る。） 消費者・食農連携深化対策事業費補助金（食品アクセス確保緊急支援事業費に限る。） 食品の安全・消費者の信頼確保対策費のうち 分析技術活用食品の安全・消費者の信頼確保対策事業委託費（主要農畜水産物有害化学物質実態調査事業費に限る。）
	検疫所	（項）検疫所施設費のうち 施設施工庁費 施設整備費 検疫業務等実施費のうち 検疫庁費（成田空港検疫所体制整備事業費及び検疫所検査体制整備事業費に限る。） 輸入食品検査業務実施費のうち 食品試験検査費（輸入食品検査機器整備費に限る。）			
	厚生労働本省試験研究機関	（項）厚生労働本省試験研究所共通費のうち 庁舎等撤去費			
	国立障害者リハビリテーションセンター	（項）国立障害者リハビリテーションセンター運営費のうち 諸謝金（教育・福祉連携状況調査検討経費に限る。） 職員旅費（教育・福祉連携状況調査検討経費に限る。） 委員等旅費（教育・福祉連携状況調査検討経費に限る。） 更生援護庁費（教育・福祉連携状況調査検討経費、医療機器等緊急整備費及び重度障害者自立・社会参加促進事業費に限る。）			
	都道府県労働局	（項）若年者等職業能力開発支援費のうち 職業能力開発支援事業委託費（地域若者サポートステーション相談支援体制強化事業費に限る。）			

		食料安全保障確立対策費　のうち 政府開発援助職員旅費（国際農業問題検討等緊急支援事業費に限る。） 食料安全保障確立対策調査等委託費（不測時食料供給体制構築事業費、総合的備蓄等取組推進事業費及び違法輸入植物等流通実態調査事業費に限る。） 食料安全保障確立対策事業費補助金（食料等安定輸入体制確立緊急対策事業費、野菜種子安定供給緊急対策事業費及び産業動物遠隔診療推進事業費に限る。） 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金（国際農業問題検討等緊急支援事業費に限る。） 家畜伝染病予防費負担金 患畜処理手当等交付金 担い手育成・確保等対策費　のうち 担い手育成・確保等対策調査等委託費（雇用就農緊急対策事業費に限る。） 担い手育成・確保等対策事業費補助金（新規就農者確保緊急円滑化対策事業費及び雇用就農緊急対策事業費に限る。） 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金（担い手確保・経営強化支援事業費に限る。） 農地集積・集約化等対策費　のうち 農地集積・集約化等対策地方公共団体事業費補助金（機構集積協力金交付緊急対策事業費に限る。） 農地集積・集約化等対策推進交付金（中山間地域所得確保推進事業費に限る。）		国産農産物生産基盤強化等対策費　のうち 国際園芸博覧会出展施設施工旅費 国際園芸博覧会出展施設施工庁費 国産農産物生産基盤強化等対策調査等委託費（国産農産物生産基盤強化等緊急対策事業費に限る。） 国際園芸博覧会出展施設整備費 国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金（国産農産物生産基盤強化等緊急対策事業費に限る。） 国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金 新基本計画実装・農業構造転換支援地方公共団体整備費補助金 国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金（国産農産物生産基盤強化等緊急対策事業費に限る。） 鶏卵価格安定対策費補助金（鶏卵需給情報提供等緊急事業費に限る。） 国産農産物生産基盤強化等対策交付金（食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費に限る。） 水田活用直接支払交付金（畑作物産地形成促進事業費及び畑地化促進事業費に限る。） 農林水産業環境政策推進費　のうち 農林水産業環境政策推進調査等委託費（みどりの食料システム戦略緊急対策事業費に限る。）

令和７年５月13日　火曜日　発行　官　報（号外国会会議録）

				林業振興対策費のうち	
				林業振興事業費補助金（労働安全確保・経営力強化対策事業費及び外国人材林業技能確保対策事業費に限る。）	
				森林整備・林業等振興対策費のうち	
				国有林野森林整備・林業等振興管理費	
				森林整備・林業等振興調査等委託費	
				森林整備・林業等振興事業費補助金	
				森林整備・林業等振興地方公共団体事業費補助金	
			水産庁	（項）水産庁共通費のうち	
				施設整備費（電源施設整備費に限る。）	
				食料安全保障確立対策費のうち	
				政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金（国際漁業振興緊急協力事業費に限る。）	
				国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費	
				水産資源管理対策費のうち	
				水産資源管理対策調査等委託費（漁業複合化等対策事業費、スマート水産業推進緊急事業費及び2025年国際博覧会政府出展事業費に限る。）	
				漁業資源調査等委託費（水産資源調査・評価緊急推進事業費に限る。）	
				水産資源管理対策事業費補助金（スマート水産業推進緊急事業費及びさけ増殖資材緊急開発事業費に限る。）	
				水産業振興対策費のうち	
		農林水産業環境政策推進事業費補助金（みどりの食料システム戦略緊急対策事業費に限る。）			
		農林水産業環境政策推進交付金（みどりの食料システム戦略緊急対策事業費に限る。）			
		農山漁村活性化対策費のうち			
		農山漁村活性化対策推進交付金（中山間地農業推進対策事業費、最適土地利用総合対策事業費、農山漁村発イノベーション対策事業費及び鳥獣被害防止総合対策事業費に限る。）			
		農林水産統計調査費のうち			
		農林水産統計調査費（農林水産統計効率化手法検証等調査研究費に限る。）			
	農林水産本省検査指導機関	（項）農林水産本省検査指導所のうち			
		検査検疫庁費（重要病害虫侵入・まん延防止緊急対策事業費、アフリカ豚熱防疫体制整備事業費、アフリカ豚熱水際侵入防止緊急対策事業費及び監視伝染病検疫体制緊急整備事業費に限る。）			
	林野庁	（項）森林整備・保全費のうち			
		国有林野森林整備・保全管理費（シカ森林被害緊急対策事業費及び森林病害虫等被害拡大防止緊急対策事業費に限る。）			
		森林整備・保全地方公共団体事業費補助金（シカ森林被害緊急対策事業費に限る。）			
		森林病害虫等防除事業費補助金（森林病害虫等被害拡大防止緊急対策事業費に限る。）			

			水産業振興対策事業費補助金（漁業担い手確保緊急支援事業費及び養殖業体質強化緊急総合対策事業費に限る。） 共同利用漁船等復旧支援対策費補助金 水産業振興対策地方公共団体整備費補助金 漁村活性化対策費のうち 漁村活性化対策調査等委託費（漁業・水産流通業資材調査事業費及び漁場環境改善緊急対策事業費に限る。） 漁村活性化対策事業費補助金（海業振興緊急支援事業費に限る。） 漁村活性化対策地方公共団体事業費補助金 水産多面的機能発揮対策交付金（環境・生態系保全緊急対策事業費に限る。） 漁港施設災害復旧事業工事諸費			
経済産業省	経済産業本省	（項）	経済構造改革推進費のうち 中小企業経済構造改革推進事業費補助金（中堅・中小企業省人化等大規模成長投資促進事業費に限る。） 対外経済政策推進費のうち 対外経済政策推進事業委託費 対外経済政策推進事業費補助金 独立行政法人日本貿易振興機構施設整備費 産業技術・環境・産業標準政策推進費　のうち 産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等委託費（廃炉・汚染水・処理水対策事業費に限る。） 産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（放射性物質研究拠点施設等運営事業費に限る。）			中小企業産業技術・環境・産業標準政策推進事業費補助金 国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費 独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費 情報処理・サービス・製造産業振興費　のうち 中小企業情報処理・サービス・製造産業振興事業委託費（スポーツエンターテインメント・コンテンツ海外展開基盤強化事業費、クリエイター事業者支援事業費及び先端技術活用介護予防サービス等開発検証事業費に限る。） 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業委託費（自動運転サービス開発・実証支援事業費及び2025年国際博覧会事業費に限る。） 情報処理・サービス・製造産業振興事業費補助金（再生・細胞医療・遺伝子治療製造設備整備事業費に限る。） 中小企業情報処理・サービス・製造産業振興事業費補助金（地方若手人材発掘育成支援事業費、持続可能な物流効率化実証事業費、地域未来人材育成支援民間サービス等利活用促進事業費、スポーツエンターテインメント・コンテンツ海外展開支援事業費、クリエイター事業者支援事業費、伝統的工芸品産業災害復興事業費、先端技術活用メンタルヘルスサービス開発支援事業費、介護デジタルトランスフォーメーション利用抜本的現場改善事業費及びデジタルヘルスケア開発・導入加速化事業費に限る。）

		情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（2025年国際博覧会事業費に限る。） 半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費　のうち 半導体・人工知能関連技術基盤強化対策委託費 地域経済政策推進費のうち 中小企業地域経済政策推進事業委託費（多核種除去設備等処理水海洋放出関連水産業緊急支援事業費に限る。） 中小企業地域経済政策推進事業費補助金（多核種除去設備等処理水海洋放出関連水産業緊急支援事業費に限る。）	国土交通省	国土交通本省	（項）住宅市場整備推進費のうち 住宅市場整備推進等事業費補助金（既存住宅省エネ改修等事業費及び建築確認円滑化支援事業費に限る。） 総合的バリアフリー推進費　のうち 総合的バリアフリー推進調査費（こども連れ移動環境整備促進緊急調査費に限る。） 海洋環境対策費のうち 海洋環境対策調査費（高濃度バイオ燃料混合油環境影響調査費に限る。） 地球温暖化防止等対策費　のうち 地球温暖化防止等対策調査費（グリーンインフラ社会実装調査費、物流業生産性向上促進調査費及び商用電動車性能評価等調査費に限る。） 流通業務脱炭素化促進事業費補助金 水害・土砂災害対策費のうち 水害・土砂災害対策調査費（土砂災害警戒区域検証調査費に限る。） 公共交通等安全対策費のうち 職員旅費（国際民間航空機関国際連携強化事業費に限る。） 公共交通等安全対策調査費（自動車整備業賃上げ促進調査費、脱炭素燃料海上輸送等調査費、国際民間航空機関国際連携強化事業費及び航空機操縦士等女性活躍推進調査費に限る。） 独立行政法人航空大学校施設整備費
	資源エネルギー庁	（項）エネルギー需給構造高度化対策費 鉱物資源安定供給確保費　のうち 鉱物資源安定供給確保事業費補助金（鉱物サプライチェーン多角化・安定化事業費及び南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業費に限る。）			
	中小企業庁	（項）中小企業政策推進費のうち 中小企業政策推進事業委託費（中小企業活性化・事業承継総合緊急支援事業費、インボイス相談窓口事業費、中小企業取引緊急対策事業費、よろず支援拠点事業費及び経営相談体制強化事業費に限る。） 中小企業政策推進事業費補助金（なりわい再建支援事業費、なりわい再建資金利子補給事業費、経営相談体制強化事業費及び被災商店街等再建支援事業費に限る。） 中小企業特定施設等災害復旧費補助金			

		総合的物流体系整備推進費　のうち 総合的物流体系整備推進調査費（災害連携協定締結促進調査費、物流業生産性向上促進調査費、港湾サイバーセキュリティ対策強化調査費、港湾水素等受入環境整備調査費及び港湾循環経済促進調査費に限る。） 物流効率化等推進事業費補助金 都市・地域づくり推進費　のうち 都市・地域づくり推進調査費（二地域居住等促進プラットフォーム構築支援調査費及び半島振興連携促進調査費に限る。） 二地域居住等促進事業費補助金 地域公共交通維持・活性化推進費　のうち 地域公共交通維持・活性化推進調査費（地域公共交通再構築調査費、交通空白解消官民連携パイロットプロジェクト事業費、地域交通デジタル活用推進調査費、交通キャッシュレス等高度化推進調査費及び自家用車活用事業等調査費に限る。） 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 社会資本整備・管理効率化推進費　のうち 社会資本整備・管理効率化推進調査費（国土交通データプラットフォーム活用高度化調査費、地盤情報活用促進調査費、官民連携社会資本整備等推進調査費及び地域インフラ群再生戦略マネジメント推進調査費に限る。） 官民連携社会資本整備等推進費補助金（官民連携社会資本整備等緊急推進事業費に限る。）			不動産市場整備等推進費　のうち 不動産市場整備等推進調査費（不動産業生産性向上促進調査費及び不動産市場環境整備推進調査費に限る。） 建設市場整備推進費のうち 建設市場整備推進調査費（建設機械施工管理技術検定試験実施体制効率化調査費及び建設業生産性向上促進調査費に限る。） 建設市場整備推進事業費補助金 国土調査費のうち 測量庁費（国土調査法基本調査費に限る。） 自動車運送業市場環境整備推進費　のうち 自動車運送業市場環境整備推進調査費（外国人材受入環境整備調査費、ドライバーシェア推進調査費、自動車運送業行政手続オンライン化推進調査費及び多重下請構造是正等調査費に限る。） 海事産業市場整備等推進費　のうち 技術研究開発調査費（自動運航船普及推進調査費及び洋上風力発電施設作業船導入環境整備調査費に限る。） 海事産業市場整備等推進調査費（造船業人材確保・育成推進調査費に限る。） 独立行政法人海技教育機構施設整備費 独立行政法人海技教育機構船舶建造費 国土形成推進費のうち 国土形成推進調査費（ビッグデータ等活用旅客流動分析調査費、国土形成計画策定調査費、国土数値情報調査費及び防災地理情報利活用促進調査費に限る。）

		地理空間情報整備・活用推進費　のうち 地理空間情報整備・活用推進調査費（人流データ活用推進調査費、地理空間情報連携基盤構築設計調査費及び筆界データ活用推進調査費に限る。） 北海道総合開発推進費のうち 北海道総合開発推進調査費（雪氷熱利用促進調査費に限る。） 民族共生象徴空間運営委託費（誘客推進事業費に限る。） 技術研究開発推進費のうち 技術研究開発調査費（建設業生産性向上促進調査費、新技術活用積算業務等効率化調査費、建設機械等施工高度化技術導入推進調査費、歩行者移動支援推進調査費及び次世代高規格ユニットロードターミナル構築調査費に限る。） 技術研究開発委託費（運輸技術研究開発推進事業費に限る。） 独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費 情報化推進費のうち 情報処理業務庁費（業務デジタル化推進費、高速ネットワーク等環境整備費、オープンイノベーション創出等推進調査費及びサイバーセキュリティ対策強化事業費に限る。） 国際協力費のうち 経済協力調査委託費（スマートシティ等海外展開推進調査事業費及び国際物流多元化・強靭化緊急調査事業費に限る。） 都市開発案件形成支援事業費補助金 水資源開発施設災害復旧事業費		国土地理院	（項）災害情報整備推進費のうち 測量庁費（防災地理情報整備費及び地殻活動観測経費に限る。） 地理空間情報整備・活用等推進費　のうち 測量庁費（地理空間情報デジタル化推進費及び電子基準点網耐災害性強化費に限る。） 技術研究開発推進費のうち 地理地殻活動研究調査費（地殻変動把握技術調査費及び地理情報解析調査費に限る。）	
				地方整備局	（項）地方整備局施設費のうち 施設整備費	
				地方運輸局	（項）地方運輸局共通費のうち 庁費（衛星通信設備等整備費に限る。）	
				観光庁	（項）観光振興費のうち 観光振興調査費（観光再生支援調査費、観光地・観光産業人材不足対策調査費、宿泊業再生促進調査費、高付加価値旅行者誘客支援調査費及び地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開調査費に限る。）	
				気象庁	（項）観測予報等業務費のうち 観測予報庁費（防災気象情報高度化緊急対策事業費に限る。） 技術研究開発業務庁費（防災気象情報高度化緊急対策事業費に限る。） 海洋気象観測船建造費	
				運輸安全委員会	（項）運輸安全委員会のうち 公共交通等安全対策調査費（事故等調査用機器緊急整備費に限る。）	
				海上保安庁	（項）海上保安官署共通費のうち 校費（教育訓練用資器材緊急整備費及び海上保安官人材確保事業費に限る。）	

環境省	環境本省	（項）	船舶交通安全及海上治安対策費のうち 情報処理業務庁費（情報システム整備費及び照会業務システム開発費に限る。） 通信業務庁費（通信機器整備費に限る。） 水路業務庁費（地殻変動観測装置整備費及び自律型海洋観測装置整備費に限る。） 装備費（テロ対策等資機材緊急整備費に限る。） 被服費（勤務環境改善に係る被服費に限る。） 船舶購入費 船舶交通安全基盤災害復旧事業費 船舶交通安全基盤災害復旧事業工事諸費 地球温暖化対策推進費のうち 環境保全調査費（二酸化炭素利用・固定化技術社会実装加速化検討経費に限る。） 地球環境保全費のうち 政府開発援助国際自然保護連合等拠出金（二国間クレジット制度推進欧州復興開発銀行拠出金に限る。） 資源循環政策推進費のうち 職員旅費（災害廃棄物処理対応検証等経費に限る。） 環境保全調査費（地域資源循環促進調査費、食品ロス削減等循環型社会促進事業費、資源循環ネットワーク・拠点構築調査費、自動車再生材供給拡大産官学連携推進調査費、地産地消型資源循環加速化事業費、再資源化事業等高度化推進経費、不適正ヤード規制制度構築費、バーゼル条約事務手続効率化調査検討経費及び災害廃棄物処理対応検証等経費に限る。） 循環型社会形成推進事業費補助金	防衛省	防衛本省	（項）	産業廃棄物適正処理推進費補助金（ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策環境整備事業費に限る。） 経済協力開発機構等拠出金（アフリカ廃棄物管理プロジェクト形成促進国際機関拠出金に限る。） 生物多様性保全等推進費のうち 職員旅費（能登半島地域自然活用創造的復興推進事業費及びクマ類被害対策事業費に限る。） 環境保全調査費（能登半島自然環境調査費、国立公園利用推進事業費、能登半島地域自然活用創造的復興推進事業費、クマ類被害対策事業費及び希少種保護対策費に限る。） 環境・経済・社会の統合的向上費のうち 環境保全調査費（2025年国際博覧会出展事業費に限る。） 環境政策基盤整備費のうち 公害調査費（有機フッ素化合物ばく露評価等調査費に限る。） 公害調査等委託費（有機フッ素化合物対策技術実証事業費に限る。） 環境保全研究費補助金（研究開発型スタートアップ緊急支援事業費に限る。） 環境調査研修所のうち 試験研究費（水俣病総合研究機器整備費に限る。） 環境調査研修所施設費 自然公園等施設災害復旧事業費 令和３年度甲Ｖ型警備艦建造費

丁号　国庫債務負担行為補正

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
裁判所	裁判所	司法情報システム整備等	37,155,472	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	司法情報システムの整備等については、多くの日数を要するため
会計検査院	会計検査院	国税電子申告データ検査システム整備等	176,043	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	国税電子申告データ検査システムの整備等については、多くの日数を要するため
内閣	内閣官房	内閣官房施設整備				
		既定	1,046,580	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	
		追加	553,943	同	令和６年度及び令和７年度	総理大臣官邸の施設の整備については、多くの日数を要するため
		改定	1,600,523	—	—	
		情報通信施設整備	1,345,300	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	情報通信施設の整備については、多くの日数を要するため
		情報収集衛星システム開発等				
		既定	116,385,052	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追加	29,764,655	同	同	情報収集衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため
		改定	146,149,707	—	—	
	人事院	人事院施設整備	2,411,365	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	人事院施設の整備については、多くの日数を要するため
内閣府	内閣本府	内閣本府施設整備				
		既定	50,370,172	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追加	228,690	同	令和６年度及び令和７年度	食品安全委員会施設の整備については、多くの日数を要するため
		改定	50,598,862	—	—	
		沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助	1,288,540	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	沖縄科学技術大学院大学学園が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

		沖縄道路交通円滑化事業				
		既　　定	19,260,000	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	
		追　　加	3,240,000	同	同	一般国道58号恩納高架橋（その７）ほか５箇所の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	22,500,000	—	—	
		沖縄港湾改修事業				
		既　　定	14,448,000	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	
		追　　加	2,280,000	同	令和７年度	平良港及び石垣港の改修工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	16,728,000	—	—	
		沖縄道路更新防災等対策事業費補助	468,000	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄港湾改修事業費補助	90,000	令和６年度	令和７年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄農業農村整備事業費補助	1,783,000	令和６年度	令和７年度	農業農村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	宇宙開発戦略推進事務局	実用準天頂衛星システム開発等	63,274,200	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	実用準天頂衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため
	公正取引委員会	公正取引委員会施設整備	3,276,020	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	公正取引委員会施設の整備については、多くの日数を要するため
	警　察　庁	警察通信機器整備				
		既　　定	2,041,090	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　　加	472,090	同	令和８年度	警察通信機器の整備については、多くの日数を要するため
		改　　定	2,513,180	—	—	
		航空機購入	1,902,431	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	警察用ヘリコプターの購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
	個人情報保護委員会	個人情報保護委員会施設整備	379,170	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	個人情報保護委員会施設の整備については、多くの日数を要するため

デジタル庁	デジタル庁	情報通信技術調達				
		既定	455,342,908	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追加	9,058,987	同	同	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		改定	464,401,895	—	—	
法務省	出入国在留管理庁	個人番号カード管理システム等改修	1,694,000	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	個人番号カード管理システム等の改修については、多くの日数を要するため
外務省	外務本省	政府賓客接遇等業務	2,541,349	令和６年度	令和７年度	令和７年に開催される2025年国際博覧会参加国の政府賓客に対する接遇等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
財務省	税関	税関監視艇建造	716,440	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	税関監視艇の建造については、多くの日数を要するため
文部科学省	文部科学本省	独立行政法人国立高等専門学校機構船舶建造費補助	5,720,524	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	独立行政法人国立高等専門学校機構が施行する実習船代船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		特定先端大型研究施設整備費補助	53,404,941	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	国立研究開発法人理化学研究所及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が施行する特定先端大型研究施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立大学法人施設整備費補助				
		既定	20,367,248	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追加	997,414	同	令和６年度以降３箇年度以内	国立大学法人が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	21,364,662	—	—	
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助				
		既定	8,235,248	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	
		追加	2,550,000	同	令和６年度以降５箇年度以内	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	10,785,248	—	—	

		国際宇宙ステーション開発費補助				
		既　　定	13,708,088	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	
		追　　加	20,594,488	同	令和６年度以降５箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改　　定	34,302,576	—	—	
		基幹ロケット高度化推進費補助	21,862,214	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う基幹ロケット高度化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		月面探査システム開発費補助	49,000,000	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う月面探査システム開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費補助	1,549,060	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	国立研究開発法人科学技術振興機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人理化学研究所施設整備費補助	28,435,000	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	国立研究開発法人理化学研究所が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費補助				
		既　　定	140,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　　加	6,106,030	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改　　定	6,246,030	—	—	
		国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	令和６年度	令和９年度まで１箇年度延長	令和５年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和６年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和９年度まで１箇年度延長する必要があるため

		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助				
		既　定	1,000,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　加	10,683,410	同	令和６年度以降５箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改　定	11,683,410	—	—	
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	735,000	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林水産省	農林水産本省	国際博覧会政府出展事業	20,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	令和７年に開催される2025年国際博覧会における政府出展事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		かんがい排水事業				
		既　定	24,357,520	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	
		追　加	382,000	同	令和７年度	和賀中央地区村崎野幹線用水路他整備工事ほか４件の工事については、多くの日数を要するため
		改　定	24,739,520	—	—	
		農用地再編整備事業				
		既　定	1,940,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　加	80,000	同	令和７年度	道前平野地区北条新田排水機場遊水池整備その他工事については、多くの日数を要するため
		改　定	2,020,000	—	—	
		農業競争力強化基盤整備事業費補助				
		既　定	199,680	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　加	338,500	同	令和７年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改　定	538,180	—	—	

		農村地域防災減災事業費補助				
		既　　定	462,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　　加	458,500	同	令和７年度	農村地域防災減災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改　　定	920,500	—	—	
	林　野　庁	治　山　事　業				
		既　　定	2,335,000	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	
		追　　加	667,000	同	令和７年度	常願寺川地区ほか４地区の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	3,002,000	—	—	
		国有林野内治山事業				
		既　　定	1,146,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　　加	2,527,000	同	令和７年度	蔦川地区ほか30地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	3,673,000	—	—	
		治山事業費補助				
		既　　定	1,789,900	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　　加	3,449,000	同	令和７年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改　　定	5,238,900	—	—	
		森林環境保全整備事業				
		既　　定	5,021,200	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　　加	2,316,000	同	令和７年度	上川北部地区ほか11地区の造林事業並びに石狩空知地区及び渡島檜山地区の林道の新設及び改良工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	7,337,200	—	—	

		森林環境保全整備事業費補助				
		既定	180,850	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追加	428,000	同	令和７年度	森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	608,850	—	—	
	水産庁	漁業取締船建造	2,990,884	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	漁業取締船の建造については、多くの日数を要するため
		特定漁港漁場整備事業	920,000	令和６年度	令和７年度	日本海西部地区ほか２地区の特定漁港漁場整備事業については、多くの日数を要するため
		水産物供給基盤整備事業費補助				
		既定	1,084,999	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追加	388,000	令和６年度	令和７年度	水産物供給基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	1,472,999	—	—	
		水産資源環境整備事業費補助	1,498,000	令和６年度	令和７年度	水産資源環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
経済産業省	経済産業本省	中堅・中小企業省人化等大規模成長投資促進事業費補助	300,000,000	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	中堅・中小企業省人化等大規模成長投資促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助	72,400,000	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	グローバルサウス未来志向型共創等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費補助	54,300,000	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	国立研究開発法人産業技術総合研究所が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際博覧会事業	15,805,192	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	令和７年に開催される2025年国際博覧会における開発途上国の出展支援事業等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		再生・細胞医療・遺伝子治療製造設備整備費補助	38,332,306	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	再生・細胞医療・遺伝子治療製造設備の整備については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際博覧会整備等事業費補助	15,228,501	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	令和７年に開催される2025年国際博覧会における整備等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	資源エネルギー庁	旧鉱物採掘区域防災対策事業費補助	7,133,367	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	南海トラフ巨大地震に備えた旧鉱物採掘区域防災対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
国土交通省	国土交通本省	無電柱化推進事業費補助				
		既定	1,174,987	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追加	487,850	同	令和６年度以降３箇年度以内	無電柱化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	1,662,837	—	—	
		国営公園整備	293,000	令和６年度	令和７年度	国営常陸海浜公園ほか３箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		総合水系環境整備事業				
		既定	5,505,071	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	
		追加	262,000	令和６年度	令和７年度	名取川水系ほか４水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
		改定	5,767,071	—	—	
		河川改修事業				
		既定	111,829,541	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追加	7,591,980	同	令和６年度以降３箇年度以内	最上川ほか11河川の改修工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		改定	119,421,521	—	—	
		河川維持修繕				
		既定	51,371,078	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追加	3,916,680	同	令和６年度以降４箇年度以内	北上川ほか９河川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		改定	55,287,758	—	—	

		堰堤維持				
		既定	28,968,322	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追加	250,000	同	令和６年度以降３箇年度以内	利根川北千葉導水路の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		改定	29,218,322	—	—	
		河川総合開発事業				
		既定	82,707,200	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追加	2,557,000	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	九頭竜川足羽川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		改定	85,264,200	—	—	
		河川工作物関連応急対策事業				
		既定	14,611,000	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追加	1,778,700	同	令和６年度以降３箇年度以内	小貝川ほか７河川の河川工作物関連応急対策工事については、多くの日数を要するため
		改定	16,389,700	—	—	
		堰堤改良事業				
		既定	15,770,000	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追加	38,000	同	令和７年度	利根川相俣ダムの改良工事については、多くの日数を要するため
		改定	15,808,000	—	—	
		堰堤改良費補助	785,000	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	堰堤改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		特定洪水対策等推進事業費補助				
		既定	4,217,000	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	
		追加	63,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	特定洪水対策等推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	4,280,000	—	—	

		多目的ダム建設事業				
		庄川利賀ダム建設工事				
		既　　定	616,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　　加	1,294,000	同	令和７年度	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	1,910,000	—	—	
		豊川設楽ダム建設工事				
		既　　定	2,677,000	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	
		追　　加	1,510,000	同	令和６年度及び令和７年度	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	4,187,000	—	—	
		鳴瀬川鳴瀬川総合開発建設工事				
		既　　定	2,136,000	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	
		追　　加	600,000	同	令和７年度	鳴瀬川鳴瀬川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	2,736,000	—	—	
		砂防事業				
		既　　定	28,822,107	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	
		追　　加	11,488,000	同	同	最上川水系ほか22水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	40,310,107	—	—	
		砂防管理				
		既　　定	426,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　　加	370,000	同	令和７年度	桜島の砂防設備維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	796,000	—	—	

		海岸保全施設整備事業				
		既　定	16,535,800	令和6年度	令和6年度以降4箇年度以内	
		追　加	2,930,000	同	令和6年度及び令和7年度	千葉港海岸ほか9海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
		改　定	19,465,800	—	—	
		道路更新防災対策事業				
		既　定	32,097,000	令和6年度	令和6年度以降5箇年度以内	
		追　加	900,000	同	令和6年度及び令和7年度	一般国道愛知1号熱田伝馬道路(その4)ほか2箇所の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため
		改　定	32,997,000	—	—	
		道路修繕事業				
		既　定	236,358,300	令和6年度	令和6年度以降5箇年度以内	
		追　加	6,750,000	同	令和7年度	一般国道滋賀1号修繕ほか28箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		改　定	243,108,300	—	—	
		雪寒地域道路交通確保事業				
		既　定	1,402,000	令和6年度	令和6年度及び令和7年度	
		追　加	400,000	同	令和7年度	一般国道新潟7号新潟防雪の雪寒工事については、多くの日数を要するため
		改　定	1,802,000	—	—	
		道路交通安全施設等整備事業				
		既　定	33,468,000	令和6年度	令和6年度以降3箇年度以内	
		追　加	1,100,000	同	令和7年度	一般国道宮城4号増田地下横断歩道(その4)ほか7箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
		改　定	34,568,000	—	—	

		交通事故重点対策道路事業				
		既　　定	16,389,000	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	
		追　　加	675,000	同	令和７年度	一般国道岩手４号川久保交差点改良（その２）ほか４箇所の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	17,064,000	—	—	
		道路更新防災等対策事業費補助				
		既　　定	11,568,916	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	
		追　　加	1,963,444	同	令和６年度以降３箇年度以内	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改　　定	13,532,360	—	—	
		道路交通安全施設等整備事業費補助				
		既　　定	882,750	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追　　加	242,000	同	令和７年度	交通安全施設等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改　　定	1,124,750	—	—	
		港湾改修事業				
		既　　定	74,887,000	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	
		追　　加	31,543,000	同	同	東京港ほか14港の改修工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	106,430,000	—	—	
		港湾改修事業費補助				
		既　　定	3,156,000	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	
		追　　加	40,000	令和６年度	令和７年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改　　定	3,196,000	—	—	

		地域連携道路事業				
		既　定	436,989,000	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追　加	31,275,000	同	令和６年度以降３箇年度以内	高速自動車国道茨城東関東自動車道水戸線潮来鉾田道路（その７）ほか43箇所の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
		改　定	468,264,000	—	—	
		地域連携道路事業費補助				
		既　定	32,490,950	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追　加	8,606,550	同	令和６年度以降４箇年度以内	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改　定	41,097,500	—	—	
		道路交通円滑化事業				
		既　定	238,250,000	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追　加	12,642,000	同	令和６年度以降３箇年度以内	一般国道静岡１号藤枝道路（その５）ほか27箇所の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
		改　定	250,892,000	—	—	
		道路交通円滑化事業費補助				
		既　定	825,000	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	
		追　加	220,000	同	令和７年度	交通円滑化事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改　定	1,045,000	—	—	
		離島農業農村整備事業費補助	130,000	令和６年度	令和７年度	農業農村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		離島水産基盤整備事業費補助				
		既　定	721,533	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　加	43,000	同	令和７年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改　定	764,533	—	—	
		北海道海岸保全施設整備事業	380,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	胆振海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため

		北海道国有林野内治山事業				
		既　　定	60,000	令和６年度	令和７年度	
		追　　加	320,000	同	同	十勝岳（白金）地区及びえりも地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	380,000	—	—	
		北海道河川改修事業				
		既　　定	41,659,645	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	
		追　　加	10,195,020	同	令和６年度以降３箇年度以内	石狩川ほか４河川の改修工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	51,854,665	—	—	
		北海道河川維持修繕				
		既　　定	5,867,300	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　　加	256,320	同	令和７年度	石狩川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	6,123,620	—	—	
		石狩川幾春別川総合開発建設工事				
		既　　定	2,245,000	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	
		追　　加	560,000	同	令和７年度	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	2,805,000	—	—	
		北海道砂防事業				
		既　　定	1,452,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　　加	1,054,000	同	令和６年度以降３箇年度以内	石狩川水系及び十勝川水系の砂防工事並びにこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	2,506,000	—	—	
		北海道道路更新防災対策事業				
		既　　定	8,070,000	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	
		追　　加	380,000	同	令和７年度	一般国道453号上久保内道路の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	8,450,000	—	—	

		北海道地域連携道路事業				
		既　定	45,875,000	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	
		追　加	4,920,000	同	令和６年度及び令和７年度	一般国道333号水穂旭野道路（その６）ほか10箇所の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
		改　定	50,795,000	—	—	
		北海道道路修繕事業				
		既　定	42,559,000	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追　加	2,750,000	同	令和７年度	一般国道５号修繕ほか27箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		改　定	45,309,000	—	—	
		北海道港湾改修事業				
		既　定	3,510,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　加	5,318,000	同	令和７年度	室蘭港ほか14港の改修工事については、多くの日数を要するため
		改　定	8,828,000	—	—	
		北海道総合水系環境整備事業				
		既　定	380,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　加	76,000	同	令和７年度	釧路川水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
		改　定	456,000	—	—	
		北海道道路交通安全施設等整備事業				
		既　定	8,114,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　加	190,000	同	令和７年度	一般国道391号標茶路肩改良（その２）の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
		改　定	8,304,000	—	—	
		北海道交通事故重点対策道路事業				
		既　定	2,110,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　加	335,000	同	令和７年度	一般国道12号野幌末広町交差点改良ほか２箇所の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
		改　定	2,445,000	—	—	

		北海道かんがい排水事業				
		既　　定	4,963,000	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	
		追　　加	3,500,000	令和６年度	令和７年度	北海地区北海幹線用水路付帯施設整備工事ほか５件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	8,463,000	—	—	
		北海道農用地再編整備事業				
		既　　定	1,200,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　　加	4,073,000	同	令和７年度	岩見沢北村地区豊正13・14工区区画整理工事ほか５件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	5,273,000	—	—	
		北海道総合農地防災事業				
		既　　定	480,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　　加	500,000	同	令和７年度	産士地区南産士地域農地保全工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		改　　定	980,000	—	—	
		北海道特定漁港漁場整備事業				
		既　　定	1,859,000	令和６年度	令和６年度及び令和７年度	
		追　　加	932,000	同	令和７年度	大島漁港ほか４漁港の特定漁港漁場整備事業については、多くの日数を要するため
		改　　定	2,791,000	—	—	
		北海道治山事業費補助	891,000	令和６年度	令和７年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道道路更新防災等対策事業費補助	163,472	令和６年度	令和７年度	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

北海道道路交通安全施設等整備事業費補助	30,000	令和６年度	令和７年度	交通安全施設等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道農業競争力強化基盤整備事業費補助				
既定	1,368,000	令和６年度	令和７年度及び令和８年度	
追加	628,000	同	令和７年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
改定	1,996,000	—	—	
北海道森林環境保全整備事業費補助	86,000	令和６年度	令和７年度	森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道水産基盤整備事業費補助	1,486,000	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
官庁営繕				
既定	24,532,908	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	
追加	6,310,214	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	官庁施設の営繕工事等については、多くの日数を要するため
改定	30,843,122	—	—	
道路災害復旧事業				
既定	1,000,000	令和６年度	令和７年度	
追加	7,800,000	同	令和６年度以降３箇年度以内	一般国道新潟８号青海地区道路ほか３箇所の災害復旧工事については、多くの日数を要するため
改定	8,800,000	—	—	
河川大規模災害関連事業				
既定	13,777,000	令和６年度	令和７年度以降３箇年度以内	
追加	19,675,000	同	令和６年度以降３箇年度以内	阿武隈川ほか３河川の大規模災害関連工事並びに那珂川及び久慈川の大規模災害関連事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
改定	33,452,000	—	—	

	気　象　庁	気象レーダー製作等				
		既　定	432,598	令和６年度	令和７年度及び令和８年度	
		追　加	1,084,973	同	令和６年度以降４箇年度以内	気象レーダーの製作等については、多くの日数を要するため
		改　定	1,517,571	—	—	
		観測機器整備	1,813,720	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	観測機器の整備については、多くの日数を要するため
		海洋気象観測船代船建造	14,270,248	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	海洋気象観測船の代船建造については、多くの日数を要するため
	海上保安庁	航空機整備	1,058,935	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	航空機の整備については、その改修に多くの日数を要するため
		大型巡視船建造				
		既　定	47,283,504	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	
		追　加	18,782,479	同	令和６年度以降５箇年度以内	3,500トン型巡視船の建造については、多くの日数を要するため
		改　定	66,065,983	—	—	
		小型巡視船代船建造				
		既　定	3,654,234	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	
		追　加	3,686,773	同	令和６年度以降４箇年度以内	航路標識等維持管理用180トン型巡視船の代船建造については、多くの日数を要するため
		改　定	7,341,007	—	—	
防　衛　省	防衛本省	自衛隊施設整備				
		既　定	556,674,075	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追　加	56,010,098	同	令和６年度以降４箇年度以内	武山駐屯地隊庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
		改　定	612,684,173	—	—	
		提供施設移設整備				
		既　定	253,351,202	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	
		追　加	80,039,592	同	令和６年度以降３箇年度以内	キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区ほか６箇所の施設の移設工事については、多くの日数を要するため
		改　定	333,390,794	—	—	

令和六年度一般会計補正予算（第１号）に関する報告書

一　補正予算の要旨

本補正予算は、令和六年十一月二十二日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことにより所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、令和六年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

歳入	
当初	一一二、五七一、六八八百万円
補正	一三、九四三、二八五百万円
計	一二六、五一四、九七四百万円
歳出	
当初	一一二、五七一、六八八百万円
補正	一三、九四三、二八五百万円
計	一二六、五一四、九七四百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入	
1　租税及印紙収入	三、八二七、〇〇〇百万円
2　税外収入	一、八六六、七九五百万円
3　公債金	六、六九〇、〇〇〇百万円
(一)　公債金	三、〇八〇、〇〇〇百万円
(二)　特例公債金	三、六一〇、〇〇〇百万円
4　前年度剰余金受入	一、五五九、四九〇百万円
計	一三、九四三、二八五百万円
歳出	
1　日本経済・地方経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～	五、七五〇、四五四百万円
2　物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～	三、三八九、六六七百万円
3　国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～	四、七九〇、九〇二百万円
4　その他の経費	一七六、七九九百万円
5　国債整理基金特別会計へ繰入	四二五、八九一百万円
6　地方交付税交付金	一、〇三九、八四三百万円
7　既定経費の減額	一、六三〇、二七〇百万円
計	△　一三、九四三、二八五百万円

二　補正予算の修正議決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、おおむね妥当なものと認めるが、令和六年能登半島地震及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による被害からの復旧・復興に当たって、財源確保に支障が生じないことを明確化するための修正を行う必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、日本維新の会、れいわ新選組及び日本共産党から、それぞれ、「令和六年度一般会計補正予算（第１号）、令和六年度特別会計補正予算（特第１号）及び令和六年度政府関係機関補正予算（機第１号）につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出され、また、立憲民主党・無所属から「令和六年度一般会計補正予算（第１号）に対する修正案」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

令和六年十二月十二日

予算委員長　安住　淳

衆議院議長　額賀福志郎殿

〔別紙〕

令和６年度一般会計補正予算（第１号）修正

令和６年度一般会計補正予算（第１号）を次のように修正する。

第11条の次に次の一条を加える。

第12条　令和６年度一般会計予算総則第19条の次に次の一条を加える。

（予備費の使用）

第20条　「甲号歳出予算」に計上した予備費1,000,000,000千円から令和６年４月23日、同年６月28日、同年９月10日、同年10月11日、同月18日、同年11月22日及び同年12月10日に使用決定した金額を除く金額のうち100,000,000千円については、令和６年能登半島地震及び令和６年９月20日から同月23日までの間の豪雨による被害の被災者の生活及び生業の再建その他同被害からの復旧・復興に要する経費に使用する。

令和六年度特別会計補正予算（特第１号）

右

国会に提出する。

令和六年十二月九日

内閣総理大臣　石破　茂

令和６年度特別会計補正予算

予算総則補正

第１条　次に掲げる各特別会計の令和６年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	国債整理基金
財務省及び国土交通省所管	財政投融資
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険
内閣府及び厚生労働省所管	年金
農林水産省所管	食料安定供給
	国有林野事業債務管理
経済産業省所管	特許
国土交通省所管	自動車安全
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	東日本大震災復興

第２条　各特別会計において、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第３条　各特別会計において、「財政法」第15条第１項の規定により令和６年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第４条　「特別会計に関する法律」第５条第２項の規定により、各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添付する。

第５条　令和６年度特別会計予算総則第７条第１項の各特別会計の借入金の限度額の表中

「

自動車安全	空港整備勘定	36,000,000

」

を

「

自動車安全	空港整備勘定	40,800,000

」

に改める。

２　令和６年度特別会計予算総則第７条第４項に定める食料安定供給特別会計食糧管理勘定における「特別会計に関する法律」第136条第１項の規定による証券の限度額「399,600,000千円」を「267,720,000千円」に改める。

第６条　令和６年度特別会計予算総則第８条第１項の各特別会計の一時借入金等の限度額の表中

「

年金	健康勘定	1,442,480,055

」

を

「

年金	健康勘定	1,445,979,047

」

に、

「

食料安定供給	食糧管理勘定	399,600,000

」

を

「

食料安定供給	食糧管理勘定	267,720,000

」

に改める。

第７条　令和６年度特別会計予算総則第10条第１項に定める「特別会計に関する法律」第62条第２項の規定による令和６年度において公債を発行することができる限度額「10,000,000,000千円」を「9,500,000,000千円」に改める。

第８条　令和６年度特別会計予算総則第11条第２項のエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の電源開発促進税収入の各対策への帰属の規定中、「エネルギー需給勘定からの受入額及び雑収入の見込額の合算額」を「エネルギー需給勘定からの受入額、雑収入の見込額及び「平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」第３条第２項の規定による一般会計からの受入額の合算額」に改める。

第９条　令和６年度特別会計予算総則第13条第１項に定める「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」第７条第１項の規定により令和６年度において公債を発行することができる限度額「663,280,984千円」を「1,401,169,438千円」に改める。

第10条　令和６年度特別会計予算総則第16条第１項に定める「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第４項の規定により令和６年度において公債を発行することができる限度額「146,100,000千円」を「26,000,000千円」に改める。

第11条　令和６年度特別会計予算総則第22条第１項の財政融資資金の長期運用予定額の表中

「

3　自動車安全特別会計	36,000,000
（政府関係機関）	
4　沖縄振興開発金融公庫	194,600,000
5　株式会社日本政策金融公庫	4,007,500,000
6　株式会社国際協力銀行	400,000,000
7　独立行政法人国際協力機構	1,477,000,000
（独立行政法人等）	
8　日本私立学校振興・共済事業団	28,700,000
9　国立研究開発法人森林研究・整備機構	4,300,000
10　独立行政法人福祉医療機構	210,200,000
11　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	65,100,000
12　独立行政法人水資源機構	500,000
13　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	400,000
14　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	87,500,000
15　独立行政法人日本学生支援機構	525,600,000
16　独立行政法人国立病院機構	66,000,000
17　独立行政法人都市再生機構	520,000,000
18　独立行政法人住宅金融支援機構	26,300,000
19　国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1,000,000
20　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	200,000
21　全国土地改良事業団体連合会	1,500,000
22　株式会社日本政策投資銀行	300,000,000
（地方公共団体）	
23　地方公共団体	2,325,800,000

」

を

「

3　自動車安全特別会計	40,800,000
（政府関係機関）	
4　沖縄振興開発金融公庫	194,600,000
5　株式会社日本政策金融公庫	4,037,500,000
6　株式会社国際協力銀行	490,000,000
7　独立行政法人国際協力機構	1,916,000,000
（独立行政法人等）	
8　日本私立学校振興・共済事業団	28,700,000
9　国立研究開発法人森林研究・整備機構	4,300,000
10　独立行政法人福祉医療機構	229,000,000
11　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	94,100,000
12　独立行政法人水資源機構	500,000
13　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	400,000
14　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	87,500,000
15　独立行政法人日本学生支援機構	525,600,000
16　独立行政法人国立病院機構	66,000,000
17　独立行政法人都市再生機構	520,000,000
18　独立行政法人住宅金融支援機構	26,300,000
19　国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1,000,000
20　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	200,000
21　全国土地改良事業団体連合会	1,500,000
22　成田国際空港株式会社	154,400,000
23　株式会社日本政策投資銀行	600,000,000
（地方公共団体）	
24　地方公共団体	2,325,800,000

」

に改める。

2　令和６年度特別会計予算総則第22条第３項の財政融資資金の長期運用予定額の規定中、「第４号から第23号まで」を「第４号から第24号まで」に改める。

第12条　令和６年度特別会計予算総則第25条の予算の移替えの規定中、「、内閣府共通費」を削る。

甲号　歳入歳出予算補正

所管	特別会計	款	項	補正額 追加額(千円)	補正額 修正減少額(千円)	補正額 差引額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金					
	歳入	他会計より受入		1,833,676,954	△ 200,000,000	1,633,676,954
			一般会計より受入	1,833,676,954	0	1,833,676,954
			財政投融資特別会計より受入	0	△ 200,000,000	△ 200,000,000
		租税		528,700,000	0	528,700,000
			地方法人税	130,900,000	0	130,900,000
			特別法人事業税	397,800,000	0	397,800,000
		前年度剰余金受入		111,414,395	0	111,414,395
			前年度剰余金受入	111,414,395	0	111,414,395
		歳入補正額		2,473,791,349	△ 200,000,000	2,273,791,349
	歳出		地方交付税交付金	1,874,757,097	0	1,874,757,097
			地方特例交付金	1,234,252	0	1,234,252
			地方譲与税譲与金	385,900,000	0	385,900,000
		歳出補正額		2,261,891,349	0	2,261,891,349
財務省	国債整理基金					
	歳入	他会計より受入		593,294,402	△ 3,767,709,033	△ 3,174,414,631
			他会計より受入	429,390,053	△ 3,744,578,179	△ 3,315,188,126
			東日本大震災復興他会計より受入	163,904,349	△ 23,130,854	140,773,495
		公債金		10,642,072,958	△ 11,975,990,813	△ 1,333,917,855
			公債金	10,642,072,958	△ 11,939,357,989	△ 1,297,285,031
			復興借換公債金	0	△ 34,191,596	△ 34,191,596
			脱炭素成長型経済構造移行借換公債金	0	△ 2,441,228	△ 2,441,228
		資産処分収入		17,054,389	0	17,054,389
			東日本大震災復興株式売払収入	17,054,389	0	17,054,389
		配当金収入		7,088,901	0	7,088,901
			東日本大震災復興配当金収入	7,088,901	0	7,088,901

		運用収入		3,741,642	0	3,741,642
			東日本大震災復興運用収入	1,866,898	0	1,866,898
			脱炭素成長型経済構造移行推進運用収入	1,874,744	0	1,874,744
		雑収入		0	△ 100,261,315	△ 100,261,315
			雑収入	0	△ 100,261,315	△ 100,261,315
		前年度剰余金受入		4,362,624	0	4,362,624
			前年度剰余金受入	3,427,714	0	3,427,714
			東日本大震災復興前年度剰余金受入	11,409	0	11,409
			脱炭素成長型経済構造移行推進前年度剰余金受入	923,501	0	923,501
		歳入補正額		11,267,614,916	△ 15,843,961,161	△ 4,576,346,245
	歳出		国債整理支出	11,074,890,725	△ 15,784,197,483	△ 4,709,306,758
			復興債整理支出	190,724,394	△ 58,120,898	132,603,496
			脱炭素成長型経済構造移行債整理支出	2,798,245	△ 2,441,228	357,017
		歳出補正額		11,268,413,364	△ 15,844,759,609	△ 4,576,346,245
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定					
	歳入	資金運用収入		0	△ 274,183,950	△ 274,183,950
			運用利殖金収入	0	△ 274,183,950	△ 274,183,950
		公債金		0	△ 500,000,000	△ 500,000,000
			公債金	0	△ 500,000,000	△ 500,000,000
		財政融資資金より受入		0	△ 2,000,000,000	△ 2,000,000,000
			財政融資資金より受入	0	△ 2,000,000,000	△ 2,000,000,000
		積立金より受入		0	△ 15,046,553	△ 15,046,553
			積立金より受入	0	△ 15,046,553	△ 15,046,553
		雑収入		1,201,443	△ 25,699,452	△ 24,498,009
			雑収入	1,201,443	△ 25,699,452	△ 24,498,009
		歳入補正額		1,201,443	△ 2,814,929,955	△ 2,813,728,512
	歳出		財政融資資金へ繰入	0	△ 500,000,000	△ 500,000,000
			事務取扱費	68,630	△ 21,554	47,076

			諸支出金	0	△ 203,579,595	△ 203,579,595
			国債整理基金特別会計へ繰入	0	△ 2,110,195,993	△ 2,110,195,993
		歳出補正額		68,630	△ 2,813,797,142	△ 2,813,728,512
	投資勘定					
	歳入	運用収入		88,645,543	△ 200,000,000	△ 111,354,457
			償還金収入	300,000	0	300,000
			利子収入	347,371	0	347,371
			納付金	4,223,682	△ 200,000,000	△ 195,776,318
			配当金収入	83,420,410	0	83,420,410
			出資回収金収入	354,080	0	354,080
		前年度剰余金受入		198,490,117	0	198,490,117
			前年度剰余金受入	198,490,117	0	198,490,117
		歳入補正額		287,135,660	△ 200,000,000	87,135,660
	歳出		産業投資支出	30,500,000	0	30,500,000
			地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	0	△ 200,000,000	△ 200,000,000
		歳出補正額		30,500,000	△ 200,000,000	△ 169,500,000
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定					
	歳入	他会計より受入		230,163,623	0	230,163,623
			燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策財源一般会計より受入	196,961,062	0	196,961,062
			脱炭素成長型経済構造移行推進一般会計より受入	33,202,561	0	33,202,561
		公債金		737,888,454	0	737,888,454
			脱炭素成長型経済構造移行公債金	737,888,454	0	737,888,454
		前年度剰余金受入		46,081,166	0	46,081,166
			前年度剰余金受入	46,081,166	0	46,081,166
		歳入補正額		1,014,133,243	0	1,014,133,243

	歳　出		燃料安定供給対策費	32,088,762	0	32,088,762
			エネルギー需給構造高度化対策費	163,963,266	0	163,963,266
			脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	771,091,015	0	771,091,015
			独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	36,990,200	0	36,990,200
			独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	10,000,000	0	10,000,000
		歳出補正額		1,014,133,243	0	1,014,133,243
	電源開発促進勘定					
	歳　入	他会計より受入		45,188,504	△ 11,145,311	34,043,193
			電源利用対策財源一般会計より受入	37,701,935	△ 11,145,311	26,556,624
			原子力安全規制対策財源一般会計より受入	7,486,569	0	7,486,569
	歳　出		電源利用対策費	833,148	0	833,148
			原子力安全規制対策費	4,576,021	0	4,576,021
			国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	4,033,613	0	4,033,613
			国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	21,689,863	0	21,689,863
			事務取扱費	2,910,548	0	2,910,548
		歳出補正額		34,043,193	0	34,043,193
厚生労働省	労働保険					
	労災勘定					
	歳　出		社会復帰促進等事業費	2,362,769	0	2,362,769
			独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	733,965	0	733,965
		歳出補正額		3,096,734	0	3,096,734
	雇用勘定					
	歳　入	雑収入		4,951,185	0	4,951,185
			雑収入	4,951,185	0	4,951,185

		前年度繰越資金受入		15,135,547	0	15,135,547
			前年度国庫負担金受入超過額受入	15,135,547	0	15,135,547
		歳入補正額		20,086,732	0	20,086,732
	歳出		地域雇用機会創出等対策費	443,209	0	443,209
			若年者等職業能力開発支援費	242,495	0	242,495
			防衛力強化一般会計へ繰入	20,086,732	0	20,086,732
		歳出補正額		20,772,436	0	20,772,436
内閣府及び厚生労働省	年金					
	健康勘定					
	歳入	保険収入		3,498,992	0	3,498,992
			一般会計より受入	3,498,992	0	3,498,992
	歳出		国債整理基金特別会計へ繰入	3,498,992	0	3,498,992
	子ども・子育て支援勘定					
	歳入	他会計より受入		94,258,156	△ 53,681,339	40,576,817
			一般会計より受入	94,258,156	△ 53,681,339	40,576,817
		積立金より受入		52,920,824	0	52,920,824
			積立金より受入	52,920,824	0	52,920,824
		前年度剰余金受入		98,573,608	0	98,573,608
			前年度剰余金受入	98,573,608	0	98,573,608
		歳入補正額		245,752,588	△ 53,681,339	192,071,249
	歳出		子ども・子育て支援推進費	115,108,629	0	115,108,629
			地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	1,676,015	0	1,676,015
			業務取扱費	75,394,402	△ 107,797	75,286,605
		歳出補正額		192,179,046	△ 107,797	192,071,249
	業務勘定					
	歳入	他会計より受入		421,124	0	421,124
			一般会計より受入	421,124	0	421,124
	歳出		業務取扱費	605,810	△ 184,686	421,124

農林水産省	食料安定供給					
	食糧管理勘定					
	歳入	食糧売払代		1,325,222	0	1,325,222
			食糧売払代	1,325,222	0	1,325,222
		他会計より受入		20,000,000	0	20,000,000
			一般会計より受入	20,000,000	0	20,000,000
		食糧証券収入		0	△ 131,880,000	△ 131,880,000
			食糧証券収入	0	△ 131,880,000	△ 131,880,000
		前年度剰余金受入		3,490,906	0	3,490,906
			前年度剰余金受入	3,490,906	0	3,490,906
		歳入補正額		24,816,128	△ 131,880,000	△ 107,063,872
	歳出		交付金等他勘定へ繰入	0	△ 23,708	△ 23,708
			国債整理基金特別会計へ繰入	0	△ 107,040,164	△ 107,040,164
		歳出補正額		0	△ 107,063,872	△ 107,063,872
	農業再保険勘定					
	歳入	農業再保険収入		0	△ 15,323	△ 15,323
			一般会計より受入	0	△ 15,323	△ 15,323
	歳出		事務取扱費業務勘定へ繰入	0	△ 15,323	△ 15,323
	漁船再保険勘定					
	歳入	漁船再保険収入		0	△ 2,505	△ 2,505
			一般会計より受入	0	△ 2,505	△ 2,505
	歳出		事務取扱費業務勘定へ繰入	0	△ 2,505	△ 2,505
	漁業共済保険勘定					
	歳入	漁業共済保険収入		0	△ 585	△ 585
			一般会計より受入	0	△ 585	△ 585
	歳出		事務取扱費業務勘定へ繰入	0	△ 585	△ 585
	業務勘定					
	歳入	他勘定より受入		0	△ 42,121	△ 42,121
			他勘定より受入	0	△ 42,121	△ 42,121
		雑収入		920	0	920
			雑収入	920	0	920
		歳入補正額		920	△ 42,121	△ 41,201

	歳出		事務取扱費	4,036	△ 45,237	△ 41,201
	国営土地改良事業勘定					
	歳入	他会計より受入		0	△ 42,604	△ 42,604
			一般会計より受入	0	△ 42,604	△ 42,604
	歳出		土地改良事業工事諸費	0	△ 42,604	△ 42,604
	国有林野事業債務管理					
	歳入	他会計より受入		0	△ 574,594	△ 574,594
			一般会計より受入	0	△ 574,594	△ 574,594
	歳出		国債整理基金特別会計へ繰入	0	△ 574,594	△ 574,594
経済産業省	特許					
	歳入	他会計より受入		10,000	0	10,000
			一般会計より受入	10,000	0	10,000
	歳出		事務取扱費	10,000	0	10,000
国土交通省	自動車安全					
	自動車事故対策勘定					
	歳入	他会計より受入		3,500,000	0	3,500,000
			一般会計より受入	3,500,000	0	3,500,000
	歳出		被害者保護増進等事業費	2,256,618	0	2,256,618
			独立行政法人自動車事故対策機構運営費	736,407	0	736,407
			独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	506,975	0	506,975
		歳出補正額		3,500,000	0	3,500,000
	自動車検査登録勘定					
	歳入	他会計より受入		3,587	0	3,587
			一般会計より受入	3,587	0	3,587
	歳出		業務取扱費	4,130	△ 543	3,587
	空港整備勘定					
	歳入	地方公共団体工事費負担金収入		13,666	0	13,666
			地方公共団体工事費負担金収入	13,666	0	13,666
		借入金		4,800,000	0	4,800,000
			借入金	4,800,000	0	4,800,000
		歳入補正額		4,813,666	0	4,813,666

	歳出		空港整備事業費	3,614,563	0	3,614,563
			北海道空港整備事業費	188,240	0	188,240
			沖縄空港整備事業費	1,010,863	0	1,010,863
		歳出補正額		4,813,666	0	4,813,666

所管	特別会計	所管・組織・款	項	補正額 追加額(千円)	補正額 修正減少額(千円)	補正額 差引額(千円)
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興					
	歳入	租税		46,300,000	0	46,300,000
			復興特別所得税	46,300,000	0	46,300,000
		他会計より受入		10,910,526	0	10,910,526
			一般会計より受入	10,910,526	0	10,910,526
		公債金		0	△ 120,100,000	△ 120,100,000
			復興公債金	0	△ 120,100,000	△ 120,100,000
		雑収入		10,213,032	0	10,213,032
			政府出資回収金収入	9,507,467	0	9,507,467
			雑納付金	705,565	0	705,565
		前年度剰余金受入		101,298,355	0	101,298,355
			前年度剰余金受入	101,298,355	0	101,298,355
		歳入補正額		168,721,913	△ 120,100,000	48,621,913
	歳出	復興庁		1,143,175	△ 38,294,757	△ 37,151,582
		復興庁		1,143,175	△ 38,294,757	△ 37,151,582
			復興庁共通費	82,697	△ 42,787	39,910
			東日本大震災復興支援対策費	0	△ 1,500,000	△ 1,500,000
			原子力災害復興再生支援事業費	0	△ 2,247,852	△ 2,247,852
			内閣共通費	0	△ 12,829	△ 12,829
			内閣府共通費	0	△ 870	△ 870
			法務省共通費	0	△ 10,425	△ 10,425
			文部科学省共通費	0	△ 15,758	△ 15,758

			農林水産省共通費	0	△ 25,838	△ 25,838
			環境省共通費	103,236	△ 400,467	△ 297,231
			生活基盤行政復興政策費	0	△ 105,767	△ 105,767
			教育・科学技術等復興政策費	0	△ 829,486	△ 829,486
			農林水産業復興政策費	0	△ 151,156	△ 151,156
			環境保全復興政策費	0	△ 12,042,647	△ 12,042,647
			環境保全復興事業費	0	△ 20,908,664	△ 20,908,664
			東日本大震災復興事業費	957,057	0	957,057
			東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費	185	△ 211	△ 26
		財務省		163,904,349	△ 78,130,854	85,773,495
		財務本省		163,904,349	△ 78,130,854	85,773,495
			復興債費	163,904,349	△ 23,130,854	140,773,495
			復興加速化・福島再生予備費	0	△ 55,000,000	△ 55,000,000
		歳出補正額		165,047,524	△ 116,425,611	48,621,913

丙号　繰越明許費補正

所管	特別会計	事項	所管	特別会計	事項
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策 エネルギー需給勘定	(項)　エネルギー需給構造高度化対策費　のうち 非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（中小水力発電導入可能性調査事業費に限る。） エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（資源自律経済加速関係主体連携促進事業費に限る。）			温暖化対策調査等委託費（国内温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度実施事業費に限る。） 二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素利用・固定化技術社会実装加速化事業費に限る。） 非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業費に限る。）

					若年者等職業能力開発支援事業委託費（若者自立支援中央センター相談支援体制等強化事業費及び地域若者サポートステーション相談支援体制強化事業費に限る。）
			内閣府及び厚生労働省	年金	
				子ども・子育て支援勘定	（項）地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費のうち
					子ども・子育て支援交付金（放課後児童クラブ等業務効率化推進事業費に限る。）
					業務取扱費のうち
					情報処理業務庁費（こども誰でも通園制度総合支援システム改修費、保育業務施設管理プラットフォーム構築費及び保活情報連携基盤構築費に限る。）
					子ども・子育て支援事業費補助金（子ども・子育て支援金制度施行準備事業費、子ども・子育て支援全国総合システム改修事業費、児童手当業務システム改修事業費及び児童福祉施設等災害時情報共有システム改修事業費に限る。）
			農林水産省	食料安定供給	
				食糧管理勘定	（項）食糧管理費のうち
					米穀販売・管理業務委託費（政府備蓄米無償交付事業費に限る。）
			国土交通省	自動車安全	
				自動車事故対策勘定	（項）被害者保護増進等事業費のうち
					被害者保護増進等事業費補助金（デジタル式運行記録計緊急導入支援事業費、先進安全自動車整備環境緊急確保事業費及び車輪脱落防止検知システム導入支援事業費に限る。）
		エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（省エネルギー投資促進支援事業費、地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業費、既存賃貸集合住宅用小型省エネルギー型給湯器導入促進事業費及びクリアランス金属資源循環促進事業費に限る。）			
		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（住宅断熱性向上改修支援事業費に限る。）			
		脱炭素成長型経済構造移行推進対策費のうち			
		脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（クリーンエネルギー自動車導入促進事業費、家庭用高効率給湯器導入促進事業費、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費、商用車等電動化促進事業費、住宅断熱性向上先進的設備導入促進事業費、業務用建築物脱炭素改修加速化事業費及び脱炭素志向型住宅導入支援事業費に限る。）			
	電源開発促進勘定	（項）電源利用対策費のうち			
		原子力施設廃止措置促進事業費補助金			
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費			
		事務取扱費のうち			
		原子力安全業務庁費（統合原子力防災ネットワークシステム整備費及び次期放射線モニタリング情報共有・公表システム整備費に限る。）			
厚生労働省	労働保険				
	雇用勘定	（項）若年者等職業能力開発支援費のうち			

丁号　国庫債務負担行為補正

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	航空燃料サプライチェーン整備支援事業費補助	4,103,005	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	航空燃料サプライチェーン整備支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		省エネルギー投資促進支援事業費補助	34,999,997	令和６年度	令和６年度以降３箇年度以内	省エネルギー投資促進支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		脱炭素成長型経済構造移行推進省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助	202,499,997	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	脱炭素成長型経済構造移行推進省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		業務用建築物脱炭素改修加速化事業費補助	34,373,483	令和６年度	令和６年度以降４箇年度以内	業務用建築物脱炭素改修加速化事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	電源開発促進勘定	原子力施設廃止措置促進事業費補助	930,000	令和６年度	令和６年度以降５箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う原子力施設廃止措置促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助				
		既定	300,000	令和６年度	令和７年度	
		追加	15,247,260	同	令和６年度以降５箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	15,547,260	—	—	

厚生労働省	労働保険労災勘定	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費補助				
		既定	933,155	令和6年度	令和6年度以降3箇年度以内	
		追加	7,660,059	同	同	独立行政法人労働者健康安全機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	8,593,214	—	—	
国土交通省	自動車安全空港整備勘定	空港整備				
		既定	67,461,526	令和6年度	令和6年度以降5箇年度以内	
		追加	1,217,000	同	令和7年度	東京国際空港ほか6空港の整備については、多くの日数を要するため
		改定	68,678,526	—	—	
		空港整備事業費補助				
		既定	2,964,500	令和6年度	令和6年度以降3箇年度以内	
		追加	1,261,850	同	令和7年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	4,226,350	—	—	
		北海道空港整備				
		既定	1,209,000	令和6年度	令和6年度及び令和7年度	
		追加	860,000	同	令和7年度	新千歳空港の整備については、多くの日数を要するため
		改定	2,069,000	—	—	
		北海道空港整備事業費補助	172,000	令和6年度	令和7年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		航空路整備				
		既定	8,562,000	令和6年度	令和6年度及び令和7年度	
		追加	263,000	同	令和7年度	航空路保安施設及び航空交通管制施設の整備については、多くの日数を要するため
		改定	8,825,000	—	—	

令和六年度特別会計補正予算（特第１号）に関する報告書

一　補正予算の要旨

本補正予算は、国債整理基金特別会計等十一特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、エネルギー対策特別会計等三特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	五二、五七三、七〇九	五一、八六七、一四七
補正	二、二七三、七九一	二、二六一、八九一
計	五四、八四七、五〇一	五四、一二九、〇三九

2　国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	二二五、一三八、九八七	二二五、一三八、九八七
補正	△　四、五七六、三四六	△　四、五七六、三四六
計	二二〇、五六二、六四一	二二〇、五六二、六四一

3　財政投融資特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
㈠　財政融資資金勘定		
当初	二五、八九六、九四二	二五、八九六、九四二
補正	△　二、八一三、七二九	△　二、八一三、七二九
計	二三、〇八三、二一四	二三、〇八三、二一四
㈡　投資勘定		
当初	七三六、二一九	七三六、二一九
補正	八七、一三六	△　一六九、五〇〇
計	八二三、三五五	五六六、七一九

4　エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
㈠　エネルギー需給勘定		
当初	三、〇〇六、七〇七	三、〇〇六、七〇七
補正	一、〇一四、一三三	一、〇一四、一三三
計	四、〇二〇、八四一	四、〇二〇、八四一
㈡　電源開発促進勘定		
当初	三九〇、〇八一	三九〇、〇八一
補正	三四、〇四三	三四、〇四三
計	四二四、一二五	四二四、一二五

5　年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
㈠　健康勘定		
当初	一二、八〇〇、八九四	一二、八〇〇、八九四
補正	三、四九九	三、四九九
計	一二、八〇四、三九三	一二、八〇四、三九三
㈡　子ども・子育て支援勘定		
当初	三、七五七、二四九	三、七五七、二四九
補正	一九二、〇七一	一九二、〇七一
計	三、九四九、三二〇	三、九四九、三二〇
㈢　業務勘定		
当初	四九三、九三〇	四九三、九三〇
補正	四二一	四二一
計	四九四、三五一	四九四、三五一

以上のほかに、労働保険特別会計、食料安定供給特別会計、国有林野事業債務管理特別会計、特許特別会計、自動車安全特別会計及び東日本大震災復興特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

二　補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本維新の会、れいわ新選組及び日本共産党から、それぞれ、「令和六年度一般会計補正予算（第１号）、令和六年度特別会計補正予算（特第１号）及び令和六年度政府関係機関補正予算（機第１号）につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出され、また、立憲民主党・無所属から「令和六年度特別会計補正予算（特第１号）に対する修正案」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

令和六年十二月十二日

予算委員長　安住　淳

衆議院議長　額賀福志郎殿

令和六年度政府関係機関補正予算（機第１号）

右国会に提出する。

令和六年十二月九日

内閣総理大臣　石破　茂

令和６年度政府関係機関補正予算

予算総則補正

令和６年度政府関係機関予算総則第２条第１項の公庫又は株式会社の借入金等の限度額の表中

「

株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金の総額	1,760,000,000千円
		社債の額面総額	170,000,000
	農林水産業者向け業務	借入金の総額	723,500,000
		社債の額面総額	20,000,000
	中小企業者向け業務	借入金の総額	1,230,000,000
		社債の額面総額	100,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金の総額	99,000,000
		社債の額面総額	100,000,000
	特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	195,000,000

」

を

「

株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金の総額	1,760,000,000千円
		社債の額面総額	170,000,000
	農林水産業者向け業務	借入金の総額	753,500,000
		社債の額面総額	20,000,000
	中小企業者向け業務	借入金の総額	1,230,000,000
		社債の額面総額	100,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金の総額	99,000,000
		社債の額面総額	100,000,000
	特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	195,000,000

」

に改める。

令和六年度政府関係機関補正予算（機第１号）に関する報告書

一　補正予算の要旨

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

株式会社日本政策金融公庫

農林水産業者向け業務

借入金の限度額を七二三、五〇〇百万円から七五三、五〇〇百万円に改めることとすること。

二　補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本維新の会、れいわ新選組及び日本共産党から、それぞれ、「令和六年度一般会計補正予算（第１号）、令和六年度特別会計補正予算（特第１号）及び令和六年度政府関係機関補正予算（機第１号）につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

令和六年十二月十二日

予算委員長　安住　淳

衆議院議長　額賀福志郎殿

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和六年十二月九日

内閣総理大臣　石破　茂

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「四十一万五千六百円」を「四十一万六千六百円」に改め、同項第二号中「五万千百円」を「五万千六百円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」を「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」に、「百分の六十五」を「、六月に支給する場合には百分の六十七・五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」に改め、同条第三項中「百分の六十八・七五」と」の下に「、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と」を、「百分の五十八・七五」と」の下に「、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」と」を加える。

第十九条の七第二項第一号イ中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の百二十二・五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百七・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十七・五）」を加え、同号ロ中「百分の百五」を「、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の五十八・七五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）」を加える。

第二十二条第一項中「三万四千三百円」を「三万四千七百円」に改める。

別表第一から別表第十一までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表（第六条関係）

イ　行政職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	

27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700	463, 800	523, 500
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000	524, 700
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000	525, 700
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000	466, 700	526, 600
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400	527, 500
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100	528, 400
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800	529, 200
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500	530, 100
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100	530, 800
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700	531, 300
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200	532, 000
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800	532, 600
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400	533, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000	534, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500	534, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000	
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400	
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700	
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000	
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000		
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400		
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100		
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600		
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000		
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400		
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800		
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200		
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600		
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000		
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300		
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600		
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000		
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300
	61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500
	62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800
	63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100
	64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400
	65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600
	66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900
	67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
	68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
	69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
	70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000
	71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
	72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
	73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
	74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
	75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
	76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
	77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
	78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
	79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
	80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
	81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
	82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
	83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
	84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
	85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
	86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
	87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
	88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
	89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
	90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
	91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
	92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
	93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
	94		299, 400	347, 400			
	95		299, 700	347, 800			
	96		300, 100	348, 200			

450, 600

450, 900

	97		300,300	348,400							
	98		300,600	348,800							
	99		301,000	349,200							
	100		301,400	349,500							
	101		301,600	349,800							
	102		301,900	350,200							
	103		302,200	350,600							
	104		302,500	351,000							
	105		302,700	351,500							
	106		303,000	351,900							
	107		303,300	352,300							
	108		303,600	352,700							
	109		303,800	353,200							
	110		304,200	353,600							
	111		304,600	353,900							
	112		304,900	354,200							
	113		305,100	354,700							
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額 円 192,000	基準俸給月額 円 219,500	基準俸給月額 円 260,000	基準俸給月額 円 279,700	基準俸給月額 円 294,900	基準俸給月額 円 320,600	基準俸給月額 円 362,700	基準俸給月額 円 396,200	基準俸給月額 円 448,000	基準俸給月額 円 528,700

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ　行政職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
	37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
	38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
	39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
	40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
	41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
	42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
	43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
	44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
	45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
	46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
	47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
	48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
	49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
	50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
	51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
	52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
	53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
	54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
	55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
	56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
	57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
	58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
	59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
	60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
	61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
	62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
	63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
	64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
	66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
	67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
	68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
	69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
	70	238,100	261,400	289,800	316,000	
	71	238,400	261,700	290,300	316,500	
	72	238,700	261,900	290,800	317,000	
	73	238,900	262,100	291,300	317,300	
	74	239,200	262,400	291,800	317,800	
	75	239,500	262,700	292,200	318,300	
	76	239,700	262,900	292,600	318,700	
	77	239,900	263,100	293,000	318,900	
	78	240,200	263,400	293,400	319,200	
	79	240,500	263,700	293,800	319,400	
	80	240,700	263,900	294,200	319,700	
	81	240,900	264,100	294,600	320,000	
	82	241,200	264,400	295,000	320,300	
	83	241,500	264,700	295,400	320,600	
	84	241,700	264,900	295,900	320,800	
	85	241,900	265,100	296,200	321,000	
	86	242,200	265,300	296,700	321,300	
	87	242,500	265,600	297,200	321,600	
	88	242,700	265,900	297,700	321,800	
	89	242,900	266,100	298,000	322,000	
	90	243,200	266,300	298,500	322,300	
	91	243,500	266,600	299,000	322,600	
	92	243,700	266,800	299,300	322,900	
	93	243,900	267,100	299,700	323,100	
	94	244,200	267,400	300,200	323,400	
	95	244,500	267,700	300,700	323,700	
	96	244,700	267,900	301,200	323,900	
	97	244,900	268,100	301,500	324,100	
	98	245,200	268,400	301,900	324,400	
	99	245,400	268,600	302,400	324,700	
	100	245,700	268,900	302,900	324,900	
	101	245,900	269,100	303,300	325,100	
	102	246,100	269,300	303,700		
	103	246,400	269,600	304,000		
	104	246,700	269,900	304,300		
	105	246,900	270,100	304,600		
	106	247,200	270,300	305,000		
	107	247,500	270,600	305,300		
	108	247,700	270,800	305,700		
	109	247,900	271,100	306,000		
	110	248,200	271,400	306,400		
	111	248,500	271,700	306,800		
	112	248,700	271,900	307,100		
	113	248,900	272,100	307,300		
	114	249,200	272,400	307,600		
	115	249,500	272,600	307,900		
	116	249,700	272,800	308,100		
	117	249,900	273,100	308,300		
	118	250,200	273,400	308,600		
	119	250,500	273,700	308,900		
	120	250,700	273,900	309,100		
	121	250,900	274,100	309,300		
	122		274,300	309,600		
	123		274,600	309,900		
	124		274,900	310,100		
	125		275,100	310,300		
	126		275,300	310,600		
	127		275,600	310,900		
	128		275,900	311,100		
	129		276,100	311,300		
	130		276,300	311,600		
	131		276,600	311,900		
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　専門行政職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	208,700	265,900	303,200	335,600	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	210,400	267,300	305,400	337,400	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	212,100	268,700	307,600	339,100	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	213,700	270,100	309,600	340,800	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	215,300	271,400	311,600	342,500	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	216,800	273,000	313,500	344,200	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	218,200	274,500	315,400	345,800	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	219,600	276,000	317,200	347,400	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	220,700	277,500	318,600	349,000	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	222,200	278,700	320,400	350,600	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	223,600	279,900	322,200	352,200	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	225,000	281,100	324,000	353,800	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	226,300	282,300	325,800	355,300	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	227,600	283,800	327,300	357,000	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	228,900	285,400	328,700	358,700	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	230,100	286,900	330,100	360,300	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	231,300	288,300	331,500	361,900	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	232,800	289,800	333,000	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	234,300	291,400	334,500	365,100	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	235,700	293,000	336,000	366,700	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	237,200	294,600	337,500	368,300	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	238,700	296,300	339,000	369,900	417,500	456,900	517,100	
	23	240,200	297,900	340,500	371,500	419,300	458,300	518,600	
	24	241,700	299,400	342,000	373,000	421,100	459,800	520,100	
	25	243,100	300,900	343,500	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	244,600	302,500	345,000	376,500	424,200	462,500	522,300	
	27	246,100	304,000	346,500	378,400	425,700	463,800	523,500	
	28	247,400	305,500	348,000	380,300	427,200	465,000	524,700	

29	248, 700	307, 000	349, 500	382, 100	428, 700	466, 000
30	249, 900	308, 200	351, 100	384, 000	430, 000	466, 700
31	251, 000	309, 400	352, 700	385, 800	431, 300	467, 400
32	252, 100	310, 600	354, 300	387, 500	432, 500	468, 100
33	253, 200	311, 800	355, 500	388, 700	433, 700	468, 800
34	254, 300	312, 900	356, 900	390, 300	435, 000	469, 500
35	255, 400	314, 000	358, 400	391, 800	436, 300	470, 100
36	256, 500	315, 100	359, 900	393, 300	437, 500	470, 700
37	257, 500	316, 100	361, 400	394, 800	438, 700	471, 200
38	258, 400	317, 200	362, 900	395, 700	439, 500	471, 800
39	259, 300	318, 300	364, 400	396, 700	440, 300	472, 400
40	260, 100	319, 400	365, 900	397, 600	441, 100	473, 000
41	260, 900	320, 400	367, 300	398, 600	441, 700	473, 500
42	261, 800	321, 500	368, 700	399, 800	442, 300	474, 000
43	262, 600	322, 600	370, 100	400, 900	442, 900	474, 400
44	263, 500	323, 700	371, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	264, 300	324, 700	372, 500	402, 900	444, 200	475, 000
46	265, 200	325, 800	373, 600	403, 600	445, 000	
47	266, 000	326, 900	374, 500	404, 300	445, 400	
48	266, 800	328, 000	375, 500	405, 000	446, 100	
49	267, 600	329, 000	376, 100	405, 500	446, 600	
50	268, 400	329, 900	376, 400	406, 000	447, 000	
51	269, 200	330, 800	376, 900	406, 500	447, 400	
52	269, 900	331, 600	377, 400	406, 900	447, 800	
53	270, 600	332, 400	377, 800	407, 300	448, 200	
54	271, 400	333, 100	378, 300	407, 500	448, 600	
55	272, 100	333, 800	378, 900	407, 800	449, 000	
56	272, 800	334, 400	379, 400	408, 100	449, 300	
57	273, 500	335, 000	379, 900	408, 400	449, 600	
58	274, 300	335, 700	380, 500	408, 700	450, 000	
59	275, 000	336, 400	381, 100	409, 000	450, 300	
60	275, 700	337, 000	381, 600	409, 300	450, 600	
61	276, 400	337, 600	382, 000	409, 500	450, 900	
62	277, 100	338, 100	382, 500	409, 800		
63	277, 800	338, 600	383, 100	410, 100		
64	278, 400	339, 100	383, 700	410, 400		

525, 700						
526, 600						
527, 500						
528, 400						
529, 200						
530, 100						
530, 800						
531, 300						
532, 000						
532, 600						
533, 400						
534, 000						
534, 500						

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	65	279,000	339,500	384,200	410,600				
	66	279,700	339,700	384,800	410,900				
	67	280,400	340,100	385,100	411,200				
	68	281,000	340,600	385,600	411,500				
	69	281,600	340,900	386,100	411,700				
	70	282,300	341,400	386,500	412,000				
	71	283,000	341,800	387,000	412,300				
	72	283,600	342,200	387,500	412,500				
	73	284,200	342,600	388,000	412,700				
	74	284,900	343,100	388,500	413,000				
	75	285,500	343,600	388,900	413,300				
	76	286,100	344,000	389,300	413,500				
	77	286,700	344,200	389,700	413,700				
	78	287,300	344,600	390,000					
	79	287,900	345,100	390,300					
	80	288,500	345,500	390,500					
	81	289,000	345,800	390,700					
	82	289,600		391,000					
	83	290,200		391,300					
	84	290,700		391,500					
	85	291,200		391,700					
	86	291,800		392,000					
	87	292,400		392,300					
	88	292,900		392,500					
	89	293,400		392,700					
	90	293,900							
	91	294,300							
	92	294,700							
	93	295,100							
定年前再任用短時間勤務職員		基俸月額 円 214,400	基俸月額 円 245,400	基俸月額 円 288,400	基俸月額 円 320,900	基俸月額 円 362,700	基俸月額 円 396,200	基俸月額 円 448,000	基俸月額 円 528,700

備考　この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　税務職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	203,400	264,000	295,600	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500	465,500	529,000
	2	205,900	265,800	296,600	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300	468,600	531,900
	3	208,400	267,600	297,500	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200	471,600	535,000
	4	210,900	269,200	298,400	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100	474,600	538,100
	5	213,400	270,900	299,300	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500	477,600	541,200
	6	215,800	272,400	300,300	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100	480,600	543,500
	7	218,200	273,900	301,200	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700	483,600	546,000
	8	220,600	275,200	302,100	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100	486,700	548,400
	9	223,000	276,500	303,000	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500	489,400	550,800
	10	225,300	277,900	303,900	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200	492,500	552,600
	11	227,600	279,300	304,800	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800	495,500	554,400
	12	229,900	280,500	305,700	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200	498,600	556,300
	13	232,200	281,700	306,600	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100	501,300	558,000
	14	234,500	282,600	307,600	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700	503,600	559,400
	15	236,700	283,400	308,600	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500	505,900	560,700
	16	238,900	284,200	309,600	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300	508,200	561,800
	17	241,100	285,000	310,500	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800	510,200	563,100
	18	243,300	285,800	311,700	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600	511,600	564,100
	19	245,500	286,600	313,100	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400	513,100	565,000
	20	247,700	287,300	314,400	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100	514,500	565,900
	21	249,900	288,000	315,700	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700	515,700	566,800
	22	251,700	288,600	317,000	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400	517,100	
	23	253,100	289,200	318,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000	518,600	
	24	254,400	289,800	319,400	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800	520,100	
	25	255,700	290,400	320,600	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300	521,200	
	26	256,800	290,900	321,800	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700	522,300	
	27	257,900	291,400	323,000	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200	523,500	
	28	258,900	291,900	324,100	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500	524,700	

	29	259,900	292,400	325,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700	525,700	
	30	261,000	292,900	326,300	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400	526,600	
	31	262,100	293,300	327,400	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100	527,500	
	32	263,100	293,700	328,600	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700	528,400	
	33	264,100	294,100	329,800	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200	529,200	
	34	264,600	294,600	330,800	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900	530,100	
	35	265,100	295,000	331,900	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500	530,800	
	36	265,600	295,400	333,100	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100	531,300	
	37	266,100	295,800	334,400	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400	532,000	
	38	266,600	296,300	335,500	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000	532,600	
	39	267,100	296,800	336,600	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500	533,400	
	40	267,500	297,300	337,700	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000	534,000	
	41	267,900	297,700	338,800	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500	534,500	
	42	268,300	298,200	339,700	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900		
	43	268,700	298,700	340,600	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	44	269,000	299,200	341,500	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700		
	45	269,300	299,600	342,300	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000		
	46	269,600	300,000	343,200	390,700	410,100	434,400	455,900			
	47	269,900	300,300	344,100	392,200	411,200	435,200	456,400			
	48	270,200	300,600	345,000	393,700	412,300	435,900	456,900			
	49	270,500	300,900	345,600	394,900	413,500	436,400	457,400			
	50	270,800	301,200	346,500	395,900	414,300	436,800	457,700			
	51	271,100	301,500	347,300	396,900	415,100	437,200	458,000			
	52	271,300	301,800	348,100	397,900	415,700	437,500	458,400			
	53	271,500	302,100	348,900	399,000	416,200	437,800	458,800			
	54	271,800	302,400	349,800	400,100	416,900	438,100	459,000			
	55	272,100	302,700	350,600	401,200	417,600	438,400	459,300			
	56	272,300	302,900	351,400	402,300	418,200	438,700	459,500			
	57	272,500	303,100	352,200	403,600	418,900	438,900	459,900			
	58	272,800	303,400	353,200	404,400	419,300	439,200	460,100			
	59	273,100	303,700	354,200	405,200	419,900	439,500	460,300			
	60	273,300	303,900	355,200	405,800	420,500	439,800	460,500			
	61	273,500	304,100	355,800	406,300	420,900	440,100	460,900			
	62	273,800	304,400	356,600	407,000	421,300	440,400				
	63	274,100	304,700	357,300	407,700	421,800	440,700				
	64	274,300	304,900	358,000	408,400	422,300	441,000				

	65	274,500	305,100	358,400	408,700	422,800	441,200				
	66	274,800		358,900	409,400	423,400	441,500				
	67	275,100		359,400	410,100	423,800	441,800				
	68	275,300		359,900	410,600	424,200	442,100				
	69	275,500		360,400	411,000	424,600	442,300				
	70	275,800		361,100	411,400	424,900	442,600				
	71	276,100		361,800	411,900	425,200	442,900				
	72	276,300		362,400	412,400	425,500	443,100				
	73	276,500		362,900	412,900	425,800	443,300				
	74			363,400	413,300	426,100	443,600				
	75			364,000	413,800	426,400	443,900				
	76			364,600	414,300	426,600	444,200				
	77			365,100	414,800	426,800	444,400				
	78			365,600	415,300	427,100	444,700				
	79			365,900	415,900	427,400	445,000				
	80			366,300	416,400	427,600	445,300				
	81			366,500	416,800	427,800	445,500				
	82			367,000	417,400	428,100	445,800				
	83			367,500	417,900	428,400	446,100				
	84			368,000	418,100	428,600	446,400				
	85			368,200	418,400	428,800	446,600				
	86				418,900	429,100					
	87				419,200	429,400					
	88				419,500	429,600					
	89				419,800	429,800					
	90				420,200	430,100					
	91				420,600	430,400					
	92				421,000	430,600					
	93				421,300	430,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額 円 210,000	基準俸給月額 円 236,300	基準俸給月額 円 284,600	基準俸給月額 円 310,600	基準俸給月額 円 324,900	基準俸給月額 円 348,600	基準俸給月額 円 384,200	基準俸給月額 円 416,200	基準俸給月額 円 458,800	基準俸給月額 円 528,700

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　公安職俸給表（第六条関係）

イ　公安職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500	465,500	529,000
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300	468,600	531,900
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200	471,600	535,000
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100	474,600	538,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500	477,600	541,200
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100	480,600	543,500
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700	483,600	546,000
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100	486,700	548,400
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500	489,400	550,800
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200	492,500	552,600
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800	495,500	554,400
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200	498,600	556,300
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100	501,300	558,000
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700	503,600	559,400
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500	505,900	560,700
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300	508,200	561,800
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800	510,200	563,100
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600	511,600	564,100
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400	513,100	565,000
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100	514,500	565,900
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700	515,700	566,800
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400	517,100	
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000	518,600	
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800	520,100	
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300	521,200	
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700	522,300	
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200	523,500	
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500	524,700	
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700	525,700	
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400	526,600	
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100	527,500	

32	266, 600	280, 200	290, 600	320, 100	366, 700	390, 600	415, 900	442, 600	476, 700	528, 400
33	267, 900	281, 400	291, 100	321, 100	368, 100	392, 300	417, 500	444, 000	477, 200	529, 200
34	269, 400	282, 000	291, 700	322, 300	369, 800	394, 300	419, 000	445, 700	477, 900	530, 100
35	270, 700	282, 600	292, 200	323, 500	371, 500	396, 200	420, 500	447, 400	478, 500	530, 800
36	272, 100	283, 200	292, 700	324, 600	373, 100	398, 100	421, 900	449, 000	479, 100	531, 300
37	273, 100	283, 700	293, 200	325, 700	374, 700	399, 800	423, 100	450, 400	479, 400	532, 000
38	274, 400	284, 300	293, 800	326, 900	376, 300	401, 200	424, 600	451, 100	480, 000	532, 600
39	275, 700	284, 900	294, 400	328, 100	377, 900	402, 400	426, 100	451, 800	480, 500	533, 400
40	276, 900	285, 500	295, 000	329, 200	379, 600	403, 700	427, 500	452, 500	481, 000	534, 000
41	278, 100	286, 000	295, 700	330, 300	381, 300	404, 700	429, 000	452, 900	481, 500	534, 500
42	278, 700	286, 600	296, 400	331, 500	383, 300	405, 800	430, 300	453, 400	481, 900	
43	279, 300	287, 200	297, 100	332, 700	385, 300	406, 800	431, 500	454, 000	482, 300	
44	279, 900	287, 700	297, 800	333, 900	387, 300	407, 800	432, 700	454, 600	482, 700	
45	280, 300	288, 200	298, 400	335, 100	389, 000	408, 900	433, 700	455, 200	483, 000	
46	280, 900	288, 700	299, 300	336, 300	390, 700	410, 100	434, 400	455, 900		
47	281, 400	289, 200	300, 100	337, 500	392, 200	411, 200	435, 200	456, 400		
48	281, 900	289, 700	300, 900	338, 700	393, 700	412, 300	435, 900	456, 900		
49	282, 400	290, 300	301, 700	339, 900	394, 900	413, 500	436, 400	457, 400		
50	283, 000	290, 800	302, 800	341, 200	395, 900	414, 300	436, 800	457, 700		
51	283, 500	291, 400	303, 900	342, 400	396, 900	415, 100	437, 200	458, 000		
52	284, 000	292, 000	304, 900	343, 600	397, 900	415, 700	437, 500	458, 400		
53	284, 500	292, 600	305, 900	344, 800	399, 000	416, 200	437, 800	458, 800		
54	285, 100	293, 300	307, 000	346, 200	400, 100	416, 900	438, 100	459, 000		
55	285, 600	294, 000	308, 000	347, 500	401, 200	417, 600	438, 400	459, 300		
56	286, 100	294, 700	309, 100	348, 800	402, 300	418, 200	438, 700	459, 500		
57	286, 600	295, 300	310, 100	349, 700	403, 600	418, 900	438, 900	459, 900		
58	287, 100	296, 200	311, 200	351, 000	404, 400	419, 300	439, 200	460, 100		
59	287, 600	297, 000	312, 300	352, 200	405, 200	419, 900	439, 500	460, 300		
60	288, 100	297, 800	313, 400	353, 400	405, 800	420, 500	439, 800	460, 500		
61	288, 600	298, 600	314, 400	354, 600	406, 300	420, 900	440, 100	460, 900		
62	289, 100	299, 500	315, 500	356, 000	407, 000	421, 300	440, 400			
63	289, 600	300, 400	316, 600	357, 400	407, 700	421, 800	440, 700			
64	290, 100	301, 300	317, 700	358, 800	408, 400	422, 300	441, 000			
65	290, 600	302, 100	318, 700	360, 100	408, 700	422, 800	441, 200			
66	291, 100	303, 000	319, 800	361, 600	409, 400	423, 400	441, 500			
67	291, 600	303, 800	320, 900	363, 100	410, 100	423, 800	441, 800			
68	292, 100	304, 600	322, 000	364, 500	410, 600	424, 200	442, 100			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員									
69	292, 600	305, 500	323, 000	365, 700	411, 000	424, 600	442, 300		
70	293, 100	306, 400	324, 200	367, 100	411, 400	424, 900	442, 600		
71	293, 600	307, 300	325, 400	368, 400	411, 900	425, 200	442, 900		
72	294, 100	308, 200	326, 600	369, 800	412, 400	425, 500	443, 100		
73	294, 600	309, 000	327, 300	370, 900	412, 900	425, 800	443, 300		
74	295, 200	309, 900	328, 600	372, 100	413, 300	426, 100	443, 600		
75	295, 800	310, 800	329, 900	373, 300	413, 800	426, 400	443, 900		
76	296, 300	311, 600	331, 200	374, 500	414, 300	426, 600	444, 200		
77	296, 800	312, 300	332, 500	375, 800	414, 800	426, 800	444, 400		
78	297, 400	313, 200	333, 900	377, 000	415, 300	427, 100	444, 700		
79	298, 000	314, 100	335, 300	378, 200	415, 900	427, 400	445, 000		
80	298, 600	315, 100	336, 700	379, 300	416, 400	427, 600	445, 300		
81	299, 200	316, 000	338, 000	380, 400	416, 800	427, 800	445, 500		
82	299, 900	317, 100	339, 600	381, 600	417, 400	428, 100	445, 800		
83	300, 600	318, 100	341, 100	382, 700	417, 900	428, 400	446, 100		
84	301, 200	319, 100	342, 600	383, 900	418, 100	428, 600	446, 400		
85	301, 800	320, 000	344, 000	385, 000	418, 400	428, 800	446, 600		
86	302, 500	321, 000	345, 500	385, 600	418, 900	429, 100			
87	303, 200	322, 000	347, 000	386, 100	419, 200	429, 400			
88	303, 900	323, 000	348, 400	386, 600	419, 500	429, 600			
89	304, 600	324, 000	349, 700	387, 200	419, 800	429, 800			
90	305, 400	325, 300	350, 900	387, 800	420, 200	430, 100			
91	306, 200	326, 500	352, 100	388, 400	420, 600	430, 400			
92	306, 900	327, 700	353, 400	389, 000	421, 000	430, 600			
93	307, 400	328, 900	354, 700	389, 300	421, 300	430, 800			
94	308, 300	330, 200	356, 200	389, 800					
95	309, 200	331, 400	357, 700	390, 300					
96	310, 000	332, 600	359, 100	390, 800					
97	310, 800	333, 800	360, 400	391, 200					
98	311, 800	335, 100	361, 600	391, 600					
99	312, 700	336, 300	362, 700	392, 100					
100	313, 600	337, 500	363, 900	392, 600					
101	314, 500	338, 900	365, 000	393, 000					
102	315, 500	339, 800	366, 100	393, 500					
103	316, 500	340, 800	367, 200	394, 000					
104	317, 400	341, 900	368, 300	394, 500					
105	318, 200	343, 000	369, 500	394, 800					
106	318, 800	344, 100	370, 000	395, 200					
107	319, 400	345, 100	370, 600	395, 700					
108	320, 000	346, 100	371, 200	396, 000					
109	320, 500	347, 300	371, 800	396, 300					
110	321, 000	348, 300	372, 300	396, 800					
111	321, 400	349, 300	372, 700	397, 300					

	112	321,900	350,200	373,200	397,800							
	113	322,700	351,100	373,600	398,100							
	114	323,400	352,000	374,000	398,600							
	115	324,100	353,000	374,500	399,100							
	116	324,700	354,000	375,000	399,600							
	117	325,300	355,000	375,400	399,900							
	118	326,000	355,400	375,900	400,400							
	119	326,700	356,000	376,500	400,900							
	120	327,500	356,600	377,000	401,400							
	121	328,100	356,900	377,200	401,800							
	122	328,400	357,300	377,700	402,300							
	123	328,900	357,700	378,200	402,700							
	124	329,400	358,100	378,600	403,200							
	125	329,700	358,500	379,100	403,600							
	126		358,900	379,600								
	127		359,300	380,100								
	128		359,700	380,600								
	129		360,100	380,900								
	130		360,500	381,400								
	131		360,900	381,900								
	132		361,300	382,400								
	133		361,500	382,700								
	134		362,000	383,200								
	135		362,400	383,600								
	136		362,700	384,000								
	137		363,000	384,300								
	138		363,400	384,800								
	139		363,900	385,300								
	140		364,400	385,800								
	141		364,700	386,100								
	142		365,200									
	143		365,700									
	144		366,200									
	145		366,500									
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	458,800	528,700

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　公安職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	203,400	264,000	295,600	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500	465,500	529,000
	2	205,800	265,800	296,600	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300	468,600	531,900
	3	208,200	267,600	297,500	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200	471,600	535,000
	4	210,600	269,200	298,400	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100	474,600	538,100
	5	213,000	270,900	299,300	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500	477,600	541,200
	6	215,400	272,400	300,300	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100	480,600	543,500
	7	217,700	273,900	301,200	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700	483,600	546,000
	8	220,000	275,200	302,100	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100	486,700	548,400
	9	222,300	276,500	303,000	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500	489,400	550,800
	10	224,600	277,900	303,900	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200	492,500	552,600
	11	226,900	279,300	304,800	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800	495,500	554,400
	12	229,200	280,500	305,700	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200	498,600	556,300
	13	231,500	281,700	306,600	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100	501,300	558,000
	14	233,800	282,600	307,600	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700	503,600	559,400
	15	236,100	283,400	308,600	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500	505,900	560,700
	16	238,400	284,200	309,600	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300	508,200	561,800
	17	240,700	285,000	310,500	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800	510,200	563,100
	18	243,000	285,800	311,700	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600	511,600	564,100
	19	245,300	286,600	313,100	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400	513,100	565,000
	20	247,600	287,300	314,400	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100	514,500	565,900
	21	249,900	288,000	315,700	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700	515,700	566,800
	22	251,700	288,600	317,000	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400	517,100	
	23	253,100	289,200	318,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000	518,600	
	24	254,400	289,800	319,400	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800	520,100	
	25	255,700	290,400	320,600	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300	521,200	
	26	256,800	291,100	321,800	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700	522,300	
	27	257,900	291,800	323,000	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200	523,500	
	28	258,900	292,500	324,100	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500	524,700	
	29	259,900	293,100	325,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700	525,700	
	30	261,000	293,800	326,300	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400	526,600	
	31	262,100	294,500	327,400	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100	527,500	
	32	263,100	295,200	328,600	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700	528,400	

33	264,100	295,800	329,800	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200	529,200		
34	264,900	296,400	330,800	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900	530,100		
35	265,700	297,000	331,900	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500	530,800		
36	266,500	297,600	333,100	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100	531,300		
37	267,200	298,400	334,400	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400	532,000		
38	267,900	299,000	335,500	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000	532,600		
39	268,600	299,600	336,600	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500	533,400		
40	269,300	300,300	337,700	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000	534,000		
41	270,000	301,000	338,800	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500	534,500		
42	270,500	301,700	340,000	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900			
43	271,000	302,400	341,200	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300			
44	271,500	303,000	342,300	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700			
45	272,000	303,600	343,400	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000			
46	272,500	304,200	344,700	390,700	410,100	434,400	455,900				
47	273,000	304,800	345,900	392,200	411,200	435,200	456,400				
48	273,500	305,500	347,100	393,700	412,300	435,900	456,900				
49	274,000	306,200	348,000	394,900	413,500	436,400	457,400				
50	274,500	306,900	349,200	395,900	414,300	436,800	457,700				
51	275,000	307,600	350,400	396,900	415,100	437,200	458,000				
52	275,400	308,300	351,600	397,900	415,700	437,500	458,400				
53	275,800	308,900	352,700	399,000	416,200	437,800	458,800				
54	276,300	309,600	353,900	400,100	416,900	438,100	459,000				
55	276,800	310,300	355,100	401,200	417,600	438,400	459,300				
56	277,200	311,000	356,300	402,300	418,200	438,700	459,500				
57	277,600	311,600	357,400	403,600	418,900	438,900	459,900				
58	278,000	312,300	358,700	404,400	419,300	439,200	460,100				
59	278,400	312,900	359,900	405,200	419,900	439,500	460,300				
60	278,800	313,500	361,000	405,800	420,500	439,800	460,500				
61	279,400	314,100	362,200	406,300	420,900	440,100	460,900				
62	279,900	314,700	363,200	407,000	421,300	440,400					
63	280,300	315,300	364,100	407,700	421,800	440,700					
64	280,700	315,900	365,100	408,400	422,300	441,000					
65	281,200	316,400	365,500	408,700	422,800	441,200					
66	281,700	317,000	366,200	409,400	423,400	441,500					
67	282,100	317,600	366,900	410,100	423,800	441,800					
68	282,500	318,200	367,700	410,600	424,200	442,100					

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	69	282,900	318,700	368,400	411,000	424,600	442,300				
	70	283,400	319,300	369,100	411,400	424,900	442,600				
	71	283,800	319,800	369,800	411,900	425,200	442,900				
	72	284,200	320,300	370,300	412,400	425,500	443,100				
	73	284,600	320,800	371,000	412,900	425,800	443,300				
	74	285,100	321,300	371,600	413,300	426,100	443,600				
	75	285,500	321,700	372,200	413,800	426,400	443,900				
	76	285,900	322,000	372,800	414,300	426,600	444,200				
	77	286,300	322,200	373,300	414,800	426,800	444,400				
	78	286,800	322,500	373,900	415,300	427,100	444,700				
	79	287,200	322,800	374,400	415,900	427,400	445,000				
	80	287,600	323,000	374,900	416,400	427,600	445,300				
	81	288,000	323,200	375,200	416,800	427,800	445,500				
	82	288,400	323,400	375,700	417,400	428,100	445,800				
	83	288,900	323,700	376,200	417,900	428,400	446,100				
	84	289,300	324,000	376,700	418,100	428,600	446,400				
	85	289,700	324,200	377,200	418,400	428,800	446,600				
	86	290,100	324,400	377,600	418,900	429,100					
	87	290,300	324,600	377,900	419,200	429,400					
	88	290,600	325,000	378,300	419,500	429,600					
	89	290,900	325,200	378,500	419,800	429,800					
	90		325,400	378,800	420,200	430,100					
	91		325,600	379,300	420,600	430,400					
	92		325,900	379,600	421,000	430,600					
	93		326,200	379,800	421,300	430,800					
	94		326,400	380,200							
	95		326,700	380,500							
	96		327,000	380,800							
	97		327,300	381,000							
	98		327,500	381,400							
	99		327,800	381,900							
	100		328,100	382,200							
	101		328,400	382,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額 円 217,000	基準俸給月額 円 244,600	基準俸給月額 円 287,500	基準俸給月額 円 310,600	基準俸給月額 円 324,900	基準俸給月額 円 348,600	基準俸給月額 円 384,200	基準俸給月額 円 416,200	基準俸給月額 円 458,800	基準俸給月額 円 528,700

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　海事職俸給表（第六条関係）

イ　海事職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	218,800	276,000	314,700	353,500	385,600	434,200	496,400
	2	222,000	277,800	315,900	355,300	387,400	436,100	498,200
	3	225,200	279,500	317,000	357,000	389,100	438,000	500,000
	4	228,400	281,200	318,100	358,700	390,700	439,900	501,800
	5	231,600	282,900	319,200	360,400	392,300	441,800	503,500
	6	234,700	284,400	320,300	361,900	394,400	443,500	504,900
	7	237,800	285,800	321,400	363,300	396,500	445,200	506,200
	8	240,800	287,300	322,400	364,600	398,500	446,900	507,500
	9	243,800	288,800	323,400	365,600	400,500	448,600	508,700
	10	246,700	290,300	324,800	367,300	402,500	450,300	510,000
	11	249,500	291,700	326,400	369,000	404,500	452,000	511,300
	12	252,300	293,100	328,000	370,700	406,500	453,700	512,600
	13	255,100	294,500	329,900	372,200	408,500	455,400	513,900
	14	258,000	295,900	331,500	373,900	410,600	457,100	515,000
	15	260,800	297,300	333,100	375,600	412,700	458,800	516,100
	16	263,400	298,700	334,700	377,200	414,800	460,500	517,100
	17	266,000	300,100	336,400	378,800	416,800	462,200	518,100
	18	267,400	301,500	338,000	380,300	418,200	464,000	519,200
	19	268,800	302,800	339,600	381,800	419,600	465,800	520,300
	20	270,200	304,100	341,200	383,300	421,000	467,600	521,300
	21	271,600	305,400	342,700	384,800	422,400	469,400	522,300
	22	272,800	306,200	343,500	386,200	423,700	471,100	523,100
	23	274,000	307,000	344,300	387,500	425,000	472,800	523,900
	24	275,100	307,700	345,100	388,800	426,200	474,400	524,700
	25	276,200	308,400	345,900	390,300	427,400	475,800	525,400
	26	276,800	309,100	346,700	391,900	428,600	477,000	526,000
	27	277,300	309,800	347,500	393,500	429,800	478,200	526,600
	28	277,800	310,500	348,300	395,100	430,900	479,200	527,200
	29	278,300	311,200	349,100	396,700	431,900	480,200	527,800
	30	278,700	311,800	349,900	398,200	433,000	481,200	
	31	279,100	312,400	350,700	399,600	434,100	482,200	
	32	279,500	313,000	351,500	401,000	435,200	483,200	

33	279, 900	313, 600	352, 200	402, 400	436, 200	483, 500
34	280, 300	314, 200	353, 000	403, 700	437, 100	484, 400
35	280, 700	314, 800	353, 800	404, 900	438, 000	485, 300
36	281, 000	315, 300	354, 500	406, 100	438, 900	486, 200
37	281, 300	315, 800	355, 200	407, 300	439, 800	487, 100
38	281, 600	316, 300	355, 900	408, 400	440, 700	488, 000
39	281, 900	316, 800	356, 600	409, 400	441, 600	488, 900
40	282, 200	317, 200	357, 300	410, 400	442, 400	489, 800
41	282, 500	317, 600	358, 000	410, 900	442, 800	490, 600
42	282, 800	318, 000	358, 700	411, 800	443, 400	491, 300
43	283, 100	318, 400	359, 300	412, 700	444, 000	492, 000
44	283, 400	318, 800	360, 000	413, 600	444, 600	492, 600
45	283, 700	319, 200	360, 800	414, 500	445, 100	493, 100
46	284, 000	319, 600	361, 600	415, 400	445, 400	493, 700
47	284, 300	320, 000	362, 300	416, 300	445, 900	494, 300
48	284, 600	320, 400	363, 000	417, 200	446, 300	494, 900
49	284, 900	320, 800	363, 700	418, 000	446, 600	495, 200
50	285, 200	321, 200	364, 500	418, 900	447, 200	495, 700
51	285, 500	321, 600	365, 300	419, 800	447, 800	496, 200
52	285, 700	321, 900	366, 100	420, 500	448, 400	496, 700
53	285, 900	322, 200	366, 900	420, 700	449, 000	497, 200
54	286, 200	322, 500	367, 900	421, 100	449, 700	497, 800
55	286, 500	322, 800	368, 800	421, 500	450, 300	498, 100
56	286, 700	323, 100	369, 500	421, 800	450, 900	498, 700
57	286, 900	323, 400	370, 100	422, 100	451, 200	499, 200
58	287, 200	323, 700	371, 000	422, 300	451, 900	
59	287, 500	324, 000	371, 900	422, 700	452, 600	
60	287, 700	324, 200	372, 700	423, 100	453, 300	
61	287, 900	324, 400	373, 200	423, 400	453, 700	
62	288, 200	324, 700	373, 600	423, 900	454, 000	
63	288, 500	325, 000	373, 900	424, 500	454, 300	
64	288, 700	325, 200	374, 200	425, 000	454, 500	
65	288, 900	325, 400	374, 500	425, 600	454, 700	
66	289, 100	325, 700	374, 900	426, 200	454, 900	
67	289, 300	326, 000	375, 200	426, 700	455, 200	
68	289, 600	326, 200	375, 500	427, 200	455, 500	

年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	69	289,900	326,400	375,700	427,800	455,700		
	70			376,000	428,300	456,000		
	71			376,300	428,900	456,300		
	72			376,600	429,500	456,500		
	73			376,900	430,000	456,700		
	74			377,100	430,600			
	75			377,500	431,100			
	76			377,800	431,700			
	77			378,100	432,200			
	78			378,600	432,700			
	79			379,100	433,300			
	80			379,500	433,900			
	81			379,900	434,200			
	82			380,300	434,800			
	83			380,800	435,400			
	84			381,300	435,900			
	85			381,700	436,300			
	86			382,200	436,800			
	87			382,600	437,500			
	88			383,000	438,200			
	89			383,500	438,400			
	90			384,000				
	91			384,500				
	92			385,000				
	93			385,300				
	94			385,700				
	95			386,000				
	96			386,400				
	97			386,900				
	98			387,200				
	99			387,700				
	100			388,100				
	101			388,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基俸月額 円 225,100	基俸月額 円 255,100	基俸月額 円 284,900	基俸月額 円 326,200	基俸月額 円 355,100	基俸月額 円 402,200	基俸月額 円 471,000

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	242,700	280,400	305,700	333,000	352,200
	2	190,000	245,700	281,600	306,900	333,800	353,200
	3	191,300	248,600	282,600	308,200	334,700	354,200
	4	192,600	251,500	283,200	309,500	335,500	355,200
	5	193,800	254,400	283,800	310,900	336,200	356,100
	6	195,400	256,400	284,800	312,700	337,000	357,100
	7	197,000	258,400	285,800	314,400	337,800	358,000
	8	198,500	260,300	286,700	315,500	338,500	358,900
	9	199,900	262,200	287,600	316,400	339,200	359,800
	10	201,800	263,700	288,500	317,400	339,700	360,900
	11	203,700	265,200	289,400	318,400	340,200	361,900
	12	205,600	266,600	290,300	319,400	340,700	362,400
	13	207,300	268,000	291,300	320,300	341,200	362,900
	14	209,000	269,000	292,500	321,300	341,700	363,800
	15	210,700	269,800	293,700	322,300	342,200	364,600
	16	212,300	270,500	294,800	323,300	342,600	365,300
	17	213,800	271,000	295,900	324,200	343,000	366,000
	18	216,500	271,600	297,100	324,800	343,400	366,900
	19	219,200	272,100	298,300	325,400	343,800	367,700
	20	221,800	272,600	299,400	325,900	344,200	368,400
	21	224,400	273,100	300,500	326,400	344,600	369,100
	22	226,600	273,900	301,500	326,900	344,900	370,000
	23	228,700	274,600	302,500	327,400	345,200	370,900
	24	230,800	275,300	303,600	327,900	345,500	371,800
	25	232,900	276,000	304,700	328,400	345,800	372,700
	26	234,700	276,700	305,800	328,800	346,100	373,600
	27	236,500	277,400	306,900	329,200	346,400	374,500
	28	238,100	278,100	307,900	329,600	346,700	375,300
	29	239,600	278,800	308,800	330,000	347,000	376,100
	30	241,200	279,700	309,600	330,300	347,300	377,000
	31	242,800	280,600	310,400	330,600	347,600	377,900
	32	244,300	281,100	311,200	330,900	347,800	378,700
	33	245,800	281,600	312,000	331,200	348,000	379,500
	34	247,100	282,100	312,800	331,500	348,300	380,200
	35	248,300	282,600	313,600	331,800	348,600	380,900
	36	249,500	283,100	314,400	332,100	348,800	381,600
	37	250,600	283,600	315,200	332,400	349,000	382,300
	38	251,700	284,100	316,000	332,700	349,300	383,000
	39	252,800	284,700	316,800	333,000	349,600	383,600
	40	253,800	285,300	317,500	333,300	349,800	384,200
	41	254,800	285,900	318,200	333,600	350,000	384,800
	42	255,700	286,400	319,000	333,900	350,300	385,400
	43	256,600	287,000	319,700	334,200	350,600	386,000
	44	257,400	287,600	320,400	334,400	350,800	386,600
	45	258,200	288,200	321,100	334,600	351,000	387,200
	46	259,000	288,800	321,800	334,900	351,300	388,000
	47	259,800	289,400	322,500	335,200	351,600	388,800
	48	260,500	290,000	323,100	335,400	351,800	389,600
	49	261,200	290,500	323,700	335,600	352,000	390,400
	50	261,900	291,100	324,200	335,900	352,300	391,300
	51	262,600	291,700	324,700	336,200	352,600	392,000
	52	263,200	292,300	325,100	336,400	352,800	392,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	263,800	292,800	325,500	336,600	353,000	393,500
	54	264,400	293,300	325,800	336,900	353,300	394,200
	55	265,000	293,800	326,100	337,200	353,600	394,900
	56	265,600	294,300	326,400	337,400	353,800	395,600
	57	266,200	294,800	326,700	337,600	354,000	396,500
	58	266,800	295,200	327,000	337,900	354,300	397,300
	59	267,400	295,600	327,300	338,200	354,600	398,100
	60	268,000	296,000	327,600	338,400	354,800	398,800
	61	268,600	296,400	327,900	338,600	355,000	399,300
	62	269,200	296,800	328,200	338,900	355,300	400,000
	63	269,800	297,200	328,500	339,200	355,600	400,600
	64	270,400	297,500	328,700	339,400	355,800	401,300
	65	270,900	297,800	328,900	339,600	356,000	401,900
	66	271,400	298,200	329,200	339,900	356,300	402,400
	67	271,900	298,600	329,500	340,200	356,600	402,800
	68	272,400	298,900	329,700	340,400	356,800	403,200
	69	272,900	299,200	329,900	340,600	357,000	403,900
	70	273,400	299,500	330,200	340,900	357,300	
	71	273,900	299,800	330,500	341,200	357,600	
	72	274,300	300,100	330,700	341,400	357,800	
	73	274,700	300,400	330,900	341,600	358,000	
	74	275,000	300,700	331,200	341,800	358,300	
	75	275,300	301,000	331,500	342,000	358,600	
	76	275,500	301,200	331,700	342,200	358,800	
	77	275,700	301,400	331,900	342,600	359,000	
	78	276,000	301,700	332,200	342,800	359,300	
	79	276,300	302,000	332,500	343,100	359,600	
	80	276,500	302,200	332,700	343,400	359,800	
	81	276,700	302,400	332,900	343,600	360,000	
	82	277,000	302,700	333,200	343,900	360,300	
	83	277,200	303,000	333,500	344,200	360,600	
	84	277,400	303,200	333,700	344,400	360,800	
	85	277,700	303,400	333,900	344,600	361,000	
	86		303,700	334,200	344,900	361,300	
	87		304,000	334,400	345,200	361,600	
	88		304,200	334,600	345,400	361,800	
	89		304,400	334,900	345,600	362,000	
	90		304,600	335,200	345,900		
	91		304,900	335,400	346,200		
	92		305,200	335,700	346,400		
	93		305,400	335,900	346,600		
	94		305,700	336,100	346,800		
	95		306,000	336,400	347,100		
	96		306,200	336,700	347,300		
	97		306,400	336,900	347,600		
	98		306,600	337,200	347,900		
	99		306,800	337,400	348,200		
	100		307,100	337,700	348,400		
	101		307,400	337,900	348,600		
	102		307,700	338,100	348,900		
	103		307,900	338,300	349,200		
	104		308,100	338,500	349,400		
	105		308,400	338,900	349,600		
	106			339,100	350,000		
	107			339,300	350,200		
	108			339,600	350,400		
	109			339,900	350,600		
	110			340,100			
	111			340,400			
	112			340,700			
	113			340,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		219,400	234,300	236,300	258,400	287,400	317,500

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　教育職俸給表（第六条関係）

イ　教育職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	261,400	317,100	358,300	423,100	542,000
	2	263,600	319,300	360,900	425,000	545,000
	3	265,700	321,500	363,500	426,800	548,100
	4	267,600	323,600	366,000	428,500	551,200
	5	269,400	325,700	368,400	430,200	554,200
	6	270,900	327,600	370,800	432,100	556,600
	7	272,400	329,400	373,300	434,000	559,100
	8	273,900	331,200	375,700	435,800	561,500
	9	275,700	333,000	378,200	437,200	563,800
	10	277,700	334,900	380,700	439,100	565,600
	11	279,700	336,700	383,200	441,000	567,500
	12	281,700	338,500	385,600	442,900	569,400
	13	283,700	340,300	388,000	444,300	571,100
	14	285,900	341,900	389,600	446,200	572,500
	15	288,000	343,500	391,100	448,100	573,800
	16	290,100	345,000	392,600	450,000	575,000
	17	292,000	346,500	393,600	451,700	576,300
	18	294,700	348,100	395,300	453,500	577,100
	19	297,400	349,700	396,700	455,300	577,800
	20	300,000	351,300	398,000	457,100	578,500
	21	302,600	352,700	399,200	459,100	579,300
	22	305,000	354,700	400,200	461,300	
	23	307,400	356,700	401,200	463,700	
	24	309,600	358,700	402,200	466,000	
	25	311,800	360,500	403,100	468,000	
	26	313,800	362,100	404,200	470,100	
	27	315,800	363,700	405,300	472,200	
	28	317,800	365,300	406,400	474,200	
	29	319,800	366,600	407,500	476,200	
	30	321,700	368,100	408,600	478,500	
	31	323,600	369,500	409,700	480,700	
	32	325,500	370,800	410,800	482,600	
	33	327,300	372,100	411,900	484,500	
	34	329,200	373,300	413,000	486,600	
	35	331,100	374,500	414,100	488,800	
	36	333,000	375,600	415,300	490,800	
	37	334,700	376,700	416,300	492,900	
	38	335,900	378,100	417,400	494,900	
	39	337,000	379,400	418,500	496,800	
	40	338,100	380,700	419,700	498,700	
	41	338,700	382,000	420,600	500,700	
	42	339,100	383,300	421,700	502,600	
	43	339,500	384,600	422,800	504,300	
	44	339,900	385,900	423,800	506,200	
	45	340,500	387,200	424,800	508,100	
	46	341,000	388,400	425,900	509,900	
	47	341,500	389,600	427,000	511,700	
	48	341,900	390,700	428,100	513,500	
	49	342,300	391,800	429,100	515,200	
	50	342,700	393,000	430,300	516,900	
	51	343,100	394,100	431,500	518,700	
	52	343,500	395,200	432,700	520,500	
	53	343,900	396,300	433,400	522,000	
	54	344,300	397,500	434,300	523,600	
	55	344,700	398,700	435,200	525,300	
	56	345,100	399,800	436,000	526,900	
	57	345,500	400,800	436,800	528,500	
	58	345,900	401,800	437,700	529,800	
	59	346,300	402,800	438,600	531,100	
	60	346,700	403,700	439,400	532,300	
	61	347,100	404,900	440,100	533,500	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	62	347,500	406,300	441,000	534,500	
	63	347,900	407,700	442,000	535,500	
	64	348,300	409,100	442,900	536,500	
	65	348,700	409,900	443,800	537,100	
	66	349,100	410,900	444,700	538,000	
	67	349,500	411,900	445,700	538,900	
	68	349,900	413,000	446,600	539,800	

	69	350,300	413,900	447,600	540,700	
	70	350,800	414,700	448,600	541,500	
	71	351,200	415,500	449,500	542,200	
	72	351,600	416,200	450,500	542,700	
	73	351,900	416,900	451,400	543,400	
	74	352,400	417,800	452,300	543,900	
	75	352,800	418,600	453,200	544,700	
	76	353,200	419,200	454,200	545,300	
	77	353,600	419,800	455,000	545,800	
	78	354,100	420,200	455,400		
	79	354,600	420,500	456,000		
	80	355,100	420,800	456,600		
	81	355,600	421,100	457,200		
	82	356,300	421,400	457,900		
	83	357,000	421,600	458,200		
	84	357,700	421,900	458,800		
	85	358,300	422,100	459,200		
	86	358,900	422,400	459,500		
	87	359,500	422,700	459,800		
	88	360,100	423,000	460,100		
	89	360,600	423,200	460,400		
	90	361,000	423,400			
	91	361,400	423,700			
	92	361,800	424,000			
	93	362,200	424,200			
	94	362,600	424,500			
	95	363,100	424,800			
	96	363,500	425,100			
	97	364,100	425,300			
	98	364,600	425,600			
	99	365,000	425,900			
	100	365,500	426,100			
	101	365,900	426,300			
	102	366,400	426,600			
	103	366,700	426,900			
	104	367,100	427,100			
	105	367,600	427,300			
	106	368,000				
	107	368,500				
	108	369,000				
	109	369,400				
	110	369,900				
	111	370,300				
	112	370,700				
	113	371,100				
	114	371,500				
	115	371,900				
	116	372,300				
	117	372,700				
	118	373,100				
	119	373,500				
	120	373,900				
	121	374,200				
	122	374,600				
	123	375,100				
	124	375,400				
	125	375,800				
	126	376,300				
	127	376,800				
	128	377,200				
	129	377,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額 円 288,000	基準俸給月額 円 299,000	基準俸給月額 円 321,200	基準俸給月額 円 406,100	基準俸給月額 円 541,500

備考　この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	230,200	263,100	317,100
	2	233,000	264,900	319,300
	3	236,100	266,700	321,500
	4	239,100	268,400	323,600
	5	242,300	270,000	325,700
	6	245,500	271,500	327,500
	7	248,600	273,000	329,300
	8	251,700	274,500	331,100
	9	254,700	276,000	332,900
	10	256,500	278,000	334,700
	11	258,200	280,000	336,500
	12	259,800	282,000	338,400
	13	261,400	284,000	340,300
	14	262,800	286,000	341,900
	15	264,200	288,000	343,500
	16	265,500	290,000	345,100
	17	266,800	292,000	346,100
	18	267,900	294,700	348,300
	19	268,900	297,300	350,500
	20	269,900	299,900	352,700
	21	271,300	302,500	354,600
	22	272,800	305,000	356,900
	23	274,300	307,400	359,200
	24	275,800	309,700	361,500
	25	277,300	311,800	363,700
	26	278,900	313,900	366,000
	27	280,400	316,000	368,100
	28	281,900	318,100	370,200
	29	283,300	320,100	372,200
	30	284,900	321,700	373,800
	31	286,400	323,200	375,400
	32	287,900	324,700	377,000
	33	289,300	326,200	378,600
	34	290,600	327,800	379,900
	35	291,900	329,300	381,200
	36	292,700	330,800	382,500
	37	293,500	332,200	383,800
	38	294,300	333,600	385,400
	39	295,100	334,900	387,000
	40	295,900	336,200	388,500
	41	296,700	337,400	390,000
	42	297,500	339,100	391,600
	43	298,200	340,700	393,100
	44	298,800	342,600	394,600
	45	299,300	344,200	396,000
	46	299,800	345,800	397,400
	47	300,300	347,300	398,800
	48	300,800	348,800	400,100
	49	301,300	350,400	401,000
	50	301,700	352,000	402,200
	51	302,100	353,500	403,300
	52	302,500	354,900	404,400
	53	302,900	356,300	405,400
	54	303,300	357,300	406,600
	55	303,700	358,300	407,800
	56	304,100	359,300	408,900
	57	304,500	360,400	410,000
	58	304,900	361,700	411,200
	59	305,300	363,000	412,400
	60	305,700	364,300	413,600
	61	306,100	365,600	414,700
	62	306,500	366,900	416,200
	63	306,900	368,200	417,700
	64	307,300	369,500	419,200
	65	307,700	370,700	420,600
	66	308,100	372,000	421,500
	67	308,500	373,300	422,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	68	308,900	374,500	423,200
	69	309,300	375,700	424,100
	70	309,700	377,000	425,100
	71	310,100	378,300	426,100
	72	310,500	379,500	426,900
	73	310,900	380,700	427,600
	74	311,400	382,000	428,400
	75	311,900	383,300	429,200
	76	312,400	384,500	430,100
	77	312,800	385,700	431,100
	78	313,300	386,900	432,100
	79	313,800	388,000	433,000
	80	314,200	389,200	433,900
	81	314,600	390,600	434,600
	82	315,100	392,000	435,500
	83	315,600	393,500	436,400
	84	316,000	394,900	437,200
	85	316,400	395,900	438,100
	86	316,900	397,200	438,900
	87	317,400	398,500	439,700
	88	317,900	399,900	440,600
	89	318,300	401,000	441,300
	90	318,800	402,000	441,700
	91	319,200	403,000	442,100
	92	319,600	404,100	442,500
	93	320,200	404,900	442,900
	94	320,700	406,000	443,400
	95	321,300	407,100	443,800
	96	321,900	408,000	444,200
	97	322,300	408,900	444,400
	98	322,700	409,800	444,800
	99	323,000	410,700	445,100
	100	323,300	411,600	445,400
	101	323,600	412,400	445,700
	102	323,900	413,400	
	103	324,200	414,400	
	104	324,500	415,400	
	105	324,900	416,000	
	106	325,400	416,700	
	107	325,900	417,400	
	108	326,300	418,000	
	109	326,700	418,400	
	110	327,200	418,800	
	111	327,600	419,100	
	112	328,100	419,400	
	113	328,400	419,600	
	114	328,900	419,900	
	115	329,300	420,200	
	116	329,700	420,500	
	117	330,000	420,700	
	118	330,400	421,000	
	119	330,900	421,300	
	120	331,400	421,500	
	121	331,600	421,700	
	122	332,000	422,000	
	123	332,300	422,300	
	124	332,600	422,500	
	125	332,800	422,700	
	126	333,100		
	127	333,600		
	128	334,000		
	129	334,200		
	130	334,600		
	131	335,000		
	132	335,400		
	133	335,600		
	134	336,000		
	135	336,500		
	136	336,800		
	137	337,100		
	138	337,500		
	139	337,900		
	140	338,300		
	141	338,700		

定年前再任用短時間勤務職員		基俸給月額	基俸給月額	基俸給月額
		円	円	円
		252,300	298,400	316,000

備考　この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　研究職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900	530,600
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500	533,700
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100	536,800
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600	539,900
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700	543,000
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100	545,400
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500	547,800
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800	550,200
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100	552,600
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500	554,300
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900	556,200
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200	558,100
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500	559,800
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200	561,100
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900	562,300
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600	563,300
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100	564,400
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600	565,100
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100	565,700
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500	566,300
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900	567,000
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500	
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100	
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400	
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600	
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900	
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400	
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800	
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300	
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800	
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300	
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700	
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000	
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400	
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800	
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300	
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700	
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200	
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600	
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100	
	41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400	
	42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600	
	43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800	
	44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000	
	45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600	
	46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100	
	47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700	
	48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200	
	49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900	
	50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300	
	51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700	
	52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200	
	53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300	
	54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500	
	55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700	
	56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900	
	57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800	
	59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800	
	60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800	
	61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900	
	62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800	
	63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500	

	64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200	
	65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000	
	66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800	
	67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600	
	68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400	
	69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100	
	70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900	
	71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700	
	72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500	
	73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200	
	74	281,200	326,800	394,300			
	75	281,900	327,500	394,900			
	76	282,600	328,200	395,600			
	77	283,200	328,900	396,300			
	78	283,900	329,600	396,800			
	79	284,600	330,300	397,400			
	80	285,200	331,000	398,000			
	81	285,800	331,700	398,500			
	82	286,500	332,500	399,100			
	83	287,200	333,200	399,700			
	84	287,800	333,800	400,200			
	85	288,400	334,300	400,700			
	86	289,100	334,800	401,200			
	87	289,800	335,200	401,700			
	88	290,400	335,600	402,400			
	89	291,000	335,900	402,800			
	90	291,700	336,400				
	91	292,400	336,800				
	92	293,000	337,200				
	93	293,600	337,500				
	94	294,300	337,900				
	95	294,900	338,300				
	96	295,500	338,700				
	97	295,800	339,200				
	98	296,400	339,700				
	99	297,000	340,200				
	100	297,500	340,700				
	101	298,000	341,200				
	102	298,400	341,700				
	103	298,800	342,200				
	104	299,200	342,700				
	105	299,600	343,100				
	106	300,100	343,500				
	107	300,600	344,000				
	108	300,900	344,400				
	109	301,100	344,900				
	110	301,500	345,300				
	111	301,800	345,700				
	112	302,000	346,100				
	113	302,300	346,600				
	114	302,600	347,000				
	115	302,900	347,400				
	116	303,200	347,800				
	117	303,500	348,300				
	118	303,800	348,700				
	119	304,000	349,100				
	120	304,300	349,500				
	121	304,600	349,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600	530,400

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八　医療職俸給表（第六条関係）

イ　医療職俸給表（一）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	
	37	388,100	442,300	491,500	549,800	
	38	389,600	443,700	493,200	551,400	
	39	391,100	445,100	495,000	552,800	
	40	392,600	446,500	496,800	554,400	
	41	394,100	447,900	498,400	555,900	
	42	394,800	449,300	500,200	557,300	
	43	395,400	450,700	502,000	558,700	
	44	396,100	452,100	503,600	560,000	
	45	397,000	453,500	505,000	561,200	
	46	397,600	454,900	506,700	562,200	
	47	398,200	456,300	508,500	563,200	
	48	398,800	457,700	510,200	564,200	
	49	399,400	459,100	511,700	565,200	
	50	399,900	460,800	513,000	566,100	

	51	400,400	462,400	514,300	567,000	
	52	400,900	464,000	515,600	567,900	
	53	401,400	465,600	516,600	568,700	
	54	401,800	466,800	517,900	569,600	
	55	402,200	468,000	519,200	570,500	
	56	402,600	469,100	520,500	571,400	
	57	403,000	470,100	521,500	572,300	
	58	403,400	471,100	522,300	573,200	
	59	403,800	472,000	523,100	574,100	
	60	404,200	472,800	523,900	574,800	
	61	404,600	473,500	524,800	575,700	
	62	405,000	474,200	525,600	576,600	
	63	405,400	474,900	526,400	577,500	
	64	405,800	475,500	527,100	578,400	
	65	406,100	476,200	527,900	579,300	
	66		476,900	528,700		
	67		477,500	529,400		
	68		478,100	530,300		
	69		478,400	531,200		
	70		479,000	532,000		
	71		479,700	532,900		
	72		480,400	533,800		
	73		480,800	534,600		
	74		481,400	535,500		
	75		482,100	536,400		
	76		482,800	537,100		
	77		483,200	537,900		
	78		483,800	538,800		
	79		484,400	539,700		
	80		484,900	540,600		
	81		485,400	541,400		
	82		485,900	542,300		
	83		486,400	543,200		
	84		486,900	544,100		
	85		487,300	544,900		
	86		487,800	545,800		
	87		488,200	546,700		
	88		488,700	547,600		
	89		489,200	548,400		
	90		489,800			
	91		490,400			
	92		490,800			
	93		491,300			
	94		491,900			
	95		492,500			
	96		493,000			
	97		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額 円 301,700	基準俸給月額 円 344,400	基準俸給月額 円 399,500	基準俸給月額 円 473,300	基準俸給月額 円 573,800

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300

36	238, 000	263, 500	288, 900	313, 400	355, 300	397, 300	442, 000
37	238, 800	264, 400	289, 900	314, 600	356, 700	398, 400	443, 100
38	239, 600	265, 200	291, 000	315, 700	358, 300	399, 500	443, 900
39	240, 400	266, 000	292, 000	316, 900	359, 800	400, 600	444, 300
40	241, 200	266, 800	293, 000	318, 100	361, 300	401, 700	445, 000
41	241, 800	267, 600	294, 000	319, 300	362, 500	402, 500	445, 500
42	242, 400	268, 400	295, 000	320, 600	363, 600	403, 300	445, 900
43	243, 000	269, 200	296, 000	321, 900	364, 800	404, 100	446, 300
44	243, 500	270, 000	297, 000	323, 100	365, 900	404, 900	446, 700
45	244, 000	270, 700	298, 000	324, 000	366, 900	405, 300	447, 100
46	244, 600	271, 500	299, 200	325, 200	367, 700	405, 900	447, 500
47	245, 100	272, 300	300, 300	326, 400	368, 700	406, 400	447, 900
48	245, 500	273, 100	301, 400	327, 600	369, 800	406, 800	448, 200
49	245, 900	273, 800	302, 500	328, 700	370, 800	407, 200	448, 500
50	246, 400	274, 600	303, 600	329, 700	371, 800	407, 400	448, 900
51	246, 900	275, 300	304, 700	330, 700	372, 800	407, 700	449, 200
52	247, 400	276, 000	305, 800	331, 600	373, 700	408, 000	449, 500
53	247, 700	276, 700	306, 900	332, 500	374, 500	408, 300	449, 800
54	248, 000	277, 400	308, 000	333, 500	375, 300	408, 600	
55	248, 300	278, 100	309, 100	334, 500	376, 200	408, 900	
56	248, 600	278, 800	310, 200	335, 400	377, 000	409, 200	
57	248, 900	279, 500	311, 200	335, 900	377, 500	409, 400	
58	249, 200	280, 200	312, 200	336, 800	378, 300	409, 700	
59	249, 500	280, 900	313, 200	337, 500	379, 100	410, 000	
60	249, 800	281, 500	314, 200	338, 400	379, 900	410, 300	
61	250, 100	282, 100	315, 200	339, 100	380, 300	410, 500	
62	250, 400	282, 800	316, 200	339, 400	381, 000	410, 800	
63	250, 700	283, 500	317, 200	339, 900	381, 700	411, 100	
64	251, 000	284, 100	318, 100	340, 500	382, 300	411, 400	
65	251, 300	284, 700	319, 000	341, 100	382, 700	411, 600	
66	251, 600	285, 400	319, 800	341, 800	383, 200		
67	251, 900	286, 100	320, 500	342, 500	383, 800		
68	252, 200	286, 700	321, 200	343, 100	384, 400		
69	252, 500	287, 300	321, 800	343, 800	384, 800		
70	252, 800	288, 000	322, 500	344, 300	385, 300		
71	253, 100	288, 700	323, 100	344, 900	385, 800		
72	253, 300	289, 300	323, 700	345, 500	386, 300		
73	253, 500	289, 900	324, 300	345, 800	386, 900		
74	253, 800	290, 400	324, 500	346, 400	387, 400		
75	254, 100	290, 800	325, 000	346, 900	388, 000		
76	254, 300	291, 200	325, 500	347, 400	388, 600		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

502, 200
503, 200

	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100			
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600			
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100			
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600			
	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900			
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400			
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800			
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200			
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600			
	86		294,100	330,400	351,200				
	87		294,300	330,600	351,500				
	88		294,500	330,900	351,800				
	89		294,900	331,300	352,200				
	90		295,100	331,700	352,500				
	91		295,300	332,000	352,800				
	92		295,500	332,300	353,100				
	93		295,900	332,600	353,500				
	94		296,100	332,800	353,800				
	95		296,300	333,200	354,100				
	96		296,600	333,500	354,400				
	97		296,900	333,700	354,700				
	98		297,100	334,000	355,100				
	99		297,300	334,300	355,500				
	100		297,600	334,600	355,900				
	101		297,900	334,800	356,400				
	102		298,100	335,100	356,800				
	103		298,300	335,400	357,200				
	104		298,600	335,600	357,600				
	105		298,900	335,800	358,100				
	106			336,000					
	107			336,400					
	108			336,600					
	109			336,800					
	110			337,200					
	111			337,600					
	112			338,000					
	113			338,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

令和７年５月13日　火曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

ハ　医療職俸給表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600

33	256, 700	276, 200	296, 700	315, 100	346, 000	398, 600
34	257, 500	276, 800	297, 500	316, 200	347, 300	400, 300
35	258, 300	277, 300	298, 300	317, 300	348, 600	402, 100
36	259, 000	277, 800	299, 100	318, 400	349, 900	403, 800
37	259, 700	278, 300	299, 800	319, 500	351, 100	405, 400
38	260, 600	278, 900	300, 600	320, 600	352, 600	407, 100
39	261, 500	279, 400	301, 400	321, 700	354, 100	408, 900
40	262, 300	279, 900	302, 100	322, 800	355, 600	410, 700
41	263, 100	280, 300	302, 900	323, 900	356, 800	412, 200
42	264, 000	280, 800	303, 700	325, 100	358, 300	413, 700
43	264, 800	281, 300	304, 500	326, 200	359, 700	415, 200
44	265, 600	281, 800	305, 300	327, 300	361, 100	416, 500
45	266, 400	282, 300	306, 000	328, 100	362, 500	417, 600
46	267, 100	282, 800	307, 000	329, 200	363, 500	418, 700
47	267, 800	283, 300	308, 000	330, 300	364, 900	419, 800
48	268, 400	283, 800	308, 900	331, 300	366, 200	421, 000
49	269, 000	284, 300	309, 800	332, 300	367, 500	422, 300
50	269, 500	284, 800	310, 800	333, 300	368, 900	423, 400
51	270, 000	285, 300	311, 800	334, 300	370, 200	424, 600
52	270, 400	285, 800	312, 700	335, 300	371, 500	425, 700
53	270, 800	286, 300	313, 600	336, 500	373, 000	426, 900
54	271, 300	286, 800	314, 600	337, 800	374, 200	427, 900
55	271, 800	287, 300	315, 600	339, 000	375, 300	429, 000
56	272, 200	287, 800	316, 600	340, 200	376, 500	430, 100
57	272, 600	288, 300	317, 400	341, 100	377, 600	431, 100
58	273, 000	289, 100	318, 400	342, 300	378, 500	431, 600
59	273, 400	289, 900	319, 400	343, 400	379, 500	432, 200
60	273, 800	290, 600	320, 300	344, 700	380, 400	432, 600
61	274, 200	291, 300	321, 200	345, 700	381, 000	433, 200
62	274, 600	292, 200	322, 200	346, 600	381, 800	433, 700
63	275, 000	293, 100	323, 200	347, 700	382, 600	434, 100
64	275, 400	293, 900	324, 100	348, 900	383, 400	434, 600
65	275, 800	294, 700	325, 000	350, 000	384, 100	435, 100
66	276, 200	295, 600	326, 200	351, 200	384, 800	435, 500
67	276, 600	296, 400	327, 400	352, 400	385, 500	435, 800
68	277, 000	297, 200	328, 600	353, 400	386, 100	436, 100

444, 300	
445, 900	
447, 300	
448, 700	
449, 800	
451, 100	
452, 400	
453, 800	
454, 800	
455, 500	
456, 300	
456, 900	
457, 800	
458, 500	
459, 300	
460, 100	
460, 800	
461, 500	
462, 200	
463, 000	
463, 800	
464, 600	
465, 300	
466, 000	
466, 800	

69	277, 400	298, 000	329, 300	354, 400	386, 700
70	277, 900	298, 900	330, 400	355, 400	387, 300
71	278, 400	299, 800	331, 500	356, 500	388, 000
72	278, 800	300, 700	332, 400	357, 600	388, 600
73	279, 200	301, 600	333, 500	358, 400	389, 300
74	279, 800	302, 500	334, 200	359, 500	389, 800
75	280, 400	303, 400	335, 300	360, 600	390, 400
76	280, 900	304, 300	336, 400	361, 600	390, 900
77	281, 400	305, 100	337, 500	362, 300	391, 300
78	282, 000	306, 100	338, 700	363, 100	391, 900
79	282, 600	307, 100	339, 800	363, 900	392, 400
80	283, 100	308, 000	340, 900	364, 600	392, 700
81	283, 600	308, 500	342, 000	365, 200	393, 000
82	284, 100	309, 400	343, 100	365, 700	393, 500
83	284, 600	310, 300	344, 100	366, 200	393, 900
84	285, 100	311, 100	345, 200	366, 700	394, 200
85	285, 600	311, 900	346, 100	367, 300	394, 500
86	286, 100	312, 900	347, 100	367, 800	395, 000
87	286, 600	313, 900	348, 000	368, 300	395, 500
88	287, 100	314, 900	349, 000	368, 800	395, 900
89	287, 600	315, 800	349, 900	369, 200	396, 200
90	288, 100	316, 900	350, 700	369, 600	396, 600
91	288, 600	317, 900	351, 500	370, 200	397, 100
92	289, 100	318, 900	352, 300	370, 700	397, 500
93	289, 600	319, 700	352, 900	371, 000	397, 900
94	290, 200	320, 400	353, 500	371, 500	
95	290, 800	321, 100	354, 100	371, 900	
96	291, 400	321, 700	354, 700	372, 200	
97	292, 000	322, 200	355, 100	372, 800	
98	292, 500	322, 500	355, 500	373, 300	
99	293, 000	323, 100	356, 000	373, 800	
100	293, 500	323, 700	356, 400	374, 300	
101	294, 000	324, 100	356, 900	374, 900	
102	294, 500	324, 700	357, 300	375, 400	
103	295, 000	325, 300	357, 800	375, 900	
104	295, 400	325, 800	358, 200	376, 300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

436, 500

105	295, 800	326, 200	358, 500	376, 900
106	296, 300	326, 700	359, 000	377, 400
107	296, 800	327, 200	359, 400	377, 900
108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400
109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000
110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400
111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900
112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400
113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000
114	298, 600	329, 800	362, 600	
115	298, 900	330, 100	363, 100	
116	299, 100	330, 400	363, 500	
117	299, 400	330, 600	363, 900	
118	299, 700	330, 900	364, 300	
119	300, 000	331, 200	364, 800	
120	300, 300	331, 400	365, 300	
121	300, 600	331, 600	365, 700	
122	301, 000	331, 900	366, 200	
123	301, 300	332, 200	366, 700	
124	301, 600	332, 500	367, 200	
125	301, 800	332, 700	367, 500	
126	302, 000	333, 000		
127	302, 300	333, 400		
128	302, 700	333, 600		
129	302, 900	333, 800		
130	303, 200	334, 000		
131	303, 600	334, 400		
132	304, 000	334, 600		
133	304, 200	334, 900		
134	304, 500	335, 300		
135	304, 800	335, 700		
136	305, 100	336, 100		
137	305, 300	336, 400		
138	305, 600	336, 800		
139	305, 900	337, 200		
140	306, 200	337, 600		

	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基俸月額 円 239,700	基俸月額 円 260,200	基俸月額 円 267,500	基俸月額 円 277,900	基俸月額 円 294,300	基俸月額 円 331,900	基俸月額 円 376,600

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九　福祉職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	246,200	284,700	302,400	335,000	373,400
	2	201,300	248,300	285,500	303,700	336,900	376,000
	3	203,000	250,300	286,300	305,000	338,700	378,300
	4	204,700	252,300	287,100	306,200	340,500	380,500
	5	206,300	254,300	287,800	307,400	342,200	382,400
	6	207,900	255,900	288,800	309,000	343,900	384,700
	7	209,500	257,500	289,700	310,600	345,500	386,800
	8	211,100	258,800	290,600	312,200	347,200	388,800
	9	212,700	260,300	291,500	313,800	348,800	390,800
	10	214,500	261,500	292,400	315,500	350,500	393,100
	11	216,300	262,600	293,300	317,000	352,100	395,300
	12	217,400	263,700	294,200	318,500	353,700	397,500
	13	218,500	264,800	295,000	319,700	355,200	399,700
	14	219,700	265,900	296,000	321,100	356,900	402,000
	15	220,900	267,000	297,200	322,500	358,500	404,200
	16	222,000	268,100	298,300	323,900	360,100	406,500
	17	223,100	269,200	299,500	325,300	361,700	408,300
	18	224,100	270,100	300,600	326,800	363,500	410,200
	19	225,100	271,000	301,700	328,200	365,000	412,100
	20	226,100	271,800	302,800	329,600	366,600	413,900
	21	227,100	272,400	303,900	331,000	368,000	415,700
	22	228,500	273,100	305,000	332,600	369,600	417,500
	23	229,800	273,900	306,100	334,200	371,200	419,300
	24	231,100	274,600	307,100	335,700	372,700	421,100
	25	232,400	275,600	308,100	337,200	374,600	422,700
	26	233,700	276,500	309,100	338,800	376,500	424,200
	27	235,000	277,400	310,100	340,400	378,400	425,700
	28	236,200	278,300	311,100	341,900	380,200	427,200
	29	237,400	279,300	312,100	343,400	381,700	428,700
	30	238,400	280,200	313,100	344,900	383,500	430,000
	31	239,400	281,100	314,100	346,400	385,200	431,300
	32	240,400	282,000	315,100	347,900	386,800	432,500
	33	241,400	282,900	316,100	349,400	388,500	433,700
	34	242,400	283,700	317,200	351,000	389,900	435,000
	35	243,300	284,600	318,300	352,600	391,300	436,300
	36	244,200	285,500	319,400	354,100	392,700	437,500
	37	245,100	286,500	320,500	355,300	394,100	438,700
	38	246,000	287,500	321,600	356,800	395,300	439,500
	39	246,900	288,500	322,700	358,300	396,500	440,300
	40	247,700	289,400	323,800	359,800	397,500	441,100
	41	248,500	290,300	324,800	361,200	398,600	441,700
	42	249,100	291,300	325,900	362,700	399,800	442,300
	43	249,700	292,300	327,000	364,200	400,900	442,900
	44	250,300	293,200	328,000	365,700	402,000	443,500
	45	250,800	294,100	329,000	367,100	402,700	444,200
	46	251,300	295,100	329,900	368,500	403,400	445,000
	47	251,800	296,100	330,800	369,900	404,100	445,400
	48	252,300	297,000	331,700	371,300	404,800	446,100
	49	252,800	297,900	332,600	372,300	405,400	446,600
	50	253,400	298,800	333,300	373,400	406,000	447,000
	51	253,900	299,700	333,900	374,300	406,500	447,400
	52	254,400	300,600	334,500	375,400	406,900	447,800
	53	254,800	301,400	335,100	376,100	407,300	448,200
	54	255,300	302,300	335,800	376,700	407,500	448,600
	55	255,800	303,200	336,400	377,400	407,800	449,000
	56	256,300	304,000	337,000	378,200	408,100	449,300
	57	256,800	304,900	337,600	379,000	408,400	449,600
	58	257,200	305,900	338,100	379,700	408,700	450,000
	59	257,600	306,900	338,600	380,500	409,000	450,300
	60	258,000	307,800	339,100	381,200	409,300	450,600
	61	258,400	308,700	339,500	382,000	409,500	450,900
	62	258,800	309,700	339,700	382,700	409,800	
	63	259,200	310,600	340,200	383,400	410,100	
	64	259,600	311,500	340,700	384,000	410,400	
	65	260,000	312,400	341,000	384,300	410,600	
	66	260,400	313,300	341,400	384,900	410,900	
	67	260,800	314,200	341,900	385,500	411,200	
	68	261,200	315,000	342,300	386,200	411,500	
	69	261,600	315,700	342,700	386,600	411,700	
	70	262,000	316,600	343,200	387,300	412,000	
	71	262,400	317,400	343,600	387,900	412,300	
	72	262,800	318,200	344,100	388,500	412,500	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	263,200	319,000	344,300	388,900	412,700	
	74	263,600	319,500	344,800	389,400	413,000	
	75	264,000	320,000	345,300	390,000	413,300	
	76	264,400	320,500	345,700	390,500	413,500	
	77	264,800	321,000	346,000	390,900	413,700	
	78	265,200	321,600	346,400	391,400		
	79	265,600	322,100	346,900	391,900		
	80	265,900	322,600	347,300	392,400		

令和７年５月13日　火曜日　発行　官　報（号外国会会議録）

	81	266,200	322,900	347,500	392,900		
	82	266,600	323,200	347,800	393,300		
	83	267,000	323,700	348,200	393,700		
	84	267,300	324,000	348,600	394,100		
	85	267,600	324,300	348,900	394,300		
	86	268,000	324,600	349,200	394,500		
	87	268,400	324,900	349,600	394,800		
	88	268,700	325,200	350,000	395,100		
	89	269,000	325,600	350,300	395,300		
	90	269,400	326,000	350,700	395,600		
	91	269,800	326,300	351,100	395,900		
	92	270,100	326,500	351,300	396,100		
	93	270,400	327,000	351,600	396,300		
	94	270,800	327,400				
	95	271,200	327,600				
	96	271,500	328,000				
	97	271,800	328,400				
	98	272,200	328,800				
	99	272,600	329,200				
	100	272,900	329,500				
	101	273,200	329,700				
	102	273,600	330,000				
	103	274,000	330,300				
	104	274,300	330,600				
	105	274,500	331,000				
	106	274,700	331,200				
	107	275,000	331,500				
	108	275,300	331,900				
	109	275,600	332,300				
	110	275,900	332,600				
	111	276,200	332,900				
	112	276,400	333,200				
	113	276,700	333,500				
	114	277,000	333,900				
	115	277,300	334,200				
	116	277,700	334,400				
	117	278,000	334,600				
	118	278,300	334,900				
	119	278,600	335,200				
	120	279,000	335,500				
	121	279,200	335,700				
	122	279,400					
	123	279,800					
	124	280,100					
	125	280,300					
	126	280,600					
	127	281,000					
	128	281,400					
	129	281,600					
	130	282,000					
	131	282,400					
	132	282,700					
	133	282,900					
	134	283,200					
	135	283,600					
	136	283,900					
	137	284,100					
	138	284,400					
	139	284,700					
	140	285,000					
	141	285,200					
	142	285,400					
	143	285,600					
	144	285,900					
	145	286,300					
	146	286,500					
	147	286,800					
	148	287,100					
	149	287,400					
	150	287,600					
	151	287,900					
	152	288,100					
	153	288,400					
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		205,800	245,600	260,100	293,600	320,600	362,700

備考　この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十　専門スタッフ職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	345,100	436,500	488,800	624,800
	2	346,800	440,900	494,400	661,400
	3	348,400	444,900	499,900	698,000
	4	349,900	448,800	505,300	
	5	351,400	452,400	510,600	
	6	353,000	456,200	515,700	
	7	354,500	459,500	520,800	
	8	356,100	462,800	525,500	
	9	357,600	466,100	528,900	
	10	359,100	469,400	531,700	
	11	360,600	472,300	534,500	
	12	362,100	475,000	537,000	
	13	363,600	477,400	539,100	
	14	365,100	479,700	541,100	
	15	366,600	481,600	542,800	
	16	368,100	483,200	544,600	
	17	369,600	484,500	546,200	
	18	371,100	485,600	547,600	
	19	372,500	486,500	548,600	
	20	373,900	487,400	549,800	
	21	375,400	488,200	550,700	
	22	376,800	489,000		
	23	378,300	489,200		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	24	379,700			
	25	381,200			
	26	382,900			
	27	384,600			
	28	386,300			
	29	387,700			
	30	389,300			
	31	390,900			
	32	392,400			
	33	394,100			
	34	395,400			
	35	396,700			
	36	398,000			
	37	399,300			
	38	400,400			
	39	401,500			
	40	402,400			
	41	403,400			
	42	404,400			
	43	405,400			
	44	406,300			
	45	407,100			
	46	407,500			
	47	407,800			
	48	408,100			
	49	408,400			
	50	408,700			
	51	409,000			
	52	409,300			

53	409,600				
54	409,800				
55	410,100				
56	410,400				
57	410,700				
58	411,000				
59	411,300				
60	411,500				
61	411,700				
62	412,000				
63	412,300				
64	412,500				
65	412,700				
66	413,000				
67	413,300				
68	413,500				
69	413,700				
70	414,000				
71	414,300				
72	414,500				
73	414,700				
74	415,000				
75	415,300				
76	415,500				
77	415,700				
定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額 円 330,000	基準俸給月額 円 432,500	基準俸給月額 円 487,700	基準俸給月額 円 624,800	

備考　この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一　指定職俸給表（第六条関係）

号俸	俸給月額 円
1	716,000
2	772,000
3	829,000
4	908,000
5	979,000
6	1,049,000
7	1,122,000
8	1,191,000

備考　この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「行政職俸給表㈠」を「海事職俸給表㈠」に、「七級」を「六級」に、「並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表」を「、医療職俸給表㈠」に、「これに相当するものとして人事院規則で定める職員」を「七級以上であるもの、医療職俸給表㈢の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの及び福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの」に改め、同条第八項第一号中「職員（」の下に「次号に掲げる職員及び」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員　特に良好である場合

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第三項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行㈠九級以上職員等」という。）」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行㈠八級職員等」という。）」及び「、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十一条の二を次のように改める。

第十一条の二　削除

第十一条の三第二項第三号中「百分の十五」を

「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第十一条の七第一項本文中「から二年」を「から三年」に改め、「異動等後の支給割合（の下に「第十一条の三第三項の人事院規則で定める級地、第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域又は同条の人事院規則で定める割合の変更により」を加え、「改定された場合にあつては、当該改定後」を「変更された場合にあつては、当該変更後」に改め、同項ただし書中「から二年」を「から三年」に改め、同項第一号中「改定された」を「第十一条の三第三項の人事院規則で定める級地、第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域又は同条の人事院規則で定める割合の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた」に改め、「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三　当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間（前二号に掲げる期間を除く。）　異動等前の支給割合に百分の六十を乗じて得た割合

第十一条の七第二項本文中「前条第一項若しくは第二項」を「特別移転官署に在勤する職員（前条第一項の人事院規則で定める職員を除く。）、同条第二項」に、「これらの規定」を「同項」に、「若しくは同条第三項」を「、準特別移転官署に在勤する職員（移転職員等に限る。）若しくは同条第三項後段」に改め、「移転職員等及び」を削り、「から二年」を「から三年」に改め、同項ただし書中「から二年」を「から三年」に改め、同項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三　当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間（前二号に掲げる期間を除く。）　みなし特例支給割合に百分の六十を乗じて得た割合

第十一条の七第三項中「者又は」を「者若しくは」に、「者が」を「者から」に、「なり」を「なつた者又は第一項に規定する異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた者が」に改める。

第十一条の十第一項第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第十二条第一項第一号中「有料の道路（以下この項から第三項まで」を「有料の道路（以下この条」に改め、同条第二項第一号中「以下この号及び次項」を「次項及び第五項」に、「いう。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第三号中「（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第三項中「（第一号及び次項」を「（第一号、次項及び第五項」に改め、「でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第五項において「特別料金等相当額」という。）

第十二条第四項中「検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第五項を次のように改める。

5　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第十二条の二第三項中「検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに俸給表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）」を削る。

第十九条の三第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「管理監督職員」を「管理監督職員等又は指定職俸給表の適用を受ける職員」に、「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「各号に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事院規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員にあつては第一号イ又は第二号イに定める額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削り、同項第二号中「同項」を「次に掲げる職員の区分に応じ、同項」に、「六千円を超えない範囲内において人事院規則で」を「それぞれ次に」に改め、同号に次のように加える。

イ　管理監督職員等　六千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額

ロ　指定職俸給表の適用を受ける職員　イの人事院規則で定める額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額

第十九条の四第二項中「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」を「百分の百五」に、「、六月に支給する場合には百分の六十五、十二月に支給する場合には百分の六十七・五」を「百分の六十六・二五」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。

第十九条の七第二項第一号イ中「、六月に支給する場合には百分の百二・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十二・五」、十二月に支給する場合には百分の百七・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十七・五）を「百分の百二十五」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の四十八・七五」を「百分の五十」に、「百分の五十八・七五」、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）を「百分の六十」に改める。

第十九条の八第一項中「第十一条の二」を「第十一条」に改め、同条第三項中「、第十一条、第十一条の二、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十、第十三条の二及び第十四条」を「及び第十一条」に改める。

第十九条の九（見出しを含む。）中「、扶養手当」を削る。

別表第一から別表第十までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表（第六条関係）

イ　行政職俸給表（一）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額	9級 俸給月額	10級 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			

27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
	61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
	62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
	63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
	65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
	66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
	67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
	71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
	72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
	73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
	74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
	75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
	76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
	86	256, 000	297, 100	346, 000			
	87	256, 300	297, 400	346, 400			
	88	256, 600	297, 700	346, 800			
	89	256, 900	298, 000	347, 000			
	90	257, 200	298, 300	347, 400			
	91	257, 500	298, 600	347, 800			
	92	257, 800	299, 000	348, 200			
	93	258, 100	299, 200	348, 400			
	94		299, 400	348, 800			
	95		299, 700	349, 200			
	96		300, 100	349, 500			

	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

令和７年５月13日　火曜日　発行　官　報（号外国会会議録）

ロ　行政職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	65	240,900	260,100	289,300	315,600	
	66	241,200	260,400	289,800	316,000	
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	
	77	243,900	263,100	294,600	320,000	
	78	244,200	263,400	295,000	320,300	
	79	244,500	263,700	295,400	320,600	
	80	244,700	263,900	295,900	320,800	
	81	244,900	264,100	296,200	321,000	
	82	245,200	264,400	296,700	321,300	
	83	245,400	264,700	297,200	321,600	
	84	245,700	264,900	297,700	321,800	
	85	245,900	265,100	298,000	322,000	
	86	246,100	265,300	298,500	322,300	
	87	246,400	265,600	299,000	322,600	
	88	246,700	265,900	299,300	322,900	
	89	246,900	266,100	299,700	323,100	
	90	247,200	266,300	300,200	323,400	
	91	247,500	266,600	300,700	323,700	
	92	247,700	266,800	301,200	323,900	
	93	247,900	267,100	301,500	324,100	
	94	248,200	267,400	301,900	324,400	
	95	248,500	267,700	302,400	324,700	
	96	248,700	267,900	302,900	324,900	
	97	248,900	268,100	303,300	325,100	
	98	249,200	268,400	303,700		
	99	249,500	268,600	304,000		
	100	249,700	268,900	304,300		
	101	249,900	269,100	304,600		
	102	250,200	269,300	305,000		
	103	250,500	269,600	305,300		
	104	250,700	269,900	305,700		
	105	250,900	270,100	306,000		
	106		270,300	306,400		
	107		270,600	306,800		
	108		270,800	307,100		
	109		271,100	307,300		
	110		271,400	307,600		
	111		271,700	307,900		
	112		271,900	308,100		
	113		272,100	308,300		
	114		272,400	308,600		
	115		272,600	308,900		
	116		272,800	309,100		
	117		273,100	309,300		
	118		273,400	309,600		
	119		273,700	309,900		
	120		273,900	310,100		
	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　専門行政職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	208,700	271,400	318,600	355,300	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	210,400	273,000	320,400	357,000	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	212,100	274,500	322,200	358,700	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	213,700	276,000	324,000	360,300	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	215,300	277,500	325,800	361,900	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	216,800	278,700	327,300	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	218,200	279,900	328,700	365,100	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	219,600	281,100	330,100	366,700	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	220,700	282,300	331,500	368,300	422,700	488,500	540,900	
	10	222,200	283,800	333,000	369,900	424,200			
	11	223,600	285,400	334,500	371,500	425,700			
	12	225,000	286,900	336,000	373,000	427,200			
	13	226,300	288,300	337,500	374,600	428,700			
	14	227,600	289,800	339,000	376,500	430,000			
	15	228,900	291,400	340,500	378,400	431,300			
	16	230,100	293,000	342,000	380,300	432,500			
	17	231,300	294,600	343,500	382,100	433,700			
	18	232,800	296,300	345,000	384,000	435,000			
	19	234,300	297,900	346,500	385,800	436,300			
	20	235,700	299,400	348,000	387,500	437,500			
	21	237,200	300,900	349,500	388,700	438,700			
	22	238,700	302,500	351,100	390,300	439,500			
	23	240,200	304,000	352,700	391,800	440,300			
	24	241,700	305,500	354,300	393,300	441,100			
	25	243,100	307,000	355,500	394,800	441,700			
	26	244,600	308,200	356,900	395,700	442,300			
	27	246,100	309,400	358,400	396,700	442,900			
	28	247,400	310,600	359,900	397,600	443,500			

29	248,700	311,800	361,400	398,600	444,200
30	249,900	312,900	362,900	399,800	445,000
31	251,000	314,000	364,400	400,900	445,400
32	252,100	315,100	365,900	402,000	446,100
33	253,200	316,100	367,300	402,900	446,600
34	254,300	317,200	368,700	403,600	447,000
35	255,400	318,300	370,100	404,300	447,400
36	256,500	319,400	371,500	405,000	447,800
37	257,500	320,400	372,500	405,500	448,200
38	258,400	321,500	373,600	406,000	448,600
39	259,300	322,600	374,500	406,500	449,000
40	260,100	323,700	375,500	406,900	449,300
41	260,900	324,700	376,100	407,300	449,600
42	261,800	325,800	376,400	407,500	450,000
43	262,600	326,900	376,900	407,800	450,300
44	263,500	328,000	377,400	408,100	450,600
45	264,300	329,000	377,800	408,400	450,900
46	265,200	329,900	378,300	408,700	
47	266,000	330,800	378,900	409,000	
48	266,800	331,600	379,400	409,300	
49	267,600	332,400	379,900	409,500	
50	268,400	333,100	380,500	409,800	
51	269,200	333,800	381,100	410,100	
52	269,900	334,400	381,600	410,400	
53	270,600	335,000	382,000	410,600	
54	271,400	335,700	382,500	410,900	
55	272,100	336,400	383,100	411,200	
56	272,800	337,000	383,700	411,500	
57	273,500	337,600	384,200	411,700	
58	274,300	338,100	384,800	412,000	
59	275,000	338,600	385,100	412,300	
60	275,700	339,100	385,600	412,500	
61	276,400	339,500	386,100	412,700	
62	277,100	339,700	386,500	413,000	
63	277,800	340,100	387,000	413,300	
64	278,400	340,600	387,500	413,500	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	65	279,000	340,900	388,000	413,700				
	66	279,700	341,400	388,500					
	67	280,400	341,800	388,900					
	68	281,000	342,200	389,300					
	69	281,600	342,600	389,700					
	70	282,300	343,100	390,000					
	71	283,000	343,600	390,300					
	72	283,600	344,000	390,500					
	73	284,200	344,200	390,700					
	74	284,900	344,600	391,000					
	75	285,500	345,100	391,300					
	76	286,100	345,500	391,500					
	77	286,700	345,800	391,700					
	78	287,300		392,000					
	79	287,900		392,300					
	80	288,500		392,500					
	81	289,000		392,700					
	82	289,600							
	83	290,200							
	84	290,700							
	85	291,200							
	86	291,800							
	87	292,400							
	88	292,900							
	89	293,400							
	90	293,900							
	91	294,300							
	92	294,700							
	93	295,100							
定年前再任用短時間勤務職員		基俸月額 円 214,400	基俸月額 円 245,400	基俸月額 円 288,400	基俸月額 円 320,900	基俸月額 円 362,700	基俸月額 円 396,200	基俸月額 円 448,000	基俸月額 円 528,700

備考　この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　税務職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	203,400	264,000	299,300	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000	510,200	550,800
	2	205,900	265,800	300,300	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200	517,100	558,000
	3	208,400	267,600	301,200	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200	522,300	564,100
	4	210,900	269,200	302,100	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500	526,600	569,100
	5	213,400	270,900	303,000	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500	530,100	573,100
	6	215,800	272,400	303,900	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000	533,400	576,100
	7	218,200	273,900	304,800	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000	536,400	578,600
	8	220,600	275,200	305,700	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500	538,900	580,600
	9	223,000	276,500	306,600	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700	540,900	
	10	225,300	277,900	307,600	344,800	368,000	398,700	433,400			
	11	227,600	279,300	308,600	346,400	369,600	400,300	434,900			
	12	229,900	280,500	309,600	348,000	371,200	401,900	436,400			
	13	232,200	281,700	310,500	349,500	372,800	403,400	437,700			
	14	234,500	282,600	311,700	351,100	374,400	405,400	439,400			
	15	236,700	283,400	313,100	352,700	376,000	407,400	441,000			
	16	238,900	284,200	314,400	354,200	377,600	409,400	442,600			
	17	241,100	285,000	315,700	355,700	379,200	410,900	444,000			
	18	243,300	285,800	317,000	357,300	380,800	412,600	445,700			
	19	245,500	286,600	318,200	358,900	382,400	414,200	447,400			
	20	247,700	287,300	319,400	360,400	384,000	415,900	449,000			
	21	249,900	288,000	320,600	361,900	385,600	417,500	450,400			
	22	251,700	288,600	321,800	363,500	387,200	419,000	451,100			
	23	253,100	289,200	323,000	365,100	388,900	420,500	451,800			
	24	254,400	289,800	324,100	366,700	390,600	421,900	452,500			
	25	255,700	290,400	325,200	368,100	392,300	423,100	452,900			
	26	256,800	290,900	326,300	369,800	394,300	424,600	453,400			
	27	257,900	291,400	327,400	371,500	396,200	426,100	454,000			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	28	258,900	291,900	328,600	373,100	398,100	427,500	454,600			
	29	259,900	292,400	329,800	374,700	399,800	429,000	455,200			
	30	261,000	292,900	330,800	376,300	401,200	430,300	455,900			
	31	262,100	293,300	331,900	377,900	402,400	431,500	456,400			
	32	263,100	293,700	333,100	379,600	403,700	432,700	456,900			
	33	264,100	294,100	334,400	381,300	404,700	433,700	457,400			
	34	264,600	294,600	335,500	383,300	405,800	434,400	457,700			
	35	265,100	295,000	336,600	385,300	406,800	435,200	458,000			
	36	265,600	295,400	337,700	387,300	407,800	435,900	458,400			
	37	266,100	295,800	338,800	389,000	408,900	436,400	458,800			
	38	266,600	296,300	339,700	390,700	410,100	436,800	459,000			
	39	267,100	296,800	340,600	392,200	411,200	437,200	459,300			
	40	267,500	297,300	341,500	393,700	412,300	437,500	459,500			
	41	267,900	297,700	342,300	394,900	413,500	437,800	459,900			
	42	268,300	298,200	343,200	395,900	414,300	438,100	460,100			
	43	268,700	298,700	344,100	396,900	415,100	438,400	460,300			
	44	269,000	299,200	345,000	397,900	415,700	438,700	460,500			
	45	269,300	299,600	345,600	399,000	416,200	438,900	460,900			
	46	269,600	300,000	346,500	400,100	416,900	439,200				
	47	269,900	300,300	347,300	401,200	417,600	439,500				
	48	270,200	300,600	348,100	402,300	418,200	439,800				
	49	270,500	300,900	348,900	403,600	418,900	440,100				
	50	270,800	301,200	349,800	404,400	419,300	440,400				
	51	271,100	301,500	350,600	405,200	419,900	440,700				
	52	271,300	301,800	351,400	405,800	420,500	441,000				
	53	271,500	302,100	352,200	406,300	420,900	441,200				
	54	271,800	302,400	353,200	407,000	421,300	441,500				
	55	272,100	302,700	354,200	407,700	421,800	441,800				
	56	272,300	302,900	355,200	408,400	422,300	442,100				
	57	272,500	303,100	355,800	408,700	422,800	442,300				
	58	272,800	303,400	356,600	409,400	423,400	442,600				
	59	273,100	303,700	357,300	410,100	423,800	442,900				
	60	273,300	303,900	358,000	410,600	424,200	443,100				

	61	273,500	304,100	358,400	411,000	424,600	443,300				
	62	273,800	304,400	358,900	411,400	424,900	443,600				
	63	274,100	304,700	359,400	411,900	425,200	443,900				
	64	274,300	304,900	359,900	412,400	425,500	444,200				
	65	274,500	305,100	360,400	412,900	425,800	444,400				
	66	274,800		361,100	413,300	426,100	444,700				
	67	275,100		361,800	413,800	426,400	445,000				
	68	275,300		362,400	414,300	426,600	445,300				
	69	275,500		362,900	414,800	426,800	445,500				
	70	275,800		363,400	415,300	427,100	445,800				
	71	276,100		364,000	415,900	427,400	446,100				
	72	276,300		364,600	416,400	427,600	446,400				
	73	276,500		365,100	416,800	427,800	446,600				
	74			365,600	417,400	428,100					
	75			365,900	417,900	428,400					
	76			366,300	418,100	428,600					
	77			366,500	418,400	428,800					
	78			367,000	418,900	429,100					
	79			367,500	419,200	429,400					
	80			368,000	419,500	429,600					
	81			368,200	419,800	429,800					
	82				420,200	430,100					
	83				420,600	430,400					
	84				421,000	430,600					
	85				421,300	430,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円	基準俸給月額 円
		210,000	236,300	284,600	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	458,800	528,700

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　公安職俸給表（第六条関係）

イ　公安職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000	510,200	550,800
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200	517,100	558,000
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200	522,300	564,100
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500	526,600	569,100
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500	530,100	573,100
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000	533,400	576,100
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000	536,400	578,600
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500	538,900	580,600
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700	540,900	
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400			
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900			
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400			
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700			
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400			
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000			
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600			
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000			
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700			
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400			
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000			
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400			
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100			
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800			
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500			
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900			
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400			
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000			
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600			
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200			
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900			
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400			

32	266, 600	280, 200	290, 600	324, 600	379, 600	403, 700	432, 700	456, 900	
33	267, 900	281, 400	291, 100	325, 700	381, 300	404, 700	433, 700	457, 400	
34	269, 400	282, 000	291, 700	326, 900	383, 300	405, 800	434, 400	457, 700	
35	270, 700	282, 600	292, 200	328, 100	385, 300	406, 800	435, 200	458, 000	
36	272, 100	283, 200	292, 700	329, 200	387, 300	407, 800	435, 900	458, 400	
37	273, 100	283, 700	293, 200	330, 300	389, 000	408, 900	436, 400	458, 800	
38	274, 400	284, 300	293, 800	331, 500	390, 700	410, 100	436, 800	459, 000	
39	275, 700	284, 900	294, 400	332, 700	392, 200	411, 200	437, 200	459, 300	
40	276, 900	285, 500	295, 000	333, 900	393, 700	412, 300	437, 500	459, 500	
41	278, 100	286, 000	295, 700	335, 100	394, 900	413, 500	437, 800	459, 900	
42	278, 700	286, 600	296, 400	336, 300	395, 900	414, 300	438, 100	460, 100	
43	279, 300	287, 200	297, 100	337, 500	396, 900	415, 100	438, 400	460, 300	
44	279, 900	287, 700	297, 800	338, 700	397, 900	415, 700	438, 700	460, 500	
45	280, 300	288, 200	298, 400	339, 900	399, 000	416, 200	438, 900	460, 900	
46	280, 900	288, 700	299, 300	341, 200	400, 100	416, 900	439, 200		
47	281, 400	289, 200	300, 100	342, 400	401, 200	417, 600	439, 500		
48	281, 900	289, 700	300, 900	343, 600	402, 300	418, 200	439, 800		
49	282, 400	290, 300	301, 700	344, 800	403, 600	418, 900	440, 100		
50	283, 000	290, 800	302, 800	346, 200	404, 400	419, 300	440, 400		
51	283, 500	291, 400	303, 900	347, 500	405, 200	419, 900	440, 700		
52	284, 000	292, 000	304, 900	348, 800	405, 800	420, 500	441, 000		
53	284, 500	292, 600	305, 900	349, 700	406, 300	420, 900	441, 200		
54	285, 100	293, 300	307, 000	351, 000	407, 000	421, 300	441, 500		
55	285, 600	294, 000	308, 000	352, 200	407, 700	421, 800	441, 800		
56	286, 100	294, 700	309, 100	353, 400	408, 400	422, 300	442, 100		
57	286, 600	295, 300	310, 100	354, 600	408, 700	422, 800	442, 300		
58	287, 100	296, 200	311, 200	356, 000	409, 400	423, 400	442, 600		
59	287, 600	297, 000	312, 300	357, 400	410, 100	423, 800	442, 900		
60	288, 100	297, 800	313, 400	358, 800	410, 600	424, 200	443, 100		
61	288, 600	298, 600	314, 400	360, 100	411, 000	424, 600	443, 300		
62	289, 100	299, 500	315, 500	361, 600	411, 400	424, 900	443, 600		
63	289, 600	300, 400	316, 600	363, 100	411, 900	425, 200	443, 900		
64	290, 100	301, 300	317, 700	364, 500	412, 400	425, 500	444, 200		
65	290, 600	302, 100	318, 700	365, 700	412, 900	425, 800	444, 400		
66	291, 100	303, 000	319, 800	367, 100	413, 300	426, 100	444, 700		
67	291, 600	303, 800	320, 900	368, 400	413, 800	426, 400	445, 000		
68	292, 100	304, 600	322, 000	369, 800	414, 300	426, 600	445, 300		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員								
69	292, 600	305, 500	323, 000	370, 900	414, 800	426, 800	445, 500	
70	293, 100	306, 400	324, 200	372, 100	415, 300	427, 100	445, 800	
71	293, 600	307, 300	325, 400	373, 300	415, 900	427, 400	446, 100	
72	294, 100	308, 200	326, 600	374, 500	416, 400	427, 600	446, 400	
73	294, 600	309, 000	327, 300	375, 800	416, 800	427, 800	446, 600	
74	295, 200	309, 900	328, 600	377, 000	417, 400	428, 100		
75	295, 800	310, 800	329, 900	378, 200	417, 900	428, 400		
76	296, 300	311, 600	331, 200	379, 300	418, 100	428, 600		
77	296, 800	312, 300	332, 500	380, 400	418, 400	428, 800		
78	297, 400	313, 200	333, 900	381, 600	418, 900	429, 100		
79	298, 000	314, 100	335, 300	382, 700	419, 200	429, 400		
80	298, 600	315, 100	336, 700	383, 900	419, 500	429, 600		
81	299, 200	316, 000	338, 000	385, 000	419, 800	429, 800		
82	299, 900	317, 100	339, 600	385, 600	420, 200	430, 100		
83	300, 600	318, 100	341, 100	386, 100	420, 600	430, 400		
84	301, 200	319, 100	342, 600	386, 600	421, 000	430, 600		
85	301, 800	320, 000	344, 000	387, 200	421, 300	430, 800		
86	302, 500	321, 000	345, 500	387, 800				
87	303, 200	322, 000	347, 000	388, 400				
88	303, 900	323, 000	348, 400	389, 000				
89	304, 600	324, 000	349, 700	389, 300				
90	305, 400	325, 300	350, 900	389, 800				
91	306, 200	326, 500	352, 100	390, 300				
92	306, 900	327, 700	353, 400	390, 800				
93	307, 400	328, 900	354, 700	391, 200				
94	308, 300	330, 200	356, 200	391, 600				
95	309, 200	331, 400	357, 700	392, 100				
96	310, 000	332, 600	359, 100	392, 600				
97	310, 800	333, 800	360, 400	393, 000				
98	311, 800	335, 100	361, 600	393, 500				
99	312, 700	336, 300	362, 700	394, 000				
100	313, 600	337, 500	363, 900	394, 500				
101	314, 500	338, 900	365, 000	394, 800				
102	315, 500	339, 800	366, 100	395, 200				
103	316, 500	340, 800	367, 200	395, 700				
104	317, 400	341, 900	368, 300	396, 000				
105	318, 200	343, 000	369, 500	396, 300				
106	318, 800	344, 100	370, 000	396, 800				
107	319, 400	345, 100	370, 600	397, 300				
108	320, 000	346, 100	371, 200	397, 800				
109	320, 500	347, 300	371, 800	398, 100				
110	321, 000	348, 300	372, 300	398, 600				
111	321, 400	349, 300	372, 700	399, 100				

	112	321,900	350,200	373,200	399,600							
	113	322,700	351,100	373,600	399,900							
	114	323,400	352,000	374,000	400,400							
	115	324,100	353,000	374,500	400,900							
	116	324,700	354,000	375,000	401,400							
	117	325,300	355,000	375,400	401,800							
	118	326,000	355,400	375,900	402,300							
	119	326,700	356,000	376,500	402,700							
	120	327,500	356,600	377,000	403,200							
	121	328,100	356,900	377,200	403,600							
	122	328,400	357,300	377,700								
	123	328,900	357,700	378,200								
	124	329,400	358,100	378,600								
	125	329,700	358,500	379,100								
	126		358,900	379,600								
	127		359,300	380,100								
	128		359,700	380,600								
	129		360,100	380,900								
	130		360,500	381,400								
	131		360,900	381,900								
	132		361,300	382,400								
	133		361,500	382,700								
	134		362,000	383,200								
	135		362,400	383,600								
	136		362,700	384,000								
	137		363,000	384,300								
	138		363,400	384,800								
	139		363,900	385,300								
	140		364,400	385,800								
	141		364,700	386,100								
	142		365,200									
	143		365,700									
	144		366,200									
	145		366,500									
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	458,800	528,700

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　公安職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	203,400	264,000	299,300	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000	510,200	550,800
	2	205,800	265,800	300,300	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200	517,100	558,000
	3	208,200	267,600	301,200	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200	522,300	564,100
	4	210,600	269,200	302,100	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500	526,600	569,100
	5	213,000	270,900	303,000	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500	530,100	573,100
	6	215,400	272,400	303,900	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000	533,400	576,100
	7	217,700	273,900	304,800	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000	536,400	578,600
	8	220,000	275,200	305,700	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500	538,900	580,600
	9	222,300	276,500	306,600	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700	540,900	
	10	224,600	277,900	307,600	344,800	368,000	398,700	433,400			
	11	226,900	279,300	308,600	346,400	369,600	400,300	434,900			
	12	229,200	280,500	309,600	348,000	371,200	401,900	436,400			
	13	231,500	281,700	310,500	349,500	372,800	403,400	437,700			
	14	233,800	282,600	311,700	351,100	374,400	405,400	439,400			
	15	236,100	283,400	313,100	352,700	376,000	407,400	441,000			
	16	238,400	284,200	314,400	354,200	377,600	409,400	442,600			
	17	240,700	285,000	315,700	355,700	379,200	410,900	444,000			
	18	243,000	285,800	317,000	357,300	380,800	412,600	445,700			
	19	245,300	286,600	318,200	358,900	382,400	414,200	447,400			
	20	247,600	287,300	319,400	360,400	384,000	415,900	449,000			
	21	249,900	288,000	320,600	361,900	385,600	417,500	450,400			
	22	251,700	288,600	321,800	363,500	387,200	419,000	451,100			
	23	253,100	289,200	323,000	365,100	388,900	420,500	451,800			
	24	254,400	289,800	324,100	366,700	390,600	421,900	452,500			
	25	255,700	290,400	325,200	368,100	392,300	423,100	452,900			
	26	256,800	291,100	326,300	369,800	394,300	424,600	453,400			
	27	257,900	291,800	327,400	371,500	396,200	426,100	454,000			
	28	258,900	292,500	328,600	373,100	398,100	427,500	454,600			
	29	259,900	293,100	329,800	374,700	399,800	429,000	455,200			
	30	261,000	293,800	330,800	376,300	401,200	430,300	455,900			
	31	262,100	294,500	331,900	377,900	402,400	431,500	456,400			
	32	263,100	295,200	333,100	379,600	403,700	432,700	456,900			

33	264, 100	295, 800	334, 400	381, 300	404, 700	433, 700	457, 400
34	264, 900	296, 400	335, 500	383, 300	405, 800	434, 400	457, 700
35	265, 700	297, 000	336, 600	385, 300	406, 800	435, 200	458, 000
36	266, 500	297, 600	337, 700	387, 300	407, 800	435, 900	458, 400
37	267, 200	298, 400	338, 800	389, 000	408, 900	436, 400	458, 800
38	267, 900	299, 000	340, 000	390, 700	410, 100	436, 800	459, 000
39	268, 600	299, 600	341, 200	392, 200	411, 200	437, 200	459, 300
40	269, 300	300, 300	342, 300	393, 700	412, 300	437, 500	459, 500
41	270, 000	301, 000	343, 400	394, 900	413, 500	437, 800	459, 900
42	270, 500	301, 700	344, 700	395, 900	414, 300	438, 100	460, 100
43	271, 000	302, 400	345, 900	396, 900	415, 100	438, 400	460, 300
44	271, 500	303, 000	347, 100	397, 900	415, 700	438, 700	460, 500
45	272, 000	303, 600	348, 000	399, 000	416, 200	438, 900	460, 900
46	272, 500	304, 200	349, 200	400, 100	416, 900	439, 200	
47	273, 000	304, 800	350, 400	401, 200	417, 600	439, 500	
48	273, 500	305, 500	351, 600	402, 300	418, 200	439, 800	
49	274, 000	306, 200	352, 700	403, 600	418, 900	440, 100	
50	274, 500	306, 900	353, 900	404, 400	419, 300	440, 400	
51	275, 000	307, 600	355, 100	405, 200	419, 900	440, 700	
52	275, 400	308, 300	356, 300	405, 800	420, 500	441, 000	
53	275, 800	308, 900	357, 400	406, 300	420, 900	441, 200	
54	276, 300	309, 600	358, 700	407, 000	421, 300	441, 500	
55	276, 800	310, 300	359, 900	407, 700	421, 800	441, 800	
56	277, 200	311, 000	361, 000	408, 400	422, 300	442, 100	
57	277, 600	311, 600	362, 200	408, 700	422, 800	442, 300	
58	278, 000	312, 300	363, 200	409, 400	423, 400	442, 600	
59	278, 400	312, 900	364, 100	410, 100	423, 800	442, 900	
60	278, 800	313, 500	365, 100	410, 600	424, 200	443, 100	
61	279, 400	314, 100	365, 500	411, 000	424, 600	443, 300	
62	279, 900	314, 700	366, 200	411, 400	424, 900	443, 600	
63	280, 300	315, 300	366, 900	411, 900	425, 200	443, 900	
64	280, 700	315, 900	367, 700	412, 400	425, 500	444, 200	
65	281, 200	316, 400	368, 400	412, 900	425, 800	444, 400	
66	281, 700	317, 000	369, 100	413, 300	426, 100	444, 700	
67	282, 100	317, 600	369, 800	413, 800	426, 400	445, 000	
68	282, 500	318, 200	370, 300	414, 300	426, 600	445, 300	

年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	69	282,900	318,700	371,000	414,800	426,800	445,500				
	70	283,400	319,300	371,600	415,300	427,100	445,800				
	71	283,800	319,800	372,200	415,900	427,400	446,100				
	72	284,200	320,300	372,800	416,400	427,600	446,400				
	73	284,600	320,800	373,300	416,800	427,800	446,600				
	74	285,100	321,300	373,900	417,400	428,100					
	75	285,500	321,700	374,400	417,900	428,400					
	76	285,900	322,000	374,900	418,100	428,600					
	77	286,300	322,200	375,200	418,400	428,800					
	78	286,800	322,500	375,700	418,900	429,100					
	79	287,200	322,800	376,200	419,200	429,400					
	80	287,600	323,000	376,700	419,500	429,600					
	81	288,000	323,200	377,200	419,800	429,800					
	82	288,400	323,400	377,600	420,200	430,100					
	83	288,900	323,700	377,900	420,600	430,400					
	84	289,300	324,000	378,300	421,000	430,600					
	85	289,700	324,200	378,500	421,300	430,800					
	86	290,100	324,400	378,800							
	87	290,300	324,600	379,300							
	88	290,600	325,000	379,600							
	89	290,900	325,200	379,800							
	90		325,400	380,200							
	91		325,600	380,500							
	92		325,900	380,800							
	93		326,200	381,000							
	94		326,400	381,400							
	95		326,700	381,900							
	96		327,000	382,200							
	97		327,300	382,500							
	98		327,500								
	99		327,800								
	100		328,100								
	101		328,400								
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額 円 217,000	基準俸給月額 円 244,600	基準俸給月額 円 287,500	基準俸給月額 円 310,600	基準俸給月額 円 324,900	基準俸給月額 円 348,600	基準俸給月額 円 384,200	基準俸給月額 円 416,200	基準俸給月額 円 458,800	基準俸給月額 円 528,700

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　海事職俸給表（第六条関係）

イ　海事職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	218,800	276,000	319,200	365,600	408,500	462,200	518,100
	2	222,000	277,800	320,300	367,300	410,600	464,000	519,200
	3	225,200	279,500	321,400	369,000	412,700	465,800	520,300
	4	228,400	281,200	322,400	370,700	414,800	467,600	521,300
	5	231,600	282,900	323,400	372,200	416,800	469,400	522,300
	6	234,700	284,400	324,800	373,900	418,200	471,100	523,100
	7	237,800	285,800	326,400	375,600	419,600	472,800	523,900
	8	240,800	287,300	328,000	377,200	421,000	474,400	524,700
	9	243,800	288,800	329,900	378,800	422,400	475,800	525,400
	10	246,700	290,300	331,500	380,300	423,700	477,000	526,000
	11	249,500	291,700	333,100	381,800	425,000	478,200	526,600
	12	252,300	293,100	334,700	383,300	426,200	479,200	527,200
	13	255,100	294,500	336,400	384,800	427,400	480,200	527,800
	14	258,000	295,900	338,000	386,200	428,600	481,200	
	15	260,800	297,300	339,600	387,500	429,800	482,200	
	16	263,400	298,700	341,200	388,800	430,900	483,200	
	17	266,000	300,100	342,700	390,300	431,900	483,500	
	18	267,400	301,500	343,500	391,900	433,000	484,400	
	19	268,800	302,800	344,300	393,500	434,100	485,300	
	20	270,200	304,100	345,100	395,100	435,200	486,200	
	21	271,600	305,400	345,900	396,700	436,200	487,100	
	22	272,800	306,200	346,700	398,200	437,100	488,000	
	23	274,000	307,000	347,500	399,600	438,000	488,900	
	24	275,100	307,700	348,300	401,000	438,900	489,800	
	25	276,200	308,400	349,100	402,400	439,800	490,600	
	26	276,800	309,100	349,900	403,700	440,700	491,300	
	27	277,300	309,800	350,700	404,900	441,600	492,000	
	28	277,800	310,500	351,500	406,100	442,400	492,600	
	29	278,300	311,200	352,200	407,300	442,800	493,100	
	30	278,700	311,800	353,000	408,400	443,400	493,700	
	31	279,100	312,400	353,800	409,400	444,000	494,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	32	279, 500	313, 000	354, 500	410, 400	444, 600	494, 900	
	33	279, 900	313, 600	355, 200	410, 900	445, 100	495, 200	
	34	280, 300	314, 200	355, 900	411, 800	445, 400	495, 700	
	35	280, 700	314, 800	356, 600	412, 700	445, 900	496, 200	
	36	281, 000	315, 300	357, 300	413, 600	446, 300	496, 700	
	37	281, 300	315, 800	358, 000	414, 500	446, 600	497, 200	
	38	281, 600	316, 300	358, 700	415, 400	447, 200	497, 800	
	39	281, 900	316, 800	359, 300	416, 300	447, 800	498, 100	
	40	282, 200	317, 200	360, 000	417, 200	448, 400	498, 700	
	41	282, 500	317, 600	360, 800	418, 000	449, 000	499, 200	
	42	282, 800	318, 000	361, 600	418, 900	449, 700		
	43	283, 100	318, 400	362, 300	419, 800	450, 300		
	44	283, 400	318, 800	363, 000	420, 500	450, 900		
	45	283, 700	319, 200	363, 700	420, 700	451, 200		
	46	284, 000	319, 600	364, 500	421, 100	451, 900		
	47	284, 300	320, 000	365, 300	421, 500	452, 600		
	48	284, 600	320, 400	366, 100	421, 800	453, 300		
	49	284, 900	320, 800	366, 900	422, 100	453, 700		
	50	285, 200	321, 200	367, 900	422, 300	454, 000		
	51	285, 500	321, 600	368, 800	422, 700	454, 300		
	52	285, 700	321, 900	369, 500	423, 100	454, 500		
	53	285, 900	322, 200	370, 100	423, 400	454, 700		
	54	286, 200	322, 500	371, 000	423, 900	454, 900		
	55	286, 500	322, 800	371, 900	424, 500	455, 200		
	56	286, 700	323, 100	372, 700	425, 000	455, 500		
	57	286, 900	323, 400	373, 200	425, 600	455, 700		
	58	287, 200	323, 700	373, 600	426, 200	456, 000		
	59	287, 500	324, 000	373, 900	426, 700	456, 300		
	60	287, 700	324, 200	374, 200	427, 200	456, 500		
	61	287, 900	324, 400	374, 500	427, 800	456, 700		
	62	288, 200	324, 700	374, 900	428, 300			
	63	288, 500	325, 000	375, 200	428, 900			
	64	288, 700	325, 200	375, 500	429, 500			
	65	288, 900	325, 400	375, 700	430, 000			
	66	289, 100	325, 700	376, 000	430, 600			
	67	289, 300	326, 000	376, 300	431, 100			
	68	289, 600	326, 200	376, 600	431, 700			

	69	289,900	326,400	376,900	432,200			
	70			377,100	432,700			
	71			377,500	433,300			
	72			377,800	433,900			
	73			378,100	434,200			
	74			378,600	434,800			
	75			379,100	435,400			
	76			379,500	435,900			
	77			379,900	436,300			
	78			380,300	436,800			
	79			380,800	437,500			
	80			381,300	438,200			
	81			381,700	438,400			
	82			382,200				
	83			382,600				
	84			383,000				
	85			383,500				
	86			384,000				
	87			384,500				
	88			385,000				
	89			385,300				
	90			385,700				
	91			386,000				
	92			386,400				
	93			386,900				
	94			387,200				
	95			387,700				
	96			388,100				
	97			388,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基俸月額 円 225,100	基俸月額 円 255,100	基俸月額 円 284,900	基俸月額 円 326,200	基俸月額 円 355,100	基俸月額 円 402,200	基俸月額 円 471,000

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,300	242,700	283,800	310,900	336,200	359,800
	2	209,000	245,700	284,800	312,700	337,000	360,900
	3	210,700	248,600	285,800	314,400	337,800	361,900
	4	212,300	251,500	286,700	315,500	338,500	362,400
	5	213,800	254,400	287,600	316,400	339,200	362,900
	6	216,500	256,400	288,500	317,400	339,700	363,800
	7	219,200	258,400	289,400	318,400	340,200	364,600
	8	221,800	260,300	290,300	319,400	340,700	365,300
	9	224,400	262,200	291,300	320,300	341,200	366,000
	10	226,600	263,700	292,500	321,300	341,700	366,900
	11	228,700	265,200	293,700	322,300	342,200	367,700
	12	230,800	266,600	294,800	323,300	342,600	368,400
	13	232,900	268,000	295,900	324,200	343,000	369,100
	14	234,700	269,000	297,100	324,800	343,400	370,000
	15	236,500	269,800	298,300	325,400	343,800	370,900
	16	238,100	270,500	299,400	325,900	344,200	371,800
	17	239,600	271,000	300,500	326,400	344,600	372,700
	18	241,200	271,600	301,500	326,900	344,900	373,600
	19	242,800	272,100	302,500	327,400	345,200	374,500
	20	244,300	272,600	303,600	327,900	345,500	375,300
	21	245,800	273,100	304,700	328,400	345,800	376,100
	22	247,100	273,900	305,800	328,800	346,100	377,000
	23	248,300	274,600	306,900	329,200	346,400	377,900
	24	249,500	275,300	307,900	329,600	346,700	378,700
	25	250,600	276,000	308,800	330,000	347,000	379,500
	26	251,700	276,700	309,600	330,300	347,300	380,200
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	27	252,800	277,400	310,400	330,600	347,600	380,900
	28	253,800	278,100	311,200	330,900	347,800	381,600
	29	254,800	278,800	312,000	331,200	348,000	382,300
	30	255,700	279,700	312,800	331,500	348,300	383,000
	31	256,600	280,600	313,600	331,800	348,600	383,600
	32	257,400	281,100	314,400	332,100	348,800	384,200
	33	258,200	281,600	315,200	332,400	349,000	384,800
	34	259,000	282,100	316,000	332,700	349,300	385,400
	35	259,800	282,600	316,800	333,000	349,600	386,000
	36	260,500	283,100	317,500	333,300	349,800	386,600
	37	261,200	283,600	318,200	333,600	350,000	387,200
	38	261,900	284,100	319,000	333,900	350,300	388,000
	39	262,600	284,700	319,700	334,200	350,600	388,800
	40	263,200	285,300	320,400	334,400	350,800	389,600
	41	263,800	285,900	321,100	334,600	351,000	390,400
	42	264,400	286,400	321,800	334,900	351,300	391,300
	43	265,000	287,000	322,500	335,200	351,600	392,000
	44	265,600	287,600	323,100	335,400	351,800	392,700
	45	266,200	288,200	323,700	335,600	352,000	393,500
	46	266,800	288,800	324,200	335,900	352,300	394,200
	47	267,400	289,400	324,700	336,200	352,600	394,900
	48	268,000	290,000	325,100	336,400	352,800	395,600
	49	268,600	290,500	325,500	336,600	353,000	396,500
	50	269,200	291,100	325,800	336,900	353,300	397,300
	51	269,800	291,700	326,100	337,200	353,600	398,100
	52	270,400	292,300	326,400	337,400	353,800	398,800
	53	270,900	292,800	326,700	337,600	354,000	399,300
	54	271,400	293,300	327,000	337,900	354,300	400,000
	55	271,900	293,800	327,300	338,200	354,600	400,600
	56	272,400	294,300	327,600	338,400	354,800	401,300
	57	272,900	294,800	327,900	338,600	355,000	401,900
	58	273,400	295,200	328,200	338,900	355,300	402,400

	59	273,900	295,600	328,500	339,200	355,600	402,800
	60	274,300	296,000	328,700	339,400	355,800	403,200
	61	274,700	296,400	328,900	339,600	356,000	403,900
	62	275,000	296,800	329,200	339,900	356,300	
	63	275,300	297,200	329,500	340,200	356,600	
	64	275,500	297,500	329,700	340,400	356,800	
	65	275,700	297,800	329,900	340,600	357,000	
	66	276,000	298,200	330,200	340,900	357,300	
	67	276,300	298,600	330,500	341,200	357,600	
	68	276,500	298,900	330,700	341,400	357,800	
	69	276,700	299,200	330,900	341,600	358,000	
	70	277,000	299,500	331,200	341,800	358,300	
	71	277,200	299,800	331,500	342,000	358,600	
	72	277,400	300,100	331,700	342,200	358,800	
	73	277,700	300,400	331,900	342,600	359,000	
	74		300,700	332,200	342,800	359,300	
	75		301,000	332,500	343,100	359,600	
	76		301,200	332,700	343,400	359,800	
	77		301,400	332,900	343,600	360,000	
	78		301,700	333,200	343,900	360,300	
	79		302,000	333,500	344,200	360,600	
	80		302,200	333,700	344,400	360,800	
	81		302,400	333,900	344,600	361,000	
	82		302,700	334,200	344,900	361,300	
	83		303,000	334,400	345,200	361,600	
	84		303,200	334,600	345,400	361,800	
	85		303,400	334,900	345,600	362,000	
	86		303,700	335,200	345,900		
	87		304,000	335,400	346,200		
	88		304,200	335,700	346,400		
	89		304,400	335,900	346,600		
	90		304,600	336,100	346,800		
	91		304,900	336,400	347,100		
	92		305,200	336,700	347,300		
	93		305,400	336,900	347,600		
	94		305,700	337,200	347,900		
	95		306,000	337,400	348,200		
	96		306,200	337,700	348,400		
	97		306,400	337,900	348,600		
	98		306,600	338,100	348,900		
	99		306,800	338,300	349,200		
	100		307,100	338,500	349,400		
	101		307,400	338,900	349,600		
	102		307,700	339,100	350,000		
	103		307,900	339,300	350,200		
	104		308,100	339,600	350,400		
	105		308,400	339,900	350,600		
	106			340,100			
	107			340,400			
	108			340,700			
	109			340,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額 円 219,400	基準俸給月額 円 234,300	基準俸給月額 円 236,300	基準俸給月額 円 258,400	基準俸給月額 円 287,400	基準俸給月額 円 317,500

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　教育職俸給表（第六条関係）

イ　教育職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	261,400	340,300	393,600	461,300	563,800
	2	263,600	341,900	395,300	470,100	571,100
	3	265,700	343,500	396,700	478,500	577,100
	4	267,600	345,000	398,000	486,600	582,100
	5	269,400	346,500	399,200	494,900	586,100
	6	270,900	348,100	400,200	502,600	589,100
	7	272,400	349,700	401,200	509,900	591,400
	8	273,900	351,300	402,200	516,900	593,400
	9	275,700	352,700	403,100	523,600	
	10	277,700	354,700	404,200	529,800	
	11	279,700	356,700	405,300	534,500	
	12	281,700	358,700	406,400	538,000	
	13	283,700	360,500	407,500	541,500	
	14	285,900	362,100	408,600	544,700	
	15	288,000	363,700	409,700	547,700	
	16	290,100	365,300	410,800	550,200	
	17	292,000	366,600	411,900	552,300	
	18	294,700	368,100	413,000		
	19	297,400	369,500	414,100		
	20	300,000	370,800	415,300		
	21	302,600	372,100	416,300		
	22	305,000	373,300	417,400		
	23	307,400	374,500	418,500		
	24	309,600	375,600	419,700		
	25	311,800	376,700	420,600		
	26	313,800	378,100	421,700		
	27	315,800	379,400	422,800		
	28	317,800	380,700	423,800		
	29	319,800	382,000	424,800		
	30	321,700	383,300	425,900		
	31	323,600	384,600	427,000		
	32	325,500	385,900	428,100		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	33	327,300	387,200	429,100		
	34	329,200	388,400	430,300		
	35	331,100	389,600	431,500		
	36	333,000	390,700	432,700		
	37	334,700	391,800	433,400		
	38	335,900	393,000	434,300		
	39	337,000	394,100	435,200		
	40	338,100	395,200	436,000		
	41	338,700	396,300	436,800		
	42	339,100	397,500	437,700		
	43	339,500	398,700	438,600		
	44	339,900	399,800	439,400		
	45	340,500	400,800	440,100		
	46	341,000	401,800	441,000		
	47	341,500	402,800	442,000		
	48	341,900	403,700	442,900		
	49	342,300	404,900	443,800		
	50	342,700	406,300	444,700		
	51	343,100	407,700	445,700		
	52	343,500	409,100	446,600		
	53	343,900	409,900	447,600		
	54	344,300	410,900	448,600		
	55	344,700	411,900	449,500		
	56	345,100	413,000	450,500		
	57	345,500	413,900	451,400		
	58	345,900	414,700	452,300		
	59	346,300	415,500	453,200		
	60	346,700	416,200	454,200		
	61	347,100	416,900	455,000		
	62	347,500	417,800	455,400		
	63	347,900	418,600	456,000		
	64	348,300	419,200	456,600		
	65	348,700	419,800	457,200		
	66	349,100	420,200	457,900		
	67	349,500	420,500	458,200		
	68	349,900	420,800	458,800		

	69	350,300	421,100	459,200		
	70	350,800	421,400	459,500		
	71	351,200	421,600	459,800		
	72	351,600	421,900	460,100		
	73	351,900	422,100	460,400		
	74	352,400	422,400			
	75	352,800	422,700			
	76	353,200	423,000			
	77	353,600	423,200			
	78	354,100	423,400			
	79	354,600	423,700			
	80	355,100	424,000			
	81	355,600	424,200			
	82	356,300	424,500			
	83	357,000	424,800			
	84	357,700	425,100			
	85	358,300	425,300			
	86	358,900	425,600			
	87	359,500	425,900			
	88	360,100	426,100			
	89	360,600	426,300			
	90	361,000	426,600			
	91	361,400	426,900			
	92	361,800	427,100			
	93	362,200	427,300			
	94	362,600				
	95	363,100				
	96	363,500				
	97	364,100				
	98	364,600				
	99	365,000				
	100	365,500				
	101	365,900				
	102	366,400				
	103	366,700				
	104	367,100				
	105	367,600				
	106	368,000				
	107	368,500				
	108	369,000				
	109	369,400				
	110	369,900				
	111	370,300				
	112	370,700				
	113	371,100				
	114	371,500				
	115	371,900				
	116	372,300				
	117	372,700				
	118	373,100				
	119	373,500				
	120	373,900				
	121	374,200				
	122	374,600				
	123	375,100				
	124	375,400				
	125	375,800				
	126	376,300				
	127	376,800				
	128	377,200				
	129	377,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額 円 288,000	基準俸給月額 円 299,000	基準俸給月額 円 321,200	基準俸給月額 円 406,100	基準俸給月額 円 541,500

備考　この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	230,200	263,100	346,100
	2	233,000	264,900	348,300
	3	236,100	266,700	350,500
	4	239,100	268,400	352,700
	5	242,300	270,000	354,600
	6	245,500	271,500	356,900
	7	248,600	273,000	359,200
	8	251,700	274,500	361,500
	9	254,700	276,000	363,700
	10	256,500	278,000	366,000
	11	258,200	280,000	368,100
	12	259,800	282,000	370,200
	13	261,400	284,000	372,200
	14	262,800	286,000	373,800
	15	264,200	288,000	375,400
	16	265,500	290,000	377,000
	17	266,800	292,000	378,600
	18	267,900	294,700	379,900
	19	268,900	297,300	381,200
	20	269,900	299,900	382,500
	21	271,300	302,500	383,800
	22	272,800	305,000	385,400
	23	274,300	307,400	387,000
	24	275,800	309,700	388,500
	25	277,300	311,800	390,000
	26	278,900	313,900	391,600
	27	280,400	316,000	393,100
	28	281,900	318,100	394,600
	29	283,300	320,100	396,000
	30	284,900	321,700	397,400
	31	286,400	323,200	398,800
	32	287,900	324,700	400,100
	33	289,300	326,200	401,000
	34	290,600	327,800	402,200
	35	291,900	329,300	403,300
	36	292,700	330,800	404,400
	37	293,500	332,200	405,400
	38	294,300	333,600	406,600
	39	295,100	334,900	407,800
	40	295,900	336,200	408,900
	41	296,700	337,400	410,000
	42	297,500	339,100	411,200
	43	298,200	340,700	412,400
	44	298,800	342,600	413,600
	45	299,300	344,200	414,700
	46	299,800	345,800	416,200
	47	300,300	347,300	417,700
	48	300,800	348,800	419,200
	49	301,300	350,400	420,600
	50	301,700	352,000	421,500
	51	302,100	353,500	422,400
	52	302,500	354,900	423,200
	53	302,900	356,300	424,100
	54	303,300	357,300	425,100
	55	303,700	358,300	426,100
	56	304,100	359,300	426,900
	57	304,500	360,400	427,600
	58	304,900	361,700	428,400
	59	305,300	363,000	429,200
	60	305,700	364,300	430,100
	61	306,100	365,600	431,100
	62	306,500	366,900	432,100
	63	306,900	368,200	433,000
	64	307,300	369,500	433,900
	65	307,700	370,700	434,600
	66	308,100	372,000	435,500
	67	308,500	373,300	436,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	68	308,900	374,500	437,200
	69	309,300	375,700	438,100
	70	309,700	377,000	438,900
	71	310,100	378,300	439,700
	72	310,500	379,500	440,600
	73	310,900	380,700	441,300
	74	311,400	382,000	441,700
	75	311,900	383,300	442,100
	76	312,400	384,500	442,500
	77	312,800	385,700	442,900
	78	313,300	386,900	443,400
	79	313,800	388,000	443,800
	80	314,200	389,200	444,200
	81	314,600	390,600	444,400
	82	315,100	392,000	444,800
	83	315,600	393,500	445,100
	84	316,000	394,900	445,400
	85	316,400	395,900	445,700
	86	316,900	397,200	
	87	317,400	398,500	
	88	317,900	399,900	
	89	318,300	401,000	
	90	318,800	402,000	
	91	319,200	403,000	
	92	319,600	404,100	
	93	320,200	404,900	
	94	320,700	406,000	
	95	321,300	407,100	
	96	321,900	408,000	
	97	322,300	408,900	
	98	322,700	409,800	
	99	323,000	410,700	
	100	323,300	411,600	
	101	323,600	412,400	
	102	323,900	413,400	
	103	324,200	414,400	
	104	324,500	415,400	
	105	324,900	416,000	
	106	325,400	416,700	
	107	325,900	417,400	
	108	326,300	418,000	
	109	326,700	418,400	
	110	327,200	418,800	
	111	327,600	419,100	
	112	328,100	419,400	
	113	328,400	419,600	
	114	328,900	419,900	
	115	329,300	420,200	
	116	329,700	420,500	
	117	330,000	420,700	
	118	330,400	421,000	
	119	330,900	421,300	
	120	331,400	421,500	
	121	331,600	421,700	
	122	332,000	422,000	
	123	332,300	422,300	
	124	332,600	422,500	
	125	332,800	422,700	
	126	333,100		
	127	333,600		
	128	334,000		
	129	334,200		
	130	334,600		
	131	335,000		
	132	335,400		
	133	335,600		
	134	336,000		
	135	336,500		
	136	336,800		
	137	337,100		
	138	337,500		
	139	337,900		
	140	338,300		
	141	338,700		

定年前再任用短時間勤務職員		基本給月額	基本給月額	基本給月額
		円	円	円
		252,300	298,400	316,000

備考　この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

令和７年５月13日　火曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

別表第七　研究職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	
	15	208,600	265,100	349,900	395,900		
	16	210,400	267,300	350,900	397,400		
	17	212,100	269,500	352,000	398,900		
	18	213,900	271,900	353,300	400,500		
	19	215,700	274,300	354,500	402,100		
	20	217,500	276,700	355,700	403,800		
	21	219,300	279,000	356,900	405,000		
	22	221,100	281,100	358,000	406,400		
	23	222,800	283,200	359,100	407,800		
	24	224,500	285,200	360,200	409,100		
	25	226,200	287,200	361,300	410,400		
	26	228,300	289,100	362,300	411,700		
	27	230,200	291,000	363,300	413,200		
	28	232,100	292,900	364,300	414,700		
	29	234,000	294,800	365,200	415,900		
	30	235,100	296,300	366,100	417,100		
	31	236,200	297,800	366,900	418,700		
	32	237,300	299,300	367,700	420,200		
	33	238,700	300,800	368,400	421,500		
	34	240,200	302,300	369,200	422,900		
	35	241,700	303,800	370,000	424,300		
	36	243,200	305,200	370,800	425,700		
	37	244,700	306,600	371,600	427,100		
	38	246,300	307,500	372,400	428,500		
	39	247,900	308,400	373,200	429,900		
	40	249,500	309,300	374,000	431,300		
	41	251,100	310,100	374,800	432,400		
	42	252,600	310,600	376,100	433,700		
	43	254,100	311,100	377,400	435,100		
	44	255,600	311,600	378,600	436,400		
	45	257,100	312,100	379,300	437,200		
	46	258,400	312,600	380,300	438,000		
	47	259,600	313,100	381,100	438,900		
	48	260,800	313,600	381,800	439,800		
	49	262,000	314,000	382,500	440,600		
	50	263,100	314,500	383,200	441,400		
	51	264,200	315,000	383,900	442,000		
	52	265,300	315,500	384,600	442,800		
	53	266,400	315,900	385,200	443,200		
	54	267,500	316,400	385,900	443,800		
	55	268,500	316,800	386,700	444,300		
	56	269,500	317,200	387,500	444,800		
	57	270,500	317,600	388,100	445,300		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	58	271,200	318,000	388,900			
	59	271,800	318,400	389,600			
	60	272,400	318,800	390,300			
	61	273,000	319,200	390,900			
	62	273,600	319,800	391,600			
	63	274,200	320,400	392,300			

	64	274,800	321,000	393,000			
	65	275,400	321,500	393,700			
	66	276,000	322,100	394,300			
	67	276,600	322,700	394,900			
	68	277,200	323,300	395,600			
	69	277,800	323,800	396,300			
	70	278,500	324,400	396,800			
	71	279,200	325,000	397,400			
	72	279,900	325,600	398,000			
	73	280,500	326,100	398,500			
	74	281,200	326,800	399,100			
	75	281,900	327,500	399,700			
	76	282,600	328,200	400,200			
	77	283,200	328,900	400,700			
	78	283,900	329,600	401,200			
	79	284,600	330,300	401,700			
	80	285,200	331,000	402,400			
	81	285,800	331,700	402,800			
	82	286,500	332,500				
	83	287,200	333,200				
	84	287,800	333,800				
	85	288,400	334,300				
	86	289,100	334,800				
	87	289,800	335,200				
	88	290,400	335,600				
	89	291,000	335,900				
	90	291,700	336,400				
	91	292,400	336,800				
	92	293,000	337,200				
	93	293,600	337,500				
	94	294,300	337,900				
	95	294,900	338,300				
	96	295,500	338,700				
	97	295,800	339,200				
	98	296,400	339,700				
	99	297,000	340,200				
	100	297,500	340,700				
	101	298,000	341,200				
	102	298,400	341,700				
	103	298,800	342,200				
	104	299,200	342,700				
	105	299,600	343,100				
	106	300,100	343,500				
	107	300,600	344,000				
	108	300,900	344,400				
	109	301,100	344,900				
	110	301,500	345,300				
	111	301,800	345,700				
	112	302,000	346,100				
	113	302,300	346,600				
	114	302,600	347,000				
	115	302,900	347,400				
	116	303,200	347,800				
	117	303,500	348,300				
	118	303,800	348,700				
	119	304,000	349,100				
	120	304,300	349,500				
	121	304,600	349,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600	530,400

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八　医療職俸給表（第六条関係）

イ　医療職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		
	43	395,400	468,000	523,100		
	44	396,100	469,100	523,900		
	45	397,000	470,100	524,800		
	46	397,600	471,100	525,600		
	47	398,200	472,000	526,400		

	48	398,800	472,800	527,100		
	49	399,400	473,500	527,900		
	50	399,900	474,200	528,700		
	51	400,400	474,900	529,400		
	52	400,900	475,500	530,300		
	53	401,400	476,200	531,200		
	54	401,800	476,900	532,000		
	55	402,200	477,500	532,900		
	56	402,600	478,100	533,800		
	57	403,000	478,400	534,600		
	58	403,400	479,000	535,500		
	59	403,800	479,700	536,400		
	60	404,200	480,400	537,100		
	61	404,600	480,800	537,900		
	62	405,000	481,400	538,800		
	63	405,400	482,100	539,700		
	64	405,800	482,800	540,600		
	65	406,100	483,200	541,400		
	66		483,800	542,300		
	67		484,400	543,200		
	68		484,900	544,100		
	69		485,400	544,900		
	70		485,900	545,800		
	71		486,400	546,700		
	72		486,900	547,600		
	73		487,300	548,400		
	74		487,800			
	75		488,200			
	76		488,700			
	77		489,200			
	78		489,800			
	79		490,400			
	80		490,800			
	81		491,300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	

35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400	449, 200
36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800	449, 500
37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200	449, 800
38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700	407, 400	
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700	407, 700	
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408, 000	
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300	
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600	
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900	
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200	
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400	
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700	
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000	
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300	
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500	
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800	
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100	
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400	
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600	
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000		
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700		
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300		
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700		
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200		
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800		
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400		
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800		
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300		
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800		
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300		
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900		
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400		
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000		
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600		
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100		
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600		
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100		
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600		
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900		
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400		
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800		

年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
	78	254,800	291,900	328,600	349,900				
	79	255,100	292,200	329,000	350,100				
	80	255,300	292,500	329,500	350,400				
	81	255,500	292,800	330,000	350,900				
	82	255,800	293,100	330,400	351,200				
	83	256,100	293,400	330,600	351,500				
	84	256,300	293,700	330,900	351,800				
	85	256,500	293,900	331,300	352,200				
	86		294,100	331,700	352,500				
	87		294,300	332,000	352,800				
	88		294,500	332,300	353,100				
	89		294,900	332,600	353,500				
	90		295,100	332,800	353,800				
	91		295,300	333,200	354,100				
	92		295,500	333,500	354,400				
	93		295,900	333,700	354,700				
	94		296,100	334,000	355,100				
	95		296,300	334,300	355,500				
	96		296,600	334,600	355,900				
	97		296,900	334,800	356,400				
	98		297,100	335,100	356,800				
	99		297,300	335,400	357,200				
	100		297,600	335,600	357,600				
	101		297,900	335,800	358,100				
	102		298,100	336,000					
	103		298,300	336,400					
	104		298,600	336,600					
	105		298,900	336,800					
	106			337,200					
	107			337,600					
	108			338,000					
	109			338,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100

33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600	460, 800
34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300	418, 700	461, 500
35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800	462, 200
36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000	463, 000
37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300	463, 800
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400	464, 600
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600	465, 300
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700	466, 000
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800		
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500		
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100		
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700		
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300		
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000		
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600		
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300		
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		

69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400	
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900	
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000	
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400	
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900	
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400	
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000	
110	297, 600	328, 500	362, 600		
111	297, 800	328, 800	363, 100		
112	298, 100	329, 100	363, 500		
113	298, 400	329, 400	363, 900		
114	298, 600	329, 800	364, 300		
115	298, 900	330, 100	364, 800		
116	299, 100	330, 400	365, 300		
117	299, 400	330, 600	365, 700		
118	299, 700	330, 900	366, 200		
119	300, 000	331, 200	366, 700		
120	300, 300	331, 400	367, 200		
121	300, 600	331, 600	367, 500		
122	301, 000	331, 900			
123	301, 300	332, 200			
124	301, 600	332, 500			
125	301, 800	332, 700			
126	302, 000	333, 000			
127	302, 300	333, 400			
128	302, 700	333, 600			
129	302, 900	333, 800			
130	303, 200	334, 000			
131	303, 600	334, 400			
132	304, 000	334, 600			
133	304, 200	334, 900			
134	304, 500	335, 300			
135	304, 800	335, 700			
136	305, 100	336, 100			
137	305, 300	336, 400			
138	305, 600	336, 800			
139	305, 900	337, 200			
140	306, 200	337, 600			

	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円	基俸月額 円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九　福祉職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200	408,300
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900	410,200
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500	412,100
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100	413,900
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700	415,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500	417,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000	419,300
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600	421,100
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000	422,700
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600	424,200
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200	425,700
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700	427,200
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600	428,700
	14	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500	430,000
	15	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400	431,300
	16	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200	432,500
	17	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700	433,700
	18	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500	435,000
	19	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200	436,300
	20	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800	437,500
	21	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500	438,700
	22	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900	439,500
	23	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300	440,300
	24	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700	441,100
	25	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100	441,700
	26	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300	442,300
	27	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500	442,900
	28	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500	443,500
	29	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600	444,200
	30	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800	445,000
	31	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900	445,400
	32	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000	446,100
	33	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700	446,600
	34	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400	447,000
	35	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100	447,400
	36	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800	447,800
	37	245,100	290,300	324,800	367,100	405,400	448,200
	38	246,000	291,300	325,900	368,500	406,000	448,600
	39	246,900	292,300	327,000	369,900	406,500	449,000
	40	247,700	293,200	328,000	371,300	406,900	449,300
	41	248,500	294,100	329,000	372,300	407,300	449,600
	42	249,100	295,100	329,900	373,400	407,500	450,000
	43	249,700	296,100	330,800	374,300	407,800	450,300
	44	250,300	297,000	331,700	375,400	408,100	450,600
	45	250,800	297,900	332,600	376,100	408,400	450,900
	46	251,300	298,800	333,300	376,700	408,700	
	47	251,800	299,700	333,900	377,400	409,000	
	48	252,300	300,600	334,500	378,200	409,300	
	49	252,800	301,400	335,100	379,000	409,500	
	50	253,400	302,300	335,800	379,700	409,800	
	51	253,900	303,200	336,400	380,500	410,100	
	52	254,400	304,000	337,000	381,200	410,400	
	53	254,800	304,900	337,600	382,000	410,600	
	54	255,300	305,900	338,100	382,700	410,900	
	55	255,800	306,900	338,600	383,400	411,200	
	56	256,300	307,800	339,100	384,000	411,500	
	57	256,800	308,700	339,500	384,300	411,700	
	58	257,200	309,700	339,700	384,900	412,000	
	59	257,600	310,600	340,200	385,500	412,300	
	60	258,000	311,500	340,700	386,200	412,500	
	61	258,400	312,400	341,000	386,600	412,700	
	62	258,800	313,300	341,400	387,300	413,000	
	63	259,200	314,200	341,900	387,900	413,300	
	64	259,600	315,000	342,300	388,500	413,500	
	65	260,000	315,700	342,700	388,900	413,700	
	66	260,400	316,600	343,200	389,400		
	67	260,800	317,400	343,600	390,000		
	68	261,200	318,200	344,100	390,500		
	69	261,600	319,000	344,300	390,900		
	70	262,000	319,500	344,800	391,400		
	71	262,400	320,000	345,300	391,900		
	72	262,800	320,500	345,700	392,400		
	73	263,200	321,000	346,000	392,900		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	74	263,600	321,600	346,400	393,300		
	75	264,000	322,100	346,900	393,700		
	76	264,400	322,600	347,300	394,100		
	77	264,800	322,900	347,500	394,300		
	78	265,200	323,200	347,800	394,500		
	79	265,600	323,700	348,200	394,800		
	80	265,900	324,000	348,600	395,100		

	81	266,200	324,300	348,900	395,300		
	82	266,600	324,600	349,200	395,600		
	83	267,000	324,900	349,600	395,900		
	84	267,300	325,200	350,000	396,100		
	85	267,600	325,600	350,300	396,300		
	86	268,000	326,000	350,700			
	87	268,400	326,300	351,100			
	88	268,700	326,500	351,300			
	89	269,000	327,000	351,600			
	90	269,400	327,400				
	91	269,800	327,600				
	92	270,100	328,000				
	93	270,400	328,400				
	94	270,800	328,800				
	95	271,200	329,200				
	96	271,500	329,500				
	97	271,800	329,700				
	98	272,200	330,000				
	99	272,600	330,300				
	100	272,900	330,600				
	101	273,200	331,000				
	102	273,600	331,200				
	103	274,000	331,500				
	104	274,300	331,900				
	105	274,500	332,300				
	106	274,700	332,600				
	107	275,000	332,900				
	108	275,300	333,200				
	109	275,600	333,500				
	110	275,900	333,900				
	111	276,200	334,200				
	112	276,400	334,400				
	113	276,700	334,600				
	114	277,000	334,900				
	115	277,300	335,200				
	116	277,700	335,500				
	117	278,000	335,700				
	118	278,300					
	119	278,600					
	120	279,000					
	121	279,200					
	122	279,400					
	123	279,800					
	124	280,100					
	125	280,300					
	126	280,600					
	127	281,000					
	128	281,400					
	129	281,600					
	130	282,000					
	131	282,400					
	132	282,700					
	133	282,900					
	134	283,200					
	135	283,600					
	136	283,900					
	137	284,100					
	138	284,400					
	139	284,700					
	140	285,000					
	141	285,200					
	142	285,400					
	143	285,600					
	144	285,900					
	145	286,300					
	146	286,500					
	147	286,800					
	148	287,100					
	149	287,400					
	150	287,600					
	151	287,900					
	152	288,100					
	153	288,400					
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		205,800	245,600	260,100	293,600	320,600	362,700

備考　この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

令和７年５月13日　火曜日　発行　官　報（号外国会会議録）

別表第十　専門スタッフ職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	363,600	436,500	488,800	624,800
	2	365,100	440,900	494,400	661,400
	3	366,600	444,900	499,900	698,000
	4	368,100	448,800	505,300	
	5	369,600	452,400	510,600	
	6	371,100	456,200	515,700	
	7	372,500	459,500	520,800	
	8	373,900	462,800	525,500	
	9	375,400	466,100	528,900	
	10	376,800	469,400	531,900	
	11	378,300	472,600	534,700	
	12	379,700	475,800	537,300	
	13	381,200	478,800	539,900	
	14	382,900	481,800	542,300	
	15	384,600	484,600	544,700	
	16	386,300	487,300	546,900	
	17	387,700	489,900	549,100	
	18	389,300	492,300	551,300	
	19	390,900	494,700	553,300	
	20	392,400	496,900	555,300	
	21	394,100	499,100	557,300	
	22	395,400	501,100		
	23	396,700	503,100		
	24	398,000			
	25	399,300			
	26	400,400			
	27	401,500			
	28	402,400			
	29	403,400			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	30	404,400			
	31	405,400			
	32	406,300			
	33	407,100			
	34	407,500			
	35	407,800			
	36	408,100			
	37	408,400			
	38	408,700			
	39	409,000			
	40	409,300			
	41	409,600			
	42	409,800			
	43	410,100			
	44	410,400			
	45	410,700			
	46	411,000			
	47	411,300			
	48	411,500			
	49	411,700			
	50	412,000			
	51	412,300			
	52	412,500			
	53	412,700			
	54	413,000			
	55	413,300			
	56	413,500			
	57	413,700			
	58	414,000			
	59	414,300			
	60	414,500			
	61	414,700			
	62	415,000			
	63	415,300			
	64	415,500			
	65	415,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円	円	円
		330,000	432,500	487,700	624,800

備考　この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）

第三条　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「二六、三八〇円」を「二九、四〇〇円」に、「一四、五八〇円」を「一六、二〇〇円」に、「一〇、三四〇円」を「一一、五〇〇円」に、「二三、三六〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「一三、〇六〇円」を「一四、五〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「二二、五四〇円」を「二五、一〇〇円」に、「一二、八六〇円」を「一四、三〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「九、六〇〇円」に、「一七、八〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「七、三六〇円」を「八、二〇〇円」に改める。

第四条　国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「服する職員」の下に「及び同法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を加え、同条第二号中「であつて同表に掲げる地域又は内閣総理大臣が定める区域に居住するもの」を削る。

第五条の表第一条の項中欄中「限る」を「同法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項下欄中「限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された職員を除く」を「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十一条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第一条、第二条関係）

地域の区分	地域
一級地	北海道のうち 旭川市　帯広市　北見市　夕張市　赤平市　士別市　名寄市　歌志内市　深川市　富良野市 後志総合振興局管内のうち 　虻田郡のうち京極町及び倶知安町　余市郡のうち赤井川村 空知総合振興局管内のうち 　空知郡のうち上砂川町　雨竜郡のうち妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町 上川総合振興局管内 宗谷総合振興局管内のうち 　枝幸郡のうち中頓別町 オホーツク総合振興局管内のうち 　網走郡　常呂郡　紋別郡のうち遠軽町、湧別町、滝上町及び西興部村 十勝総合振興局管内のうち 　河東郡　河西郡　広尾郡のうち大樹町　中川郡　足寄郡 釧路総合振興局管内のうち 　川上郡　阿寒郡
二級地	北海道のうち 札幌市　小樽市　釧路市　岩見沢市　網走市　留萌市　稚内市　美唄市　芦別市　江別市　紋別市　三笠市　千歳市　滝川市　砂川市　恵庭市　北広島市　石狩市 石狩振興局管内 渡島総合振興局管内のうち 　松前郡　上磯郡のうち知内町　二海郡　山越郡 檜山振興局管内のうち 　瀬棚郡　久遠郡 後志総合振興局管内のうち 　島牧郡　寿都郡　磯谷郡　虻田郡のうちニセコ町、真狩村、留寿都村及び喜茂別町　岩内郡　古宇郡　積丹郡　古平郡　余市郡のうち仁木町及び余市町 空知総合振興局管内のうち 　空知郡のうち南幌町及び奈井江町　夕張郡　樺戸郡　雨竜郡のうち雨竜町 留萌振興局管内 宗谷総合振興局管内のうち 　宗谷郡　枝幸郡のうち浜頓別町及び枝幸町　天塩郡　礼文郡　利尻郡 オホーツク総合振興局管内のうち 　斜里郡　紋別郡のうち興部町及び雄武町 胆振総合振興局管内のうち 　虻田郡　有珠郡　勇払郡 日高振興局管内のうち 　沙流郡 十勝総合振興局管内のうち 　上川郡　広尾郡のうち広尾町　十勝郡 釧路総合振興局管内のうち 　釧路郡　厚岸郡　白糠郡 根室振興局管内
三級地	北海道のうち 函館市　室蘭市　苫小牧市　根室市　登別市　伊達市　北斗市 渡島総合振興局管内のうち 　上磯郡のうち木古内町　亀田郡　茅部郡 檜山振興局管内のうち 　檜山郡　爾志郡　奥尻郡 胆振総合振興局管内のうち 　白老郡

四級地	日高振興局管内のうち 新冠郡　浦河郡　様似郡　幌泉郡　日高郡 青森県のうち 青森市　弘前市　八戸市　黒石市　五所川原市　十和田市　三沢市　むつ市　つがる市　平川市　東津軽郡のうち今別町、蓬田村及び外ヶ浜町　西津軽郡のうち鰺ヶ沢町　中津軽郡　南津軽郡　北津軽郡　上北郡　下北郡　三戸郡 岩手県のうち 盛岡市　大船渡市　花巻市　北上市　久慈市　遠野市　一関市　二戸市　八幡平市　奥州市　滝沢市　岩手郡　紫波郡　和賀郡　胆沢郡　西磐井郡　気仙郡　下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村及び普代村　九戸郡　二戸郡 宮城県のうち 栗原市　大崎市　刈田郡のうち七ヶ宿町 秋田県のうち 横手市　大館市　湯沢市　鹿角市　大仙市　北秋田市　仙北市　鹿角郡　北秋田郡　山本郡のうち藤里町及び八峰町　南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町　仙北郡　雄勝郡 山形県のうち 山形市　米沢市　新庄市　寒河江市　上山市　村山市　長井市　天童市　東根市　尾花沢市　南陽市　東村山郡　西村山郡　北村山郡　最上郡　東置賜郡　西置賜郡 福島県のうち 会津若松市　喜多方市　田村市　南会津郡　耶麻郡　河沼郡　大沼郡　西白河郡のうち西郷村　東白川郡のうち鮫川村　石川郡のうち平田村及び古殿町　田村郡　双葉郡のうち川内村及び葛尾村　相馬郡のうち飯舘村 群馬県のうち 沼田市　多野郡のうち上野村　吾妻郡のうち長野原町、嬬恋村、草津町及び高山村　利根郡のうち片品村、川場村及びみなかみ町 新潟県のうち 長岡市　三条市　小千谷市　十日町市　見附市　糸魚川市　妙高市　佐渡市　魚沼市　南魚沼市　東蒲原郡　南魚沼郡　中魚沼郡　岩船郡 福井県のうち 勝山市　今立郡 山梨県のうち 富士吉田市　南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町　北都留郡 長野県のうち 松本市　上田市　諏訪市　須坂市　小諸市　大町市　飯山市　茅野市　塩尻市　千曲市　東御市　安曇野市　南佐久郡のうち小海町、川上村、南牧村、南相木村及び北相木村　北佐久郡　小県郡　諏訪郡　上伊那郡のうち辰野町　下伊那郡のうち平谷村、根羽村、売木村及び大鹿村　木曽郡のうち上松町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曽町　東筑摩郡　北安曇郡　埴科郡　上高井郡のうち高山村　下高井郡　上水内郡　下水内郡 岐阜県のうち 高山市　飛騨市　大野郡 島根県のうち 飯石郡 岡山県のうち 真庭郡

備考　この表に掲げる名称は、令和六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第五条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

第七条第二項中「百分の百七十」と」の下に「、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と」を加える。

第六条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十一条の二」を「第十一条」に改め、同条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第七条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

第八条第二項中「百分の百七十」を「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。

号俸	俸給月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第八条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第四項を削り、同条第五項中「、第三項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「第十一条の二まで、」を「第十一条まで及び」に改め、「及び第十九条の七」を削り、同条第二項中「、第十九条の四第二項」の下に「、第十九条の七第二項第一号イ」を加え、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の九十五」に、「「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」を「給与法第十九条の七第二項第一号イ中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」に改める。

第九条中「第二条第一項及び第三項、第三条並びに第四条第一項」を「第二条第三項」に改め、「、同法第二条第一項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と」を削り、「同条第三項」を「同項」に改め、「「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、」を削り、「あるのは「除く」を「あるのは、「除く」に改め、「と、同法第三条及び第四条第一項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」」を削る。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第七項中「附則第二十四条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。附則第十二条第五項において「新寒冷地手当法」という。）の規定並びに」を削り、「、第十一条、第十一条の二、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十、第十三条の二並びに第十四条」を「並びに第十一条」に改め、同条に次の一項を加える。

11　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条の規定を適用する。

附則第十二条第五項中「新寒冷地手当法の規定並びに」及び「、同条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）」を削り、同条に次の一項を加える。

9　暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第五条において準用する同法第一条の規定を適用する。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第九条の規定並びに附則第四条から第十二条まで及び第十四条から第二十条までの規定は、令和七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条及び附則第三条において「第一条改正後給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（附則第三条において「第三条改正後寒冷地手当法」という。）の規定、第五条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第七条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び附則第三条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（適用日における特定任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　令和六年四月一日（以下この条において「適用日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び第一条改正後給与法別表第十一に規定する指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

（給与の内払）

第三条　第一条改正後給与法、第三条改正後寒冷地手当法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律、第三条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律、第五条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律又は第七条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条改正後給与法、第三条改正後寒冷地手当法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（号俸の切替え）

第四条　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）別表第一から別表第十までの俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第五条　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事院の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第六条　切替日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の給与法（以下「第二条改正後給与法」という。）第十一条の規定の適用については、同条第一項ただし書

中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五　重度心身障害者」とあるのは「五　重度心身障害者　六　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

第七条　切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、第二条改正後給与法第十一条の三第二項及び第三項の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事院規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

２　人事院は、前項前段の人事院規則を定めるに当たっては、当該人事院規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和十年四月一日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

３　切替日から令和十年三月三十一日までの間における給与法第十一条の四から第十一条の六まで、第十一条の八第四項並びに第十一条の九第一項及び第二項第一号の規定の適用については、給与法第十一条の四中「には、前条」とあるのは「には、前条又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号。以下「令和六年改正法」という。）附則第七条第一項」と、「除き、前条」とあるのは「除き、前条又は同項」と、給与法第十一条の五中「には、前二条」とあるのは「には、前二条又は令和六年改正法附則第七条第一項」と、「間、前二条」とあるのは「間、前二条又は同項」と、給与法第十一条の六第一項中「同条第二項各号に」とあるのは「令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で」と、「同条第一項」とあるのは「第十一条の三第一項」と、「前三条」とあるのは「前三条又は令和六年改正法附則第七条第一項」と、同項第一号中「第十一条の三第二項各号に」とあるのは「令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で」と、同条第二項中「前三条」とあるのは「前三条又は令和六年改正法附則第七条第一項」と、同条第三項中「第十一条の三第二項各号に」とあるのは「令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で」と、「同条第二項各号に」とあるのは「同条第一項の人事院規則で」と、「同条第一項」とあるのは「第十一条の三第一項」と、給与法第十一条の八第四項中「まで」とあるのは「まで又は令和六年改正法附則第七条第一項」と、給与法第十一条の九第一項及び第二項第一号中「第十一条の三」とあるのは「第十一条の三又は令和六年改正法附則第七条第一項」とする。

（切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

第八条　切替日の前日までに第二条の規定による改正前の給与法第十一条の七第一項若しくは第二項に規定する異動等のあった職員又は同日までに同条第三項の規定により同条第一項若しくは第二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（附則第十条及び第十一条第一項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び国家公務員法等の一部を改正する法律附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（附則第十条及び第十一条第一項第四号において「暫定再任用職員」という。）を除く。）については、第二条改正後給与法第十一条の七第一項本文中「又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう」とあるのは「、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号。以下この条において「令和六年改正法」という。）附則第七条第一項の人事院規則で定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう」と、「又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいい」とあるのは「、令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいい」と、「前条まで」とあるのは「前条まで又は令和六年改正法附則第七条第一項」と、「から三年」とあるのは「から二年」と、「区域又は」とあるのは「区域若しくは」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で定める割合若しくは同項後段の人事院規則で定める級地の変更により」と、同項ただし書中「から三年」とあるのは「から二年」と、同項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「変更」とあるのは「変更又は令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で定める級地の区分、同項の人事院規則で定める割合若しくは同項後段の人事院規則で定める級地の変更」と、同項中「一　三　当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合」とあるのは「一　当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合」とあるのは「二　当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　みなし特例支給割合に百分の八十を乗じて得た割合」とあるのは「三　当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　みなし特例支給割合に百分の八十を乗じ

て得た割合」と、同条第三項中「者若しくは」とあるのは「者又は」と、「者から」とあるのは「者が、」と、「となつた者又は第一項に規定する異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

２　切替日から令和十年三月三十一日までの間に第二条改正後給与法第十一条の七第一項若しくは第二項に規定する異動等のあった職員又は当該期間に同条第三項の規定により同条第一項若しくは第二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同条第一項中「又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう」とあるのは「、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号。以下この条において「令和六年改正法」という。）附則第七条第一項の人事院規則で定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう」と、「又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいい」とあるのは「、令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいい」と、「前条まで」とあるのは「前条まで又は令和六年改正法附則第七条第一項」と、「区域又は」とあるのは「区域若しくは」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で定める級地の区分、同項の人事院規則で定める割合若しくは同項後段の人事院規則で定める級地の変更により、」と、同項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「変更」とあるのは「変更又は令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で定める級地の区分、同項の人事院規則で定める割合若しくは同項後段の人事院規則で定める級地の変更」と、同条第二項中「割合又は」とあるのは「割合、令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で定める割合又は」と、「前条まで」とあるのは「前条まで、令和六年改正法附則第七条第一項」と、同条第三項中「一級地」とあるのは「一級地又は令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第九条　第二条改正後給与法第十二条第四項及び第十二条の二第三項の規定は、切替日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第十条　切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下この条及び次条において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与法第十四条の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する官署の移転があった再任用職員について適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第十一条　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　旧寒冷地等在勤等職員　次に掲げる職員のいずれかに該当する職員であって、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員（国家公務員法等の一部を改正する法律附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。次号において同じ。）であるものをいう。

イ　第四条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に掲げる地域に在勤する職員

ロ　切替日の前日において第四条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条第二号の規定に基づき内閣総理大臣が定めていた官署に在勤し、かつ、同法別表に掲げる地域又は同日において同号の規定に基づき内閣総理大臣が定めていた区域に居住する職員

二　新寒冷地等在勤等職員　第四条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（以下この条において「第四条改正後寒冷地手当法」という。）第一条各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員であって、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。

三　特定旧寒冷地等在勤等職員　旧寒冷地等在勤等職員であって、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。

四　継続特定旧寒冷地等在勤等職員　基準日（第四条改正後寒冷地手当法第一条に規定する基準日をいい、その属する月が令和七年十一月から令和九年三月までのものに限る。以下この条において同じ。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者（再任用職員にあっては、切替日の前日に常時勤務に服する職員（暫定再任用職員を除く。第四項において同じ。）であった者に限る。）をいう。

五　みなし寒冷地手当額　継続特定旧寒冷地等在勤等職員につき、第四条改正後寒冷地手当法別表に規定する四級地をその地域の区分（第四条改正後寒冷地手当法第二条第一項に規定する地域の区分をいう。）と、基準日におけるその基準世帯等区分（当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分（同項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同項の表四級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第一項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

２　継続特定旧寒冷地等在勤等職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、第四条改正後寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和七年十一月から令和八年三月まで	六、六〇〇円
令和八年十一月から令和九年三月まで	一三、二〇〇円

3　国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第三項中「、前二項」とあるのは「、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号。以下「令和六年改正法」という。）附則第十一条第二項」と、同項第一号中「前二項」とあるのは「令和六年改正法附則第十一条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「一般職給与法第二十三条第二項」と、同項第二号中「前二項」とあるのは「令和六年改正法附則第十一条第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「令和六年改正法附則第十一条第二項及び同条第三項において準用する前項」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同条第二項」と、同項第一号及び第二号中「前項各号」とあるのは「令和六年改正法附則第十一条第三項において準用する前項各号」と読み替えるものとする。

4　前二項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、切替日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であったもの（前二項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、再任用職員にあっては、切替日の前日に常時勤務に服する職員であった者に限る。）に対しては、第四条改正後寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、前二項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

5　検察官であった者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であった者が、切替日以降に引き続き給与法の俸給表の適用を受ける職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となった場合において、任用の事情、切替日の前日から特定旧寒冷地等在勤等職員となった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前三項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者に対しては、第四条改正後寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、前三項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

6　第二項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における国家公務員の寒冷地手当に関する法律第三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）附則第十一条第二項から第五項まで」とする。

7　第四項及び第五項の規定に基づく内閣総理大臣の定めは、人事院の勧告に基づくものでなければならない。

（防衛省の職員への準用）

第十二条　前条の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員（国家公務員法等の一部を改正する法律附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。次号において同じ。）	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十一条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員（次号及び第四号において「定年前再任用短時間勤務隊員」という。）又は国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十二条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務隊員（次号において「暫定再任用短時間勤務隊員」という。）
第一項第一号イ	在勤する職員	在勤する職員及び当該地域に防衛大臣の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員
第一項第一号ロ	第一条第二号	第五条において準用する同法第一条第二号
	内閣総理大臣	防衛大臣
第一項第二号	第一条各号	第五条において準用する第四条改正後寒冷地手当法第一条各号
	定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務隊員又は暫定再任用短時間勤務隊員
第一項第四号	（再任用職員	（再任用職員（定年前再任用短時間勤務隊員、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員又は国家公務員法等の一部を改正する法律附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員（この号において「暫定再任用隊員」という。）をいう。第四項において同じ。）
	暫定再任用職員	自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員及び暫定再任用隊員
第一項第五号	同条第一項	第四条改正後寒冷地手当法第五条において準用する第四条改正後寒冷地手当法第二条第一項
第二項	第一条	第五条において準用する第四条改正後寒冷地手当法第一条
第三項	第二条第三項	第五条において準用する同法第二条第三項（第二号を除く。）
	という。）附則第十一条第二項	という。）附則第十二条において準用する令和六年改正法附則第十一条第二項

附則第十一条第二項」と、「	附則第十二条において準用する令和六年改正法附則第十一条第二項」と、「
一般職給与法	防衛省の職員の給与等に関する法律
同項第二号中「前二項」とあるのは「令和六年改正法附則第十一条第二項」と、同条第四項	同条第四項
附則第十一条第二項及び	附則第十二条において準用する令和六年改正法附則第十一条第二項及び
附則第十一条第三項	附則第十二条において準用する令和六年改正法附則第十一条第三項
準用する前項各号	準用する前項第一号及び第三号」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号及び第三号
第四項　第一条	第五条において準用する第四条改正後寒冷地手当法第一条
内閣総理大臣	防衛大臣
第五項　又は給与法	又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する給与法
給与法の	防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項及び第四項に規定する
第一条	第五条において準用する第四条改正後寒冷地手当法第一条
内閣総理大臣	防衛大臣
第六項　国家公務員の寒冷地手当に関する法律	第四条改正後寒冷地手当法第五条において準用する国家公務員の寒冷地手当に関する法律
附則第十一条第二項	附則第十二条において準用する同法附則第十一条第二項
第七項　内閣総理大臣	防衛大臣
人事院の勧告に基づく	一般職の国家公務員との均衡を考慮した

（その他の経過措置の人事院規則等への委任）

第十三条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）で定める。

（地方自治法及び市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第十四条　次に掲げる法律の規定中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

一　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項

二　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条

（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第十五条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。次条及び附則第十七条において「名称位置給与法」という。）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十九条の九」を「第十一条第五項」に改める。

第十条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十五条を削り、第十五条の二を第十五条とし、第十五条の三を第十五条の二とする。

（令和八年三月三十一日までの間における在勤基本手当の月額の調整）

第十六条　切替日から令和八年三月三十一日までの間における名称位置給与法第十条第一項に規定する在勤基本手当の月額については、同項に規定する範囲内において、かつ、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、外務省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当に関する経過措置）

第十七条　切替日から令和八年三月三十一日までの間は、名称位置給与法第六条第四項に規定する配偶者手当を受ける在外公館に勤務する外務公務員の扶養手当は、配偶者に係る分は支給しない。

（へき地教育振興法の一部改正）

第十八条　へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五第一項若しくは第二項」を削り、「再任用教職員等」を「短時間勤務教職員」に改める。

第五条の三第一項中「再任用教職員等」を「短時間勤務教職員」に改める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第十九条　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の表第十九条の八第三項の項中欄中「、第十一条、第十一条の二、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十、第十三条の二及び第十四条」を「及び第十一条」に改め、同項下欄中「、第十一条の二」を削る。

（地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第七項中「、暫定再任用職員」の下に「（附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第六項とする。

令和７年５月13日　火曜日　発行　官　報（号外国会会議録）

附則別表　号俸の切替表（附則第四条関係）

イ　行政職俸給表㈠の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級							
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			

84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

ロ　行政職俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級 1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57

66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	

100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

令和７年５月13日　火曜日　発行　官　報（号外国会会議録）

ハ　専門行政職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級						
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1	1	2
11	7	3	1	1	1	1	2
12	8	4	1	1	1	1	2
13	9	5	1	1	1	1	2
14	10	6	2	1	1	1	3
15	11	7	3	1	1	1	3
16	12	8	4	1	1	1	3
17	13	9	5	1	1	1	3
18	14	10	6	2	1	2	3
19	15	11	7	3	1	2	4
20	16	12	8	4	1	2	4
21	17	13	9	5	1	2	4
22	18	14	10	6	1	2	
23	19	15	11	7	1	3	
24	20	16	12	8	2	3	
25	21	17	13	9	2	3	
26	22	18	14	10	2	3	
27	23	19	15	11	2	4	
28	24	20	16	12	3	4	
29	25	21	17	13	3	4	
30	26	22	18	14	3	4	
31	27	23	19	15	3	5	
32	28	24	20	16	3	5	
33	29	25	21	17	3	5	
34	30	26	22	18	4	5	
35	31	27	23	19	4	6	
36	32	28	24	20	4	6	
37	33	29	25	21	4	6	
38	34	30	26	22	4	6	
39	35	31	27	23	4	6	
40	36	32	28	24	4	7	
41	37	33	29	25	4	7	
42	38	34	30	26	5		
43	39	35	31	27	5		

44	40	36	32	28	5	
45	41	37	33	29	5	
46	42	38	34	30		
47	43	39	35	31		
48	44	40	36	32		
49	45	41	37	33		
50	46	42	38	34		
51	47	43	39	35		
52	48	44	40	36		
53	49	45	41	37		
54	50	46	42	38		
55	51	47	43	39		
56	52	48	44	40		
57	53	49	45	41		
58	54	50	46	42		
59	55	51	47	43		
60	56	52	48	44		
61	57	53	49	45		
62	58	54	50			
63	59	55	51			
64	60	56	52			
65	61	57	53			
66	62	58	54			

67	63	59	55			
68	64	60	56			
69	65	61	57			
70	66	62	58			
71	67	63	59			
72	68	64	60			
73	69	65	61			
74	70	66	62			
75	71	67	63			
76	72	68	64			
77	73	69	65			
78	74	70				
79	75	71				
80	76	72				
81	77	73				
82		74				
83		75				
84		76				
85		77				
86		78				
87		79				
88		80				
89		81				

二　税務職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級 3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		

46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			

70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86		78	78				
87		79	79				
88		80	80				
89		81	81				
90		82	82				
91		83	83				
92		84	84				
93		85	85				

ホ　公安職俸給表㈠の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級 4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			

62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			

94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

令和７年５月13日　火曜日　発行　官　報（号外国会会議録）

ハ　公安職俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級							
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			

50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			

76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						

ア　海事職俸給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級 3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1
11	7	3	1	1	1
12	8	4	1	1	1
13	9	5	1	1	1
14	10	6	2	1	1
15	11	7	3	1	1
16	12	8	4	1	1
17	13	9	5	1	1
18	14	10	6	2	2
19	15	11	7	3	3
20	16	12	8	4	4
21	17	13	9	5	5
22	18	14	10	6	6
23	19	15	11	7	7
24	20	16	12	8	8
25	21	17	13	9	9
26	22	18	14	10	10
27	23	19	15	11	11
28	24	20	16	12	12
29	25	21	17	13	13
30	26	22	18	14	
31	27	23	19	15	
32	28	24	20	16	
33	29	25	21	17	
34	30	26	22	18	
35	31	27	23	19	
36	32	28	24	20	
37	33	29	25	21	
38	34	30	26	22	
39	35	31	27	23	
40	36	32	28	24	
41	37	33	29	25	
42	38	34	30	26	
43	39	35	31	27	
44	40	36	32	28	
45	41	37	33	29	
46	42	38	34	30	
47	43	39	35	31	
48	44	40	36	32	
49	45	41	37	33	

50	46	42	38	34	
51	47	43	39	35	
52	48	44	40	36	
53	49	45	41	37	
54	50	46	42	38	
55	51	47	43	39	
56	52	48	44	40	
57	53	49	45	41	
58	54	50	46		
59	55	51	47		
60	56	52	48		
61	57	53	49		
62	58	54	50		
63	59	55	51		
64	60	56	52		
65	61	57	53		
66	62	58	54		
67	63	59	55		
68	64	60	56		
69	65	61	57		
70	66	62	58		
71	67	63	59		
72	68	64	60		
73	69	65	61		
74	70	66			
75	71	67			

76	72	68			
77	73	69			
78	74	70			
79	75	71			
80	76	72			
81	77	73			
82	78	74			
83	79	75			
84	80	76			
85	81	77			
86	82	78			
87	83	79			
88	84	80			
89	85	81			
90	86				
91	87				
92	88				
93	89				
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				

チ　海事職俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級 1級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	2	2	2	1
7	1	3	3	3	1
8	1	4	4	4	1
9	1	5	5	5	1
10	1	6	6	6	2
11	1	7	7	7	3
12	1	8	8	8	4
13	1	9	9	9	5
14	2	10	10	10	6
15	3	11	11	11	7
16	4	12	12	12	8
17	5	13	13	13	9
18	6	14	14	14	10
19	7	15	15	15	11
20	8	16	16	16	12
21	9	17	17	17	13
22	10	18	18	18	14
23	11	19	19	19	15
24	12	20	20	20	16
25	13	21	21	21	17
26	14	22	22	22	18
27	15	23	23	23	19
28	16	24	24	24	20
29	17	25	25	25	21
30	18	26	26	26	22
31	19	27	27	27	23
32	20	28	28	28	24
33	21	29	29	29	25
34	22	30	30	30	26
35	23	31	31	31	27
36	24	32	32	32	28
37	25	33	33	33	29
38	26	34	34	34	30
39	27	35	35	35	31
40	28	36	36	36	32
41	29	37	37	37	33
42	30	38	38	38	34
43	31	39	39	39	35
44	32	40	40	40	36
45	33	41	41	41	37
46	34	42	42	42	38
47	35	43	43	43	39
48	36	44	44	44	40
49	37	45	45	45	41
50	38	46	46	46	42
51	39	47	47	47	43
52	40	48	48	48	44
53	41	49	49	49	45
54	42	50	50	50	46
55	43	51	51	51	47

56	44	52	52	48
57	45	53	53	49
58	46	54	54	50
59	47	55	55	51
60	48	56	56	52
61	49	57	57	53
62	50	58	58	54
63	51	59	59	55
64	52	60	60	56
65	53	61	61	57
66	54	62	62	58
67	55	63	63	59
68	56	64	64	60
69	57	65	65	61
70	58	66	66	
71	59	67	67	
72	60	68	68	
73	61	69	69	
74	62	70	70	
75	63	71	71	
76	64	72	72	
77	65	73	73	
78	66	74	74	
79	67	75	75	
80	68	76	76	
81	69	77	77	
82	70	78	78	
83	71	79	79	
84	72	80	80	

85	73	81	81	81
86		82	82	82
87		83	83	83
88		84	84	84
89		85	85	85
90		86	86	
91		87	87	
92		88	88	
93		89	89	
94		90	90	
95		91	91	
96		92	92	
97		93	93	
98		94	94	
99		95	95	
100		96	96	
101		97	97	
102		98	98	
103		99	99	
104		100	100	
105		101	101	
106		102	102	
107		103	103	
108		104	104	
109		105	105	
110		106		
111		107		
112		108		
113		109		

リ　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級 2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	2	
24	12	8	2	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	3	
28	16	12	3	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	4	
32	20	16	4	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	5	
36	24	20	5	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	6	
40	28	24	6	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	7	
44	32	28	7	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	8	
48	36	32	8	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	9	

52	40	36	9	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	10	
56	44	40	10	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	11	
60	48	44	11	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	12	
64	52	48	12	
65	53	49	12	
66	54	50	12	
67	55	51	13	
68	56	52	13	
69	57	53	13	
70	58	54	13	
71	59	55	14	
72	60	56	14	
73	61	57	14	
74	62	58	14	
75	63	59	14	
76	64	60	15	
77	65	61	15	
78	66	62		

79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			
98	86			
99	87			
100	88			
101	89			
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			

ヌ　教育職俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級 3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33

50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	54
71	55
72	56
73	57
74	58
75	59
76	60
77	61
78	62
79	63
80	64
81	65
82	66
83	67
84	68
85	69
86	70
87	71
88	72
89	73
90	74
91	75
92	76
93	77
94	78
95	79
96	80
97	81
98	82
99	83
100	84
101	85

ル　研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級 3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	

44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	

67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			

ヲ　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	

48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		

73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

ワ　医療職俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		

56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		

85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

カ　医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級 3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	

62	58	54	50		
63	59	55	51		
64	60	56	52		
65	61	57	53		
66	62	58	54		
67	63	59	55		
68	64	60	56		
69	65	61	57		
70	66	62			
71	67	63			
72	68	64			
73	69	65			
74	70	66			
75	71	67			
76	72	68			
77	73	69			
78	74	70			
79	75	71			
80	76	72			
81	77	73			
82	78	74			
83	79	75			
84	80	76			
85	81	77			
86	82	78			
87	83	79			
88	84	80			
89	85	81			
90	86	82			
91	87	83			
92	88	84			
93	89	85			

94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

ロ　福祉職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級				
	２級	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43

60	56	52	48	44
61	57	53	49	45
62	58	54	50	
63	59	55	51	
64	60	56	52	
65	61	57	53	
66	62	58	54	
67	63	59	55	
68	64	60	56	
69	65	61	57	
70	66	62	58	
71	67	63	59	
72	68	64	60	
73	69	65	61	
74	70	66	62	
75	71	67	63	
76	72	68	64	
77	73	69	65	
78	74	70		
79	75	71		
80	76	72		
81	77	73		
82	78	74		
83	79	75		
84	80	76		
85	81	77		
86	82	78		
87	83	79		
88	84	80		
89	85	81		
90	86	82		

91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			

タ　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級 1級	職務の級 2級	職務の級 3級
1	1	1	1
2	1	2	2
3	1	3	3
4	1	4	4
5	1	5	5
6	1	6	6
7	1	7	7
8	1	8	8
9	1	9	9
10	1	10	10
11	1	11	11
12	1	12	12
13	1	13	13
14	2	14	14
15	3	14	15
16	4	15	15
17	5	15	16
18	6	16	17
19	7	16	17
20	8	17	18
21	9	17	18
22	10	17	
23	11	17	
24	12		
25	13		
26	14		
27	15		
28	16		
29	17		
30	18		
31	19		
32	20		
33	21		
34	22		
35	23		
36	24		
37	25		

38	26		
39	27		
40	28		
41	29		
42	30		
43	31		
44	32		
45	33		
46	34		
47	35		
48	36		
49	37		
50	38		
51	39		
52	40		
53	41		
54	42		
55	43		
56	44		
57	45		
58	46		
59	47		
60	48		
61	49		
62	50		
63	51		
64	52		
65	53		
66	54		
67	55		
68	56		
69	57		
70	58		
71	59		
72	60		
73	61		
74	62		
75	63		
76	64		
77	65		

理　由

人事院の国会及び内閣に対する令和六年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定、昇給の制度の改定、配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額、地域手当の級地区分及び支給割合の見直し並びに異動保障の延長、交通機関等に係る通勤手当支給限度額の見直し、採用時からの新幹線通勤手当特例の適用及び橋特例の廃止、採用時からの単身赴任手当の支給、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯及び支給対象職員の拡大、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への地域手当の特例の適用並びに研究員調整手当、住居手当及び特地勤務手当の支給、特定任期付職員業績手当の廃止及び特定任期付職員への勤勉手当の支給並びに寒冷地手当の支給月額及び支給地域の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する令和六年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、特別給（期末手当及び勤勉手当）の額の改定等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1　俸給表の改定

㈠　初任給を始め若年層に特に重点を置きながら、全ての俸給表の俸給月額を引き上げること。

㈡　指定職俸給表を除く俸給表の号俸構成を見直すとともに、俸給月額を改定すること。

2　諸手当の改定

㈠　特別給の支給割合を、一般の職員については年間四・六月分に、指定職職員については年間三・四五月分に引き上げること。

㈡　昇給制度を改定すること。

㈢　配偶者に係る扶養手当を廃止するとともに、子に係る扶養手当を増額すること。

㈣　地域手当の級地区分の段階数及び支給割合を見直すこと。

㈤　通勤手当の支給限度額を見直すこと。

㈥　定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する手当を拡大すること。

3　国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正

㈠　寒冷地手当の支給額を見直すこと。

㈡　寒冷地手当の支給地域を見直すこと。

4　この法律は、公布の日から施行すること。ただし、1の㈡、2の㈡から㈥まで及び3の㈡は令和七年四月一日から施行し、1の㈠、2の㈠及び3の㈠は令和六年四月一日から適用すること。

二　議案の可決理由

人事院の国会及び内閣に対する令和六年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、特別給の額の改定等を行う本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は約八百四十六億円である。

右報告する。

令和六年十二月十二日

内閣委員長　大岡　敏孝

衆議院議長　額賀福志郎殿

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和六年十二月九日

内閣総理大臣　石破　茂

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「百二十万三千円」を「百二十一万六千円」に改め、同項第二号中「百十七万八千円」を「百十九万千円」に改め、同項第三号中「百十七万八千円又は百三万八千円」を「百十九万千円又は百四万九千円」に改め、同条第三項中「百四十七万円、百四十一万円」を「百四十八万六千円、百四十二万六千円」に、「七十六万三千円」を「七十七万二千円」に改める。

第四条第二項中「三万四千三百円」を「三万四千七百円」に、「六万七千三百円」を「六万八千百円」に改める。

第七条の二ただし書中「百分の百二十二・五」を「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「、六月に支給する場合には百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百七十五」に改める。

附則第二項中「八十九万九千円」を「九十万九千円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「二、〇一六、〇〇〇円」を「二、〇三八、〇〇〇円」に、「一、四七〇、〇〇〇円」を「一、四八六、〇〇〇円」に、「一、四一〇、〇〇〇円」を「一、四二六、〇〇〇円」に、「一、二〇三、〇〇〇円」を「一、二一六、〇〇〇円」に、「一、一七八、〇〇〇円」を「一、一九一、〇〇〇円」に、「一、〇三八、〇〇〇円」を「一、〇四九、〇〇〇円」に、「九一六、〇〇〇円」を「九二六、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額の欄中「一、一七八、〇〇〇円」を「一、一九一、〇〇〇円」に、「一、〇三八、〇〇〇円」を「一、〇四九、〇〇〇円」に、「九一六、〇〇〇円」を「九二六、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「五八七、六〇〇円」を「五九三、五〇〇円」に、「五五六、九〇〇円」を「五六二、五〇〇円」に、「五二六、九〇〇円」を「五三二、五〇〇円」に、「四九五、三〇〇円」を「五〇〇、四〇〇円」に、「四六四、七〇〇円」を「四六九、七〇〇円」に、「四三七、三〇〇円」を「四四二、三〇〇円」に、「四〇二、〇〇〇円」を「四〇七、〇〇〇円」に、「三六三、五〇〇円」を「三六八、五〇〇円」に、「三二七、七〇〇円」

を「三三二、四〇〇円」に、「二九六、五〇〇円」を「三〇一、二〇〇円」に、「二七四、六〇〇円」を「二七九、三〇〇円」に、「二六八、一〇〇円」を「二七七、四〇〇円」に改める。

第二条　特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「、六月に支給する場合には百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附則第二項中「九十万九千円」を「九十一万円」に改める。

（二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部改正）

第三条　次に掲げる法律の規定中「百十七万八千円」を「百十九万千円」に改める。

一　二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（令和四年法律第十四号）第六条

二　二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（令和六年法律第十一号）第六条

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに次条第三項及び附則第三条第二項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

２　第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「第一条改正後給与法」という。）並びに第三条の規定による改正後の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法及び同条の規定による改正後の二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（次条及び附則第四条においてそれぞれ「改正後の政府代表臨時措置法」及び「改正後の政府委員臨時措置法」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（当分の間の内閣総理大臣等の俸給月額等）

第二条　内閣総理大臣並びに国務大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び常勤の大臣補佐官のうち国会議員から任命されたもの（次項及び第三項において「内閣総理大臣等」という。）の俸給月額は、第一条改正後給与法第三条及び別表第一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

２　内閣総理大臣等の期末手当の支給についての第一条改正後給与法第七条の二の規定の適用については、同条ただし書中「、六月に支給する場合には百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百七十五」とあるのは、「百分の百七十」とする。

３　内閣総理大臣等の期末手当の支給についての第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律（次条第二項において「第二条改正後給与法」という。）第七条の二の規定の適用については、当分の間、同条ただし書中「百分の百七十二・五」とあるのは、「百分の百七十」とする。

４　前二項の規定が適用される場合における二千二十五年日本国際博覧会政府代表の期末手当の支給についての改正後の政府代表臨時措置法第六条の規定の適用については、同条中「第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員」とあるのは、「第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員（特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）附則第二条第一項する内閣総理大臣等を除く。）」とする。

５　第二項又は第三項の規定が適用される場合における二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の期末手当の支給についての改正後の政府委員臨時措置法第六条の規定の適用については、同条中「第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員」とあるのは、「第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員（特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣等を除く。）」とする。

６　第二項又は第三項の規定が適用される場合における裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第九条第一項の規定の適用については、同項中「第一条第一号から第四十二号までに掲げる者」とあるのは、「第一条第一号から第四十二号までに掲げる者（特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣等を除く。）」とする。

７　第二項又は第三項の規定が適用される場合における検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）第一条第一項の規定の適用については、同項中「第一条第一号から第四十二号までに掲げる者」とあるのは、「第一条第一号から第四十二号までに掲げる者（特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣等を除く。）」とする。

（特定の秘書官の俸給月額の切替え）

第三条　令和六年四月一日（以下この項において「令和六年の切替日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律附則第二項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の令和六年の切替日における俸給月額は、第一条改正後給与法第三条第一項及び附則第二項の規定にかかわらず、第一条改正後給与法別表第三に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十万九千円を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額とする。

２　令和七年四月一日（以下この項において「令和七年の切替日」という。）の前日において第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律附則第二項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の令和七年の切替日における俸給月額は、第二条改正後給与法第三条第一項及び附則第二項の規定にかかわらず、第二条改正後給与法別表第三に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十一万円を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額とする。

（給与の内払）

第四条　第一条改正後給与法、改正後の政府代表臨時措置法又は改正後の政府委員臨時措置法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律、第

三条の規定による改正前の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法又は同条の規定による改正前の二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条改正後給与法、改正後の政府代表臨時措置法又は改正後の政府委員臨時措置法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

第五条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1　内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げること。

2　内閣総理大臣等の特別職の職員（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間三・四五月分に引き上げること。

3　施行期日等

㈠　この法律は、公布の日から施行すること。ただし、令和六年四月一日から適用すること。

㈡　内閣総理大臣及び国務大臣等のうち国会議員から任命されたものの俸給月額及び期末手当の支給割合については、当分の間、改定前の水準とすること。

二　議案の可決理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行う本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は約二億円である。

右報告する。

令和六年十二月十二日

内閣委員長　大岡　敏孝

衆議院議長　額賀福志郎殿

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和六年十二月九日

内閣総理大臣　石破　茂

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「（常時勤務することを要しない職員（国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）にあっては、三歳）」を削り、「一日につき二時間を超えない範囲内で」を「一日の勤務時間の全部又は一部について」に改め、同条中第三項を第六項とし、第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2　前項の規定による育児時間の請求をしようとする職員は、人事院規則で定める一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における育児時間を請求するかを各省各庁の長に申し出るものとする。

一　一日につき二時間を超えない範囲内

二　一年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内

3　前項の規定による申出をした職員は、人事院規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4　第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第一項の規定による育児時間の請求をすることができる。

第二十七条第一項の表前条第一項の項を次のように改める。

前条第一項	各省各庁の長は、職員（防衛大臣又はその委任を受けた者は、職員（自衛官候補生、

第二十七条第一項の表前条第二項の項中「前条第二項」を「前条第五項」に改め、同項の前に次のように加える。

前条第二項	各省各庁の長
	防衛大臣又はその委任を受けた者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条及び第四条（次条の規定を準用する部分を除く。）の規定　公布の日

二　次条及び附則第四条（次条の規定を準用する部分に限る。）の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　職員は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第二十六条第一項から第四項までの規定の例により、同条第二項各号のいずれの範囲内で育児時間（同条第一項に規定する育児時間をいう。以下この条において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（新法第二十六条第三項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行

日以後における育児時間の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第二項の規定による申出及び同条第三項の規定による変更並びに同条第一項の規定による請求とみなす。

（人事院規則への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

（防衛省の職員への準用）

第四条　前二条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、附則第二条中「第二十六条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新法第二十六条第一項」と、「第二十六条第三項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新法第二十六条第三項」と、前条（見出しを含む。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第五条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「一部」を「全部又は一部」に改める。

（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第六条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第五項」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項中「第九項及び」を削り、同条第九項中「附則第十九条の規定による改正後の育児休業法（附則第十二条において「新育児休業法」という。）第二十六条第一項並びに」を削る。

附則第十二条第二項中「新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項」を「附則第十九条の規定による改正後の育児休業法（次項において「新育児休業法」という。）第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項」に、「及び新育児休業法」を「及び附則第十九条の規定による改正後の育児休業法」に改め、同条第七項中「新育児休業法第二十七条第一項において準用する新育児休業法第二十六条第一項並びに」を削る。

理　由

人事院の国会及び内閣に対する令和六年八月八日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員について、育児時間制度において一年につき人事院規則又は政令で定める時間を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、これらの職員のうち常時勤務することを要しない職員についても、育児時間の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する令和六年八月八日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員の育児時間制度について、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　一般職の国家公務員及び防衛省の職員の育児時間制度において、一年につき人事院規則又は政令で定める範囲内で勤務しないことができる形態を選択可能とすること。

2　非常勤職員について、対象となる子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子に拡大すること。

3　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

人事院の国会及び内閣に対する令和六年八月八日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員の育児時間制度について、所要の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和六年十二月十二日

内閣委員長　大岡　敏孝

衆議院議長　額賀福志郎殿

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和六年十二月九日

内閣総理大臣　石破　茂

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「五千億円」を「三千億円」に改める。

附則第六条の二中「令和六年度分及び令和七年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に、「、令和六年度」を「、当該額から、令和六年度」に、「基金費の額」を「令和五年度基金費の額」に、「控除額」を「令和五年改正法に係る令和六年度控除額」に、「基金費の額から令和六年度における控除額」を「令和五年度基金費の額から令和五年改正法に係る令和六年度控除額を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和六年度基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「令和六年改正法に係る令和七年度控除額」という。）の合算額を控除した額とし、令和八年度にあつては令和六年度基

金費の額から令和六年改正法に係る令和七年度控除額」に改める。

附則第六条の三第一項第一号及び第三項中「この条の」を「第十条第三項本文の規定により令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の」に改める。

附則第十一条中「同じ。）及び」を「同じ。）」に、「の合算額」を「）及び四千九百八十億円の合算額」に、「とし、」を「に四千億円を加算した額とし、」に、「から返還金等の額及び令和六年度震災復興特別交付税額」を「から返還金等の額、令和六年度震災復興特別交付税額及び四千九百八十億円」に、「及び令和六年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額」を「、令和六年度震災復興特別交付税額及び九百八十億円の合算額を加算した額」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項を削り、同条第四項中「前項に規定するもののほか、」を削り、「地方公共団体金融機構法」の下に「（平成十九年法律第六十四号）」を加え、同項を同条第三項とする。

附則第十一条第二項中「及び第四項」を削る。

附則第十二条の四第一項中「及び第四項」を削り、同条第三項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（臨時経済対策費等の基準財政需要額への算入）

第二条　令和六年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新法」という。）第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　臨時経済対策費	人口	一、〇一〇円
	二　給与改定費	人口	一、七七〇
	三　臨時財政対策債償還基金費	臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	四
市町村	一　臨時経済対策費	人口	一、〇一〇円
	二　給与改定費	人口	一、五〇〇
	三　臨時財政対策債償還基金費	臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	四

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、臨時経済対策費及び給与改定費に係るものにあっては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政対策債償還基金費に係るものにあっては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一　人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二　臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定により平成十七年度及び平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額 (2)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (3)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円

(4)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすこととされた地方債の額

(5)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6)　地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7)　地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8)　地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度及び令和六年度において起こすことができることとされた地方債の額

（令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の令和七年度における交付）

第三条　令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち新法附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、令和七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一　新法附則第四条の規定により算定された令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を控除した額

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　令和六年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ　イに規定する合算額から四千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定により令和六年度分の地方交付税の総額に算入された額及び九百八十億円を加算した額

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第四条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「附則第十条第四項」を「附則第十条第三項」に改める。

理　由

地方財政の状況等に鑑み、令和六年度に限り臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、令和六年度に限り臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　基準財政需要額の算定方法の改正

㈠　経済対策の事業の円滑な実施に必要となる財源を措置するため、令和六年度に限り、「臨時経済対策費」を設けること。

㈡　地方公務員の給与改定に必要となる財源を措置するため、令和六年度に限り、「給与改定費」を設けること。

㈢　臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和六年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設けること。

㈣　臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額について、令和七年度にあっては、臨時財政対策債償還基金費の額の百分の五十に相当する額を、令和八年度にあっては、当該額を臨時財政対策債償還基金費の額から控除した額を、それぞれ控除する特例を設けること。

㈤　令和六年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和六年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすること。

2　地方交付税の総額の特例

㈠　令和六年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準

備金二千億円について、その活用を取りやめること。

㈡　令和六年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正すること。

㈢　令和六年度分の地方交付税の額の一部を、同年度内に交付しないで、令和七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとすること。

３　施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二　議案の可決理由

地方財政の状況等に鑑み、令和六年度に限り臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費を設ける等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

令和六年度特別会計補正予算（特第１号）の交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出に、地方交付税交付金として一兆八千七百四十八億円が計上されている。

右報告する。

令和六年十二月十二日

総務委員長　竹内　譲

衆議院議長　額賀福志郎殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和六年十二月九日

内閣総理大臣　石破　茂

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十六万八千円」を「九十七万九千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	報酬月額
最高裁判所長官	二、〇三八、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、四八六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、四二六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、三二一、〇〇〇円
一号	一、一九一、〇〇〇円
二号	一、〇四九、〇〇〇円
三号	九七九、〇〇〇円
四号	八二九、〇〇〇円
五号	七一六、〇〇〇円
六号	六四四、〇〇〇円
七号	五八四、〇〇〇円
八号	五二六、〇〇〇円
一号	四二八、六〇〇円
二号	三九四、九〇〇円
三号	三七二、四〇〇円
四号	三四九、六〇〇円
五号	三三〇、三〇〇円
六号	三一七、六〇〇円
七号	三〇三、三〇〇円
八号	二九五、一〇〇円
九号	二七九、一〇〇円
十号	二七〇、五〇〇円
十一号	二六七、四〇〇円
十二号	二六三、六〇〇円
一号	八二九、〇〇〇円
二号	七一六、〇〇〇円
三号	六四四、〇〇〇円
四号	五八四、〇〇〇円
五号	四四六、〇〇〇円
六号	四二八、六〇〇円
七号	三九四、九〇〇円
八号	三七二、四〇〇円

第二条　裁判官の報酬等に関する法律の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	報酬月額
最高裁判所長官	二、〇三八、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、四八六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、四二六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、三二一、〇〇〇円
判事 一号	一、一九一、〇〇〇円
判事 二号	一、〇四九、〇〇〇円
判事 三号	九七九、〇〇〇円
判事 四号	八二九、〇〇〇円
判事 五号	七一六、〇〇〇円
判事 六号	六四四、〇〇〇円
判事 七号	五八四、〇〇〇円
判事 八号	五二六、〇〇〇円
判事 一号	四四三、九〇〇円
判事 二号	四〇九、〇〇〇円
簡易裁判所判事 九号	三四九、六〇〇円
簡易裁判所判事 十号	三三〇、三〇〇円
簡易裁判所判事 十一号	三一七、六〇〇円
簡易裁判所判事 十二号	三〇三、三〇〇円
簡易裁判所判事 十三号	二九五、一〇〇円
簡易裁判所判事 十四号	二七九、一〇〇円
簡易裁判所判事 十五号	二七〇、五〇〇円
簡易裁判所判事 十六号	二六七、四〇〇円
簡易裁判所判事 十七号	二六三、六〇〇円
判事補 三号	三九〇、八〇〇円
判事補 四号	三六六、三〇〇円
判事補 五号	三三九、七〇〇円
判事補 六号	三二五、三〇〇円
判事補 七号	三〇九、〇〇〇円
判事補 八号	三〇〇、一〇〇円
判事補 九号	二八三、三〇〇円
判事補 十号	二七四、五〇〇円
判事補 十一号	二六九、一〇〇円
判事補 十二号	二六五、三〇〇円
簡易裁判所判事 一号	八二九、〇〇〇円
簡易裁判所判事 二号	七一六、〇〇〇円
簡易裁判所判事 三号	六四四、〇〇〇円
簡易裁判所判事 四号	五八四、〇〇〇円
簡易裁判所判事 五号	四六二、〇〇〇円
簡易裁判所判事 六号	四四三、九〇〇円
簡易裁判所判事 七号	四〇九、〇〇〇円
簡易裁判所判事 八号	三九〇、八〇〇円
簡易裁判所判事 九号	三六六、三〇〇円
簡易裁判所判事 十号	三三九、七〇〇円
簡易裁判所判事 十一号	三二五、三〇〇円
簡易裁判所判事 十二号	三〇九、〇〇〇円
簡易裁判所判事 十三号	三〇〇、一〇〇円
簡易裁判所判事 十四号	二八三、三〇〇円
簡易裁判所判事 十五号	二七四、五〇〇円
簡易裁判所判事 十六号	二六九、一〇〇円
簡易裁判所判事 十七号	二六五、三〇〇円

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理　由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1　一般の政府職員について、令和六年の民間の給与水準に合わせて俸給月額を引き上げることに伴い、裁判官の報酬月額についても、これに準じて引き上げること。

2　一般の政府職員について、社会と公務の変化に応じた給与改定が行われることに伴い、裁判官の報酬月額についても、これに準じて改定すること。

3　1については公布の日から施行し、令和六年四月一日に遡って適用することとし、2については令和七年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　経費

本案施行に伴う給与改定に要する経費は、約九億九千万円である。

右報告する。

令和六年十二月十二日

法務委員長　西村智奈美

衆議院議長　額賀福志郎殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和六年十二月九日

内閣総理大臣　石破　茂

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「六十三万六千円」を「六十四万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分		俸給月額
検事総長		一、四八六、〇〇〇円
次長検事		一、二一六、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長		一、三二一、〇〇〇円
その他の検事長		一、二一六、〇〇〇円
検事	一号	一、一九一、〇〇〇円
	二号	一、〇四九、〇〇〇円
	三号	九七九、〇〇〇円
	四号	八二九、〇〇〇円
	五号	七一六、〇〇〇円
	六号	六四四、〇〇〇円
	七号	五八四、〇〇〇円
	八号	五二六、〇〇〇円
	九号	四二八、六〇〇円
	十号	三九四、九〇〇円
	十一号	三七二、四〇〇円
	十二号	三四九、六〇〇円
	十三号	三三〇、三〇〇円
	十四号	三一七、六〇〇円
	十五号	三〇三、三〇〇円
	十六号	二九五、一〇〇円
	十七号	二七九、一〇〇円
	十八号	二七〇、五〇〇円
	十九号	二六七、四〇〇円
	二十号	二六三、六〇〇円

第二条　検察官の俸給等に関する法律の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	俸給月額
検事総長	一、四八六、〇〇〇円
次長検事	一、二一六、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	一、三二一、〇〇〇円
その他の検事長	一、二一六、〇〇〇円
一号	一、一九一、〇〇〇円
副検事 一号	五八四、〇〇〇円
二号	五二六、〇〇〇円
三号	四四六、〇〇〇円
四号	四二八、六〇〇円
五号	三九四、九〇〇円
六号	三七二、四〇〇円
七号	三四九、六〇〇円
八号	三三〇、三〇〇円
九号	三一七、六〇〇円
十号	三〇三、三〇〇円
十一号	二九五、一〇〇円
十二号	二七九、一〇〇円
十三号	二七〇、五〇〇円
十四号	二六七、四〇〇円
十五号	二六三、六〇〇円
十六号	二五三、四〇〇円
十七号	二四七、一〇〇円
検事 二号	一、〇四九、〇〇〇円
三号	九七九、〇〇〇円
四号	八二九、〇〇〇円
五号	七一六、〇〇〇円
六号	六四四、〇〇〇円
七号	五八四、〇〇〇円
八号	五二六、〇〇〇円
九号	四四三、九〇〇円
十号	四〇九、〇〇〇円
十一号	三九〇、八〇〇円
十二号	三六六、三〇〇円
十三号	三三九、七〇〇円
十四号	三二五、三〇〇円
十五号	三〇九、〇〇〇円
十六号	三〇〇、一〇〇円
十七号	二八三、三〇〇円
十八号	二七四、五〇〇円
十九号	二六九、一〇〇円
二十号	二六五、三〇〇円
一号	五八四、〇〇〇円
二号	五二六、〇〇〇円
三号	四六二、〇〇〇円
四号	四四三、九〇〇円
五号	四〇九、〇〇〇円
六号	三九〇、八〇〇円
七号	三六六、三〇〇円

副検事	八号	三三九、七〇〇円
	九号	三二五、三〇〇円
	十号	三〇九、〇〇〇円
	十一号	三〇〇、一〇〇円
	十二号	二八三、三〇〇円
	十三号	二七四、五〇〇円
	十四号	二六九、一〇〇円
	十五号	二六五、三〇〇円
	十六号	二五五、〇〇〇円
	十七号	二四七、一〇〇円

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理　由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1　一般の政府職員について、令和六年の民間の給与水準に合わせて俸給月額を引き上げることに伴い、検察官の俸給月額についても、これに準じて引き上げること。

2　一般の政府職員について、社会と公務の変化に応じた給与改定が行われることに伴い、検察官の俸給月額についても、これに準じて改定すること。

3　1については公布の日から施行し、令和六年四月一日に遡って適用することとし、2については令和七年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　経費

本案施行に伴う給与改定に要する経費は、約八億二千四百万円である。

右報告する。

令和六年十二月十二日

法務委員長　西村智奈美

衆議院議長　額賀福志郎殿

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和六年十二月九日

内閣総理大臣　石破　茂

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「六千六百八十円」を「六千八百三十円」に改める。

第十八条の二第一項中「百分の六十八・七五」と」の下に、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と」を、「百分の五十八・七五」と、」の下に「「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」と」を、「百分の三十三・七五」と」の下に「、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十六・二五」と」を、「、「百分の五十八・七五」の下に」、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）を、「百分の五十六・二五」の下に」、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては百分の六十一・二五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十八・七五」を加える。

第十八条の二の二中「、「百分の百七十」を「「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十五万七千百円」を「十七万九千円」に改める。

第二十五条第二項中「十三万千三百円」を「十五万千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百七十」と」の下に「、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と」を加える。

第二十五条の二第二項中「十一万七千九百円」を「十三万八千円」に改め、同条第三項中「百分の百七十」と」の下に「、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号俸	俸給月額	俸給月額
		円	円
	1	246,300	354,600
	2	247,800	356,000
	3	249,200	357,400
	4	250,600	358,800
	5	252,000	360,200
	6	253,200	361,500
	7	254,400	362,800
	8	255,600	364,100
	9	257,000	365,300
	10	258,200	366,800
	11	259,500	368,300
	12	260,800	369,700
	13	262,100	371,000
	14	264,000	372,500
	15	265,800	374,000
	16	267,600	375,400
	17	269,300	376,800
	18	271,500	378,300
	19	273,700	379,700
	20	275,900	381,100
	21	278,100	382,500
	22	280,300	384,000
	23	282,500	385,500
	24	284,600	386,900
	25	286,600	388,200
	26	288,500	389,700
	27	290,400	391,200
	28	292,200	392,700
	29	294,000	394,100
	30	295,900	395,600
	31	297,700	397,100
	32	299,400	398,600
	33	301,100	400,000
	34	302,900	401,600
	35	304,600	403,200
	36	306,200	404,700
	37	307,800	405,900
	38	309,500	407,300
	39	311,300	408,700
	40	313,000	410,000
	41	314,300	411,600
	42	316,200	413,000
	43	318,000	414,300
	44	319,700	415,700
	45	321,400	417,100
	46	323,300	418,400
	47	325,000	419,900
	48	326,700	421,400
	49	328,400	423,000
	50	330,200	424,400
	51	332,000	426,000
	52	333,700	427,500
	53	335,400	429,200
	54	336,700	430,700
	55	338,000	432,300
	56	339,300	433,900
	57	340,800	435,400
	58	342,400	436,900
	59	343,900	438,100
	60	345,500	439,300
	61	347,000	440,500
	62	348,600	441,800
	63	350,200	443,000
	64	351,700	444,200
	65	353,200	445,300
	66	354,800	446,500
	67	356,400	447,700
	68	357,900	448,900
	69	359,400	450,100
	70	361,000	451,300
	71	362,600	452,500
	72	364,100	453,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	365,600	454,800
	74	367,200	455,400
	75	368,800	455,900
	76	370,300	456,400
	77	371,800	456,900
	78	373,200	
	79	374,600	
	80	375,900	
	81	377,200	
	82	378,600	
	83	380,000	
	84	381,300	
	85	382,400	
	86	383,800	
	87	385,100	
	88	386,400	
	89	387,600	
	90	388,900	
	91	390,000	
	92	391,200	
	93	392,400	
	94	393,500	
	95	394,700	
	96	395,900	
	97	397,300	
	98	398,300	
	99	399,300	
	100	400,300	
	101	401,200	
	102	402,200	
	103	403,300	
	104	404,400	
	105	405,100	
	106	406,000	
	107	406,900	
	108	407,800	
	109	408,600	
	110	409,400	
	111	410,200	
	112	411,000	
	113	411,600	
	114	412,300	
	115	413,000	
	116	413,700	
	117	414,300	
	118	414,800	
	119	415,200	
	120	415,500	
	121	415,800	
	122	416,100	
	123	416,400	
	124	416,600	
	125	416,800	
	126	417,100	
	127	417,400	
	128	417,600	
	129	417,800	
	130	418,100	
	131	418,400	
	132	418,600	
	133	418,800	
	134	419,100	
	135	419,400	
	136	419,600	
	137	419,800	
	138	420,100	
	139	420,400	
	140	420,600	
	141	420,800	
	142	421,100	
	143	421,400	
	144	421,600	
	145	421,800	
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額 円 279,100	基準俸給月額 円 336,600

別表第二　自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第九条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

職員区分 ＼ 階級	陸将 海将 空将	陸将補 海将補 空将補			1等陸佐 1等海佐 1等空佐			2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士
号俸	俸給月額	俸給月額			俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		(一)	(二)	(一)	(二)	(三)															
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	716,000	716,000	521,200	470,100	458,300	408,600	369,700	348,200	321,300	298,900	293,300	287,700	280,600	280,500	271,300	253,000	235,300	235,100	224,600
2	772,000	772,000	524,400	473,100	460,300	410,900	371,700	349,900	322,400	300,400	294,000	289,200	282,100	282,000	273,600	255,800	237,800	237,600	226,500
3	829,000	829,000	527,600	476,100	462,300	413,200	373,700	351,600	323,500	301,900	294,700	290,700	283,600	283,500	275,900	258,600	240,300	240,100	228,400
4	908,000	908,000	530,800	479,100	464,300	415,500	375,700	353,300	324,600	303,400	295,400	292,200	285,100	285,000	278,200	261,400	242,800	242,600	230,300
5	979,000		534,100	482,200	466,100	417,800	377,500	354,900	325,700	304,800	296,100	293,500	286,400	286,300	280,300	264,100	245,300	245,100	232,000
6	1,049,000		537,300	485,200	468,000	420,200	379,500	356,400	326,500	306,700	296,800	294,900	287,800	287,700	281,800	265,900	247,100	245,800	233,500
7	1,122,000		540,500	488,200	469,900	422,600	381,500	357,900	327,300	308,600	297,500	296,300	289,200	289,100	283,300	267,700	248,900	246,500	235,000
8	1,191,000		543,700	491,200	471,800	425,000	383,500	359,400	328,100	310,500	298,200	297,700	290,600	290,500	284,800	269,500	250,700	247,300	236,500
9			547,000	494,100	473,800	427,200	385,400	360,900	329,000	312,300	299,000	299,000	292,100	292,000	286,200	271,200	252,600	248,000	238,100
10			549,500	496,900	475,600	429,500	388,000	363,500	329,900	313,600	300,400	300,400	293,400	293,300	287,600	273,000	254,600	249,000	239,600
11			552,000	499,700	477,400	431,800	390,600	366,100	330,800	314,900	301,800	301,800	294,700	294,600	289,000	274,800	256,600	250,000	241,100
12			554,500	502,500	479,200	434,100	393,200	368,700	331,700	316,200	303,200	303,200	296,000	295,900	290,400	276,600	258,600	251,000	242,600
13			556,800	505,100	481,000	436,200	395,600	371,100	332,600	317,300	304,700	304,500	297,400	297,300	291,900	278,200	260,600	251,900	244,000
14			558,300	507,700	482,900	438,500	397,400	372,900	333,200	318,000	306,000	305,800	298,700	298,600	293,200	279,500	262,100	252,200	245,000
15			559,800	510,300	484,800	440,800	399,200	374,700	333,800	318,700	307,300	307,100	300,000	299,900	294,500	280,800	263,600	252,500	246,000
16			561,300	512,900	486,700	443,100	401,000	376,500	334,400	319,400	308,600	308,400	301,300	301,200	295,800	282,100	265,100	252,800	247,000
17			562,900	515,500	488,500	445,200	402,800	378,200	335,100	320,200	309,700	309,600	302,600	302,500	297,100	283,200	266,500	253,200	248,000
18			564,400	518,100	490,400	447,200	404,700	379,800	336,100	321,000	310,500	310,300	303,300	303,200	298,400	284,500	268,100		
19			565,900	520,700	492,300	449,200	406,600	381,400	337,100	321,800	311,300	311,000	304,000	303,900	299,700	285,800	269,700		
20			567,400	523,300	494,200	451,200	408,500	383,000	338,100	322,600	312,100	311,700	304,700	304,600	301,000	287,100	271,300		
21			568,900	525,700	496,100	453,000	410,500	384,400	339,000	323,500	312,700	312,300	305,400	305,300	302,300	288,400	273,000		
22			570,500	527,600	497,700	454,800	412,500	386,200	340,300	324,200	313,300	312,900	306,000	305,900	303,000	290,100	274,000		
23			572,100	529,500	499,300	456,600	414,500	388,000	341,600	324,900	313,900	313,500	306,600	306,500	303,700	291,800	275,000		
24			573,700	531,400	500,900	458,400	416,500	389,800	342,900	325,600	314,500	314,100	307,200	307,100	304,400	293,500	276,000		
25			575,200	533,100	502,300	460,000	418,500	391,400	344,200	326,200	315,100	314,700	307,800	307,700	304,900	295,100	277,000		
26			576,700	534,300	503,700	461,800	420,400	393,100	346,300	326,900	315,700	315,300	308,400	308,300	305,600	296,200	278,300		
27			578,200	535,500	505,100	463,600	422,300	394,800	348,400	327,600	316,300	315,900	309,000	308,900	306,300	297,300	279,600		
28			579,700	536,700	506,500	465,400	424,200	396,500	350,500	328,300	316,900	316,500	309,600	309,500	307,000	298,400	280,900		
29			581,200	537,700	507,700	467,000	426,100	398,300	352,700	328,800	317,500	317,100	310,200	310,100	307,600	299,600	282,000		
30			582,600	538,800	508,500	468,300	427,800	400,100	353,900	329,800	318,000	317,700	310,800	310,700	308,200	300,200	282,800		
31			584,000	539,900	509,300	469,600	429,500	401,900	355,100	330,800	318,500	318,300	311,400	311,300	308,800	300,800	283,600		
32			585,400	541,000	510,100	470,900	431,200	403,700	356,300	331,800	319,000	318,900	312,000	311,900	309,400	301,400	284,400		
33			586,600	542,000	510,900	472,000	433,000	405,600	357,500	332,600	319,500	319,300	312,400	312,300	309,900	301,800	285,000		
34			588,000	543,000	511,600	473,300	434,700	407,300	358,800	333,700	320,100	319,900	313,000	312,900	310,500	302,400			
35			589,400	544,000	512,300	474,600	436,400	409,000	360,100	334,800	320,700	320,500	313,600	313,500	311,100	303,000			
36			590,800	545,000	513,100	475,900	438,100	410,700	361,400	335,900	321,300	321,100	314,200	314,100	311,700	303,600			
37			592,000	545,800	513,700	477,000	439,900	412,500	362,600	336,800	322,000	321,700	314,800	314,700	312,100	304,100			
38			593,200	546,700	514,500	477,800	441,800	414,200	364,000	338,400	322,800	322,400	315,500	315,400	312,700	304,600			
39			594,400	547,600	515,300	478,600	443,700	415,900	365,400	340,000	323,600	323,100	316,200	316,100	313,300	305,100			
40			595,600	548,500	516,100	479,400	445,600	417,600	366,800	341,600	324,400	323,800	316,900	316,800	313,900	305,600			
41			596,700	549,200	516,700	480,200	447,400	419,200	368,000	343,100	325,200	324,500	317,600	317,400	314,600	306,100			
42			597,700	550,100	517,200	480,900	449,200	420,900	369,400	344,400	326,200	325,400	318,500	318,300	315,200	306,600			
43			598,700	551,000	517,700	481,600	451,000	422,600	370,800	345,700	327,200	326,300	319,400	319,200	315,800	307,100			
44			599,700	551,900	518,200	482,300	452,800	424,300	372,200	347,000	328,200	327,200	320,300	320,100	316,400	307,600			
45			600,500	552,600	518,500	482,800	454,500	426,100	373,700	348,100	329,200	328,100	321,100	321,000	317,000	308,200			
46					519,000	483,600	456,000	428,000	375,000	349,500	330,400	329,200	322,200	322,100	317,900	308,700			

	47					519,500	484,400	457,500	429,900	376,300	350,900	331,600	330,300	323,300	323,200	318,800	309,200			
	48					520,000	485,200	459,000	431,800	377,600	352,300	332,800	331,400	324,400	324,300	319,700	309,700			
	49					520,300	485,800	460,600	433,700	378,700	353,800	334,000	332,500	325,400	325,300	320,500	310,300			
	50					520,800	486,500	461,800	434,800	380,100	355,200	335,300	333,800	326,700	326,600	321,600	311,000			
	51					521,300	487,200	463,000	435,900	381,500	356,600	336,600	335,100	328,000	327,900	322,700	311,700			
	52					521,800	487,900	464,200	437,000	382,900	358,000	337,900	336,400	329,300	329,200	323,800	312,400			
	53					522,100	488,500	465,500	437,900	384,400	359,400	339,200	337,500	330,600	330,500	324,900	313,100			
	54					522,500	489,100	466,700	438,800	385,700	360,700	340,500	338,600	331,700	331,500	325,900	313,700			
	55					522,900	489,700	467,900	439,700	387,000	362,000	341,800	339,700	332,800	332,500	326,900	314,300			
	56					523,300	490,300	469,100	440,600	388,300	363,300	343,100	340,800	333,900	333,500	327,900	314,900			
	57					523,800	490,900	470,100	441,400	389,700	364,700	344,500	341,800	334,800	334,400	329,000	315,300			
	58						491,500	471,000	442,300	391,200	366,400	345,800	343,200	336,000	335,500	329,900	315,900			
	59						492,100	471,900	443,200	392,700	368,100	347,100	344,600	337,200	336,600	330,800	316,500			
	60						492,700	472,800	444,100	394,200	369,800	348,400	346,000	338,400	337,700	331,700	317,100			
	61						493,300	473,800	444,900	395,600	371,500	349,700	347,300	339,400	338,900	332,600	317,500			
	62						493,800	474,400	445,700	396,900	372,800	351,200	348,600	340,700	340,100	333,500	318,200			
	63						494,300	475,000	446,500	398,200	374,100	352,700	349,900	342,000	341,300	334,400	318,900			
	64						494,800	475,600	447,300	399,500	375,400	354,200	351,200	343,300	342,500	335,300	319,600			
	65						495,200	476,000	447,900	400,900	376,600	355,700	352,400	344,700	343,700	336,100	320,400			
	66						495,700	476,500	448,700	402,500	377,900	357,900	353,900	346,100	345,000	336,900	320,900			
	67						496,200	477,000	449,500	404,100	379,200	360,100	355,400	347,500	346,300	337,700	321,400			
	68						496,700	477,500	450,300	405,700	380,500	362,300	356,900	348,900	347,600	338,500	321,900			
	69						497,100	477,800	450,900	407,200	381,900	364,300	358,200	350,200	349,000	339,400	322,300			
	70						497,600	478,300	451,700	408,300	383,200	365,700	359,500	351,600	350,300	340,600	322,600			
	71						498,100	478,800	452,500	409,400	384,500	367,100	360,800	353,000	351,600	341,800	322,900			
	72						498,600	479,300	453,300	410,500	385,800	368,500	362,100	354,400	352,900	343,000	323,200			
再任用職員以外の職員	73						499,100	479,800	453,900	411,600	387,000	369,800	363,300	355,600	354,300	344,200	323,500			
	74						499,600	480,300	454,600	412,700	388,500	371,200	364,800	357,000	355,800	345,300				
	75						500,100	480,800	455,300	413,800	390,000	372,600	366,300	358,400	357,300	346,400				
	76						500,600	481,300	456,100	415,000	391,500	374,000	367,800	359,800	358,800	347,500				
	77						501,100	481,800	456,700	416,000	393,000	375,400	369,400	361,300	360,200	348,500				
	78						501,600	482,300	457,400	417,100	394,500	376,700	371,000	362,900	361,700	349,600				
	79						502,100	482,800	458,100	418,200	396,000	378,000	372,700	364,500	363,200	350,700				
	80						502,600	483,300	458,800	419,300	397,500	379,300	374,300	366,100	364,700	351,800				
	81						502,900	483,700	459,300	420,300	398,900	380,500	375,800	367,500	366,200	352,900				
	82							484,200	459,900	421,000	400,400	381,900	377,300	369,100	367,600	354,200				
	83							484,700	460,500	421,700	401,900	383,300	378,800	370,700	369,000	355,500				
	84							485,200	461,100	422,500	403,400	384,700	380,300	372,300	370,400	356,800				
	85							485,700	461,600	423,100	405,000	386,100	381,600	373,700	371,800	358,000				
	86							486,200	462,100	423,900	406,200	387,600	383,000	375,000	373,100	359,300				
	87							486,700	462,700	424,700	407,400	389,100	384,400	376,300	374,400	360,600				
	88							487,200	463,300	425,500	408,600	390,600	385,800	377,600	375,700	361,900				
	89							487,600	463,700	426,200	409,700	391,900	387,000	378,900	376,800	363,100				
	90							488,100	464,200	427,100	410,900	393,400	388,500	380,400	378,300	364,200				
	91							488,600	464,700	428,000	412,100	394,900	390,000	381,900	379,900	365,300				
	92							489,100	465,200	428,900	413,300	396,400	391,500	383,400	381,500	366,400				
	93							489,600	465,700	429,600	414,400	398,000	392,900	384,800	382,900	367,400				
	94							490,100	466,200	430,300	415,300	399,400	394,600	386,400	384,400	368,600				
	95							490,600	466,700	431,000	416,200	400,800	396,300	388,000	385,900	369,800				
	96							491,100	467,200	431,800	417,100	402,200	398,000	389,600	387,400	371,000				
	97							491,600	467,700	432,400	418,000	403,600	399,500	391,200	388,800	372,200				
	98							492,100	468,200	433,100	418,900	404,900	400,800	392,500	390,000	373,200				
	99							492,600	468,700	433,800	419,800	406,300	402,100	393,800	391,200	374,200				
	100							493,100	469,200	434,500	420,700	407,700	403,400	395,100	392,400	375,200				

	101							493,400	469,700	435,200	421,400	408,900	404,500	396,200	393,400	376,000					
	102							493,900	470,200	435,900	422,200	409,800	405,500	397,200	394,200	376,900					
	103							494,400	470,700	436,600	423,000	410,800	406,500	398,300	395,000	377,800					
	104							494,900	471,200	437,300	423,800	411,800	407,500	399,400	395,800	378,700					
	105							495,200	471,600	438,000	424,500	412,600	408,300	400,200	396,400	379,500					
	106								472,100	438,600	425,400	413,600	409,400	401,200	397,200	380,400					
	107								472,600	439,200	426,300	414,600	410,500	402,200	398,000	381,300					
	108								473,100	439,800	427,200	415,600	411,600	403,200	398,800	382,200					
	109								473,400	440,400	427,900	416,400	412,500	404,300	399,500	382,900					
	110								473,900	441,000	428,600	417,300	413,400	405,100	400,300	383,700					
	111								474,400	441,600	429,400	418,200	414,300	405,900	401,100	384,500					
	112								474,900	442,200	430,200	419,100	415,200	406,700	401,900	385,300					
	113								475,200	442,700	430,800	419,900	416,200	407,600	402,700	386,200					
	114									443,300	431,500	420,800	417,200	408,400	403,500						
	115									443,900	432,200	421,700	418,200	409,200	404,300						
	116									444,500	432,900	422,600	419,200	410,000	405,100						
	117									445,000	433,500	423,400	420,000	410,800	405,900						
	118									445,600	434,200	424,200	420,900	411,600	406,700						
	119									446,200	434,900	425,000	421,800	412,400	407,500						
	120									446,800	435,600	425,800	422,700	413,200	408,300						
	121									447,300	436,200	426,600	423,400	414,100	409,100						
	122									447,900	436,900	427,400	424,200	414,900	409,900						
	123									448,500	437,600	428,200	425,000	415,700	410,700						
	124									449,100	438,300	429,000	425,800	416,500	411,500						
	125									449,600	438,900	429,600	426,700	417,400	412,300						
	126									450,200	439,600	430,300	427,500	418,200	413,200						
	127									450,800	440,300	431,000	428,300	419,000	414,100						
	128									451,400	441,000	431,700	429,100	419,800	415,000						
	129									451,900	441,600	432,500	429,900	420,700	415,700						
	130										442,300	433,300	430,700	421,500							
	131										443,000	434,100	431,500	422,300							
	132										443,700	434,900	432,300	423,100							
	133										444,300	435,700	433,200	424,000							
	134										445,000	436,500	434,000	424,800							
	135										445,700	437,300	434,800	425,600							
	136										446,400	438,100	435,600	426,400							
	137										447,000	438,800	436,400	427,300							
	138											439,700	437,200	428,100							
	139											440,600	438,000	428,900							
	140											441,500	438,800	429,700							
	141											442,200	439,600	430,500							
	142											443,000	440,400								
	143											443,800	441,200								
	144											444,600	442,000								
	145											445,300	442,800								
再任用職員		—	—	513,200	469,700	454,400	398,800	360,100	342,200	310,700	293,200	287,400	287,200	280,500	279,000	270,700	253,800	—	—	—

備考㈠　統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の㈡欄に定める額の俸給を支給するものとする。

㈡　この表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考㈠の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

㈢　この表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄又は㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

㈣　退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、同条第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と」を削る。

第十二条第一項中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改め、「し、一般職給与法第十一条の二第二項中「十五日」とあるのは、自衛官については「三十日」と」を削る。

第十四条第二項中「一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項」を「一般職給与法第十一条の七第一項ただし書及び第二項ただし書」に、「同条第三項第一号ロ」を「同条第二項及び第三項」に改める。

第十八条の二第一項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十三・七五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十六・二五」を「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十六・二五」とあるのは「百分の三十五」に、「百分の四十八・七五」を「百分の五十」」に、「百分の五十八・七五）、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五」を「百分の六十」に、「百分の五十八・七五）、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては百分の五十八・七五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十六・二五）、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては百分の六十一・二五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五」に改める。

第十八条の三を削る。

第十八条の二の二中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」を「、「百分の百七十二・五」に改め、同条を第十八条の三とする。

第二十二条の二第三項中「）、第十八条」を「第五項において同じ）及び」に改め、「及び前条」及び「特定任期付職員及び」を削り、同条第五項中「、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第十一条の二から第十二条まで、第十四条、第十八条及び前条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第二十四条の二第一項中「自衛官候補生手当」の下に「及び単身赴任手当」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の単身赴任手当の支給については、一般職給与法第十二条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第三項中「俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「自衛官候補生」と読み替えるものとする。

第二十五条第一項中「学生手当」の下に「、単身赴任手当」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の単身赴任手当の支給については、一般職給与法第十二条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第三項中「俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「学生」と読み替えるものとする。

第二十五条の二第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号俸	俸給月額	俸給月額
		円	円
	1	246,300	376,800
	2	247,800	378,300
	3	249,200	379,700
	4	250,600	381,100
	5	252,000	382,500
	6	253,200	384,000
	7	254,400	385,500
	8	255,600	386,900
	9	257,000	388,200
	10	258,200	389,700
	11	259,500	391,200
	12	260,800	392,700
	13	262,100	394,100
	14	264,000	395,600
	15	265,800	397,100
	16	267,600	398,600
	17	269,300	400,000
	18	271,500	401,600
	19	273,700	403,200
	20	275,900	404,700
	21	278,100	405,900
	22	280,300	407,300
	23	282,500	408,700
	24	284,600	410,000
	25	286,600	411,600
	26	288,500	413,000
	27	290,400	414,300
	28	292,200	415,700
	29	294,000	417,100
	30	295,900	418,400
	31	297,700	419,900
	32	299,400	421,400
	33	301,100	423,000
	34	302,900	424,400
	35	304,600	426,000
	36	306,200	427,500
	37	307,800	429,200
	38	309,500	430,700
	39	311,300	432,300
	40	313,000	433,900
	41	314,300	435,400
	42	316,200	436,900
	43	318,000	438,100
	44	319,700	439,300
	45	321,400	440,500
	46	323,300	441,800
	47	325,000	443,000
	48	326,700	444,200
	49	328,400	445,300
	50	330,200	446,500
	51	332,000	447,700
	52	333,700	448,900
	53	335,400	450,100
	54	336,700	451,300
	55	338,000	452,500
	56	339,300	453,700
	57	340,800	454,800
	58	342,400	455,400
	59	343,900	455,900
	60	345,500	456,400
	61	347,000	456,900
	62	348,600	
	63	350,200	
	64	351,700	
	65	353,200	
	66	354,800	
	67	356,400	
	68	357,900	
	69	359,400	
	70	361,000	
	71	362,600	
	72	364,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	365,600	
	74	367,200	
	75	368,800	
	76	370,300	
	77	371,800	
	78	373,200	
	79	374,600	
	80	375,900	
	81	377,200	
	82	378,600	
	83	380,000	
	84	381,300	
	85	382,400	
	86	383,800	
	87	385,100	
	88	386,400	
	89	387,600	
	90	388,900	
	91	390,000	
	92	391,200	
	93	392,400	
	94	393,500	
	95	394,700	
	96	395,900	
	97	397,300	
	98	398,300	
	99	399,300	
	100	400,300	
	101	401,200	
	102	402,200	
	103	403,300	
	104	404,400	
	105	405,100	
	106	406,000	
	107	406,900	
	108	407,800	
	109	408,600	
	110	409,400	
	111	410,200	
	112	411,000	
	113	411,600	
	114	412,300	
	115	413,000	
	116	413,700	
	117	414,300	
	118	414,800	
	119	415,200	
	120	415,500	
	121	415,800	
	122	416,100	
	123	416,400	
	124	416,600	
	125	416,800	
	126	417,100	
	127	417,400	
	128	417,600	
	129	417,800	
	130	418,100	
	131	418,400	
	132	418,600	
	133	418,800	
	134	419,100	
	135	419,400	
	136	419,600	
	137	419,800	
	138	420,100	
	139	420,400	
	140	420,600	
	141	420,800	
	142	421,100	
	143	421,400	
	144	421,600	
	145	421,800	
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額 円 279,100	基準俸給月額 円 336,600

別表第二　自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第九条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

職員の区分	階級	陸将 海将 空将	陸将補 海将補 空将補		1等陸佐 1等海佐 1等空佐			2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士
	号俸	俸給月額	俸給月額		俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
			(一)	(二)	(一)	(二)	(三)													
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	716,000	716,000	586,600	546,700	512,300	436,200	385,400	360,900	321,300	298,900	293,300	287,700	280,600	280,500	271,300	253,000	235,300	235,100	224,600
	2	772,000	772,000	594,400	552,600	516,700	438,500	388,000	363,500	322,400	300,400	294,000	289,200	282,100	282,000	273,600	255,800	237,800	237,600	226,500
	3	829,000	829,000	600,500	557,600	520,300	440,800	390,600	366,100	323,500	301,900	294,700	290,700	283,600	283,500	275,900	258,600	240,300	240,100	228,400
	4	908,000	908,000	605,500	562,100	523,800	443,100	393,200	368,700	324,600	303,400	295,400	292,200	285,100	285,000	278,200	261,400	242,800	242,600	230,300
	5	979,000		609,500	566,100	527,300	445,200	395,600	371,100	325,700	304,800	296,100	293,500	286,400	286,300	280,300	264,100	245,300	245,100	232,000
	6	1,049,000		612,500	569,600	530,800	447,200	397,400	372,900	326,500	306,700	296,800	294,900	287,800	287,700	281,800	265,900	247,100	245,800	233,500
	7	1,122,000		615,000	572,600	533,800	449,200	399,200	374,700	327,300	308,600	297,500	296,300	289,200	289,100	283,300	267,700	248,900	246,500	235,000
	8	1,191,000		617,000	575,100	536,300	451,200	401,000	376,500	328,100	310,500	298,200	297,700	290,600	290,500	284,800	269,500	250,700	247,300	236,500
	9				577,100	538,300	453,000	402,800	378,200	329,000	312,300	299,000	299,000	292,100	292,000	286,200	271,200	252,600	248,000	238,100
	10						454,800	404,700	379,800	329,900	313,600	300,400	300,400	293,400	293,300	287,600	273,000	254,600	249,000	239,600
	11						456,600	406,600	381,400	330,800	314,900	301,800	301,800	294,700	294,600	289,000	274,800	256,600	250,000	241,100
	12						458,400	408,500	383,000	331,700	316,200	303,200	303,200	296,000	295,900	290,400	276,600	258,600	251,000	242,600
	13						460,000	410,500	384,400	332,600	317,300	304,700	304,500	297,400	297,300	291,900	278,200	260,600	251,900	244,000
	14						461,800	412,500	386,200	333,200	318,000	306,000	305,800	298,700	298,600	293,200	279,500	262,100	252,200	245,000
	15						463,600	414,500	388,000	333,800	318,700	307,300	307,100	300,000	299,900	294,500	280,800	263,600	252,500	246,000
	16						465,400	416,500	389,800	334,400	319,400	308,600	308,400	301,300	301,200	295,800	282,100	265,100	252,800	247,000
	17						467,000	418,500	391,400	335,100	320,200	309,700	309,600	302,600	302,500	297,100	283,200	266,500	253,200	248,000
	18						468,300	420,400	393,100	336,100	321,000	310,500	310,300	303,300	303,200	298,400	284,500	268,100		
	19						469,600	422,300	394,800	337,100	321,800	311,300	311,000	304,000	303,900	299,700	285,800	269,700		
	20						470,900	424,200	396,500	338,100	322,600	312,100	311,700	304,700	304,600	301,000	287,100	271,300		
	21						472,000	426,100	398,300	339,000	323,500	312,700	312,300	305,400	305,300	302,300	288,400	273,000		
	22						473,300	427,800	400,100	340,300	324,200	313,300	312,900	306,000	305,900	303,000	290,100	274,000		
	23						474,600	429,500	401,900	341,600	324,900	313,900	313,500	306,600	306,500	303,700	291,800	275,000		
	24						475,900	431,200	403,700	342,900	325,600	314,500	314,100	307,200	307,100	304,400	293,500	276,000		
	25						477,000	433,000	405,600	344,200	326,200	315,100	314,700	307,800	307,700	304,900	295,100	277,000		
	26						477,800	434,700	407,300	346,300	326,900	315,700	315,300	308,400	308,300	305,600	296,200	278,300		
	27						478,600	436,400	409,000	348,400	327,600	316,300	315,900	309,000	308,900	306,300	297,300	279,600		
	28						479,400	438,100	410,700	350,500	328,300	316,900	316,500	309,600	309,500	307,000	298,400	280,900		
	29						480,200	439,900	412,500	352,700	328,800	317,500	317,100	310,200	310,100	307,600	299,600	282,000		
	30						480,900	441,800	414,200	353,900	329,800	318,000	317,700	310,800	310,700	308,200	300,200	282,800		
	31						481,600	443,700	415,900	355,100	330,800	318,500	318,300	311,400	311,300	308,800	300,800	283,600		
	32						482,300	445,600	417,600	356,300	331,800	319,000	318,900	312,000	311,900	309,400	301,400	284,400		
	33						482,800	447,400	419,200	357,500	332,600	319,500	319,300	312,400	312,300	309,900	301,800	285,000		
	34						483,600	449,200	420,900	358,800	333,700	320,100	319,900	313,000	312,900	310,500	302,400			
	35						484,400	451,000	422,600	360,100	334,800	320,700	320,500	313,600	313,500	311,100	303,000			
	36						485,200	452,800	424,300	361,400	335,900	321,300	321,100	314,200	314,100	311,700	303,600			
	37						485,800	454,500	426,100	362,600	336,800	322,000	321,700	314,800	314,700	312,100	304,100			
	38						486,500	456,000	428,000	364,000	338,400	322,800	322,400	315,500	315,400	312,700	304,600			
	39						487,200	457,500	429,900	365,400	340,000	323,600	323,100	316,200	316,100	313,300	305,100			
	40						487,900	459,000	431,800	366,800	341,600	324,400	323,800	316,900	316,800	313,900	305,600			
	41						488,500	460,600	433,700	368,000	343,100	325,200	324,500	317,600	317,400	314,600	306,100			
	42						489,100	461,800	434,800	369,400	344,400	326,200	325,400	318,500	318,300	315,200	306,600			
	43						489,700	463,000	435,900	370,800	345,700	327,200	326,300	319,400	319,200	315,800	307,100			
	44						490,300	464,200	437,000	372,200	347,000	328,200	327,200	320,300	320,100	316,400	307,600			
	45						490,900	465,500	437,900	373,700	348,100	329,200	328,100	321,100	321,000	317,000	308,200			
	46						491,500	466,700	438,800	375,000	349,500	330,400	329,200	322,200	322,100	317,900	308,700			

	47	492,100	467,900	439,700	376,300	350,900	331,600	330,300	323,300	323,200	318,800	309,200
	48	492,700	469,100	440,600	377,600	352,300	332,800	331,400	324,400	324,300	319,700	309,700
	49	493,300	470,100	441,400	378,700	353,800	334,000	332,500	325,400	325,300	320,500	310,300
	50	493,800	471,000	442,300	380,100	355,200	335,300	333,800	326,700	326,600	321,600	311,000
	51	494,300	471,900	443,200	381,500	356,600	336,600	335,100	328,000	327,900	322,700	311,700
	52	494,800	472,800	444,100	382,900	358,000	337,900	336,400	329,300	329,200	323,800	312,400
	53	495,200	473,800	444,900	384,400	359,400	339,200	337,500	330,600	330,500	324,900	313,100
	54	495,700	474,400	445,700	385,700	360,700	340,500	338,600	331,700	331,500	325,900	313,700
	55	496,200	475,000	446,500	387,000	362,000	341,800	339,700	332,800	332,500	326,900	314,300
	56	496,700	475,600	447,300	388,300	363,300	343,100	340,800	333,900	333,500	327,900	314,900
	57	497,100	476,000	447,900	389,700	364,700	344,500	341,800	334,800	334,400	329,000	315,300
	58	497,600	476,500	448,700	391,200	366,400	345,800	343,200	336,000	335,500	329,900	315,900
	59	498,100	477,000	449,500	392,700	368,100	347,100	344,600	337,200	336,600	330,800	316,500
	60	498,600	477,500	450,300	394,200	369,800	348,400	346,000	338,400	337,700	331,700	317,100
	61	499,100	477,800	450,900	395,600	371,500	349,700	347,300	339,400	338,900	332,600	317,500
	62	499,600	478,300	451,700	396,900	372,800	351,200	348,600	340,700	340,100	333,500	318,200
	63	500,100	478,800	452,500	398,200	374,100	352,700	349,900	342,000	341,300	334,400	318,900
	64	500,600	479,300	453,300	399,500	375,400	354,200	351,200	343,300	342,500	335,300	319,600
	65	501,100	479,800	453,900	400,900	376,600	355,700	352,400	344,700	343,700	336,100	320,400
	66	501,600	480,300	454,600	402,500	377,900	357,900	353,900	346,100	345,000	336,900	320,900
	67	502,100	480,800	455,300	404,100	379,200	360,100	355,400	347,500	346,300	337,700	321,400
	68	502,600	481,300	456,100	405,700	380,500	362,300	356,900	348,900	347,600	338,500	321,900
	69	502,900	481,800	456,700	407,200	381,900	364,300	358,200	350,200	349,000	339,400	322,300
	70		482,300	457,400	408,300	383,200	365,700	359,500	351,600	350,300	340,600	322,600
	71		482,800	458,100	409,400	384,500	367,100	360,800	353,000	351,600	341,800	322,900
	72		483,300	458,800	410,500	385,800	368,500	362,100	354,400	352,900	343,000	323,200
再任用職員以外の職員	73		483,700	459,300	411,600	387,000	369,800	363,300	355,600	354,300	344,200	323,500
	74		484,200	459,900	412,700	388,500	371,200	364,800	357,000	355,800	345,300	
	75		484,700	460,500	413,800	390,000	372,600	366,300	358,400	357,300	346,400	
	76		485,200	461,100	415,000	391,500	374,000	367,800	359,800	358,800	347,500	
	77		485,700	461,600	416,000	393,000	375,400	369,400	361,300	360,200	348,500	
	78		486,200	462,100	417,100	394,500	376,700	371,000	362,900	361,700	349,600	
	79		486,700	462,700	418,200	396,000	378,000	372,700	364,500	363,200	350,700	
	80		487,200	463,300	419,300	397,500	379,300	374,300	366,100	364,700	351,800	
	81		487,600	463,700	420,300	398,900	380,500	375,800	367,500	366,200	352,900	
	82		488,100	464,200	421,000	400,400	381,900	377,300	369,100	367,600	354,200	
	83		488,600	464,700	421,700	401,900	383,300	378,800	370,700	369,000	355,500	
	84		489,100	465,200	422,500	403,400	384,700	380,300	372,300	370,400	356,800	
	85		489,600	465,700	423,100	405,000	386,100	381,600	373,700	371,800	358,000	
	86		490,100	466,200	423,900	406,200	387,600	383,000	375,000	373,100	359,300	
	87		490,600	466,700	424,700	407,400	389,100	384,400	376,300	374,400	360,600	
	88		491,100	467,200	425,500	408,600	390,600	385,800	377,600	375,700	361,900	
	89		491,600	467,700	426,200	409,700	391,900	387,000	378,900	376,800	363,100	
	90		492,100	468,200	427,100	410,900	393,400	388,500	380,400	378,300	364,200	
	91		492,600	468,700	428,000	412,100	394,900	390,000	381,900	379,900	365,300	
	92		493,100	469,200	428,900	413,300	396,400	391,500	383,400	381,500	366,400	
	93		493,400	469,700	429,600	414,400	398,000	392,900	384,800	382,900	367,400	
	94		493,900	470,200	430,300	415,300	399,400	394,600	386,400	384,400	368,600	
	95		494,400	470,700	431,000	416,200	400,800	396,300	388,000	385,900	369,800	
	96		494,900	471,200	431,800	417,100	402,200	398,000	389,600	387,400	371,000	
	97		495,200	471,600	432,400	418,000	403,600	399,500	391,200	388,800	372,200	
	98			472,100	433,100	418,900	404,900	400,800	392,500	390,000	373,200	
	99			472,600	433,800	419,800	406,300	402,100	393,800	391,200	374,200	
	100			473,100	434,500	420,700	407,700	403,400	395,100	392,400	375,200	

	101								473,400	435,200	421,400	408,900	404,500	396,200	393,400	376,000					
	102								473,900	435,900	422,200	409,800	405,500	397,200	394,200	376,900					
	103								474,400	436,600	423,000	410,800	406,500	398,300	395,000	377,800					
	104								474,900	437,300	423,800	411,800	407,500	399,400	395,800	378,700					
	105								475,200	438,000	424,500	412,600	408,300	400,200	396,400	379,500					
	106									438,600	425,400	413,600	409,400	401,200	397,200	380,400					
	107									439,200	426,300	414,600	410,500	402,200	398,000	381,300					
	108									439,800	427,200	415,600	411,600	403,200	398,800	382,200					
	109									440,400	427,900	416,400	412,500	404,300	399,500	382,900					
	110									441,000	428,600	417,300	413,400	405,100	400,300	383,700					
	111									441,600	429,400	418,200	414,300	405,900	401,100	384,500					
	112									442,200	430,200	419,100	415,200	406,700	401,900	385,300					
	113									442,700	430,800	419,900	416,200	407,600	402,700	386,200					
	114									443,300	431,500	420,800	417,200	408,400	403,500						
	115									443,900	432,200	421,700	418,200	409,200	404,300						
	116									444,500	432,900	422,600	419,200	410,000	405,100						
	117									445,000	433,500	423,400	420,000	410,800	405,900						
	118									445,600	434,200	424,200	420,900	411,600	406,700						
	119									446,200	434,900	425,000	421,800	412,400	407,500						
	120									446,800	435,600	425,800	422,700	413,200	408,300						
	121									447,300	436,200	426,600	423,400	414,100	409,100						
	122									447,900	436,900	427,400	424,200	414,900	409,900						
	123									448,500	437,600	428,200	425,000	415,700	410,700						
	124									449,100	438,300	429,000	425,800	416,500	411,500						
	125									449,600	438,900	429,600	426,700	417,400	412,300						
	126									450,200	439,600	430,300	427,500	418,200	413,200						
	127									450,800	440,300	431,000	428,300	419,000	414,100						
	128									451,400	441,000	431,700	429,100	419,800	415,000						
	129									451,900	441,600	432,500	429,900	420,700	415,700						
	130										442,300	433,300	430,700	421,500							
	131										443,000	434,100	431,500	422,300							
	132										443,700	434,900	432,300	423,100							
	133										444,300	435,700	433,200	424,000							
	134										445,000	436,500	434,000	424,800							
	135										445,700	437,300	434,800	425,600							
	136										446,400	438,100	435,600	426,400							
	137										447,000	438,800	436,400	427,300							
	138											439,700	437,200	428,100							
	139											440,600	438,000	428,900							
	140											441,500	438,800	429,700							
	141											442,200	439,600	430,500							
	142											443,000	440,400								
	143											443,800	441,200								
	144											444,600	442,000								
	145											445,300	442,800								
再任用職員		—	—	513,200	469,700	454,400	398,800	360,100	342,200	310,700	293,200	287,400	287,200	280,500	279,000	270,700	253,800	—	—	—

備考㈠　統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の㈡欄に定める額の俸給を支給するものとする。

㈡　この表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考㈠の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

㈢　この表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄又は㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

㈣　退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第四条から第九条まで及び第十一条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

２　第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（附則第三条において「第一条改正後防衛省給与法」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（適用日における最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　令和六年四月一日（以下この条において「適用日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項若しくは第五項又は第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（給与の内払）

第三条　第一条改正後防衛省給与法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、第一条改正後防衛省給与法の規定による給与の内払とみなす。

（号俸の切替え）

第四条　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において法別表第一及び別表第二の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては同表の陸将補、海将補及び空将補の㈡欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄、㈡欄又は㈢欄をいう。以下この条、附則第六条及び附則別表において同じ。）が附則別表に掲げられている職務の級又は階級であったものの切替日における号俸（同条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日における最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第五条　切替日の前日において法第五条第四項又は第五項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第六条　切替日前に職務の級又は階級を異にする異動をした職員及び防衛省令で定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第七条　第二条の規定による改正後の法（次条及び附則第九条において「第二条改正後防衛省給与法」という。）第十二条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号。次条及び附則第九条において「一般職給与改正法」という。）附則第六条の規定の適用については、同条中「人事院規則」とあるのは、「政令」とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

第八条　一般職給与改正法附則第七条の規定は、切替日から令和十年三月三十一日までの間における第二条改正後防衛省給与法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下この条及び次条において「一般職給与法」という。）第十一条の三第二項及び第三項の規定並びに一般職給与法第十一条の四から第十一条の六まで及び第十一条の八第四項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第七条中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第二項中「人事院は、前項前段」とあるのは「前項前段」と読み替えるものとする。

（地域手当等に関する経過措置）

第九条　一般職給与改正法附則第八条から第十条までの規定は、第二条改正後防衛省給与法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法第十一条の七、第十二条第四項及び第十二条の二第三項並びに一般職給与法第十四条の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第八条中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第一項中「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第二項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第一項」と、「附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（附則第十条及び第十一条第一項第四号において「暫定再任用職員」とあるのは「附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員（附則第十条において「暫定再任用隊員」と、一般職給与改正法附則第十条中「暫定再任用職員」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された職員並びに暫定再任用隊員」と読み替えるものとする。

２　一般職給与改正法附則第九条の規定は、第二条改正後防衛省給与法第二十四条の二第三項及び第二十五条第三項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法第十二条の二第三項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第九条中「俸給表の適用を受ける職員」とあるのは、「自衛官候補生又は学生」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第十条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第十一条　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表第八条第一項の項中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同条第三項中「第二十二条の二第五項」を「第二十二条の二第六項」に改め、「、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当」を削る。

附則別表（附則第四条関係）

イ　自衛隊教官俸給表の適用を受ける職員の新号俸

職務の級 / 旧号俸	２級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21

38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41

58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	54
71	55
72	56
73	57
74	58
75	59
76	60
77	61

ロ　自衛官俸給表の適用を受ける自衛官の新号俸

階級 / 旧号俸	陸将補 海将補 空将補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐			2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐
	(一)	(一)	(二)	(三)		
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	2	2
11	1	1	1	1	3	3
12	1	1	1	1	4	4
13	1	1	1	1	5	5
14	1	1	1	2	6	6
15	1	1	1	3	7	7
16	1	1	1	4	8	8
17	1	1	1	5	9	9
18	1	1	1	6	10	10
19	1	1	1	7	11	11
20	1	1	1	8	12	12
21	1	1	1	9	13	13
22	1	1	1	10	14	14
23	1	1	1	11	15	15
24	1	1	1	12	16	16
25	1	1	1	13	17	17
26	1	1	1	14	18	18
27	1	1	1	15	19	19
28	1	1	1	16	20	20
29	1	1	1	17	21	21
30	1	1	1	18	22	22
31	1	1	1	19	23	23
32	1	1	1	20	24	24
33	1	1	1	21	25	25
34	2	1	1	22	26	26
35	2	1	1	23	27	27
36	2	1	2	24	28	28
37	2	1	2	25	29	29
38	2	1	2	26	30	30
39	2	2	2	27	31	31
40	3	2	2	28	32	32
41	3	2	2	29	33	33
42	3	2	3	30	34	34
43	3	2	3	31	35	35
44	3	2	3	32	36	36
45	3	2	3	33	37	37
46			3	34	38	38
47			3	35	39	39
48			3	36	40	40
49			3	37	41	41
50			4	38	42	42
51			4	39	43	43
52			4	40	44	44
53			4	41	45	45
54			4	42	46	46
55			4	43	47	47
56			4	44	48	48

令和７年５月13日　火曜日　発行　官　報（号外国会会議録）

57			4	45	49	49
58				46	50	50
59				47	51	51
60				48	52	52
61				49	53	53
62				50	54	54
63				51	55	55
64				52	56	56
65				53	57	57
66				54	58	58
67				55	59	59
68				56	60	60
69				57	61	61
70				58	62	62
71				59	63	63
72				60	64	64
73				61	65	65
74				62	66	66
75				63	67	67
76				64	68	68
77				65	69	69
78				66	70	70
79				67	71	71
80				68	72	72
81				69	73	73
82					74	74
83					75	75
84					76	76
85					77	77

86					78	78
87					79	79
88					80	80
89					81	81
90					82	82
91					83	83
92					84	84
93					85	85
94					86	86
95					87	87
96					88	88
97					89	89
98					90	90
99					91	91
100					92	92
101					93	93
102					94	94
103					95	95
104					96	96
105					97	97
106						98
107						99
108						100
109						101
110						102
111						103
112						104
113						105

理　由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等の改定等をするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　俸給月額等の改定等

㈠　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給される学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。

㈡　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和六年十二月期の期末手当の支給割合を百分の百七十五とすること。

㈢　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和七年度以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ百分の百七十二・五とすること。

㈣　自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に支給される令和六年十二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ百分の七十一・二五等及び百分の五十一・二五等とすること。

㈤　再任用職員に支給される令和七年度以降の六月期及び十二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ百分の七十等及び百分の五十等とすること。

㈥　営外手当の月額を六千八百三十円とすること。

㈦　特定任期付職員に対して勤勉手当を支給すること。

㈧　自衛官候補生及び学生に対して単身赴任手当を支給すること。

㈨　一般職の国家公務員の例に準じて地域手当、通勤手当及び扶養手当等を見直すこと。

㈩　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表について、職務や職責を重視した俸給体系を導入すること。

2　施行期日等

㈠　この法律は、公布の日から施行し、1の㈠、㈡、㈣及び㈥の改正後の規定は、令和六年四月一日から適用すること。ただし、1の㈢、㈤、㈦、㈧、㈨及び㈩に関する規定は、令和七年四月一日から施行すること。

㈡　その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

二　議案の可決理由

本案は、防衛省の職員の給与等が一般職の国家公務員の給与等との権衡を考慮して定められている実情等に鑑み、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　経費

本案施行を含む令和六年度の給与改定に要する経費（防衛省所管）は、約八百七十三億円である。

右報告する。

令和六年十二月十二日

安全保障委員長　遠藤　敬

衆議院議長　額賀福志郎殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和六年十二月十二日

提出者

議院運営委員長　浜田　靖一

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）附則第二条第二項及び第三項の規定が適用される間における第十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる者」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣等」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

各議院の議長、副議長及び議員が受ける期末手当の支給割合を現行の水準に据え置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和六年十二月十二日

提出者

議院運営委員長　浜田　靖一

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の百二・五」を「六月に支給するときは百分の百二・五、十二月に支給するときは百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の八十二」を「六月に支給するときは百分の八十二、十二月に支給するときは百分の八十六」に改め、同項第三号中「百分の六十一・五」を「六月に支給するときは百分の六十一・五、十二月に支給するときは百分の六十四・五」に改め、同項第四号中「百分の三十・七五」を「六月に支給するときは百分の三十・七五、十二月に支給するときは百分の三十二・二五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

級	号俸	給料月額
一	一	三五〇、五〇〇円
	二	三六八、五〇〇円
二	一	四二四、〇〇〇円
	二	四三四、一〇〇円
	三	四四四、三〇〇円
	四	四五四、五〇〇円
	五	四六四、七〇〇円
	六	四七四、八〇〇円
	七	四八五、〇〇〇円
	八	四九一、八〇〇円
	九	四九八、六〇〇円
三	一	五一六、〇〇〇円
	二	五二七、一〇〇円
	三	五三四、四〇〇円
	四	五四一、七〇〇円

別表第二（第三条関係）

級	号俸	給料月額
一	一	二七八、四〇〇円
	二	二七九、三〇〇円
二	一	三一三、八〇〇円
	二	三二一、三〇〇円
	三	三二八、八〇〇円
	四	三三六、三〇〇円
	五	三四三、九〇〇円
三	一	三七一、二〇〇円
	二	三七九、五〇〇円
	三	三八七、八〇〇円
	四	三九六、一〇〇円
	五	四〇一、七〇〇円

第二条　国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条中「第十二条第二項第一号に掲げる」を「第十二条第五項に定める」に改める。

第十五条第二項第一号中「六月に支給するときは百分の百二・五、十二月に支給するときは百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「六月に支給するときは百分の八十二、十二月に支給するときは百分の八十六」を「百分の八十四」に改め、同項第三号中「六月に支給するときは百分の六十一・五、十二月に支給するときは百分の六十四・五」を「百分の六十三」に改め、同項第四号中「六月に支給するときは百分の三十・七五、十二月に支給するときは百分の三十二・二五」を「百分の三十一・五」に改める。

附則第二十一項中「第十二条第二項第一号に掲げる一箇月」を「第十二条第五項に定める一箇月」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律（以下「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

理　由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和六年十二月十二日

提出者

議院運営委員長　浜田　靖一

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「（常時勤務することを要しない国会職員（国会職員法第四条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）にあっては、三歳）」を削り、「一日につき二時間を超えない範囲内で」を「一日の勤務時間の全部又は一部について」に改め、同条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2　前項の規定による育児時間の請求をしようとする国会職員は、両議院の議長が協議して定める一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における育児時間を請求するかを本属長に申し出るものとする。

一　一日につき二時間を超えない範囲内
二　一年につき両議院の議長が協議して定める時間を超えない範囲内

3　前項の規定による申出をした国会職員は、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4　第二項の規定による申出をした国会職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第一項の規定による育児時間の請求をすることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　公布の日

二　次条の規定　国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

第二条　国会職員は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の国会職員の育児休業等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第二十条第一項から第四項までの規定の例により、同条第二項各号のいずれの範囲内で育児時間（同条第一項に規定する育児時間をいう。以下この条において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（新法第二十条第三項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における育児時間の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第二項の規定による申出及び同条第三項の規定による変更並びに同条第一項の規定による請求とみなす。

（両院議長協議決定への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。

（国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「この項及び附則第五条から第七条までにおいて」を削る。

附則第七条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

理　由

一般職の国家公務員に準じて、国会職員について、育児時間制度において一年につき両議院の議長が協議して定める時間を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、常時勤務することを要しない国会職員についても、育児時間の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。